

目 次

第 1 号 (3月8日)

○議 事 日 程	1
○出 席 議 員	1
○欠 席 議 員	1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1
○議会事務局出席職員	1
○開会宣告・開議宣告	2
○諸 般 の 報 告	2
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2
○日程第 2 会期決定の件	2
○日程第 3 行 政 報 告	2
○日程第 4 報告第 1 号 監査・例月現金出納検査結果報告の件	5
○日程第 5 報告第 2 号 委員会所管事務調査報告の件	8
○日程第 6 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度上富良野町一般会計補正予算 (第 9 号)	1 5
○日程第 7 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算 (第 4 号)	1 6
○日程第 8 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度上富良野町老人保健特別会計補正予算 (第 2 号)	1 7
○日程第 9 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号)	1 8
○日程第 1 0 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度上富良野町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号)	1 9
○日程第 1 1 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 0
○日程第 1 2 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算 (第 2 号)	2 0
○日程第 1 3 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)	2 1
○日程第 1 4 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度上富良野町病院事業会計補正予算 (第 4 号)	2 2
○散 会 宣 告	2 3

目 次

第 2 号 (3月9日)

○議 事 日 程	2 5
○出 席 議 員	2 5
○欠 席 議 員	2 5
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	2 5
○議会事務局出席職員	2 5
○開 議 宣 告	2 6
○諸 般 の 報 告	2 6
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	2 6
○日程第 2 執行方針	2 6
〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君	
〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君	
○日程第 3 議案第 1号 平成22年度上富良野町一般会計予算	2 6
○日程第 4 議案第 2号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	2 6
○日程第 5 議案第 3号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算	2 6
○日程第 6 議案第 4号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	2 6
○日程第 7 議案第 5号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算	2 6
○日程第 8 議案第 6号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	2 6
○日程第 9 議案第 7号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	2 6
○日程第10 議案第 8号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	2 6
○日程第11 議案第 9号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算	2 6
○日程第12 議案第10号 平成22年度上富良野町病院事業会計予算	2 6
○日程第13 議案第20号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	2 6
○日程第14 議案第21号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	2 6
○予算特別委員会の設置について	5 5
○休 会 の 議 決	5 5
○散 会 宣 告	5 5

目 次

第 3 号 (3月15日)

○議 事 日 程	5 7
○出 席 議 員	5 7
○欠 席 議 員	5 7
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	5 7
○議会事務局出席職員	5 7
○開 議 宣 告	5 8
○諸 般 の 報 告	5 8
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	5 8
○日程第 2 町の一般行政について質問	5 8
2 番 村 上 和 子 君	5 8
1 町民の足の確保、町営バスをより利便性の高い運行体制と、地域の足としての新しい「デマンド交通」など考えられないか	
2 自動体外式除細動器 (AED) の備え付け場所の表示と拡大、保守点検の確認を	
3 新学習指導要領に対応する教育環境の充実について	
5 番 米 沢 義 英 君	6 4
1 障害者支援について	
2 休日保育について	
3 商業振興について	
4 特産品の加工販売について	
5 商工業・農業後継者対策について	
8 番 岩 崎 治 男 君	7 2
1 町の基本計画について	
2 駅前整備事業について	
3 道道吹上上富良野線の改修は	
6 番 今 村 辰 義 君	7 7
1 十勝岳総合防災訓練のステップアップを	
1 0 番 和 田 明 彦 君	8 6
1 遊休農地の対策について	
2 青少年の国内外交流事業について	
○散 会 宣 告	9 0

目 次

第 4 号 (3月16日)

○議 事 日 程	9 3
○出 席 議 員	9 3
○欠 席 議 員	9 3
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	9 3
○議会事務局出席職員	9 3
○開 議 宣 告	9 4
○諸 般 の 報 告	9 4
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	9 4
○日程第 2 町の一般行政について質問	9 4
1 2 番 佐 川 典 子 君	9 4
1 地域経済の循環について	
2 子育て世代の支援について	
7 番 一 色 美 秀 君	9 9
1 障がい者自立支援法による、当町の地域生活支援事業について	
9 番 中 村 有 秀 君	1 0 2
1 町民ポストへの投函状況とその後の取り扱いについて	
2 日の出公園駐車場の拡張について	
3 協働のまちづくり懇談会等の開催について	
3 番 岩 田 浩 志 君	1 1 1
1 協働のまちづくりについて	
2 町長の慶弔について	
○休 会 の 議 決	1 1 8
○散 会 宣 告	1 1 8

目 次

第 5 号 (3月24日)

○議事日程	1 2 1
○出席議員	1 2 1
○地方自治法第121条による説明員の職氏名	1 2 1
○議会事務局出席職員	1 2 2
○開議宣告	1 2 3
○諸般の報告	1 2 3
○日程第 1 会議録署名議員の指名の件	1 2 3
○日程第 2 予算特別委員会付託	1 2 3
議案第 1号 平成22年度上富良野町一般会計予算	
議案第 2号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	
議案第 3号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算	
議案第 4号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	
議案第 5号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算	
議案第 6号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	
議案第 7号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	
議案第 8号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	
議案第 9号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算	
議案第10号 平成22年度上富良野町病院事業会計予算	
議案第20号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	
議案第21号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	
○日程第 3 議案第22号 公共施設における広域市町村民の使用料の取扱いに関する関係 条例の整備に関する条例	1 2 4
○日程第 4 議案第23号 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	1 2 6
○日程第 5 議案第24号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成 に関する条例の一部を改正する条例	1 3 0
○日程第 6 議案第25号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について	1 3 0
○日程第 7 議案第26号 上川教育研修センター組合格約の変更について	1 3 1
○日程第 8 議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	1 3 2
○日程第 9 議案第28号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について	1 3 2
○日程第10 議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	1 3 3
○日程第11 議案第30号 上富良野町道路線廃止の件	1 3 3
○日程第12 議案第31号 上富良野町道路線認定の件	1 3 3
○日程第13 議案第32号 監査委員の選任の件	1 3 4
○日程第14 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件	1 3 5
○日程第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件	1 3 5
○日程第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件	1 3 6
○日程第17 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	1 3 6
○日程第18 発議案第3号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件	1 3 7
○日程第19 発議案第4号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を 求める意見の件	1 3 7
○日程第20 発議案第5号 保育制度改革に関する意見の件	1 3 8
○日程第21 閉会中の継続調査申出の件	1 3 9
退任・退職あいさつ	1 3 9
○町長あいさつ	1 4 1
○議長あいさつ	1 4 2

第 1 回 定 例 会 付 託 事 件 一 覧 表

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
1	平成22年度上富良野町一般会計予算	3月24日	原 案 可 決
2	平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
3	平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
4	平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
5	平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
6	平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
7	平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
8	平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算	3月24日	原 案 可 決
9	平成22年度上富良野町水道事業会計予算	3月24日	原 案 可 決
10	平成22年度上富良野町病院事業会計予算	3月24日	原 案 可 決
11	平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）	3月8日	原 案 可 決
12	平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）	3月8日	原 案 可 決
13	平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原 案 可 決
14	平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
15	平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
16	平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
17	平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）	3月8日	原 案 可 決
18	平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）	3月8日	原 案 可 決
19	平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）	3月8日	原 案 可 決
20	上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件	3月24日	原 案 可 決
21	上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月24日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
2 2	公共施設における広域市町村民の使用料の取扱いに関する関係条例の整備に関する条例	3月24日	原 案 可 決
2 3	上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例	3月24日	原 案 可 決
2 4	上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例	3月24日	原 案 可 決
2 5	上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について	3月24日	原 案 可 決
2 6	上川教育研修センター組合格約の変更について	3月24日	原 案 可 決
2 7	北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について	3月24日	原 案 可 決
2 8	北海道市町村総合事務組合格約の変更について	3月24日	原 案 可 決
2 9	北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について	3月24日	原 案 可 決
3 0	上富良野町道路線廃止の件	3月24日	原 案 可 決
3 1	上富良野町道路線認定の件	3月24日	原 案 可 決
3 2	監査委員の選任の件	3月24日	同 意 可 決
3 3	固定資産評価審査委員会委員の選任の件	3月24日	同 意 可 決
	〔予算特別委員会付託〕 議案第1号 平成22年度上富良野町一般会計予算 議案第2号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算 議案第3号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算 議案第4号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算 議案第5号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算 議案第6号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算 議案第7号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算 議案第8号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算 議案第9号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算 議案第10号 平成22年度上富良野町病院事業会計予算 議案第20号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件 議案第21号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件	3月24日	原 案 可 決

議案 番号	件 名	議決月日	結 果
	諮問		
1	人権擁護委員候補者の推薦の件	3月24日	適任
	執行方針	3月9日	
	行政報告	3月8日	
	町の一般行政について質問	3月15日 3月16日	
	報告		
	監査・例月現金出納検査結果報告の件	3月8日	報告
2	委員会所管事務調査報告の件	3月8日	報告
	発議		
1	町長の専決事項指定の件	3月24日	原案可決
2	上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則	3月24日	原案可決
3	農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件	3月24日	原案可決
4	季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見の件	3月24日	原案可決
5	保育制度改革に関する意見の件	3月24日	原案可決
	閉会中の継続調査申出の件	3月24日	原案可決

平成 2 2 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 3 月 8 日（月曜日）

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
第 2 会期決定の件 3月8日～24日 17日間
第 3 行政報告 町長 向山 富夫 君
第 4 報告第 1号 監査・例月現金出納検査結果報告の件
代表監査委員 高口 勤 君
第 5 報告第 2号 委員会所管事務調査報告の件
第 6 議案第 11号 平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）
第 7 議案第 12号 平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
第 8 議案第 13号 平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）
第 9 議案第 14号 平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
第10 議案第 15号 平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）
第11 議案第 16号 平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）
第12 議案第 17号 平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
第13 議案第 18号 平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
第14 議案第 19号 平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）

出席議員（13名）

1番	岡本 康裕 君	2番	村上 和子 君
3番	岩田 浩志 君	5番	米沢 義英 君
6番	今村 辰義 君	7番	一色 美秀 君
8番	岩崎 治男 君	9番	中村 有秀 君
10番	和田 昭彦 君	11番	渡部 洋己 君
12番	佐川 典子 君	13番	長谷川 徳行 君
14番	西村 昭教 君		

欠席議員（1名）

4番	谷 忠 君
----	-------

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長	向山 富夫 君	副 町 長	田浦 孝道 君
教 育 長	北川 雅一 君	代表監査委員	高口 勤 君
教育委員会委員長	増田 修一 君	農業委員会会長	中瀬 実 君
会計管理者	新井 久己 君	総務課長	服部 久和 君
産業振興課	多湖 逸郎 君	産業振興課	辻 剛 君
商工観光班主幹	岡崎 光良 君	農業振興班主幹	岡崎 智子 君
保健福祉課長	岡崎 光良 君	健康づくり担当課長	岡崎 智子 君
町民生活課長	田中 利幸 君	建設水道課長	北向 一博 君
技術審査担当課長	松本 隆二 君	公園整備担当課長	菊地 昭男 君
農業委員会事務局長	菊池 哲雄 君	教育振興課長	前田 満 君
ラベンダーハイツ所長	大場 富蔵 君	町立病院事務長	松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局 長	中田 繁利 君	主 査	深山 悟 君
主 査	遊佐 早苗 君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 13名)

開会宣告・開議宣告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は13名であります。

これより、平成22年第1回上富良野町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

今期定例会は、3月5日に告示され、同日、議案等の配付をいたしました。

今期定例会の運営について、2月18日と3月3日に議会運営委員会を開き、その内容は、別紙議事日程のとおりであります。

今期定例会に提出の案件は、町長から提出の議案が、議案第1号から議案第33号までの33件、諮問第1号の1件であります。

なお、人事案件の議案第32号監査委員の選任の件及び議案第33号固定資産評価審査委員会委員の選任の件並びに諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後日配付いたしますので御了承賜りたいと存じます。

議員からの提出案件は、発議案第1号から発議案第5号までの5件であります。

総務産建常任委員長及び議会運営委員長から、委員会所管事務調査の報告がありました。

監査委員から、監査・例月現金出納検査の結果報告がありました。

町長及び教育長から、平成22年度の町政執行方針並びに教育行政執行方針について、発言の申し出がありました。

今期定例会までの主要な事項について、町長から行政報告の発言の申し出がありました。その資料として、本日、平成21年度建設工事発注状況をお配りいたしましたので、審議の資料としていただきますようお願い申し上げます。

2月25日までに受理いたしました陳情・要望の件数は10件であり、その内容は、さきにお配りしたとおりであります。

今期定例会までの議会の主要な動向は、別紙配付のとおりであります。

今期定例会の議案説明のため、町長以下関係者の出席を求め、別紙配付のとおり出席しております。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

2番 村上和子君

3番 岩田浩志君

を指名いたします。

日程第2 会期決定の件

議長(西村昭教君) 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月24日までの17日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月24日までの17日間と決しました。

日程第3 行政報告

議長(西村昭教君) 日程第3 行政報告を行います。

今期定例会までの主な行政執行経過について、町長から報告の申し出がありますので、発言を許します。

町長向山富夫君。

町長(向山富夫君) 議員各位におかれましては、公私ともに何かと御多用のところ、平成22年第1回定例町議会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

この機会に、去る12月定例町議会以降におきます町政執行の概要について御報告させていただきます。

初めに、十勝岳噴火総合防災訓練についてですが、上川支庁地域災害対策連絡協議会及び十勝岳火山防災会議協議会主催により、上富良野町と美瑛町と北海道上川支庁によりまして、2月23日から24日の2日間の日程で実施いたしました。

防災関係機関であります旭川地方气象台、陸上自衛隊、北海道警察、上富良野消防署、消防団など、多数の関係機関に御協力をいただいたほか、あわせて関係機関独自、あるいは共同による訓練も実施いただいたところであります。

当町においては、九つの防災関係機関の参加により1日目は非常配備体制構築、自衛隊災害派遣準備訓練、情報の収集と伝達訓練を主体に、2日目は職員非常招集、災害対策本部設置、自衛隊災害派遣要請、避難路確保、避難所開設、避難指示情報伝達、避難、道路閉鎖など、各種実働訓練を展開いたしました。

避難訓練では、緊急危険区域の住民を対象に8カ所の避難所を開設したほか、草分地区自主防災組織による避難訓練として6カ所の屋外避難所が開設され、参加の状況については町全体で昨年より26世帯多い194世帯、人数も78人多い255人の参加をいただいたところであります。

自主防災組織の防災訓練の参加については、より多くの自主防災組織が参加いただけますよう、今後ともさらに働きをかけてまいります。

また、防災訓練にあわせて行われた関係機関の訓練では、西小学校避難所における救助・救出訓練と避難指示区域における未避難者の確認訓練を陸上自衛隊、北海道警察、消防署、消防団により避難所間における避難者輸送訓練を陸上自衛隊と北海道警察が連携し、ヘリコプターによる上空偵察訓練を陸上自衛隊と北海道が、地上偵察訓練と災害対策本部での野外用指揮システムの運用訓練を陸上自衛隊がそれぞれ実施をしていただくなど、各防災関係機関の御協力に対して改めて感謝申し上げますとともに、今後、想定される十勝岳噴火災害に備えてまいりたいと考えております。

次に、自衛隊関係であります。現防衛計画の大綱の見直し等の作業が平成22年度以降に先送りされることとなり、12月21日、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の要望運動が行われ、防衛省及び関係国会議員に対し、北海道の自衛隊体制維持を求める要望とともに、平成22年度防衛予算編成の準拠となる方針の閣議決定に係る要望を行い、翌22日には防衛省、自衛隊の幹部の方々に上富良野駐屯地の現状規模堅持の要請を行ってまいりました。

1月14日には、第2師団の冬季戦技競技会が上富良野演習場で開催され、第2師団管内から選手を初めとする多くの隊員が集まり、各協力団体の熱心な応援のもと競技が行われました。

この大会には、地元の第2戦車連隊から選抜選手が出場し、アキオの部で第1位と第3位の見事な活躍で、総合第3位の成績をおさめました。

2月4日、東京において町内に立地いたします企業を訪問し、情報交換をするとともに、翌5日には、防衛施設周辺整備事業の関係で町基地対策協議会の役員による防衛省並びに関係の国会議員に演習場周辺整備事業に関する要望を行ってまいりました。2月22日には、北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会の役員会が札幌市で開催され、出席してまいりました。

次に、子どもセンターでの共生事業についてありますが、今年度に共生型ソフト事業の補助採択を得て、センター内の活動備品等を整備するとともに、高齢者、障がい者、児童が一堂に会しての共生事業を催すよう計画し、1月31日に「わいわいらんど」を開催いたしました。当日は、子育て中の親子を初め、高齢者、障がい者の団体などから延べ160名余りの参加者があり、それぞれの活動を披露するなど楽しいひとときを過ごしていただくことができました。

次に、地域を挙げて子育てを支援するためのファミリーサポートセンター事業についてありますが、事業開始に向け会員募集の説明会を開催したところ、2月24日現在、9名の方が会員登録していただける見込みでありますので、今後は講習会を開き会員として必要な知識を身につけていただいた上で、3月中の事業開始を目指してまいります。

次に、国民健康保険加入者の特定健診、保健指導についてであります。平成21年度の健診受診率は69.7%と昨年と同水準となっております。また、平成20年度の特定保健指導実施者の改善状況を今年度の健診で確認すると、内臓脂肪型肥満が14.5%減少、メタボリック予備軍が23.5%減少、メタボリック該当者が3.2%減少するなどの成果を得ておりますので、今年度に実施した特定保健指導に期待をしております。

次に、自治基本条例の推進についてであります。2月1日に大阪ボランティア協会常務理事の早瀬昇氏を招き、「住民が主役!協働のまちづくりのすすめ」と題して講演会を開催し、約170名の町民の皆様に聴講していただきました。

さらに、自治基本条例の中学生に対する説明につきましては、東中中学校に続き上富良野中学校3年生115名に対しても授業教科の一環として条例の内容及び協働のまちづくりの必要性について説明をさせていただいたところであります。

次に、町税等の収納対策についてであります。平成21年度9月定例町議会報告以降の町税等の徴収対策につきましては、預金調査418件の財産調査を実施するとともに、所得税還付金4件、銀行預金の4件の差し押さえを執行し、8万3,000円

の換価収納をいたしました。

また、昨年に引き続き上川支庁管内市町村合同納税窓口に参加し、共同呼び出し18名、町税分催告23名を対象に納税催告を行い、町税等36万8,000円を徴収いたしました。さらに、12月期において夜間、休日納税相談窓口を開設し、344名に対する呼び出し催告により218件の納税相談を実施し、町税等819万6,000円を徴収いたしました。

次に、例年実施しております平成21年分所得税の確定申告の受け付けについては、2月16日から3月15日までの期間、また消費税及び地方消費税の確定申告については、2月16日から3月31日までの期間で実施しており、町民の方が混乱を来さないよう所得税の申告と同時に相談、受け付けの対応を図っているものであります。

次に、上富良野町地域省エネルギービジョン及び地球温暖化対策実行計画の策定状況についてであります。地域省エネルギービジョンにつきましては昨年7月から着手し、これまで5回の策定委員会を開催して、ことし2月末をもちまして策定作業を終了いたしました。

また、地球温暖化対策実行計画につきましては、地域省エネルギービジョンをもとに町内における温室効果ガスの排出抑制に向けた対策を総合的かつ効果的に推進することを目標に、これまで4回の策定委員会を開催して、ことし3月末をもって策定作業を終了する予定であります。

今後につきましては、地球温暖化対策実行計画及び地域省エネルギービジョンに基づき、町といたしましても温室効果ガスの排出抑制に向けたさまざまな取り組みを講じてまいりますとともに、町民の皆様にも省エネルギー行動の推進に向けた普及啓発活動に積極的に取り組んでまいります。

次に、昨年11月から始めています不燃ごみ指定袋の切りかえの状況についてであります。役場において差額シールの買い取り、販売窓口を開設するとともに、指定販売所の店頭などにも混乱が起きないように掲示するなど対策を講じてまいりました結果、現在のところ特に混乱もなく、順調に切りかえが進んでおります。今後におきましても、引き続き町民の皆様の利便性が図られるよう買い取り販売窓口を開設してまいります。

次に、農業関係であります。去る1月29日、午後6時ごろ旭野地区かみふらの牧場肥育舎から火災が発生し、被災施設を初め出荷前の成豚を含めた多数の肉豚に被害が及びました。上富良野消防署の要請により、上富良野駐屯地並びに多田分屯地の両消防ポンプ班にも消火協力をいただき、午後9時4

9分に鎮火いたしました。肥育舎6棟、車庫1棟、車両1台が焼失、また被災施設内で肥育されていた肉豚5,020頭のうち3,623頭が廃棄処分せざるを得ない状況となりました。廃棄処分となったもののうち、832頭につきましては町が設置しておりますへい獣処理施設において埋却処理を、そのほかについては民間の処理施設において焼却処理が行われたところであります。

かみふらの牧場につきましては、特産品であるかみふらのポークの生産に中心的役割を果たし、さらには多くの町民の方を雇用する当町の中核企業であり、一刻も早く通常の生産活動が行われるよう願っているところであります。

次に、農業後継者関係についてであります。農業後継者として生産活動はもとより、野菜直売店の経営など、戦略的な農業を展開されている江花地区の安丸千加さんが去る3月4日、5日の両日、東京で開催された「青年農業者会議全国大会アグリメッセージ部門」の北海道代表として参加されました。

安丸さんは、農業の世界がいまだ男性中心であるがゆえに女性後継者への偏見や男女差別的なものを感じたという悔しさや、社会への疑問、また直売所開設によって得ることができた刺激や楽しさ、さらには女性がみずからの感性を生かしそれぞれの力が発揮できる生き方を目指すことなどを意見としてまとめ、1月に行われた全道大会において最優秀賞に輝き、今回、全国の晴れ舞台での発表となりました。

実は先ほど、きょうでございますが、全国大会の結果につきまして連絡をいただきまして当日の最高の賞でございます農林水産大臣賞を受賞されたという報告がなされたところでございます。農業に限ったことではありませんが、後継者不足が常態化している中で、今回、この出来事は町にとっても大変喜ばしいことであり、後継者施策の推進についてさらに力を注いでまいります。

次に、観光関係であります。今回で46回を数えます「かみふらの雪まつり」を日の出公園を会場に2月7日に開催いたしました。会場には、上富良野駐屯地第2戦車連隊制作による滑り台つき大雪像1基と建設業協会制作による大迷路が設置され、約1,000人の町民の方々に冬の一日を楽しく過ごしていただけたものと思っております。

昨年同様、前日の6日には滑り台と大迷路を先行開放し多くのお子さんに楽しんでいただきました。当日には、幼児の部と小学生の部に分けた宝探しゲームやスノーモービルなどの体験搭乗、共催いただいた「新しい富良野・美瑛観光を考える実行委員会」による嗜好を凝らしたイベントが行われるとと

もに、ステージでは駐屯地音楽隊の演奏も披露され、会場内には多くの人でにぎわい楽しく終えることができたところであります。

雪像制作から当日まで、御支援、御協力をいただきました陸上自衛隊、建設業協会、女性団体連絡協議会、自衛隊協力会女性部を初め、各関係機関及び協賛いただいた皆様に感謝を申し上げます。

また、雪まつりと連動し6日と7日の両日、見晴台公園及び深山峠駐車場を会場に新たな冬の観光を模索する取り組みとして、「ウィンターサーカス2010」が開催され、町内外から多くの方が会場に訪れ、特産品のPRや交流など有意義な活動が展開されたと報告をいただいているところでございます。

次に、2月8日から10日の3日間、保健福祉総合センターかみんにおきまして中国語の語学研修講座が開催されております。これは、富良野・美瑛広域観光推進協議会の広域観光圏事業としてかみふらの十勝岳観光協会が主管して行われたものであります。中国上海在住の上富良野町国際観光大使王思椒氏を講師に迎え、広域の観光施設、宿泊施設などに従事されている方を優先対象として定員30名で行われました。内容は簡単なあいさつや日常会話の学習を中心としたもので、中国人旅行者の特性なども含めた講師のお話に定員を満たした30名の受講者は熱心に聞き入り、学習をされておりました。

今後、増加が予想される中国上海、北京からの観光客の接遇対応に大いに役立つものと考えております。この語学研修に講師として来日くださいました王先生に心から感謝申し上げます。

次に、公立病院に対する国の財政措置の充実に關する要請結果についてであります。一昨年末に、国から示された公立病院に関する財政措置の改正では、過疎地域や救急医療等に関する財政措置が充実されましたが、一方で、不採算地区病院の対象要件の見直しにより、道内では本町を含む四つの公立病院が対象外となりました。このことは、地域医療の崩壊につながるものとして、該当自治体や町議会を初め、北海道と北海道町村会及び北海道自治体病院開設者協議会が連携しながら、国及び関係省庁、さらには道内選出の国会議員などに対し、激変緩和措置を求めて、粘り強く要請活動を展開してまいりました。

その結果、昨年末の省令改正で平成21年度から25年度までの5カ年間を経過措置として、特別交付税において平成20年度末の一般病床数を対象にした財政支援策が決定されたところであります。このことは、町議会はもとより、北海道、北海道町村

会など関係機関のお力添えのたまものと衷心より感謝申し上げます。

地域医療を取り巻く環境は大変厳しい状況にありますが、今回、講じられました国の激変緩和措置を生かし、経営健全化に努めるとともに、町民に信頼される病院としてその使命を果たしてまいりたいと考えておりますので、今後とも議員各位の特段の御支援、御協力を御願います。

次に、成人式についてであります。1月10日、保健福祉総合センターかみんにおいて、町議会議員を初め、多くの来賓各位の御臨席をいただき挙行いたしました。新成人116名の出席のもと、厳粛な中で式典が行われ、成人としての門出を祝福したところであります。

次に、上富良野高校にかかわる事項について報告させていただきます。昨年7月13日に平成22年度から24年度における公立高等学校配置計画案が北海道教育委員会より示され、上富良野高校については現状維持となっておりますが、本年4月入学の志願状況については多くの関係者の御努力により、例年にない42名となっております。その中でも地元の中学校卒業者が28名であります。

存続については依然として厳しい状況にありますが、今後においても上富良野高校への入学希望者が増加し、地域に根差した特色ある高校として存続できるよう町といたしましても町民の理解と協力をいただきながら努力してまいります。

最後に、建設工事の発注状況についてですが、12月定例議会の報告以降に入札執行した建設工事は、1月26日現在で件数で4件、事業費総額9,885万7,500円となっており、本年度累計では59件、事業費総額10億2,676万3,500円となっております。また、平成22年第1回臨時議会において、予算議決いただきました地域活性化きめ細かな臨時交付金を財源とする建設工事につきましては、諸手続きを進め、早期発注に努めてまいります。

なお、本年度の詳細につきましてはお手元に「平成21年度建設工事総括表」を配付しておりますので、後ほど御高覧いただきたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもって、行政報告を終わります。

日程第4 報告第1号

議長（西村昭教君） 日程第4 報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件について、監査委員から報告を求めます。

代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 報告を申し上げます。

今回の報告事項の内容は、定期監査を行った件、財政援助団体の結果、それと例月現金出納検査、平成21年度11月分、12月分、1月分、この例月検査でございます。

それでは申し上げます。

報告第1号監査・例月現金出納検査結果報告の件。

監査及び例月現金出納検査の結果について御報告をいたします。概要のみ申し上げますので、御了承を賜りたいと思います。

初めに、定期監査の結果について御報告を申し上げます。

1ページをお開きください。

地方自治法第199条第4項の規定により、定期監査を執行しましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の対象及び範囲ですが、上富良野町町民生活課、上富良野町教育委員会教育振興課所管の財務事務を監査の対象として、平成22年1月26日、27日の2日間、平成21年度に執行された財務及びこれらに関する事務の執行状況を監査いたしました。

監査の方法ですが、所管財務事務に関しての一部を選択して試査する部分監査とし、伝票、決議書など関係書類資料の提出を求め、この中から抽出して点検、照合を行うとともに、必要に応じて関係職員から事務の執行状況及び内容の聴取をいたしました。

監査の結果を申し上げます。

抽出により試査した結果、財務に関する事務は、おおむね適正に執行されているものと認められました。

なお、軽易な改善事項につきましては、監査の過程において注意するとともに、指導の徹底とチェック体制強化により会計事務に遺漏のないよう努められたいこと、また、上富良野高等学校教育振興会補助金は、毎年返還金が発生しているので、予算編成時に熟度を高めていただきたいこと、草分防災センター管理業務委託料については、具体的な積算基準が明確でなく、整備が必要な旨を所管課長等に講評いたしました。

次に、財政援助団体監査の結果について御報告を申し上げます。

2ページをお開きください。

地方自治法第199条第7項の規定により、財政援助団体監査を執行いたしましたので、同条第9項の規定により、その結果を報告いたします。

監査の概要ですが、平成22年2月4日に上富良野町町民生活課所管の上富良野町生活安全推進協議会負担金事務及び上富良野町教育委員会教育振興課所管の私立幼稚園特別活動振興補助金事務を監査の対象として、金銭出納簿など関係諸帳簿を検閲し、負担金、補助金の実地検査を行いました。

監査の結果、財政援助団体の財務に関する事務の執行は、おおむね適正に処理されていると認められました。

なお、私立幼稚園特別活動振興補助金交付事務については、申請時期、記載事項の不備、それから事業実績報告の具体的な記載など、基本的な事務処理に欠ける点が見受けられたので指導の徹底とチェック体制強化により、会計事務に遺漏のないよう努められたい旨を所管課長等に講評いたしました。

次に、3ページから14ページまでの例月現金出納検査の結果について御報告を申し上げます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により、例月現金出納検査を執行いたしましたので、同条第3項の規定により、その結果を報告いたします。

平成21年度11月分から1月分について、概要並びに検査結果を一括して御報告いたします。

例月現金出納検査を別紙報告書のとおり執行し、いずれも各会計の出納の収支状況は別紙資料に示すとおりであり、現金は適正に保管されていることを認めました。

なお、資料につきましては御高覧いただいたものと存じ、説明を省略させていただきます。

また、税の収納状況につきましては15ページにございますので、参考としていただきたいと思いません。

以上で報告を終わります。

議長（西村昭教君） ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 定期監査結果報告の1ページの関係でちょっとお尋ねしたいと思います。

上富良野高校教育振興会の補助ということで、毎年返還金が発生しているというのは私も事実としてとらえております。かつては、項目がないものを支出した経過等もありましたけれども、最近の決算報告書を見るとそういうことがないような気がいたしますけれども、先般2月17日に住民会の連合会長さんとの協議の中で、かつては5年前ぐらい、地域住民の皆さん方とコミュニケーションを図るということで、上富良野高校の先生方を講師になっていろいろ事業展開をしていたけれども、最近ないと、そういうことでできれば地域に密着した高校のためにということで、特に住民会長さんから御意見等があ

りました。

その関係で、今回、毎年返還ということはどういう項目の内容のところが返還されているのかというのをちょっとお聞きしたいのと、それからもう1点、草分住民会に關係をされている委託費の關係なのですが、今回、定期監査でということをございましたけれども、これは委託費はいつからこういう形で出されて、そして基準がないまま今日まできたのかどうかということ、その点を確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） ただいまの質問にお答えします。

上富良野高校の教育振興会の決算報告というか、実績報告につきましては、特にどの項目について返還されているかということまではちょっと、今の段階ではわかりませんので、そういう形で御了解いただきたいと思います。

ただ、監査をしていた中で補助金の申請時期が5月中旬ぐらいになっているのです。ですから、入学者数ですとか、それから年度の活動計画につきましては大体固まっている時期であります。

そういうことからして、例えば入学準備金等の援助、こういうものにつきましては人数ももう固まっている段階ですので、町のほうの予算を組む段階と、それから学校で補助金を申請する段階との時間的な差がありますから、そういう意味ではもう少し活動内容のきめ細かな計画が立てれるのではないかなということ、もう少し毎年返還金が、例えば平成20年度では40万円、それから平成19年度は80万円、それから18年度では35万円の返還がなされております。

そういう意味では、もう少し教育委員会と学校とが連携をとって計画をもう少しきめ細かな計画を立てていけるのではないかなということ、その点を今回、指摘させていただきました。

それからもう一つの質問の……（「防災センターの關係」と発言する者あり）これにつきましては、私も監査した中でいろいろと考えましたけれども、いわゆる住民会の会館的な使用している会館と、それから草分防災センターのように住民会の会館、そして防災關係の会館ということで非常に使用目的が若干会館によっては違ってくるようなのです。

そういう意味では、ほかの会館なんかの委託金の申請なんかにつきましては、大体委託料の基準等の予定金額が内部で積算されておりますけれども、この草分防災センターについてはその点がちょっとはっきりと見えなかったものですから、少し今後明確な基準をもう1回設けて、委託料というものを決

めていくべきでないだろうかという、そういう指摘をさせていただきました。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかがございますか。

（「いつからということも僕は問いただしていたのですが、委託費はいつからそういう形で、言うなれば積算基準が明確のないまま……」と発言する者あり）はい、わかりました。

教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 今の中村議員の御質問内容で、ちょっと把握はできておりませんが、あくまでも防災センターと地域住民の分館という形で対応してございますので、今考えるのはそのころからかなというふうになんか推測するところがございます。最終的にはちょっと確認させていただきますけれども、そういう状況でございますので御理解賜りません。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、代表監査委員から答弁をいただきました。

ただ、上富良野高等学校の教育振興会の關係で、このあれでは平成21年度の執行された財務の關係ということでございますから、私はどこに余ったかというのは実際に数字を合わせた關係で出てきたのか、どこの項目がということが僕はあるような気がするのですが、それは今、明確になくて、ただ生徒數の關係は私はわかると思うのです、準備金の關係は。ただ、予算が3月、実際は申請等は5月ということで、その差はあるけれども、そのほかのいろいろな事業があるのです。私も高校の総会に出たことありますけれども、そうするとその項目の何が参加者が少なくてあれだったとか、そういうようなことでどの項目がということは21年度の一応監査をしたということであれば、その中から僕は数字が出てくるのかなという気がいたします。

ただ、18年が35万円、19年80万円、20年が40万円という、こう毎年大きな金額が返還されているということでは監査の指摘どおり、実態としてはあるということで、その精度を上げていただけるということは理解をしたいのですけれども、21年度の分についてはどこがそういうことで、その返還金が出てくる要素になっているかということをお聞きしたいと思ったのです。よろしくお願

いいたします。

議長（西村昭教君） 代表監査委員、答弁。

代表監査委員（高口勤君） 大変申しわけありません。

21年度につきましては、まだ具体的な執行状況というのでしょうか、実績等はまだ出てきておりま

せんでした。それで、私どもが見た監査の内容は主に20年度までの状況でございます。

そして、何がどのような計画で実施されて、幾ら予算が使われないで余ったかとか、そういうことにつきましては特に監査しておりません。以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御質疑がなければ、これをもって監査・例月現金出納検査結果報告を終わります。

日程第5 報告第2号

議長（西村昭教君） 日程第5 報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、各常任委員長から報告を求めます。

初めに、総務産建常任委員長、岩田浩志君。

総務産建常任委員長（岩田浩志君） 報告第2号委員会事務調査報告の件。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書を朗読をもって報告にかえさせていただきます。

総務産建常任委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について、調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により報告する。

総務産建常任委員長岩田浩志。

記。調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成21年9月15日、25日、10月15日、11月13日、16日、12月4日、1月13日、29日、2月9日に委員会を開催した。調査メインテーマを「協働のまちづくり」とし、調査事項等の検討を行った。

また、調査開始前（11月13日）に、当町のみずから考え、みずから実行する自治活動の推進プロジェクト、自治基本条例の運用状況、協働のまちづくり、防災対策、公共施設（清富小学校）の今後の展開について、所管事務の担当職員から資料提出と現況説明を求めて質疑を行い、調査への準備と意思統一を行った。

先進市町村である大分県大分市、由布市、玖珠町、熊本県阿蘇市を平成21年11月23日から27日まで視察し、下記の事項について調査を行った。

（1）安心・安全のまちづくりプロジェクト、市民参画・協働のまちづくりについて。

大分県大分市において、自主防災組織育成、ご近所の底力再生事業助成金、あなたが支える市民活動応援事業などについて調査した。

（2）地域の底力再生プロジェクトについて。

大分県由布市において、地域活力創造事業などについて調査した。

（3）地域コミュニティ組織の活性化プロジェクトについて。

大分県玖珠町において、まちづくり活動助成金、協働のまちづくりによるシステムづくりなどについて調査した。

（4）阿蘇ツーリズムプロジェクト（やすらぎ交流館事業）について。

熊本県阿蘇市において、体験・交流活動における住民との協働について調査した。

2ページをごらんください。

2、調査の結果。

なお、調査の結果におきましては、既に皆さん御高覧のことと存じますので、調査市の概要並びに調査の概要については朗読を省略し、まとめのみの朗読とさせていただきますので御了承賜りたいと存じます。

それでは、7ページをごらんください。

大分県大分市、まとめ。

（1）安心・安全のまちづくりプロジェクトについて。

大分市は、阪神・淡路大震災以降、年々自主防災組織の結成を促進してきたが、平成9年度以降は結成が伸び悩む状況になった。このため、平成14年度に消防OB1名を嘱託職員として雇用し、平成15年5月には「安心・安全のまちづくり」の取り組みを市政の重要施策の一つとして位置づけるとともに、平成17年度には行政組織を防災危機管理室に格上げした。また、自主防災組織活動事業費補助金による財政支援を行うなど、ソフト、ハード両面においてさまざまな強化を進めてきた。

その結果、現在は自主防災組織の結成率は93%となっている。しかし、各自主防災組織は温度差が大きく、休眠状態の組織も多数あり、それら休眠状態の組織を焦点にして市との協働による総合防災訓練の実施や訓練指導担当職員による訓練の企画提案など、直接働きかけることにも取り組もうとしている。当町の自主防災組織もまさしく休眠状態の組織があり、大分市の取り組みを大いに見習うことも重要と考える。

防災訓練においては、市が主催する総合防災訓練と、各自主防災組織が自主的に実施する防災訓練を柱として、自主防災組織の育成強化に努めている。当町は毎年度、十勝岳噴火総合防災訓練を実施しているが、その他の災害訓練や各住民会の自主防災組織による自主的な訓練を町が主体となって指導して取り組む必要があると考える。

また、防災メール配信事業は住民との災害情報共有のほか、職員の非常招集にも有効に活用できることから、外出している職員を携帯メールの一斉送信により災害対策本部に招集する手段として当町でも取り組む必要がある。

また、指導者として防災士405名を養成し、本年度も144名の養成を予定している。次年度以降の防災士養成や研修も積極的に予定されている。翻って当町は、防災士が1名も養成していないのが現状である。噴火周期が迫ると言われている活火山十勝岳を抱える当町こそ、至急に専門的知識や技能を持った防災士、またはこれに準ずる人材を養成して、それぞれの自主防災組織に配置し、組織の活動の中で生かすことが至近の課題と考える。

さらに当町は、災害弱者対策の取り組みがおこなわれているので、各関係機関（社会福祉協議会、住民会、町内会、民生委員、福祉推進委員等）が連携し、名簿の作成、更新維持、保管とその活用を含めて早急に取り組むべきである。

（2）市民参画・協働のまちづくりについて。

大分市と当町では人口や予算規模に大きな違いがあるが、大分市の市民参加・協働のまちづくりの調査は大変有意義であった。特に、地域コミュニティ再生主要3事業については、事業対象地域が違うのが目を引いた。当町ではさしずめ、「地域まちづくり活性化事業（現物支給）」は郡部地区に、「ご近所の底力再生事業（補助事業）」は全町内会地区に、そして「地域力向上推進事業（補助事業）」は市街地区というふうに当てはめると大いに活用できると考える。

「日本一きれいなまちづくり」というスローガンも全市民の取り組みとして大変インパクトがあった。そして町並みは見事にきれいであった。当町は観光のまちであり「四季彩のまちかみふらの」としては、「北海道一きれいなまちづくり」などに置きかえて取り組む価値がある。また、地域を越えた団体活動に対し、個人市民税の1%を補助金として充てることができる「あなたが支える市民活動応援事業」についても、町民の協働のまちづくりへの参画意識の向上は間違いなく図られ、当町も大いに参考できると考える。

続きまして、大分県由布市。9ページをごらんください。

大分県由布市、まとめ。

由布市は地域コミュニティ活性化事業として、ワークショップによる地域の課題の掘り起こしに取り組んでいる。地域住民が自分たちの地域の課題や地域の将来像について子供から女性を含め多くの住民が参加した中で、みずからが発想して自由に楽し

く協議できる点は「きっかけづくり」として、とても興味深い取り組みであった。住民が8名で1ブロックとなってワークショップを行うが、市は「職員は住んでいる地域に積極的に入り行政支援する」を姿勢としており、職員2名を配置して運営の指導をする中で、住民との交流が図られとても有効な取り組みであった。

また、この事業の行政支援は3年間で終了する予定であり、その後のコミュニティ組織の継続が心配されていたが、由布市としては事業が終了した5年後、8年後もこの活動が継続されていることを視野に取り組んでいたことは大いに参考になった。

当町においても、本年度4月に自治基本条例が制定され「協働のまちづくり」を進める上で何と言っても住民の参画が重要である。そのため、住民が地域の課題や将来像について考えるシステムの構築と、そこに職員議会が積極的に住民の1人として参加して、ともに考えつくり上げることが大いに大切である。

また、地域のコミュニティをはぐくんでいく上で「わかりやすく、楽しく、わくわく」するような工夫も大切なことだと感じた。自治基本条例に掲げられている「住民参画」の第一歩としてワークショップの取り組みは地域が抱える課題の抽出や改善策を子供や女性やお年寄りを交えて地域みんなで考えることはとても有効な方法であり、当町においても取り組む必要があると考える。

地域活力創造事業補助金については、ソフト事業を対象とした統合的な補助制度であり、当町の住民自治活動奨励事業補助金についても、住民が利用しやすい制度へのさらなる改善が必要である。

続きまして、大分県玖珠町。11ページをごらんください。

大分県玖珠町、まとめ。

玖珠町では、293の自治区の中で10世帯以下が83カ所、5世帯以下が17カ所など、少子高齢化や過疎化による冠婚葬祭など地域行事ができない状況になっている。コミュニティ組織を昭和の合併時（森町、玖珠町、北山田村、八幡村）の四つの地区に分け、活動拠点として自治会館を指定管理者制度により地区コミュニティ運営協議会に管理委託を行っている。

また、組織の基盤はPTA、住民、子育て、健康、環境、体協、消防、防犯、老人会、婦人会の10の組織で構成されており、地区の防犯協会が地域の受け皿となり広く人材を求め、生活環境部会、教育文化部会、健康福祉部会、地域づくり部会の四つの部会制度を活動した組織づくりがなされていた。特徴的なことは、1,000万円の基金と年間50

万円を3年間行政が支援しており、この事業は行政の仕事に住民に分権し、地域がみずから考え、お金の使途を決めることができるものである。基金の使い道については、コミュニティビジネス等の運用によりふやすこともでき、有効な活用となっている。

当町においても、25住民会を基礎として住民自治活動推進交付金を交付して、自主的な発想により活動資金が使われることとなっているが、主に自治会の役員手当や運営費に使われているのが現状である。また、住民自治活動奨励事業補助金は、年間20万円を上限に3分の2、もしくは5分の4の補助金を交付しているが、事業内容に制限があって地域の要望と一致していないため、思うような実績が得られていない状況である。

今後は玖珠町のように一定の金額を支援して、地域住民みずからが地域にとって今、何が必要なかを考え、事業を行うことが大切なことである。当然、責任を伴うものであるが、そこから生まれてくる地域コミュニティこそが今後のまちづくりにとって重要な役割を果たすものと強く感じる。

続きまして、熊本県阿蘇市。14ページをごらんください。

熊本県阿蘇市、まとめ。

阿蘇市は、阿蘇くじゅう国立公園の中にあって400万人の集客力を持つ世界最大級のカルデラを有し、阿蘇市全体が「屋根のない博物館」と見立ててカルデラツーリズムとして地域の活性化に取り組み、旧波野村（現阿蘇市）は小学校跡を少子高齢化が進む地域の活性化の起爆剤として「阿蘇なみの高原やすらぎ交流館」を整備し、地域住民と協働した体験交流活動を展開している。

当町の清富多世代交流センター（清富小学校跡）と比較すると交通量が多い国道沿いにあり、さらに道の駅の近隣で立地条件に恵まれており、補助金適正化法の規制や交流館を支える地域の人口も1,200人と大きな違いがある。施設運営も収益のある道の駅や交流館を含めた地域活性化の3施設を指定管理者制度を活用して有限会社神楽苑に委託しており、交流館運営の不足分を補てんできるようにしている。

また、運営のスタッフを「地域のしがらみ」にとられない意欲的で優秀な人材を市外から招聘し、その人的ネットワークで同じような施設を管理している「ふるさと公務員の会」での情報共有や有識者、著名人から助言、指導を仰いで有効活用している。少子高齢化で衰退する地域の活性化のため旧波野村（現阿蘇市）が小学校跡を思い切って総合宿泊研修施設に活用した取り組みは全国的な課題である廃校跡利用の先進的なモデルである。

過疎化、人口減が進む今日、地域の日常生活で根づいた中から価値のあるものを発見、再確認し、地域再生の新たな創造的事業やプログラムで活用することにより、地域の人たちが地域を再認識することが生活の中の自信と誇りとなっていくよう交流館を拠点として、地域を巻き込んだ取り組みは当町でも十分参考となる面があった。

今後、公共施設再利用は当該地域の特性を十分検討し、地域の福祉、連帯感の醸成をどのように図るかの課題を解決し、地域にあった取り組みを構築する必要があると思われる。地域の核的存在である学校跡の公共施設を今後どのように有効活用し、地域活性化を図っていくか、少子化が進展する地域の学校利活用を今から考える必要がある。そのためにも地域住民の理解と協力は不可欠であり、地域に向けた働きかけの中に地域の有形、無形の人的、物的資源の再発見、発掘や付加価値を見出し、創造に向けた活動に早期に取り組む必要があると考える。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、議会運営委員長中村有秀君。

議会運営委員長（中村有秀君） ただいま上程いただきました、報告第2号委員会所管事務調査報告の件について、朗読をもって報告といたします。

議会運営委員会所管事務調査報告書。

本委員会の所管事務調査として、閉会中の継続調査に付託された事件について調査の経過及び結果を会議規則第77条の規定により、次のとおり報告する。

平成22年3月3日、上富良野町議会議長西村昭教様。

議会運営委員長中村有秀。

記。

調査事件名、先進市町村行政調査の件。

1、調査の経過。

本委員会は、平成21年11月19日、12月9日、平成22年1月14日に委員会を開催し、上富良野町自治基本条例第4章「議会の役割と責務」としての第10条、第11条、第12条の実践として「議会の活性化（議会報告会等）と議会運営について」を調査課題とし、調査テーマの検討協議を行うとともに、住民会連合会との懇談会、所管事務調査等について過去の実態検証を行った。また、本町議会運営の現状を18項目の一覧表にして「上富良野町議会との比較表」を作成し、鷹栖町議会と羽幌町議会のそれぞれの取り組みを事前に送付して回答を受け取り、事前研修資料とし協議を行い、調査への準備と意思統一を図った。

平成22年1月21日から22日まで、先進市町

村である上川支庁管内鷹栖町と留萌支庁管内羽幌町の両議会を視察し調査を行った。

2、調査の結果。

調査項目。

議会の活性化（議会報告会等）と議会運営について。

1、議会の行財政改革について。

2、議会の活性化と議会運営について。

鷹栖町議会。

町の概要については省略いたしますけれども、この一番最後の行の昭和44年町政施行という「政」が変換ミスがございましたので、これは制度の「制」ということで御訂正をいただきたいと思いません。

調査の概要。

1、鷹栖町議会の行財政改革について。

鷹栖町の行財政改革を議会としても積極的に推進する立場から、議員定数の削減の取り組みとして定数18名を平成15年の一般選挙時には16名に、さらに平成19年の一般選挙時には12名に削減し、3常任委員会を総務文教常任委員会（6名）と経済福祉常任委員会（5名）の2常任委員会とした。議長は、常任委員会に所属はしていない。このほか、議会構成として議会運営委員会（5名）と議会広報特別委員会（5名）が設置されている。

議員の費用弁償（町内日当）として1日1,300円を支給してきたが、平成16年4月から700円に減額し、さらに平成17年4月より廃止した。議員の報酬月額は平成10年7月に改定され、議長24万5,000円、副議長は18万5,000円、委員長は17万円、議員は16万円であったが、平成14年7月に改定し、それぞれ5,000円アップして議長は25万円、副議長は19万円、委員長は17万5,000円、議員が16万5,000円となり、現在に至っている。

議長の交際費は平成20年1月に慶弔等に関する内部規程を作成し、議長交際費の見直しと減額を行った。

2、鷹栖町議会の活性化と議会運営について。

鷹栖町議会は、町民に開かれた議会にするために先進市町村の視察研修を行うとともに、議員間の積極的な議論を経て、議会活性化の諸施策を行い、早い時期から取り組んで非常に参考になった。鷹栖町議会の特徴的な取り組みについて、次のとおりである。

（1）議会報「たかす・みんなの議会」の一般質問・その後を追跡」の発行については、平成16年から実施をしている議会報「一般質問・その後の追跡」は過去1年間の一般質問の中から、5ないし6

項目を選択し、「質問・理事者答弁その後の町政にどう反映されたか」をまとめて、毎年1回、A3版のカラー印刷で議会報「たかす・みんなの議会」として発行し、全戸配布して、町民からわかりやすいと好評である。この発行経費は、議員会事業費の一般質問追跡レポート作成費から支出をしている。

（2）議会傍聴者への対策と開かれた議場施策について。

町議会傍聴者対策として、開かれた議会・親しみやすい議場・審議事項がわかる資料等の配慮がなされている。平成19年6月から休憩時間に傍聴者に気軽に飲んでいただけるように「コーヒー等のセルフセット」を傍聴席入り口付近に設置するとともに、同じ月に町内在住者のフルート奏者による「第1回議場コンサート」を開催した。「第2回議場コンサート」は平成20年3月、「第3回議場コンサート」は平成21年3月に中学校3年生が卒業前の合唱コンサートとして行われた。

平成19年12月定例議会から「傍聴者への会議資料の公開」として議案等は閲覧用として3部用意し、議事日程表と一般質問一覧表、（議員名・質問件名）を配付をしている。

（3）議会開催と一般質問の町民周知について。

年4回の定例議会の開催時に、「議会開催周知のチラシ」を鷹栖町議会からのお知らせとして「議事日程、議事案件、一般質問者と件名」をA4版の両面に印刷し、本会議開催の約3日前に全戸新聞折り込みとし、町民への周知と傍聴者増の促進を図っている。チラシ折り込み料は、議員会事業費の傍聴者促進事業費から支出をしている。

（4）議会傍聴者へのアンケートの実施について。

議会の傍聴者に平成20年6月定例議会から「傍聴者アンケート」を実施し、今後の議会活動活性化に向けて参考にしている。そのアンケートの質問内容は①議会の傍聴は何回目ですか、②議会の開催は何で知りましたか、③一般質問について、議員の質問はどうでしたか、行政の答弁は、④議案の審議について、議員の質問は、行政の答弁は、⑤傍聴を試みて感じたこと、意見、提言等がありましたら、となっており、回答しやすいようにそれぞれ丸印をつければよいようになっておりました。

（5）議会報告会の開催について。

議会改革による議会の活性化のため「議会報告会の開催」については、平成19年12月7日の議会運営委員会で実施することを協議し、12月14日の議員協議会で議会報告会を行うことを確認した。以後、議会運営委員会で議会報告会の開催概要について協議し、①実施時期は平成20年11月中旬ご

ろに、②班編制は3班とし、会場は3地区、③班代表は副議長、議運委員長、総務文教委員長、④議長は全会場に参加とし、平成20年3月6日に第1回定例議会事前打ち合わせ後に、議運委員長から全議員に報告し、了承を得た。

平成20年4月から10月まで6回の議会運営委員会を開催し、議会報告会の開催要領、資料、進行方法、班編制等について協議をし、その後の議員協議会において最終確認を行った。開催日は、平成20年11月26日から28日までで3会場とし、10月31日に各地区連合会長、町内会長、農事組合長に文書で依頼した。

第1回町議会報告会は3会場で80名の参加があり、12月10日に議員協議会に総括を行った。その後、議会運営委員会で各班ごとの集約をし、報告誌の発行を行い、町長に「行政に対する要望事項」を文書で通知をした。第2回町議会報告会も第1回と同様の会議を開催し協議を進めていたが、鷹栖町は地区連合会が5地区（北野、鷹栖、中央、北斗、北成）になっていることから、平成21年8月23日から28日に5会場で開催し、63名の参加があった。

第1回、第2回とも開かれた議会を目指し、「鷹栖議会報告会報告誌」を発行し、質疑応答の内容、アンケートの内容等が掲載されていた。「報告誌」はカラー印刷A4版8ページとなっており、発行費用は議員会事業費の議会報告会開催事業費から支出されている。

まとめ。

1、議会の行財政改革について。

町の行財政改革にあわせて議会もみずから議員定数の削減を一般選挙時ごとに行って、現在は定数12名となっているが、2常任委員会での委員会活動と議会運営については、現在の定数で限界であると語っていた。現在の定数で「開かれた議会」と「議会活性化」を積極的に推進して、町民に信頼と期待される議会を目指して、各施策を実施しているので本町議会も非常に参考になった。

議員の費用弁償、（町内日当）は本町議会も平成18年4月より廃止をしている。本町議会の議員の月額報酬は平成15年7月1日より減額改定し、議員定数も平成15年の一般選挙時で2名削減、平成19年の一般選挙時で4名削減しており、鷹栖町議会と同じ考え方で「開かれた議会」と「議会活性化」の活動を展開すべきと判断される。

2、議会の活性化と議会運営について。

（1）議会報での「一般質問・その後を追跡」の発行について。

平成16年9月から一般質問の中から、町民が関

心のある事案への追跡を年1回の発行に取り組み、毎年継続して発行されていることは、非常にタイムリーな活性化への施策である。1年間の一般質問の中から項目の選択は議会広報特別委員会に一任されているが、その選択は大変であると語っていた。

本町議会も平成15年7月25日発行の議会だよりナンバー39号の中の「町議会のここが知りたい」シリーズで、「一般質問者数と質問事項の分類」などを掲載したが、鷹栖町議会の「一般質問、その後の追跡」は非常に参考になり、今後の議会の活性化と議会運営及び議会広報としての課題である。

（2）議会傍聴者への対策と開かれた議場施策について。

傍聴者への「コーヒー等のセルフセットの用意」、「議場コンサート」、「議案書、一般質問一覧表の閲覧」等は開かれた議会にするために傍聴者への配慮を積極的に取り組んでいる姿勢が伺える。議案等の閲覧は、本町議会も平成20年12月定例議会から傍聴席で閲覧できるように5部を配備をし、傍聴者に好評価を得ているが、湯茶等の準備を含め傍聴者確保の対策を議会運営委員会及び全員協議会で協議する課題である。

（3）議会開催と一般質問の町民周知について。

平成20年3月の定例議会で、議会開催の町民周知を全戸配付のチラシ発行により取り組んでいる実態を聞き、「開かれた議会と議会活性化をしよう」とする意気込みが感じられた。

本町は、防災無線による周知（日程、主要案件、一般質問があるのみ）だったが、平成20年12月定例議会より町内主要施設14カ所にポスターによる周知（日程、主要案件、一般質問者と質問件名）と従来の防災無線との併用で住民周知を図ってきた。ポスター掲示の周知により、町民の関心と呼んだり、議員への意見が寄せられたり、質問内容により傍聴者はふえた状況もあった。鷹栖町議会もチラシ発行で特段に傍聴者がふえた実態ではないが、全戸配付により議会報「たかす・みんなの議会」が待たれており、読まれていることがアンケートの中でも明らかになっていた。

本町議会も、防災無線での周知とポスターでの周知と改善を進めてきているが、自治基本条例の「議会の役割と責務」を積極的に推進するための検討協議と実践が早急の課題である。

（4）議会傍聴者へのアンケートの実施について。

議会傍聴時と議会報告会の開催時に記入者が記入しやすい様式にしてアンケートを実施をしている。特に、議会報告会の関係は「議会報告会報告誌」を

発行し、その中で「アンケート調査での御意見」として集約した項目、数値を掲載し、町民周知と今後の議会運営の参考としている。

本町議会も議会運営、議会広報、常任委員会との連携により、各活動のアンケート等を含めて実施し、それに基づき町民の意見反映に努めるべきと感じた。

(5) 議会報告会の開催について。

議会報告会開催までの取り組みは、平成19年12月の協議から始まり、第1回議会報告会は平成20年11月となっており、開催まで約11カ月の準備、協議を経て議員間の意識統一を図っている。開催地域も第1回の3会場から第2回の5会場と、地域事情を考慮して開催をしている。また、事前に各地区連合会長、町内会長、農事組合長と連携し、町民周知に配慮をしている。特に、事後対策として「議会報告会誌」の発行と「行政に対する要望事項」を町長に提出している取り組みが非常に参考になった。

本町議会も平成22年の早い時期の開催について、今回視察した鷹栖町議会と羽幌町議会、そして先進地の栗山町議会、白老町議会の活動施策等を十分参考にし、実施に向けて具体的に検討する時期である。

羽幌町議会、町の概要については省略しますので御高覧をいただきたいと思います。

調査の概要。

1、羽幌町議会の行財政改革について。

羽幌町は、平成11年の人口が9,653人、世帯数は4,032世帯であったが、平成15年3月には人口9,150人、地方債残高9億9,643万円となり、一層の行財政改革が求められた。議会としても、議員定数の削減に取り組み、平成11年の一般選挙時に17名に、平成15年の一般選挙時には15名に、さらに平成19年の一般選挙時には12名に削減した。(現在2名欠員となっている。)

常任委員会は、総務産業常任委員会(5名)、文教厚生常任委員会(4名)の2常任委員会となっており、議長は常任委員会に所属はしていない。このほかの議会構成として議会運営委員会(6名)、議会広報特別委員会(4名だが現在は3名)、医療問題調査研究特別委員会(全議員)、行政改革調査特別委員会(7名)が設置されている。

議員の費用弁償(町内日当)として1日1,500円を支給していたが、平成12年4月1日から廃止した。議員の月額報酬は、平成9年7月に増額改定され、議長は27万5,000円、副議長は22万5,000円、委員長は21万円、議員は20万

円であったが、平成18年12月に町の特別職の給与10%を減額改定に伴い、議員側も平成19年5月から平成23年4月までの4年間、報酬を10%減額改定し、議長は24万7,500円、副議長は20万2,500円、委員長は18万9,000円、議員は18万円となっている。

2、羽幌町議会の活性化と議会運営について。

(1) 議会日より「ピッシリ」の発行について。

議会広報特別委員会を設置し、委員が編集している。発行は、定例会後の約1.5カ月後ぐらいに町民に配付している。「ピッシリ」第74号を見ると、一般質問は質問者に1ページを原則としているが、次ページにわたっている場合もある。また、総務産業常任委員会の所管事務調査として、町道の維持管理の視察が行われ、そのときの委員の質問と担当者の回答は掲載され、現場での身近な問題の回答として町民の関心を引きつけており、常任委員会での質問と回答もそれぞれ掲載をしている。

(2) 議会傍聴者の対策について。

議会傍聴者への一般質問の集計表を5部程度用意をしている。議案書及び予算特別委員会での予算書を3部程度用意をし、持ち出し、落書き禁止の表示をし、傍聴者閲覧に供しているが傍聴者は少ない。

(3) 議会開催と一般質問の町民周知について。

議会運営委員会で議会日程が決定されたら、町のホームページに議事日程と一般質問をあわせて掲載するとともに、町民に購読者の多い「羽幌タイムス」、週3回発行、「日刊留萌」に記事を提供して町民周知を図っている。

(4) 議会傍聴者へのアンケートの実施について。

傍聴者はわずかなので傍聴者アンケートは実施していないが、平成20年10月3日に開催した「議会活動報告と懇談の夕べ、身近な議会を目指して(文教厚生常任委員会)」の際にはアンケートを実施し、50名の出席者に対し41名から回答をもらっている。回答の内容は、「議会への提言とその回答(5件)」、「行政(議会共通を含む)要望、提言事項(7件)」、「自由意見欄の記載内容(12件)」で、アンケート集計も6設問を分類し、比率化し、今後の参考になる内容である。

(5) 議会報告会の開催について。

身近な議会を目指して議会と住民の懇談会、「議会活動報告と懇談夕べ」が開催されていた。開催に当たっては、議員が個々にやればいいのか等いろいろな意見が出され、1年がかりでようやく開催に至った経緯がある。

平成20年10月30日、午後6時半から約1時間30分程度で、場所は羽幌中央公民館小ホールに

て開催された。懇談会は、全町民を対象として文教厚生常任委員会が主催をし、総務産業常任委員はオブザーバーとして出席、案内方法は町内会長に配送し、町内会に回覧のほか八つのボランティア団体に依頼をした。

テーマの設定については、最近の議会活動についての報告だけにすると意見もあったが、町民が一番関心を抱いている「後期高齢者医療制度の問題」、「特別養護老人ホームの改築」や「羽幌中学校の耐震補強」について、委員会活動の審査、調査案件についてとした。懇談会では議長が懇談会を開催した経緯について報告し、町民からの要望や意見が多く出され、行政、議会全般についての質問に対しては委員長が答弁し、議長が総括的な責任者となって答弁をしていた。町民からの提言については、検討結果を参加者全員(53名)に回答し、一部町広報誌で紹介をしていた。

また、懇談会では参加者にアンケートを実施し、その回答を見ると現状における議員の役割については「果たしているが24%」、「どちらとも言えないが63%」と低い評価であったが、懇談会に対する評価は「今後とも継続を求める声が95%」と高く、議会への期待に対しても「期待しているが78%」で非常に高いという結果が出ていた。開催時間については、仕事等の終わった後の夜の時間帯のほうが町民も集まりやすいということで、夜間を設定していた。しかし、平成21年度はまだ開催されていないが、継続して開催することが今後の課題となっている。

まとめ。

1、議会の行財政改革について。

町の行財政改革にあわせて、行政改革調査特別委員会(7名)を設置して、議員定数の削減と議員報酬の減額に取り組んできた。ただ、留萌支庁管内8町村のうち、議員報酬の減額条例を適用させているのは羽幌町、苫前町、天塩町の3町のみである。羽幌町議会の議員報酬を10%減額しているが、本町議会の委員長と議員の報酬よりもまだ上位の状況である。

2、議会の活性化と議会運営について。

(1) 議会だよりの発行について。

羽幌町議会だよりの「ピッシリ」は、本町議会と同様年4回、定例会終了後に発行している。所管事務調査報告では、特に「町道維持での現場視察」の記事は現場を見ての問答とし、関係町民からも評価されている。また、常任委員会での質問と回答の掲載は、本町議会の議会だよりの発行に参考となった。

(2) 議会傍聴者への対策について。

議会傍聴者との情報共有の立場から、議案書関係

と一般質問者と質問件名、要旨等を傍聴席に配置しているが、本町議会と同様に傍聴者への配慮が伺える。

(3) 議会開催と一般質問の町民周知について。

町のホームページ掲載と地元新聞2社への記事提供により、町民周知を図っているが本町議会は「町広報とお知らせ版」、「防災無線」、「町内14施設でのポスター掲示」で住民周知を行っている。今後は、羽幌町のようにホームページへの掲載や、鷹栖町議会の新聞のチラシの折り込み(当別町と壮瞥町も実施)による周知方法等の拡大により、「開かれた議会」、「議会としての協働のまちづくり」の視点からも積極的に検討すべきと考えられる。

(4) 議会傍聴者へのアンケート実施について。

羽幌町議会では実施していないが、「議会活動報告と懇談タペ」の際には実施しており、本町議会として非常に興味の内容であり、参考となった。今後は、定例議会、各委員会に設問内容とともにアンケート等の実施について検討し、議会の諸活動について町民の動向、意見等の実態を把握し、今後の議会活動の資とする必要がある。

(5) 議会報告会の開催について。

議会活性化の取り組みとして身近な議会を目指して町民が一番関心を抱いているテーマをもとに議会報告会が実施されていた。町民からも積極的な意見や提案が議会や行政に寄せられるなど、町民を巻き込んだ議論がなされており、議会が町民に情報を提供し、共有することでまちづくりの参加が進められることの大切さを実感した。

今後、本町議会としても議会の活性化、町民の身近な議会を目指し、住民会長との懇談会、所管事務調査として委員会が所管する関係団体との委員会活動や、議会報告会等に積極的に取り組むことが必要と思われる。今回の視察の中で、町民からの質問に対する答弁の仕方やテーマの設定等の難しさが課題とされており、本町議会としても議員として議会報告会への決まり事を定め、町民が今どのようなことに関心を寄せているのか、町民の多面的な要望等を日ごろから調査項目を定め、細やかな委員会活動の積み重ねにより、より身近な議会となりうることを痛感した。

以上、先進地行政調査の件として報告します。

以上でございます。

議長(西村昭教君) ただいまの報告に対し、御質疑があれば賜ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御質疑がなければ、これをもって委員会所管事務調査の報告を終わります。

この際、理事者に申し上げます。

ただいま、報告いたしました内容について、特に総務産建常任委員会の件につきましては、今後の行政運営に十分参考にされますよう御期待申し上げます。

暫時休憩といたします。

午前10時31分 休憩

午前10時50分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第6 議案第11号

議長（西村昭教君） 日程第6 議案第11号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました議案第11号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）の提案要旨について説明申し上げます。

1点目は、繰越明許費の設定であります。地域情報通信基盤整備（携帯電話伝送路）事業については、北電柱への強化に伴う条件整備に一定の時間を要しますことから、子ども手当システム改修事業につきましては、短い期間に全国一斉に業務が集中しますことから、新型インフルエンザワクチン接種費負担事業については、国においてワクチン接種期間が延長されたことから、演習場周辺農業用施設設置助成事業については、早期導入、早期完了の地元要望について北海道防衛局との協議が整い、平成22年度及び23年度、予定事業が前倒しで実施できることになりましたことから、また、興農地区経営体育成基盤整備事業については、昨秋の天候不順の影響から予定していた工事分の着工が延期されたことにより、それぞれ現年度内の完了が難しいことから、繰越明許費を設定するものであります。

2点目は債務負担行為補正であります。まず、追加補正についてですが、スクールバス運行業務とさきの12月定例町議会において御議決をいただいた見晴台公園施設指定管理業務について、本年度中に契約、協定を締結し、業務の円滑な推進を図るため、新たに債務負担行為を設定するものであります。

次に、変更補正についてですが、農業経営基盤強化資金利子補給事業については、当初、予定していた借入金総額が大幅に減少する見込みとなったこととあわせて、据え置き期間を設定することから、期

間、限度額の変更を行うものであります。また、南部地区土砂流出対策事業、東1線排水路整備事業及び北24号排水路支線整備事業については、事業費の確定に伴い限度額の変更を行うものであります。

3点目は地方債補正であります。まず、変更補正についてであります。地域情報通信基盤整備（携帯電話伝送路）事業については、事業費の確定及び公共投資臨時交付金の充当見込み額の確定により、興農地区経営体育成基盤整備事業については、公共投資臨時交付金から補正予算債へ財源の組みかえを行うことにより、また島津地区道営経営体育成基盤整備事業については、財源対策の調整分として地方債の追加配分が認められたことにより、それぞれ限度額の変更を行うものであります。

次に、廃止についてであります。清富地区飲料水供給施設整備事業における簡易水道事業債については、特別会計設置という適債条件を満たさないことから廃止するものであります。

さらに、各事業の確定及び確定見込みに伴う不用額など、歳入歳出それぞれにおいて所要の額を補正するとともに、歳計剰余金については今後の投資的の事業を支える財源として公共施設整備基金に、また少子高齢化時代における福祉施策を支える財源として地域福祉基金に一定額の積み立てを行うよう補正予算を調整したところであります。

それでは、以下議案の説明につきましては、議決項目の部分につきまして説明をし、予算の事項別明細につきましては省略をさせていただきますので御了承願います。

議案第11号平成21年度上富良野町一般会計補正予算（第9号）。

平成21年度上富良野町の一般会計の補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,846万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ75億1,924万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）。

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第3条、債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）。

第4条、地方債の変更及び廃止は、「第4表 地

方債補正」による。

1 ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1 款町税 5 4 0 万円の減。

1 2 款分担金及び負担金 2, 5 6 0 万 7, 0 0 0 円の減。

1 3 款使用料及び手数料 3 8 8 万 4, 0 0 0 円。

1 4 款国庫支出金 5, 1 7 7 万 9, 0 0 0 円。

1 5 款道支出金 8 8 0 万円の減。

1 6 款財産収入 5, 6 7 3 万円。

1 7 款寄附金 4 9 万 5, 0 0 0 円。

1 8 款繰入金 2 6 万円。

2 0 款諸収入 1, 3 7 7 万 6, 0 0 0 円の減。

2 1 款町債 1 1 0 万円の減。

歳入合計が 5, 8 4 6 万 5, 0 0 0 円となります。

2 ページに移ります。

2、歳出。

1 款議会費 4 2 万 5, 0 0 0 円の減。

2 款総務費 9, 1 7 3 万 9, 0 0 0 円。

3 款民生費 5 3 8 万 7, 0 0 0 円。

4 款衛生費 1, 9 9 6 万 4, 0 0 0 円の減。

5 款労働費 5 0 万 4, 0 0 0 円の減。

6 款農林業費 8, 2 9 8 万 6, 0 0 0 円。

7 款商工費 3 万 5, 0 0 0 円。

8 款土木費 7, 0 1 6 万円の減。

1 0 款教育費 1, 4 0 5 万 7, 0 0 0 円の減。

3 ページに移ります。

1 1 款公債費 9 7 万 7, 0 0 0 円の減。

1 4 款予備費 1, 5 5 9 万 5, 0 0 0 円の減。

歳出合計が 5, 8 4 6 万 5, 0 0 0 円となります。

4 ページに移ります。

次に、第2表、繰越明許費補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、現年度中の完了が難しい地域情報通信基盤整備(携帯電話伝送路)事業、子ども手当システム改修事業、新型インフルエンザワクチン接種費負担事業、演習場周辺農業用施設設置助成事業、興農地区経営体育成基盤整備事業の5事業につきまして、追加設定するものであります。

次に、第3表、債務負担行為補正につきまして申し上げます。

冒頭申し上げましたように、追加補正としてスクールバス運行业務、見晴台公園施設指定管理業務の2事業、変更補正として農業経営基盤強化資金利子補給、南部地区土砂流出対策事業、東1線排水路整備事業、北24号排水路支線整備事業の4事業に

つきまして、それぞれ債務負担行為の補正手続をとるものであります。

5 ページに移ります。

次に、第4表、地方債補正について申し上げます。

冒頭申し上げましたように、変更補正として地域情報通信基盤整備(携帯電話伝送路)事業、興農地区経営体育成基盤整備事業、島津地区道営経営体育成基盤整備事業の3事業、廃止補正として清富地区飲料水供給施設整備事業の1事業につきまして、それぞれ地方債の限度額等の変更等をするものであります。

以上、議案第11号平成21年度上富良野町一般会計補正予算(第9号)の説明といたします。

御審議いただき、御承認くださいますようお願い申し上げます。

議長(西村昭教君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第11号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第12号

議長(西村昭教君) 日程第7 議案第12号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長(田中利幸君) ただいま上程されました議案第12号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

まず、歳入に関しましては、1点目は、保険税収入の一般分が平成20年度の農業所得等の増加により、当初見込みから約4.4%増の1,143万3,000円の増額となったところであります。また、退職分につきましても、課税標準額及び人数増等の要因により、169万2,000円の増額が見込まれますことから、一般分・退職分合算して保険税額を1,312万5,000円の増額を計上したところであります。

2点目は、療養給付費が不足する見込みでありますことから、これらの財源となります国庫支出金及び療養給付費、交付金等の増額分を計上したところであります。

3点目は、平成21年度の前期高齢者交付金及び共同事業交付金の金額が確定いたしましたことから、所要の補正をするものであります。

次に、歳出に関しましては、1点目は保険給付費一般分の療養給付費が不足する見込みから、1,248万円の増額補正をお願いするものであります。

2点目は、平成21年度共同事業拠出金が確定いたしましたことから、1,412万3,000円を減額するとともに、その他の歳出項目につきましても実績見込みから精査し、所要の補正をするものであります。

以上、申し上げましたことを主な要素として財源調整を図った上で、歳入に見合う歳出の残額分の3,608万2,000円を予備費に充当しようとするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第12号平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成21年度上富良野町の国民健康保険特別会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,399万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,524万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましても、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款国民健康保険税1,312万5,000円。

2款国庫支出金244万3,000円。

3款療養給付費交付金878万2,000円。

4款前期高齢者交付金1,499万9,000円。

5款道支出金44万5,000円の減。

6款共同事業交付金599万3,000円の減。

7款財産収入7万9,000円。

8款繰入金82万9,000円。

10款諸収入17万3,000円。

歳入合計は、3,399万2,000円であります。

す。

次に、2ページであります。

2、歳出。

1款総務費65万2,000円の減。

2款保険給付費1,248万円。

7款共同事業拠出金1,412万3,000円の減。

8款保健事業費78万6,000円の減。

9款基金積立金7万9,000円。

11款諸支出金91万2,000円。

12款予備費3,608万2,000円。

歳出合計といたしましては、3,399万2,000円となります。

これをもちまして、平成21年度上富良野町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第12号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第13号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第13号平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第13号平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）につきましても、提案の要旨を御説明申し上げます。

老人保健特別会計は、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行いたしましたことから、平成21年度予算につきましても、支払遅延請求及び過誤給付金等の精算に対応するために予算措置をしておりますが、これらの支払いが予想を大きく下回ることが事実となりましたことから、医業分子算を1,170万円減額するとともに、この費用額に見合い

の歳入財源の支払基金交付金及び国庫支出金、一般会計繰入金を減額するものであります。

また、診療報酬返還金等の諸収入につきまして、実績見込額を計上いたしますとともに、歳入と歳出の残額分を予備費に充当するものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第13号平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度上富良野町の老人保健特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ726万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ831万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款支払基金交付金604万円の減。

2款国庫支出金400万円の減。

4款繰入金100万円の減。

6款諸収入377万8,000円。

歳入合計は、726万2,000円の減であります。

次に、歳出であります。2款医療諸費1,174万円の減。

4款予備費447万8,000円。

歳出合計は726万2,000円の減となります。

これをもちまして、平成21年度上富良野町老人保健特別会計補正予算（第2号）の説明いたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第13号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい

ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第14号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第14号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程されました議案第14号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

歳入につきましては、保険料の口座振替者と年度途中加入者の増加によりまして、特別徴収現年度分保険料が312万3,000円減となりますが、普通徴収現年度分が553万円増額の見込みでありますことから、保険料収入273万5,000円を増額補正をしようとするものであります。

また、繰入金及び諸収入につきましては、実績見込みを精査いたしまして所要の補正をするものであります。

歳出につきましては、保険料の歳入増額相当分及び事務費の実績精査分について、広域連合納付金として支出するため、所要の補正をするものであります。

それでは、以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第14号平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）。

平成21年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,182万3,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1表につきましては、款ごとの名称と補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料273万5,000

円。

3款繰入金9万1,000円の減。

5款諸収入14万5,000円の減。

歳入合計は、249万9,000円であります。

次に、歳出であります。2款広域連合納付金271万9,000円。

3款諸支出金22万円の減。

歳出合計は、249万9,000円となります。

これをもちまして、平成21年度上富良野町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の説明といたします。

御審議いただきまして、原案をお認めいただきますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第14号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第15号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第15号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長（岡崎光良君） ただいま上程されました議案第15号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成21年度介護保険の各事業の精査により生じます歳入歳出の増減額につきまして、所要の補正を計上しようとするものでございます。

1点目は歳出の保険給付におきまして、居宅サービス給付の増、施設サービス給付につきましては減額、また高額医療、高額介護合算によります高額サービスの給付の増に伴います補正を計上いたします。

そして、この補正に伴いまして歳入、国及び道の負担金を精査し、補正計上しようとするものであります。

第2点目は、地域新事業の精査によります所要の

補正を行います。

第3点目は、特別給付事業の状況を精査し、減額補正を行うものでございます。

4点目につきましては、歳入歳出の差額調整を行った結果、事業基金の繰り入れを当初よりも減額して行うものであります。

以上により、総額77万6,000円を減額し、差し引き合計額7億6,915万1,000円としようとするものであります。

もう1点、地域包括支援センターで現在使用しております支援システムを更新の準備を進めるために、債務負担行為の追加補正を行います。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第15号平成21年度上富良野町介護保険特別会計補正予算（第3号）。

平成21年度上富良野町の介護保険特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ77万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億6,915万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）。

第2条、債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

1ページをお開きください。

以下、款の補正額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳入。

2款分担金及び負担金10万3,000円の減。

3款国庫支出金200万8,000円。

4款道支出金149万5,000円。

5款支払基金交付金52万円。

7款繰入金469万6,000円の減。

歳入合計77万6,000円の減額。

2、歳出。

1款総務費45万4,000円の減。

2款保険給付費159万9,000円。

3款地域支援事業費177万1,000円の減。

4款特別給付費15万円の減。

歳出合計額77万6,000円の減額。

2ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正。

追加。

事項といたしまして、地域包括支援センター支援システム更新でございます。期間は、平成21年度

から平成26年度でございます。限度額318万円
であります。

以上、説明といたします。

原案お認めくださいますようお願い申し上げま
す。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第15号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第16号

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第16号
平成21年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別
会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） ただいま
上程されました議案第16号平成21年度上富良野
町ラベンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3
号）につきまして、提案の要旨を御説明申し上げま
す。

平成21年度会計におきましては、20年度の繰
越金を予算計上する際、利用者のサービス利用状況
に対処し、施設運営に支障が生じないよう不測の事
態に備え全額を予備費に充てていたところでござい
ます。

このたびラベンダーハイツ事業の収支の見きわめ
がついたことから、後年度の施設設備の整備、維持
補修等に要する経費の財源に充てるため、施設整備
基金に1,000万円の積み立てを行おうとするも
のであります。

お認めいただくことによりまして、平成21年度
末のラベンダーハイツ施設整備基金の残高は、年度
当初の2,782万2,000円より200万円増の
2,982万2,000円を予定しているところでござ
います。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

議案第16号平成21年度上富良野町ラベンダー
ハイツ事業特別会計補正予算（第3号）。

平成21年度上富良野町のラベンダーハイツ事業
特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるとこ
ろによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当
該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金
額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表につきましては、款及び補正額のみを申し
上げます。

第1表、歳入歳出予算補正。

1、歳出。

4款基金積立金、1,000万円。

6款予備費1,000万円の減。

歳出補正額の合計はゼロ円でございます。

これもちまして、平成21年度上富良野町ラベ
ンダーハイツ事業特別会計補正予算（第3号）につ
きましての説明といたします。

御審議いただきまして、議決くださいますようよ
ろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質
疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第16号を採決いた
します。

本件は、原案のとおり決することに御異議ござい
ませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第17号

議長（西村昭教君） 日程第12 議案第17号
平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正
予算（第2号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程され
ました議案第17号平成21年度上富良野町簡易水
道事業特別会計補正予算（第2号）の補正の要旨を
御説明いたします。

借入金利子、消費税の確定及び検満工事等事業費
の確定により、不用額となるものを精算減額し、あ
わせて町からの繰入金について精算相当額を減額す
る内容となっております。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第17号平成21年度上富良野町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）。

平成21年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ126万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,356万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

2款繰入金126万8,000円の減。

歳入合計126万8,000円の減。

2、歳出。

1款衛生費110万円の減。

2款公債費16万8,000円の減。

歳出合計、126万8,000円の減。

以上です。御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第17号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第18号

議長（西村昭教君） 日程第13 議案第18号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程されました議案第18号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして補正の要旨を御説明いたします。

歳入に関しましては、1点目は、受益者負担金及び分担金の収入額の増に伴う増額で、2点目は、経済不況を反映して製造業を中心に処理水量が当初見込みより減になることから、下水道使用料を減額するものでございます。3点目は、事業費確定により、ルール計算に基づく一般会計からの繰入金を増額するものです。

一方歳出では、事業費確定及び精査により減額し、また公債費償還元金利率の確定によって不用額を減額するものです。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第18号平成21年度上富良野町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成21年度上富良野町の公共下水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ315万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億8,207万1,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）。

第2条、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

1ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正。

款ごとの補正額のみを申し上げます。

1、歳入。

1款分担金及び負担金42万2,000円。

2款使用料及び手数料267万2,000円の減。

4款繰入金139万9,000円。

6款諸収入10万円の減。

7款町債220万円の減。

歳入合計315万1,000円の減となっております。

2、歳出。

1款下水道事業費135万2,000円の減。

2款公債費179万9,000円の減。

歳出合計は315万1,000円の減となっております。

2ページに参ります。

第2表、地方債補正。

（1）、変更。公共下水道事業（一般分）につきまして220万円を減じて、730万円を限度額とす

るものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

御審議いただきまして、議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第18号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第19号

議長（西村昭教君） 日程第14 議案第19号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長（松田宏二君） ただいま上程されました議案第19号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）につきまして、初めに提案の要旨を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、三つの要素で構成されておりますが、1点目は収益的支出の費用の組みかえであります。昨年秋以降の新型インフルエンザ患者の発生に伴う診療と予防接種にかかる収支を特殊要因としながら、既存予算の執行状況とあわせて決算見込みを推計したところ です。

その結果、収支各総額は既存予算内での決算見込みとなりましたが、支出の医業費用におきまして診療に伴う材料費で847万5,000円の不足が見込まれましたので、まずは予備費から430万円を、また不用額が見込まれます経費から417万5,000円を減額し、予算の組みかえをしようとするものであります。

2点目は、資本的収入と支出におきまして、患者ベッドの更新整備事業等が完了しましたので、一般会計からの出資金と不用額をそれぞれ減額するものであります。

3点目は、御寄附を4件、19万円をいただいておりますので、寄附者の御趣旨に沿いまして予算措置をするものであります。

以下、議案を朗読し、説明とさせていただきます。

す。

議案第19号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）。

（総則）。

第1条、平成21年度上富良野町の病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

以下、補正予定額のみ申し上げます。

支出。

第1款病院事業費用、補正予定額ゼロ円。

第1項医業費用430万円。

第5項予備費430万円の減。

（資本的収入及び支出）。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。

第1款資本的収入、補正予定額17万1,000円の減。

第1項出資金36万1,000円の減。

第3項寄附金19万円。

支出。

第1款資本的支出17万1,000円の減。

第2項建設改良費17万1,000円の減。

（たな卸資産購入限度額）。

第4条、予算第9条に定めたたな卸資産の購入限度額「1億2,782万5,000円」を「1億3,630万円」に改める。

なお、1ページ以降につきましては、御高覧いただいておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第19号平成21年度上富良野町病院事業会計補正予算（第4号）の説明といたします。

御審議いただきまして、お認めくださいますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第19号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。
よって、本件は、原案のとおり可決されました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

明日の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

あす3月9日は本定例会の2日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御出席賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午前11時41分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成21年3月8日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 村 上 和 子

署名議員 岩 田 浩 志

平成22年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第2号）

平成22年3月9日（火曜日）

議事日程（第2号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 執行方針

〔町政執行方針〕 町長 向山 富夫 君

〔教育行政執行方針〕 教育長 北川 雅一 君

第 3 議案第 1 号 平成22年度上富良野町一般会計予算

第 4 議案第 2 号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算

第 5 議案第 3 号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算

第 6 議案第 4 号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算

第 7 議案第 5 号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算

第 8 議案第 6 号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算

第 9 議案第 7 号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算

第10 議案第 8 号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算

第11 議案第 9 号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算

第12 議案第10号 平成22年度上富良野町病院事業会計予算

第13 議案第20号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件

第14 議案第21号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件

出席議員（14名）

1 番 岡本 康裕 君

2 番 村上 和子 君

3 番 岩田 浩志 君

4 番 谷 忠 君

5 番 米沢 義英 君

6 番 今村 辰義 君

7 番 一色 美秀 君

8 番 岩崎 治男 君

9 番 中村 有秀 君

10 番 和田 昭彦 君

11 番 渡部 洋己 君

12 番 佐川 典子 君

13 番 長谷川 徳行 君

14 番 西村 昭教 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向山 富夫 君

副 町 長 田浦 孝道 君

教 育 長 北川 雅一 君

代表監査委員 高口 勤 君

教育委員会委員長 増田 修一 君

農業委員会会長 中瀬 実 君

会計管理者 新井 久己 君

総務課長 服部 久和 君

産業振興課 多湖 逸郎 君

産業振興課 辻 剛 君

商工観光班主幹 岡崎 光良 君

農業振興班主幹 岡崎 智子 君

保健福祉課長 岡崎 光良 君

健康づくり担当課長

町民生活課長 田中 利幸 君

建設水道課長 北向 一博 君

技術審査担当課長 松本 隆二 君

公園整備担当課長 菊地 昭男 君

農業委員会事務局長 菊池 哲雄 君

教育振興課長 前田 満 君

ラベンダーハイツ所長 大場 富蔵 君

町立病院事務長 松田 宏二 君

議会事務局出席職員

局 長 中田 繁利 君

主 査 深山 悟 君

主 査 遊佐 早苗 君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) きのうに引き続き、御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は、14名であります。

これより、平成22年第1回上富良野町議会定例会2日目を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

一般質問の通告期限は、本日正午まででございます。時間までに通告を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

4番 谷 忠 君

5番 米 沢 義 英 君

を指名いたします。

日程第2 町政執行方針から

日程第14 議案第21号まで

議長(西村昭教君) 日程第2 町政執行方針、教育行政執行方針、日程第3 議案第1号平成22年度上富良野町一般会計予算、日程第4 議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、日程第5 議案第3号平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算、日程第6 議案第4号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、日程第7 議案第5号平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算、日程第8 議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、日程第9 議案第7号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、日程第10 議案第8

号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、日程第11 議案第9号平成22年度上富良野町水道事業会計予算、日程第12 議案第10号平成22年度上富良野町病院事業会計予算、日程第13 議案第20号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件、日程第14 議案第21号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を関連がございますので一括して議題といたします。

まず、町長より、町政執行方針について説明を求めます。

町長、向山富夫君。

町長(向山富夫君) おはようございます。

平成22年第1回定例町議会の開会に当たり、町政執行の基本方針について、その概要を申し上げます。

さて、我が国経済は一部に持ち直しの動きが見られるものの、高い失業率や下落傾向にある物価水準など、依然として厳しい状況にあり、先行きについてもデフレの進展、雇用環境の悪化、円高、さらには財政悪化に伴う長期金利の上昇など、懸念材料が存在しています。

新政権の「人間のための経済」、「人の命を大切に、国民の生活を守ることが政治の責任」との方針のもと、本年度の政府予算案では「子育て」、「雇用」、「環境」、「科学・技術」に重点を置き、平成21年度第2次補正予算と一体として切れ目なく執行することで、景気の着実な回復につながるよう一般会計総額においては過去最大の92兆3,000億円となっています。

しかし、その財源は国税収入の大幅な減が予測されることから、歳入総額の48%に当たる44兆3,000億円を国債発行にゆだねるとともに、財政投融资特別会計や外国為替資金特別会計からの繰り入れなどによって確保された実態にあります。このようなことから、政府においては本年度前半に中長期的な財政規律のあり方を含む「財政運営戦略」を策定し、財政健全化への道筋を示すこととしており、地方も含めた財政の健全化に向けて大きな課題が課せられてくるものと予測されます。

地方財政政策においては、「地域主権改革」の第一歩として地方の一般財源の充実、強化を図ることとあわせて地域の当面する課題に適切にこたえられるよう、「地域活性化・雇用等臨時特例費」が創設されるなど、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税は24兆6,000億円余りとなり、大幅な増となっておりますが、さきにも述べましたように地方交付税の原資となる国税収入が大幅に減少する中での措置であるとともに、地方税収も減少で推移

していることから、むしろ地方財政の本質は厳しさが増してくる実態にあります。

さて、当町におきましても厳しい経済状況の影響を受け、町税収入の減収が見込まれる中ではありますが、国の平成21年度補正予算や本年度の地方交付税の増額確保など、切れ目のない国の財政出動を財源として地域経済や雇用の回復につながるよう建設事業の前倒し実施を初め、緊急的な雇用対策や福祉施策の充実に努めてまいります。

しかしながら、当町の財政は多くが国などからの依存財源にゆだねる自立性に乏しい構造にあることから、国の財政対策によって大きく影響を受ける実態にあります。今後、進められる財政健全化の動向を見据え、将来に禍根を残すことのないよう引き続き収支均衡のとれた健全な財政運営を旨とし、町政を取り進めてまいります。

また、昨年度からスタートした「第5次総合計画」、「自治基本条例」の精神である「協働」を町民の皆様との共有のキーワードとした「まちづくり」に向けて町内のさまざまな主体の能力が協働により倍増して発揮されるよう、町が果たすべき役割に全力を傾け、実効があらわれるよう取り組んでまいり所存でありますので、町民の皆様並びに議員の皆様のご支援と御協力を重ねてお願い申し上げます。

それでは、各分野の主要施策について総合計画の五つの暮らしづくりに沿って、その概要を申し上げます。

最初に、一つ目の暮らし、「人や地域とつながりのある暮らし」づくりについてであります。

まず、「地域ぐるみで支え合う健康・福祉コミュニティの実現」につきましては、地域福祉計画を基本とし、社会福祉協議会初め、関係団体などとの連携を一層深めながら高齢者、障がい者、子育て中の家庭など、その実態把握に努め、真に必要なサービスが提供されるよう地域全体の支え合いによる福祉の向上に努めてまいります。

次に、「信頼と絆で結ばれる産業の実現」についてであります。地産地消や食育の取り組みを推進し、地場製品の魅力を再認識していただきながら、基幹産業である当町農畜産業の信頼性を一層高めるとともに、他産業、他業種との連携を図りながら地域の中での新たな仕組みづくりに向けた具体的な取り組みに着手してまいります。

次に、「人・モノ・地域を結ぶ社会基盤の充実」についてであります。道路を中心とした交通環境については、引き続き国道、道道、町道網によるネットワークの充実に努めてまいります。また、町営バスを中心とした地域内の交通体系については、

昨年度実施いたしましたアンケート結果を踏まえながら、交通弱者など利用者の視点に立った見直しを行ってまいります。

次に、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」についてですが、自治基本条例の精神である協働のまちづくりを進めるためにも、そのベースと言える情報共有に向けて予算概要の説明書、「知っておきたい今年の仕事」を前年度に引き続き、全戸に配布するとともに、広報、広聴事業の充実に努めてまいります。

また、仮称でございますが「協働のまちづくり推進委員会」を設置し、「協働のまちづくり基本指針」の策定を初め、町民参画のあり方などの検討を進め、自治基本条例の理念の具現化に努めてまいります。

なお、本年度はカムローズ市との友好都市提携から25周年を迎えることから、親善訪問団を組織し、同町におきまして記念の交流事業を展開してまいります。

次に、二つ目の暮らし「穏やかに安心して過ごせる暮らし」づくりについてであります。

まず、「安心の暮らしを支える福祉医療環境づくり」についてですが、高齢者や障がい者などその実態に応じた適切な在宅サービス及び施設サービスに努めてまいります。また、本年度は緊急通報システムの安定稼働に向けてセンター装置の更新を行います。

ラベンダーハイツは、高齢者福祉の拠点としてサービスの向上と経営の安定に努めてまいります。

障害者福祉につきましては、第2期障害福祉計画に沿った取り組みを進めるとともに、NPO法人による障がい者のための事業所設置が計画されていることから、町といたしましても必要な支援を行ってまいります。

介護保険事業については、制度の理念である自立支援の実現に向け引き続き予防介護に重点を置き取り組んでまいります。また、国民皆保険の根幹を成す国民健康保険事業についてですが、本年度予算は基金のほぼ全額取り崩しをもって編成した実態にあり、国保財政の運営は極めて不安定な状況になりつつあることから、国保税水準についての検討も含めながら特定健診等の高い受診率を維持し、生活習慣病の予防及び改善に取り組みながら医療費の削減、事業運営の安定化に努めてまいります。

町立病院は、町民の皆様を安心を支える医療機関として、また介護療養型老人保健施設として、さらに救急告示病院としてその機能の維持、充実に努めてまいります。そのためには、安定した病院経営が求められるところであり、地域医療を守る視点から

の必要な財政措置とあわせ、町立病院改革プランを基本に経営健全化への取り組みを進めてまいります。

また、当町の救急医療については、引き続き町立病院が担ってまいります。広域対応においては富良野医師会の協力のもと、二次救急を担っている協会病院に集約されており、当町からも町立病院が担えない小児科などで、多くの町民が受診していることから、応分の財政支援をしてまいります。

次に、「のびのび子育てを支える成長環境づくり」についてですが、安心して子供を産み育てることができる地域づくりを進めてまいります。母子保健事業については引き続き、妊婦健診の全額助成に取り組むとともに、相談、指導、学習活動の充実を図ってまいります。

子育て支援につきましては、次世代育成支援行動計画を基本とした事業を展開してまいります。特に、ファミリーサポートセンター事業が本年度から本格的にスタートすることから、社会全体で子育てを支援するという機運の醸成と、支援活動の充実を図るとともに、子どもセンターにおける障がい者、高齢者、子供たちによる共生事業、「わいわいらんど事業」の充実を努めてまいります。

保育事業については、町の責務として中央保育所のほか、民間2施設を加えた3認可保育所の連携協力を図り、地域ニーズに応じた多様な保育サービスの提供に努めてまいります。

次に、「本気・やる気が実を結ぶ産業づくり」についてであります。国においては「戸別所得補償制度」の完全導入に向けて、本年度から「戸別所得補償モデル対策事業」を実施いたします。このことは、農政を大幅に転換するものであり、個々の農業経営や地域の農業戦略にも大きな影響を及ぼすものと認識しており、第6次農業振興計画を基本とする安定した農業経営が持続できるよう対応を図ってまいります。特に、高収益に向けた奨励作物生産の施設整備や機械購入、小規模な土地改良事業に対しても引き続き助成策を講じてまいります。

また、農村基盤整備事業においては、新たに東中幹線地区道管かんがい排水事業及び西山地区経営体育成基盤整備事業に着手し、生産性の向上、経営の安定化と農地の汎用化、また、後継者対策につながるよう事業を進めてまいります。しかしながら、国においてはこれら土地改良事業予算の大幅削減を決定していることから、受益農業者の皆様とともに関係機関への働きかけも強化してまいります。

さらに、課題となっているエゾシカ対策については、駆除活動を担っていただいている猟友会への支援を強化するとともに、抜本対策に向けた広域的な

対応の検討を進めてまいります。

商工業及び観光につきましては、依然厳しい景気状況が続いておりますが、それぞれの事業者の創意工夫が生かされるよう商工会、観光協会の諸事業に支援していくほか、さらに連携、協力を密にし、その振興に努めてまいります。

また、厳しい雇用情勢にあることから、国、道の対策と連動した緊急雇用創出事業に取り組むとともに、町独自として新卒未就職者の臨時雇用を実施いたします。

次に、「身近な生活の安全を支える社会基盤の充実と環境保全」についてですが、生活の基盤となる社会資本の整備は、日常の暮らしにおいて欠くことはできません。道路、河川、上下水道、さらにはごみ処理施設などの整備や改修を継続的、かつ計画的に進めてまいります。

特に、道路環境については、緊急雇用創出事業を活用して主要町道の美化清掃を集中的に行いますが、継続的な活動となるよう関係住民会へも参加を呼びかけ、協働のまちづくりとしての取り組みを進めてまいります。また、上下水道の施設設備については、国の制度などを踏まえて将来を見据えた安定稼働に向け、更新計画や長寿命化計画を着実に実施してまいります。

地球規模の課題である環境問題につきましては、本年度は新エネルギーの観点からの「地域新エネルギービジョン」を策定し、昨年度策定した「地域省エネルギービジョン」とともに、地域一体となった温室効果ガスの削減に向けた取り組みに着手してまいります。町においても、一事業所として公共施設の施設設備の更新時期にあわせて具体の取り組みを進めることとしており、本年度は白銀荘のボイラー設備及び照明設備の一部についてヒートポンプ化、LED化への更新整備を図ってまいります。

次に、「生活の不安を取り除く地域社会づくり」についてですが、災害に強いまちづくりに向けて活火山十勝岳と共生する町として、また演習場関連などの障害防止事業とあわせて引き続き砂防、排水路などの施設基盤の整備を進めてまいります。

また、耐震改修計画に基づく住宅耐震改修補助制度を引き続き実施するとともに、住宅関連助成制度の相談窓口を設け、耐震化率の向上に努めるとともに、公共施設については東中小・中学校及び役場庁舎の耐震診断を実施いたします。

防災体制については、自主防災組織との連携を図りながら防災冊子を活用し、日ごろからの備えや災害時にとるべき行動、避難場所を周知するなど、災害に対する防災意識の啓発を強化してまいります。

また、災害時要援護者対策については、緊急時に

おける避難支援体制等の整備に向けた支援プランを早期に取りまとめ、地域においてその取り組みが浸透していくよう努めてまいります。

防犯、交通安全、さらに消費生活の安全対策などについては、一人一人の意識喚起につながるような地道な取り組みの継続が必要であり、関係機関の協力を賜り一層連携強化を図りながら、日常の安全確保に努め、事件、事故のない環境づくりを推進してまいります。

次に、三つ目の暮らし、「快適で楽しく潤いある暮らし」づくりについてであります。

まず、「意欲と活力ある暮らしを導く心づくり、身体づくり」についてですが、一人一人がみずからの生活習慣をコントロールしながら、心身ともに健康で生活できるよう特定健診及び特定保健指導を中心に、状況に応じた健康相談、健康指導の充実に努め、すべての町民の皆様が生き生きと暮らせるような体制の整備を図ってまいります。

特に本年度は、水痘などの任意予防接種を経済的理由で接種困難な家庭に対し、接種費用を公費負担とし、接種機会の向上に努めるとともに、新型インフルエンザも含めた感染症の発生予防と蔓延防止に努めてまいります。

次に、「地域の魅力を満喫する産業環境づくり」についてですが、一部において「食」による地域ブランド化に向けた活動が展開されておりますが、当町は良質で豊富な農畜産物に恵まれていることから、まだまだ潜在する資源も多くあるものと受けとめており、関係団体との連携を深めながら多様な取り組みに支援してまいります。

また、構想策定から長い時間を経過している都市計画マスタープランに基づく市街地整備構想については、時代の動向に即し関係団体と一体となり、再検証を行ってまいります。

次に、「憩いと安らぎを提供する快適空間づくり」についてですが、協働のまちづくりの趣旨に基づき、公園、広場、緑地の住民会管理を試行実施するほか、緊急雇用創出事業を活用し、遊具の整備や樹木の剪定などを集中的に実施してまいります。

日の出公園については、エントラスゾーンのツツジ、ラベンダーなどの再配置植栽を行うとともに、町民の皆様を含めた関係者による日の出公園再生プロジェクトを組織し、今後の具体的な年次整備計画をまとめてまいります。

また、島津公園については、大型コンビネーション遊具の新設や遊歩道の改善などを行い、幅広い年齢層の集いの場、憩いの場としての機能を高めてまいります。

次に、「楽しく便利な地域生活の実現」について

ですが、全国的に高速情報通信基盤の整備が進んできており、当町においても通信環境に格差が生じている現状を受けとめ、民間事業者の協力を含めて格差解消に向けた取り組みについて研究を進めてまいります。また、北海道との権限移譲に伴う協議が整ったことから、本年7月からパスポートの申請・交付事務を役場窓口において実施してまいります。

次に、四つ目の暮らし「地域の宝を守り・はぐくみ・活用できる暮らし」づくりについてであります。

「担い手が輝き、地域の強みを生かす産業づくり」についてですが、農畜産業を初め、商工業における後継者の育成確保は大きな課題であることから、新たな後継者に対する奨励金制度を継続して取り組み、安定した経営の確立、後継者や担い手の確保に重きを置きながら取り組みを進めてまいります。

さらに、富良野・美瑛広域観光として進めております外国人観光客の誘客事業につきましても、関係市町村と有機的に連携しながら積極的な活動を展開してまいります。

次に、「風土に調和した社会基盤・活動基盤づくり」についてですが、景観づくり条例に基づく施策を推進するほか、関係者などとともに当町が景観行政団体となることの可否についての検討も進め、良好な景観の保全と形成に努めてまいります。

町営住宅の整備については、富町団地の建てかえが本年度で終了する予定であることから、今後における「町営住宅等長寿命化計画」、「維持修繕計画」を整理し、計画的な維持整備に努めるとともに、団地内における日常の環境整備については入居者による自主的管理への移行に向けた協議を進めてまいります。

次に、「まちの記憶が受け継がれ、新たな知恵が芽吹くまちづくり」についてですが、ふるさとの歴史や文化、その伝承や活用などの活動については、教育委員会と連携を図り取り進めてまいります。

また、移住、定住対策については、暮らしやすい地域づくりに向けた各施策を推進していくことを基本に据えながら移住やU・J・Iターンを希望している方々などに当町の魅力や既存の支援施策についての情報発信を充実しながら、移住、定住の促進につながるような新たな支援策について検討を進めてまいります。

次に、五つ目の暮らし「誇りと責任・役割を分かちあえる暮らし」づくりについてであります。

すべての町民がそれぞれの責任を果たすとともに、役割を担っていくことは自治基本条例に掲げる目指すべきまちづくりの根幹とも言えます。暮らし

を守り、支える、あらゆる公共サービスが行政も含め、さまざまな担い手によって地域全体の中で達成されていくような仕組みづくりを目指してまいりたいと考えております。

自治会活動など、地縁に基づくつながりボランティアやスポーツ、文化活動といった知縁に基づくつながりなど、町民の皆様が主体的な意思により、さまざまな活動が活発に展開されるよう支援するとともに、これらの活動が今後のまちづくりの大きな基盤になるととらえ、その前提となる情報の共有に向けた取り組みを充実させてまいります。

行財政改革についてですが、最小の経費で最大の効果を得るという普遍の要請と時代の変化に応じたさまざまな見直しの要請はエンドレスの課題と受けとめており、行政組織機構についてもその機能が効率的に発揮されるよう、不断の見直しに取り組んでまいります。

特に本年度は、「協働のまちづくり」を進めていくための改善計画としてまとめた「町政運営改善プラン」のスタートの年であり、本年度に取り組むべき項目として整理した「プラン22」の着実な実践に努めてまいります。

町税は、町財政の根幹をなすものであり、適正な課税に努めるとともに、納税については引き続き納税の利便性を高める工夫を進めながら、納期内納税の推進とあわせて滞納者に対してはその実態に応じた適切な収納対策を進め、自主財源としての税収確保に努めてまいります。

駐屯地削減問題の決着が昨年から1年先送りとなったため、本年が最終の大きな山場を迎えることが推察され、駐屯地の体制維持に向けさまざまな活動を通じ、これまでに増して削減阻止に向け地域を挙げた運動の先頭に立ち、全力を注いでまいります。

さらに、富良野広域連合による4事務が完全スタートし、構成自治体として、また広域消防の本部設置自治体として効率的、効果的な執行に向けた取り組みを行ってまいります。

最後に、五つの暮らしづくりにおける成長、学習の政策分野の多くの部分については、教育行政執行方針に沿って進められる教育委員会の取り組みを中心に促進してまいります。

地域における学びの活動は、地域活力の源と言えます。子供からお年寄りまでさまざまな機会やつながりを通じて学びの輪が広がるよう、そして学びの成果が地域づくりに生かされるよう生涯学習の充実に努めてまいります。

昨年度から実施している特定建築物に位置づけられている学校施設の耐震診断については、本年度で

終えるよう引き続き実施するとともに、診断結果に基づく対応策について整理してまいります。特に、老朽化が著しい上富良野小学校については、校舎改築に向けた具体的検討に着手してまいります。

また、上富良野高校については、本年度は定員を上回る出願者数となりましたが、さらに子供たちに進学したい高校と思われるような学校づくりへの支援を行い、存続に向け町としても振興策に力を注いでまいります。

以上、平成22年度の町政執行に当たり所信を述べさせていただきます。

次に、平成22年度予算案の概要を申し上げます。

本年度は、地方主権改革の第一歩として地方の一般財源の充実に向けた対応を受けて、主要な財源である地方交付税については、臨時財政対策債を含めて一定程度の増を見込み、予算編成を行ったところであります。

一般会計では、総額62億3,000万円、前年対比5.8%、3億8,100万円減の規模となっておりますが、これは畜産担い手事業の完了など、大規模な臨時的経費の大幅減によるもので、当町としても平成21年度補正予算と連動して地域経済の活力や雇用対策につながるような事業、また福祉施策の充実や住民活動の活性化に向けた事業の予算化に努めたところであります。

一方、財政の安定化は町政執行の基盤でありますので、引き続き財源不足を基金に頼ることのない財政運営に努めるとともに、地方債発行を抑制するなど、将来の負担軽減策についても講じてまいります。

次に、特別会計及び公営企業会計についてですが、制度改正に伴う対応のほか、事業運営に必要な事項についても一般会計同様に効率的な対応方針のもとに財政見通しを立て、加えて一般会計からの繰出金及び補助金などについては、法令の基準に基づくものや、財源確保として妥当なものに限り措置を行ったところであります。

会計ごとに申し上げますと、まず国民健康保険特別会計では、総額13億6,274万4,000円、前年対比1.1%、1,426万6,000円増となっております。ことしは、診療報酬の増額改定が予定されていることとあわせて、医療費の自然増を見込んだものでありますが、厳しい経済状況の影響から、保険税収入の減少が予測される中、基金のほぼ全額取り崩しをもって収支バランスを図ったところであります。

次に、老人保健特別会計では、総額655万6,000円、前年対比45.9%、555万2,000

円の減となっております。過誤納付金など、清算事務の最終年度となることから、本年度をもって会計自体も廃止の予定となります。

次に、後期高齢者医療特別会計では、総額9,680万9,000円、前年対比6.6%、596万8,000円増となっておりますが、被保険者数の増加に加えて、保険料の増額改定によるものであります。

次に、公共下水道事業特別会計では、総額3億6,196万7,000円、前年対比53.8%、4億2,204万9,000円の大幅減となっておりますが、昨年度4億1,600万円に及ぶ補償金免除の繰上償還が終了したことによるものであります。

次に、簡易水道事業特別会計では、総額5,552万6,000円、前年対比5.5%、289万1,000円の増となっておりますが、平成16年度に実施した里仁地区浄水場ろ過装置整備に伴う借入金の元金償還が始まることによるものであります。

次に、介護保険特別会計では、総額7億6,759万1,000円、前年対比2.0%、1,531万7,000円増となっています。これは、新たな要介護者の出現率が低い水準で推移しているものの、高齢化の進展と要介護者の重度化による介護給付費の増加を見込んだところであります。

次に、ラベンダーハイツ事業特別会計では、総額2億8,717万1,000円、前年対比0.6%、167万1,000円増となっております。昨年度の屋根、サッシ等の施設改修の完了に引き続き、本年度は大型洗濯機及び介護ベッド等設備の更新に着手いたします。

次に、病院事業会計では、総額9億3,268万1,000円、前年対比4.1%、3,710万4,000円増となっておりますが、資本的収支においては企業債償還金や調整交付金対応事業等の減少により20.9%の減となっております。また、収益的収支では満床稼働の老人保健施設事業収益や退職手当組合負担金の精算年度に当たること等により、5.1%の増を見込んだところであります。

最後に、水道事業会計では、総額2億6,407万5,000円、前年対比37.6%、1億5,903万6,000円の大幅減となっております。収益的収支においては、改修工事に係る設計委託費の増が見込まれるものの、資本的収支では昨年度の1億7,400万円に及ぶ補償金免除繰上償還が終了し、大幅な減となっております。

これら特別会計及び公営企業会計予算の合計は41億3,512万円で、さきに申し上げた一般会計予算とあわせた町全体の予算では103億6,512万円、前年対比7.9%、8億9,042万円減の

規模となっております。

以上、町民の皆様並びに議員の皆様のご御理解と御協力を切にお願い申し上げ、平成22年度の町政執行方針といたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長より教育行政執行方針について説明を求めます。

教育長、北川雅一君。

教育長（北川雅一君） 平成22年第1回定例町議会の開会に当たり、上富良野町教育委員会の教育行政の執行にかかわる主要な方針について申し述べ、町議会を初め、町民の皆様のご御理解と御支援をお願い申し上げます。

初めに、激動の21世紀に入り早くも10年目を迎えておりますが、老舗デパートの縮小、撤退や国内最大手の航空会社の経営危機などに代表される経済不況とそれに伴う雇用不安、世界的な異常気象となかなか進まない温暖化対策など生活に直結する不安感が世情の中に潜在化しつつある現状と考えております。

こうした不安定な状況の中でこそ、社会を支える基盤となる「人材の育成」がより重要な課題であるにとらえなければなりません。これからの教育において教えられたり、与えられたりすることを待っているような受け身的な態度では、現状の打開は難しいものと考えております。みずから考え、主体的に行動し、創意工夫をもって積極的に課題解決に立ち向かう能動的な人材の育成が強く求められています。今こそ、このたくましく「生きる力」を私たち大人も含めて培っていかねばなりません。

このことを受け教育委員会といたしましては、平成20年度に町の第5次総合計画にあわせて策定した「教育振興基本計画」をもととして学校教育と社会教育両面からの計画、実践、そしてその検証から改善へと向かうサイクルをより強化し、次代を切り開く「人づくり」に取り組んでまいります。

平成18年の「教育基本法の改正」に伴い、学校教育では「生きる力」を継続して基調とする新しい学習指導要領が告示されました。小学校が、平成23年度、中学校は平成24年度からの完全実施に向け各教科、領域の新たな内容に対応する教材教具の整備や小学校で新たに導入される「外国語活動」への体制づくりなど着々と進めてまいりましたが、今年度も継続して取り組み、円滑に新学習指導要領への移行を行ってまいります。

社会教育においては、「家庭や地域の教育力の向上」を図るとともに、「生きがいのある生活と社会参画を目指す地域づくり」を多彩なスポーツ、文化活動などを媒介に推進し、生き生きとした生涯学習

の実現を目指してまいります。

この理念のもとに町民の皆さんの御理解と御支援をいただきながら、「活力ある人づくり、まちづくり」に向けてなお一層の努力を進めてまいります。

最初に、学校教育の推進についてでございます。

学校教育においては、「新学習指導要領」並びに「上富良野町教育振興基本計画」における学校教育基本方針を念頭に置き、新学習指導要領への移行措置を円滑に進めることと、さらなる「生きる力」の育成のため、「確かな学力」と「豊かな心」、「たくましい体」の向上を目指してまいります。

新学習指導要領の移行措置につきましては、今年度は小学校での「外国語活動」を町内全校で先行実施を行ってまいります。これは昨年度に設置した「上富良野町外国語活動推進委員会」での研究、協議をもとに準備を進めてきた結果、成果とも言えるものです。また中学校体育で平成24年度から実施となる「武道」についても、必要な用具などの調整、準備を進めてまいります。

「確かな学力の向上」については、過去3回にわたって実施した全国統一学力・学習状況調査などの結果において、本町の子供たちは総じて全国平均に近い状況ではありますが、年度によっての平均値や教科及び設問の内容によって差が大きくなることもあり、課題も少なくありません。

その課題の解決とさらなる向上のために引き続き基礎基本の定着と、それを活用した思考力、読解力、表現力を向上させる取り組みを進めてまいります。また、わかりやすい授業の構築や学習習慣、生活習慣の向上を目指し学校、家庭、地域の協力連携をさらに深めてまいります。

そこで、各学校においては児童生徒の実態を踏まえながら独自の「学力向上プラン」を作成し、指導の強化を図ることとなっております。また、全国学力学習状況調査について、文科省では今年度から一部抽出校のみの実施となりましたが、本町においては子供たちの状況を引き続き検証していく必要があると判断し、道教委との連携を図りながら今年度も4月20日に町内全校で実施をしてまいります。

「豊かな心の育成」につきましては、道徳の時間をかなめとして「思いやる心」や「規範意識」、「自他の命の尊重」など、本町の子供たちに育ってきている基本的な倫理観をさらに向上させてまいります。そのために、道徳教材の整備や総合的な学習の時間も含めた多様な体験活動、課外活動の促進を図り、より多くの自然や人との触れ合いを深めて心の教育の推進に努めてまいります。

「たくましい体づくり」については、体力の強化ばかりではなく、健康への意識や安全への意識の醸

成も図ってまいります。そのために、保健・体育の授業の充実はもとより、家庭や地域と連携しながら「基本的な生活習慣」のさらなる定着を図る取り組みを推進するとともに、自主性、忍耐力、運動能力を高める少年団活動や部活動への支援にも努めてまいります。

そして開かれた学校、信頼される学校づくりを目指すために学校評議委員会を含め、家庭や地域の声を取り入れる外部アンケートの実施や学校関係者評価委員会を各校に設置するなど、多くの声を生かした学校評価の充実を図ってまいります。

児童生徒の指導等につきましては、いじめや不登校、器物破損、暴力、薬物、携帯電話などによる問題行動が各地では依然として後を絶たない社会状況にありますが、本町においては学校、家庭、地域の皆様の努力と連携によりそれらの事例は比較的少なく、安定した状況が続いています。

しかし、それぞれの課題となる要素は今の時代においてどこにでも存在していると考えておかなければなりません。そこで、各学校との連携を密にし、日常の教育活動において「子供同士」、「子供と先生」の人間関係、信頼関係を醸成する指導の充実を進めてまいります。

そのために、教職員の指導力、人間力を高める研修の促進を図るとともに、問題の早期発見、早期対応を含め、子供たちの目線に立った教育相談体制の充実に向け、上富良野中学校には引き続き「心の教育相談員」を配置し、その活用の促進を図ってまいります。また、必要に応じて学校教育アドバイザーを学校ばかりでなく、保護者、地域との教育相談にも対応させてまいります。

へき地・複式教育につきましては、地域の特色を生かし個々に応じた指導により児童生徒の健全育成に効果を上げているところです。各地と同様、本町においても児童生徒の減少は続いており、大きな課題となっておりますが、小規模校ならではの特色ある教育を今後とも継続させ、充実を図ってまいります。

そのため、へき地・複式教育の研究を進めている「上川南部地区へき地・複式研究連盟」への支援を行ってまいります。また、江幌小学校においては、地域と一体となった特色ある教育を望む児童が学区域を越えて就学できる「特認校」として継続して、その運営を推進するとともに、平成22年度で開校100周年を迎えることから、その記念行事を支援してまいります。

特別支援教育については、障がいのある子供たち一人一人の教育的ニーズに対応した校内体制の整備をさらに進めるとともに、その指導法の充実に努め

てまいります。そのため個々のニーズに対応した人的支援が重要であることから、本年度も上富良野小学校と上富良野西小学校に「特別支援教育指導助手」を継続して配置し、指導体制の充実を図ってまいります。

また、「上富良野町特別支援教育連絡協議会」や「就学指導委員会」の活動を通して関係者の連携や研修の機会を持ち、指導の充実と今後に向けた自立や進路、社会参加への支援を行ってまいります。

学校の危機管理については、学校の内外を問わず子供を取り巻く悲惨な事件や不慮の事故などが後を絶ちません。本町においては、学校での日常の校内点検励行を促すとともに、情報交換の機能を密にするため、事件、事故等発生時の対応及び連絡体制について関係機関と共通理解を図って取り組んでいるところです。

住民会、町内会による登下校時の「見守りパトロール」を初め、「上富良野の青少年健全育成をすすめる会」や「地域生活安全協会」などとの連携により、地域総ぐるみでの協力体制を今後とも継続、強化し、子供たちにかかわる安全確保、事件、事故発生の予防に努めてまいります。

また一刻を争う不測の事態での救命活動に備え、「自動体外式除細動器（AED）」を各学校に設置し、消防署との連携、協力を得ながら活用の講習会等を行うなど、普及・促進を図ってまいります。

教育環境の整備につきましては、国の「スクールニューディール構想推進事業」を受け、各学校や公共施設のテレビデジタル化と校務用コンピューターの整備を行ってまいりましたが、今年度は西小学校のコンピューター整備、更新などを推進してまいります。

また、江幌小学校の校舎及び講堂の防水工事、東中小学校及び東中中学校の校舎耐震診断も実施の計画となっており、安全で安心な学校環境整備を図るとともに、教材備品の拡充を図るなど、学習環境整備についても計画的に進めてまいります。

学校給食につきましては、昨年度から「富良野広域連合」による運営がなされておりますが、「自賄い方式」は継続して行っていることから、従来どおり原材料などはできる限り地場産品を取り入れ、施設設備の衛生管理、安全管理に努め、「安心」で「おいしい」給食の提供に今後とも努めてまいります。

また、食育の一環として行われている「お弁当持参の日」は、家庭の協力、家庭の工夫など親子の絆づくりにつながるものとして、今後も継続してまいります。さらに栄養士による学校訪問も継続して実施し、食事の意味、栄養バランスの大切さ、食事の

マナーなどの指導を学校での学級指導などとの連携を得ながら充実を図ってまいります。

国際理解教育につきましては、現在、友好都市でありますカナダ・アルバータ州カムローズ市から英語指導助手を迎えて、学校教育、社会教育の両面で小中学校の授業やサークル活動を通して国際理解教育の推進を図るとともに、上富良野町とカムローズ市との交流発展に努めているところであります。

さらに本年度から小学校5・6年生で先行実施とする「外国語活動」にも有効な活用、活躍の場を計画しているところでもあります。また、幼児も含めて町民の皆様にも国際理解の輪を広げていただけるよう幼稚園、保育所への訪問や英会話教室などを通してその推進に努めてまいります。

道上富良野高等学校の振興につきましては、生徒数の確保は年々難しく、その存在を危ぶむ声が多方面から聞こえてくる状況でありましたが、本年度においては高校の努力はもとより、「上富良野高校教育振興会」、「上富良野高校サポーターズクラブ」や「上富良野高校野球部を応援する会」など、地元の関係各位のさまざまな努力をいただき、出願者数が定員をオーバーする結果となりました。

地域に根差した高校の存在は子供たちや町にとっても大きな影響力を持っています。今後とも、この望ましい傾向を継続していくため、地域の応援を大きな追い風として上富良野高校がさらなる飛躍を遂げるよう期待するところであります。

本町としましても、資格取得の受験料補助など、従来の支援はもとより、新たな支援の手だてを模索しながら、上富良野高校の振興、発展を目指してまいります。

次に、社会教育の推進についてであります。社会教育の推進につきましては、公民館や図書館、スポーツ施設などの社会教育施設を活用しながら町民一人一人が生涯にわたって自主的に学ぶ機会を提供することにより、社会教育基本方針に定める「豊かな心と健やかな体を育み、うるおいある地域づくりを目指す生涯学習の推進」の実現に向けて社会教育行政を進めてまいります。

昨年度から施行された第7次社会教育中期計画により、家庭、学校、地域社会のそれぞれが持つ教育機能の充実や連携、融合を図る実践に努め、社会教育推進目標に掲げられている具体的方策の実施、実現を進めてまいります。

家庭教育につきましては、家庭は子供たちが生活に必要な基本的習慣を身につけ、調和のとれた心身をはぐくむ場であり、教育の原点であります。親子の絆を深め、健やかな子育てを目指し、家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実を図り、家庭教育

学級や子育てサークルなどの活動を支援してまいります。また、毎月第3日曜日の「道民家庭の日」の啓発や普及促進を図り、家庭教育力の向上に努めてまいります。

青少年教育についてであります。次代を担う青少年のスポーツや文化活動の推進を図るため、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体協議会などの自主活動を尊重し、引き続き支援協力を行ってまいります。

今年度は、友好都市であるカナダのカムローズ市へ中学、高校生を派遣し、研修と見聞と広め、国際交流を目的とした青少年海外派遣交流事業を進めてまいります。さらに8月に本町で開催予定の「全道青年大会」文化交流についても支援を進めてまいります。

また、学校の諸活動を支援する地域のボランティア活動となる「学校支援地域本部事業」を推進するとともに、青少年を対象に芸術鑑賞、各種学習活動を通じ子供たちの生きる力と豊かな心の育成に努めてまいります。

次に、放課後プラン事業につきましては、今年度は実施体制や登録料など一部見直しを図り、保護者、学校、地域など理解を得ながら子供たちの放課後のより安全で安心な居場所づくり事業として運営してまいります。地域の方々のさらなる御協力を得ながら、学校及び保健福祉部局と連携を進め、上富良野の子供たちを健全に守り育てる事業として継続してまいります。

また、事業運営に当たっては、日々子供たちのお世話をいただく指導員の方々の協力がなくてはならないものであります。地域ボランティアを含めて協力していただける方の確保に、今後も努めてまいります。

成人・高齢者教育についてであります。成人の学習活動については、自主的なサークル活動への支援と、各種学習機会や女性学級の開設などに取り組んでまいります。引き続き、高齢者を対象に「いしずえ大学」を開設し、健康で明るい生活を築くための学ぶ機会を提供するとともに、生きがいづくりと社会参加の促進を図ってまいります。

また、大学生が自主的に運営する自治会活動の支援をしてまいります。さらに、成人者や高齢者の方々が培った知識や技能を各種の学習活動、体験活動に生かし、伝えていただくなど、積極的なかわりの中で学び合い、支え合う人づくり、まちづくりを進めてまいります。

文化芸術の振興につきましては、人々の心に安らぎと潤いをもたらすことから、美術展覧会や音楽、舞台芸術の公演などを文化団体や愛好者と連携し、

すぐれた芸術、芸能、文化に触れる機会の充実を図ってまいります。また、町民の皆様が心の豊かさを求めて日常的に練習を行っている文化芸術活動の発表の場として、子供から大人までを対象とした総合文化祭を開催し、自主的な発表の機会を支援するとともに、地域文化の継承と発展を目指してまいります。

今年度は、上川管内道民芸術祭兼ねて富良野地区文化団体交流会が本町で開催されますので、これを支援してまいります。

図書館の運営については、蔵書検索システムを活用し、道立図書館や近隣図書館などとの連携を深めるとともに、利用者の利便性の向上を図ってまいります。また、昨年度実施した町内小中学校の学校図書館の電算化による蔵書の共有化により、学校間や図書館との有効活用を図ってまいります。

子供たちの読書への関心を高めるため、児童書の充実を図るとともに、本と触れ合う機会の拡大を目指し、乳児には絵本に触れるきっかけづくりとしてブックスタートや各小学校等への移動図書活動を継続してまいります。また、読み聞かせ活動など、本を生かした学習活動も引き続き行ってまいります。

これからの図書館運営につきましては、さまざまな機会を通じて広く皆様の御意見、御希望を聞きながら「町民に親しまれる図書館」を目指して取り組んでまいります。

郷土館につきましては、今年度は国の緊急雇用創出事業により、郷土館収蔵物を分類、整理し、収蔵物情報をデータ化して、町民の皆様の郷土学習などにより活用しやすいものにしてまいります。さらに、町の文化財であります「憩いの楡」石碑への遊歩道を整備し、見学者の安全を図るなど、環境整備の充実を推進してまいります。

また、今年度は「三浦綾子記念文学館」の御協力により、小説「泥流地帯」のもととなりました「大正15年十勝岳爆発」に関する取材資料などの特別展示会を開催いたします。多くの町民の皆様に観覧いただき、郷土の歴史についての造詣をさらに深めていただけるよう、郷土館のさらなる充実に向けてまいります。

スポーツ振興についてであります。町民の皆様の健康づくりを目指し、各種スポーツ大会の開催など、参加機会の拡大を図り、生涯にわたってスポーツに親しめる取り組みを進めてまいります。広く町民の間にスポーツが普及し、町民の健康増進と体力向上によって町民生活が明るく豊かになることを目指すために、豊富な知識を持った各種スポーツ指導員の養成に努めてまいります。今年度は、「B&G 海洋センター北海道大会・水泳の部」を本町で開催

してまいります。

社会教育施設につきましては、今年度は公民館暖房設備改修、スキーリフトの修理、B&G海洋センタープールのろ過装置修理等を行い、施設の適切な維持を図ってまいります。また、社会教育施設につきましては、それぞれの施設は建設から年数を経過していることから、適時に補修や修繕を行い、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

以上、平成22年度の教育行政の執行に関する主要な方針について申し上げましたが、本町の教育、文化、スポーツの振興と生涯学習社会への構築に向けて最善の努力を傾けてまいります。

議員並びに町民の皆様の御支援と御協力を御願い申し上げて、教育行政執行方針といたします。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上で、執行方針の説明を終わります。

続いて、各会計予算について説明を求めます。

初めに、一般会計予算について説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま町長から、平成22年度におけます町政全般の執行について基本的な方針、また、教育長からは教育行政の方針につきまして、それぞれに述べられました。その方針などに沿いまして編成いたしました平成22年度の各会計予算のうち、まず一般会計予算の議決対象項目の部分につきまして御説明をさせていただきます。

それでは、各会計予算書の1ページをお開き願います。

議案第1号平成22年度上富良野町一般会計予算。

平成22年度上富良野町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ62億3,000万円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

（地方債）。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

（一時借入金）。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借入れの最高額は、6億円と定める。

2ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算額を申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1 款町税、9億5,191万円。

2 款地方譲与税、1億3,870万円。

3 款利子割交付金、320万円。

4 款配当割交付金、20万円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、50万円。

6 款地方消費税交付金、1億2,080万円。

7 款国庫有提供施設等所在市町村助成交付金、7,200万円。

8 款自動車取得税交付金、2,520万円。

9 款地方特例交付金、2,062万4,000円。

10 款地方交付税、28億1,400万円。

11 款交通安全対策特別交付金、230万円。

12 款分担金及び負担金、6,958万4,000円。

3ページに移ります。

13 款使用料及び手数料、1億3,335万7,000円。

14 款国庫支出金、7億641万2,000円。

15 款道支出金、2億8,010万5,000円。

16 款財産収入、1,297万4,000円。

17 款寄附金、1,000円。

18 款繰入金、1億1,025万円。

19 款繰越金、3,000万円。

20 款諸収入、2億2,928万3,000円。

21 款町債、5億860万円。

歳入合計が62億3,000万円となります。

4ページに移ります。

2、歳出。

1 款議会費、5,259万6,000円。

2 款総務費、6億5,774万7,000円。

3 款民生費、9億6,363万2,000円。

4 款衛生費、6億9,165万1,000円。

5 款労働費、1,443万1,000円。

6 款農林業費、2億6,235万8,000円。

7 款商工費、2億8,094万9,000円。

8 款土木費、9億2,195万8,000円。

5ページに移ります。

9 款教育費、3億121万1,000円。

10 款公債費、10億654万5,000円。

11 款諸支出金、941万7,000円。

12 給与費、10億4,750万5,000円。

13 款予備費、2,000万円。

歳出合計が62億3,000万円となります。

6ページに移ります。

次に、第2表では、債務負担行為を設定する2事案につきまして記載をしておりますので、御説明を申し上げます。

農業経営基盤強化資金利子補給につきましては、事業期間に応じ債務負担行為を設定し、事業を進めます。

また、北19号道路改良舗装事業につきましては、国庫債務負担行為に基づき、2カ年継続事業として取り進められることから、本町におきましても債務負担行為を設定するものであります。

次に、第3表では、地方債の限度額を延べ7件で金額にして5億860万円と定め、内容につきまして、各項目ごとに利率やその償還方法などを記載しております。

特に、将来の財政見通しが昨今の経済情勢などにより不透明でありますことから、できる限り後年度負担の抑制を図ることに重点を置きまして、対象事業につきましては、継続的に取り進めている事案を中心とし、その他緊急性あるいは必要性の高い事案に絞りまして、地方債を財源の一部として計画的に整備を図るものであります。

また、加えまして、国の地方財政対策で暫定措置されてございます臨時財政対策債につきましても、昨年に引き続き所要額を計上しております。

ここまで申し上げましたことが一般会計予算の議決対象項目の説明でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 次に、国民健康保険特別会計予算及び老人保健特別会計予算並びに後期高齢者医療特別会計予算について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） それでは、次に平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算につきまして、朗読をもって御説明申し上げます。

予算書の7ページをお開きいただきたいと思いません。

議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算。

平成22年度上富良野町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億6,274万4,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定

による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

（歳出予算の流用）。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

8ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款国民健康保険税、2億7,900万6,000円。

2款国庫支出金、3億2,259万8,000円。

3款療養給付費交付金、5,073万7,000円。

4款前期高齢者交付金、3億3,005万9,000円。

5款道支出金、6,428万2,000円。

6款共同事業交付金、1億4,040万6,000円。

7款財産収入、1,000円。

8款繰入金、1億3,899万2,000円。

9款繰越金、3,500万1,000円。

10款諸収入、166万2,000円。

歳入合計といたしまして、13億6,274万4,000円であります。

9ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、4,958万3,000円。

2款保険給付費、9億1,401万円。

3款後期高齢者支援金等、1億3,964万5,000円。

4款前期高齢者納付金等、26万1,000円。

5款老人保健拠出金、211万5,000円。

6款介護納付金、6,350万1,000円。

7款共同事業拠出金、1億7,197万6,000円。

8款保健事業費、1,719万4,000円。

9款基金積立金、1,000円。

10款公債費、20万円。

11款諸支出金、70万3,000円。

10ページをお開きください。

12款予備費、355万5,000円。

歳出合計といたしまして、13億6,274万4,000円となります。

次に、平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

11ページをごらんいただきたいと思います。

議案第3号平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算。

平成22年度上富良野町の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ655万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

12ページをお開きください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款支払基金交付金、1,000円。

2款繰入金、4万6,000円。

3款繰越金、447万8,000円。

4款諸収入、203万1,000円。

歳入合計といたしまして、655万6,000円となります。

13ページをごらんください。

2、歳出。

1款総務費、4万6,000円。

2款医療諸費20万1,000円。

3款諸支出金、630万9,000円。

歳出合計は、655万6,000円であります。

次に、平成22年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

14ページをお開きください。

議案第4号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算。

平成22年度上富良野町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,680万9,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

15ページをごらんください。

第1表につきましては、款ごとの名称と予算金額のみ申し上げます。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

1款後期高齢者医療保険料、6,370万1,000円。

2款使用料及び手数料、1,000円。

3款繰入金、3,299万4,000円。

4款繰越金、1,000円。

5款諸収入、11万2,000円。

歳入合計といたしまして、9,680万9,000円となります。

16ページをお開きください。

2、歳出。

1款総務費、59万8,000円。

2款広域連合納付金、9,609万8,000円。

3款諸支出金、11万1,000円。

予備費、2,000円。

歳出合計といたしまして、9,680万9,000円となります。

以上で説明といたします。

議長(西村昭教君) 暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

午前10時45分 開議

議長(西村昭教君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、介護保険特別会計予算について説明を求めます。

保健福祉課長。

保健福祉課長(岡崎光良君) 次に平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算につきまして、御説明いたします。

17ページをお開きください。

議案第5号平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算。

平成22年度上富良野町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7億6,759万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

18ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとに総額のみ申し上げます。

1、歳入。

1款介護保険料、1億2,060万円。

2 款分担金及び負担金、96万4,000円。
3 款国庫支出金、1億6,806万8,000円。
4 款道支出金、1億578万7,000円。
5 款支払基金交付金、2億1,086万3,000円。

6 款財産収入、1,000円。
7 款繰入金、1億5,540万9,000円。
8 款繰越金、200万円。
9 款諸収入、389万9,000円。
歳入合計額、7億6,759万1,000円。

19ページに移ります。

2、歳出。

1 款総務費、5,080万5,000円。
2 款保険給付費、6億9,900万円。
3 款地域支援事業費、1,698万5,000円。
4 款特別給付費、20万円。
5 款基金積立金、1,000円。
6 款諸支出金、5,000円。
7 款予備費、59万5,000円。

歳出合計額、7億6,759万1,000円となります。

以上で、説明といたします。

議長（西村昭教君） 次に、ラベンダーハイツ事業特別会計予算について説明を求めます。

ラベンダーハイツ所長。

ラベンダーハイツ所長（大場富蔵君） 次に、議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算につきまして、御説明申し上げます。

20ページをお開きください。

議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算。

平成22年度上富良野町のラベンダーハイツ事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億8,717万1,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000万円と定める。

21ページに移ります。

第1表、歳入歳出予算。

款ごとの金額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款サービス収入、2億7,157万1,000円。

2 款使用料及び手数料、1万4,000円。

3 款寄附金、1,000円。

4 款繰入金、1,235万円。

5 款繰越金、300万円。

6 款諸収入、23万4,000円。

7 款財産収入、1,000円。

歳入合計、2億8,717万1,000円でございます。

22ページをお開きください。

2、歳出。

1 款総務費、1億6,528万4,000円。

2 款サービス事業費、1億1,366万7,000円。

3 款基金積立金、1,000円。

4 款公債費、811万9,000円。

5 款予備費、10万円。

歳出合計、2億8,717万1,000円となります。

以上で、説明とさせていただきます。

議長（西村昭教君） 次に、簡易水道事業特別会計予算及び公共下水道事業特別会計予算並びに水道事業会計予算について説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いただきました3会計につきまして、議案の朗読をもって説明といたします。

23ページをお開きください。

議案第7号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算。

平成22年度上富良野町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,552万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（一時借入金）。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

24ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算。

1、歳入。

款ごとの予算額のみを申し上げます。

1 款使用料及び手数料、1,556万2,000円。

2 款繰入金、3,996万2,000円。

3 款繰越金、1,000円。

4 款諸収入、1,000円。

歳入合計、5,552万6,000円となります。
25ページへ移ります。

2、歳出。

1 款衛生費、1,383万円。
2 款公債費、4,169万5,000円。
3 款繰出金、1,000円。

歳出合計、5,552万6,000円となっております。

続きまして26ページをごらんいただきたいと思
います。

議案第8号平成22年度上富良野町公共下水道事
業特別会計予算。

平成22年度上富良野町の公共下水道事業特別会
計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞ
れ3億6,196万7,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごと
の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)。

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により
起こすことができる地方債の起債の目的、限度
額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表
地方債」による。

(一時借入金)。

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定
による一時借入金の借入れの最高額は、1億2,0
00万円と定める。

27ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算。
款ごとの予算額のみ申し上げます。

1、歳入。

1 款分担金及び負担金、56万2,000円。
2 款使用料及び手数料、1億3,317万5,00
0円。
3 款国庫支出金、600万円。
4 款繰入金、1億842万7,000円。
5 款繰越金、1,000円。
6 款諸収入、2,000円。
7 款町債、1億1,380万円。

歳入合計、3億6,196万7,000円。
28ページへ参ります。

2、歳出。

1 款下水道事業費、1億1,892万2,000
円。
2 款公債費、2億4,254万4,000円。
3 款繰出金、1,000円。
4 款予備費、50万円。

歳出合計、3億6,196万7,000円となつて

おります。

29ページへ参ります。

第2表、地方債。
地方債目的と限度額のみを申し上げます。

公共下水道事業(一般分)690万円、公共下水
道事業(資本費平準化分)8,360万円、公共下
水道事業(特別措置分)2,330万円、以上と
なっております。

続きまして、30ページへ参ります。

議案第9号平成22年度上富良野町水道事業会計
予算。

(総則)。

第1条、平成22年度上富良野町の水道事業会計
の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、給水戸数、4,102戸。
(2)、年間総給水量、83万4,500立方
メートル。
(3)、1日平均給水量、2,286立方メー
トル。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のと
おりと定める。

収入。

第1款水道事業収益、1億7,261万4,000
円。
第1項営業収益、1億6,143万4,000円。
第2項営業外収益、1,118万円。

支出。

第1款水道事業費用、1億7,261万4,000
円。
第1項営業費用、1億3,366万5,000円。
第2項営業外費用、2,131万2,000円。
第3項特別損失、1,000円。
第4項予備費、1,763万6,000円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のと
おりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対
し不足する額9,146万1,000円は、過年度分
損益勘定留保資金9,146万1,000円で補てん
するものとする。)

収入。

資本的収入、ゼロ円。
企業債、ゼロ円。
負担金、ゼロ円。

支出。

第1款資本的支出、9,146万1,000円。
第1項建設改良費、3,334万1,000円。

第2項企業債償還金、5,812万円。

31ページへ参ります。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、3,960万2,000円。

(他会計からの補助金)。

第6条、水道事業運営のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,117万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第7条、たな卸資産の購入限度額は、722万8,000円と定める。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 次に、病院事業会計予算について説明を求めます。

町立病院事務長。

町立病院事務長(松田宏二君) それでは、平成22年度上富良野町病院事業会計予算について御説明申し上げます。

32ページをお開き願います。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第10号平成22年度上富良野町病院事業会計予算。

(総則)。

第1条、平成22年度上富良野町の病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)、業務量。

イ、病床数、一般病床44床。

ロ、定員数、老人保健施設入所28名。

ハ、患者数、年間4万5,335人、1日平均171人。入院患者、一般病床、年間1万1,315人、1日平均31人。外来患者、年間3万4,020人、1日平均140人。

ニ、入所者数、老人保健施設、年間1万220人、1日平均28人。

(収益的収入及び支出)。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款病院事業収益、9億574万6,000円。

第1項医業収益、6億1,480万7,000円。

第2項医業外収益、1億5,893万9,000

円。

第3項老人保健施設事業収益、1億3,200万円。

支出。

第1款病院事業費用、9億574万6,000円。

第1項医業費用、7億7,121万7,000円。

第2項医業外費用、251万8,000円。

第3項老人保健施設事業費用、1億3,200万円。

第4項特別損失、1,000円。

第5項予備費、1万円。

(資本的収入及び支出)。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入、2,693万5,000円。

第1項出資金、1,793万5,000円。

第2項補助金、900万円。

支出。

第1款資本的支出、2,693万5,000円。

第1項企業債償還金、625万5,000円。

第2項建設改良費、1,900万円。

第3項奨学資金貸付金、168万円。

次のページをごらんください。

(一時借入金)。

第5条、一時借入金の限度額は、3億円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)。

第6条、予定支出の各項の経費の金額を流用することのできる場合は、次のとおりと定める。

(1)、医業費用と医業外費用との間。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)。

第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1)、職員給与費、6億459万5,000円。

(2)、交際費、30万円。

(他会計からの補助金)。

第8条、企業債償還金利子及び特殊経費に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、8,517万4,000円である。

(たな卸資産購入限度額)。

第9条、たな卸資産の購入限度額は、1億3,108万9,000円と定める。

以上で説明といたします。

議長（西村昭教君） 次に、上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件について、説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件につきまして、要旨を御説明申し上げます。

平成22年度一般会計予算の編成に当たりまして、吹上温泉保養センター改修費の財源に充てるために基金の一部を使用するため、議会の議決を経ようとするものであります。

以下、議案を朗読し、説明にかえさせていただきます。

議案第20号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件。

上富良野町十勝岳地区振興基金の一部を次により使用するため、上富良野町十勝岳地区振興基金条例第6条第5項の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、7,000万円。

2、使用目的、十勝岳地区の公共施設の維持、修繕に関する事業に充てるため。

3、使用年度、平成22年度。

以上、説明といたします。

議長（西村昭教君） 次に、上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件について説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） それでは、上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計におきまして、歳入財源となります国民健康保険税、国庫支出金、調整交付金、保険基盤安定繰入金等を見積もり、歳出の保険給付費に充当し、予算の計上をしておりましたが、なお不足する2,600万円を財政調整基金から使用し、保険給付費の財源に充てようとするものであります。

なお、財政調整基金の当該支消後の予算残高は12万7,000円となるところであります。

以下、議案を朗読し、説明といたします。

議案第21号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件。

上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部を、次により使用するため上富良野町国民健康保険財政調整基金条例第6条の規定により、議会の議決を求める。

記。

1、支消金額、2,600万円。

2、使用目的、保険給付費に必要な財源に充当するため。

3、使用年度、平成22年度。

以上、説明といたします。

議長（西村昭教君） 以上で、議案の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

町長及び教育長の行政執行方針に基づいて各会計予算が提案されておりますが、これからの質疑については、先ほどの町長及び教育長の行政執行方針の概要についてのみの質疑といたします。

また、質疑の回数は、議会運営に関する先例により、1人1回限りといたしたいと思っております。

これより、質疑をお受けいたします。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 町長と教育長の執行方針に対しまして、何点が質問させていただきます。

5ページにあります町立病院の経営の健全化ということ、これを進めてまいりたいと、こういうように述べられておりますけれども、このことにつきましては不採算病院4病院の中に町立病院も入っておりますが、今回、町長も一生懸命なられて、私も議会のほうも一生懸命要望したところでございますが、これに対しましては経過措置として25年度までですけれども、特別交付税が出るということになりまして、この点はよかったですと思うのですが、二次救急を担っていただいております協会病院との病病関係が、今回、104病院の中に富良野が医師が不足して、結局なかなかその診察とかが機能を縮小しなければいけない病院の中に入っております、こちら辺が今は協会病院からは泌尿器科、循環器科、それから眼科、それから白田院長が向こうへ行っておりますけれども、病病関係が非常にできておまして、その関係が今後についてもこういった富良野のほうで医師不足で、8名不足していると、こういう状況がありました場合に、今後ともこの協会病院との病病連携が今後とも支障なく続いていくものかどうか、これについても町長、ひとつこの富良野医師会、あるいは5市町村で取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、その点につきましてお尋ねしたいと思います。

それから7ページの新卒の未就職者の臨時雇用でございますが、これに対しましては即対応をされまして、本当にこのところは評価しますけれども、国のほうから新卒を企業でもどこでも使う場合には、その助成を施策をやるということを言っておりますので、そういったことも考えていただいて、さらにこのところをもう少し、今氷河期をちょっと脱したということですので、新卒で非常に就

職が厳しいございますので、その点もさらに進めて検討していただきたいと思ひます。

それから11ページの移住、定住対策でございますけれども、これにつきましては新たな支援策について検討を進めてまいりますと、こういうように述べられておりますが、今は御承知かと思ひますけれども、隣の中富良野町ではもう10年ぐらい前から定住策としまして、町の土地を分譲しまして、その土地を購入しますとそこで居住をするということになりますと100万円ですか、現在は二、三年前から70万円、それから商品券で30万円と、こういうようなことになっておりますけれども、ことしは非常に申し込みが多いということで、何か15組、1,500万円を予算づけをされたようでございます。

それで、上富良野町からも17名ぐらいそちらのほうに行っているかと思ひますけれども、こういったお金でというのはあれかもしれませんけれども、例えば結婚して新しく居住を上富良野で迎える人には結婚のお祝い金といひましようか、そんなことや、それから今はいっぱいアパートもあいております。そういったところを借り上げて、そこで住まいをする場合にはそれに対するものをどうするか、いろいろな、それから今回、中富良野町は中学校まで子供さんの医療費を無料化にいたしました。そうすると、上富良野も本当に出生率は1.86と非常に高い数字を示しているわけですが、子育ての環境に優しい町、上富良野で子供を育てるとこんなにいいなという、そういう魅力のある具体的な新たな支援策を検討とありますけれども、そういったこともぜひ検討の中に加えていただきたいと、このように思っております。

それから教育長につきましては、5ページ、特別支援教育につきましては大変理解を示されまして、取り組みをされているところでございますけれども、西小と上小に助手を1人ずつ配置、これについては予算をとということであれですが、今度は江幌の特認校に特別支援学級を新設すると、こういうふうに予算に上がってきておりますけれども、こちらのほうはどのような支援学級を考えておられるのか、西小と上小につきましては特別支援の助手だと、こういうことになっておりますけれども、今度は新たな江幌小学校の特認校に特別支援学級を新設となりますと、こちら辺等の考えにつきましてお聞きしたいと思ひます。

それから、9ページの8月に開催されます全道青年大会文化交流、これについてもどのような内容を考えておられるかその点お尋ねしたいと思ひます。

よろしくお願ひいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、最初のお尋ねでございます富良野広域圏におきます協会病院を核といたしました病病連携についての、今後についてのお尋ねでございますが、御案内のように潜在的に富良野協会病院におきまして、医師が不足をしているという実態はございます。

しかしながら、それぞれ特に上富良野の町立病院からの白田院長さんを初め、病病連携については現在、うまく機能をしているというふうに認識しております。

しかしながら、協会病院、あるいは富良野市においても医師の潜在的な不足はなかなか解消されていないという認識を持っておりまして、しかも保健所等におきましても同様の認識を持っておりますことから、私ども圏域の首長の集まりにおいても常に病院の、特に救急の対応に対しまして住民の皆さん方に不安を与えないような仕組みをつくっていかうということで、全く認識を同じにしております。昨年から御案内のように富良野医師会の御協力をいただきまして、救急医療につきましては平日の夜間を中心に協会病院のほうにおいでいただいて、交代で救急に対応していただいているというふうに、一定の前進はしておりますが、潜在的な医師不足ということはなかなか解決に至っておりません。

この件につきましては、それぞれ各市町村長共通の課題としてとらえておりますので、これからもあらゆる機会を通じて医療がしっかりと守られていくというような、さらに救急対応についても安全を提供していけるような、そういう取り組みをしていこうということでは既に行動も起こしておりますので、ぜひひとつ議会のほうからも御支援を賜りたいというふうにお願ひをしている次第でございます。

それから次に、緊急雇用の関係についてお答えさせていただきます。

この雇用がなかなか伸びないと、御案内のように国といたしましても調査の結果が報道等されておりますが、新規の採用を予定している企業が50%に満たないというような、非常に就職氷河期が顕著にあらわれております。

そういう中で、経済がなかなか上向かないということも拍車をかけまして、こういう地方におきましては特に、高校新卒者の就職が非常に厳しいという実態がございます。町といたしましては、今年度3名の枠ということでございますが、1年間就職活動とあわせて町のほうで研修をしていただこうという措置も講じます。あわせてそれぞれ町内の企業のほうに向けましてもさまざまな企業に対する応援を

させていただくことによって、少しでも就職の受け皿として企業の方にも努力いただけるような、そういうお願いもしております。

加えて町の公共事業の投資的事業の発注に当たっても、町の企業の活性化につながるような配慮をした中で発注を進めようというような意味を、そういう思いを持って予算を作成させていただいております。少しでもそういうことから雇用の拡大につながってほしいという期待も思っているところでございます。

それからもう1点のお尋ねでございます。移住、定住対策につきましては、他の市町村におきましてそれぞれ個別の対応をとられているということも承知しておりますが、当町におきましては、まず今の社会情勢等を十分に理解した中で個々の奨励策を講じるということはもちろん、施策としては大きな意味を持つことと思っておりますが、私といたしましては平成22年度において町内出身の方々がそれぞれ現在、都会で暮らしを立てておられる、そういった方々が一定の年齢を迎えたり、あるいは自分の人生設計を変更しようと、人生設計を変えてみようというような方々に期待を込めまして、特に私といたしましては町内出身者の方で、府県のほうで職を持たれている方に対してぜひ、その上富良野のほうにもう1回目を向けていただいて、もちろん農業は願ってもないことですが、農産物等を利用する、そういうようなことに派生いたします分野にぜひこちらのほうに戻っていただいて、そして定住していただいて、なりわいを立てていただければということで、そういう期待も込めておりまして、それにつきましては町のホームページ等を通じてことしは大いにPRをさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

さらには、子育て等の事業をさらに充実させまして、先ほど議員のほうからお話がありましたように暮らしやすい、住みやすい、そういう基盤をまずつくるのが個々の対策も効果的でしょうけれども、そういう暮らしやすい、住みやすいという、そういう安心感を町民の皆さん方に持っていただくような基礎をしっかりと固めて、そういったことから特に自衛隊の退官者、あるいは若い自衛隊の方々も上富良野に退官後ずっと住み続けたいと思っていただけるような、そういう環境づくりをさらに一歩ことしは進めていきたいということを考えているところでございます。

個々のいろいろ誘導策と申しましょうか、そういうことも効果が非常に大きいというような検証ができますれば、また平成22年度をかけましていろいろそういう知恵も出していただきながら検討を

進めさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問でございます。

まず1点目の特別支援の関係でございますけれども、実は上富良野小学校、西小学校につきましては、特別支援の学級が障がい者に応じての複数になっている状況でございます。それに対応した職員といいますか、教員については道のほうからある程度の一定のルールのもとで配置をされてございます。

その中で、かなり子供たちがそういう障がい者については多いということで、上小、西小については本町独自でこの支援教育の助手として配置づけをさせていただいております。効果を得ているところでございます。

それから江幌につきましては、今年度、現行の部分でございますけれどもお一人ということでございます。これにつきましては、その子が特別支援ということになりますので、道教委のほうから1人先生が張りつくという形になってございますので、1人でございますので1対1の対応になってくるのかなというふうに今後の動き方としてはしていくと、助手については今、この小学校については考えてございません。

それからもう1点、全道青年大会でございます。毎年いろいろスポーツ、文化に分けて全道青年大会が各地で開催されてございます。今回は、上川支庁管内という形でこの全道大会の文化交流、演劇とかいろいろ、その発表についてはこれから具体的に全道の青年に周知をしてどういふものがということになってくるかと思っておりますけれども、上川管内で本町を受けて、本町の青年団の活動をしていきたいということで、それに伴って青年の活躍の場といいますか、活性化を図るという意味で本年、上富良野町で実施するというご受けでございますので、そういう時期でちょっと内容についてはまだ把握できてございませんけれども、8月の上旬になると思っておりますけれども開催する予定で今、教育委員会としても支援をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） 執行方針の中で町長に2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず6ページになりますけれども、中ほどにあり

ます農村の基盤整備事業のことでちょっとお尋ねさせていただきます。

この中に、ことは東中地区の排水対策ということで、それから西山地区の基盤整備事業が盛り込まれているようであります。ここで、この例の事業仕分けによりまして、土地改良事業の関係については極めて予算が削減されたというような形になっておりますけれども、町としては道の採択を受けて、この事業を取り組まれると、こういうことでありますけれども、この事業の見直しがあるやもしれないというふうに私は考えているのですけれども、こうなった場合に、この全体の事業の見直しも考えた中で想定されているのか、あるいはこれは極めてそういった前向きな答弁をいただいているのか、その点についてちょっとお伺いしておきたいと思っております。それから、9ページになりますけれども、都市計画のマスタープラン、この中で市街地整備構想というのがうたわれておりますけれども、駅前開発事業というのが頓挫したような状況になりますけれども、具体的にこういったものが現在どのように進められているのか、具体的な御説明を願いたいと、このようなふうに思います。

以上であります。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 4番谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1点目の東中地区におきます農業基盤整備事業につきましては、確かに国の事業費総体が非常に大幅に削減をされたというような実態にございまして、北海道といたしましても大変困惑しているというような状況にございます。

また、それが直接今回想定しておりますのは道営事業でございますので、もろに上富良野にも影響を及ぼしてくるということはもう、既に推測というか、ほぼそういうようなことが実態にあります。ただそういう中で、北海道といたしましてもなるべく事業費が縮小しないような、北海道独自の手だても考えてくれているというようなお話も現在伺っております、ただ私といたしましては計画の中身の見直しというのは想定しておりませんが、地域と受益者期成会等の中でも、そういった意向は私には全然伝わってきておりませんので、多分中身についての見直しを受益者のほうから求められるということは今、想定しておりません。

ただ、完了年度が先延ばしされるという懸念は十分ございます。そういう中で、私といたしまして心配いたしておりますのは、意欲が土地改良に対します意欲が失われていくというようなことだけは、これは何としても避けなければならないということ

で、そういうことに対しましてその基盤整備事業が北海道も今は盛んに言っておりますが、非常に農業経営上プラスになるのだよと、特に条件整備が作物の収穫量を増大することにつながるということも北海道も発信しておりますので、私もそういうことで若干完了年度は先送りになるかもしれませんが、これを果たすことが将来の安定経営につながるということを私も訴えてまいりたいというふうに考えている次第でございます。

それから次に、都市計画マスタープランにつきましてですが、現在、具体的な取り組み、駅前再開発に端を発しているのかなというふうに記憶しておりますが、都市計画マスタープランが策定されてからかなりの年月が現在、経過しております。そういう中で、非常にその方向性が定まってきていないというのが実態でございまして、私といたしまして平成22年度に一定程度の再検証を行って、都市計画マスタープランに示しております市街地の形成、あるいは駅前再開発等を含めまして、もう一度しっかりと現実に即した計画になるような、そういう検証をしてほしいということで、今その実証担っておりますまちづくり委員会だと思っておりますが、そちらのほうに声をかけまして、しっかりともう1回現実を見据えた計画に練り直していただきたいということを平成22年度に取り組みたいというふうに考えています。

現在まで取り組まれてきている内容等については、今まで折に触れて御説明させていただいていると思っておりますが、今ここでその詳細についてお答えさせていただく資料を持ち合わせておりませんので、この点について御了解賜りたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何点か質問をさせていただきます。

今、非常に国内外とも景気の状態が変化するという状況になっています。

この間、政府の発表でも実質成長率は1.4%を目指すということでありますが、しかし国民の生活体感を実感する名目成長率は0.4%という状況になっているということが報道されております。それと同時に、失業率は依然と高値という形で5%という形になっているという状況が見受けられます。

上富良野町の平成11年度の課税所得を見ましたら約98億1,000万円ほどありましたが、平成20年度では74億7,900万という形になっております。また、給与所得では平成11年度は86

億9,000万円、20年度では66億2,000万円という形の中で、給与所得者とも、あるいは自営業者、あるいは農業者も所得が減るという傾向にあるというのが上富良野町でも実態として出てきているというのが状況であります。ということを考えますと、当然、こういう状況の中で行政がどういう手だてを講じなければならないのかということが今、町長にも求められているのではないかなというふうに考えております。

そこで何点かお伺いしたいと思いますが、今回、本気でやる気を結ぶ産業づくりという形の中で、国の制度も変わるという状況の中で、農業に対する支援制度、戸別所得補償制度の導入に向けた対策がとられようとしております。しかし、実態としてはこの国がモデル試算という形で試算した中でも、やはり平均コストが1万5,000円という形の中で、実態よりも低く設定されているという状況の中で、上富良野町の農業者の方に聞いてもこれは実態に合わないという状況も見受けられます。

また、これは水田を中心とした米の受給率の向上を目的としたものでありますが、一方で畑作物に対してはなかなかその恩恵がないという状況も生まれておりますが、こういう状況の中でやはり上富良野町の農業、あるいは農業後継者をどう育てるかというところが一番求められてきているのだらうと思いますが、町長はこういった部分に対して具体的にどのような対策をとられようとしているのか、この点についてまずお伺いしておきたいというふうに考えております。

次にお伺いしたいのは、新エネルギービジョンという形の中で、計画も策定されようという段階に入っております。この点について言えば、国のほうも改築等についてはポイント制度を導入するという状況になってきております。

私はこの点について再三言っておりますが、やはり住宅のリフォームだとか、そういう状況の中でやはり具体的に地域産業を興すという形の中で上富良野町の雇用の拡大に結びつける、あるいは関連事業の雇用拡大や消費に結びつけるという、具体的な対策をとる必要があると思いますが、この点はなかなか見受けられないのですが、今後、こういったものについてどのように対処されようとしているのか、あるいはこの省エネルギーという形の中で公共施設、あるいは試行的にそういった太陽光発電を設置して、それを促す、そういった制度を具体的な対策としてとる必要があると思いますが、この点お伺いしておきたいというふうに思います。

次に、魅力ある地域の満喫する産業環境づくりという形で、良質な農産物にいわゆる地元の付加価値

を与えた農産物を販売、あるいは促進するというこの方向性を打ち出されておりますが、この点、具体的にどのようにされるのか、今、他の地域ではやはり特産品を使った食べ物、あるいは加工食品などをつくりながら、地域おこしをするという傾向もますます強くなってきております。

そういう意味では、上富良野町はこの点では一部上富良野パークという形の中で進められておりますが、しかしきめ細やかなそういった商品を売り、やはり販売をする、やはりルートを確立する、少ない量でも地域の産物として販売するような、そういった具体的な対策を講じるということなしに、これを実行に移すことはできないのだと思いますが、この点どのようにお考えなのか、あわせて商業者に対する具体的な活性化の事業としてマスタープランということの話もありましたが、商業者のやはり後継者の育成をどのようにされるのかお伺いいたします。

定住化対策の中では、上富良野から出た方を対象にして戻ってもらうという形の話ではありますが、やはり何よりもこれは具体的な対策が何よりも必要です。今、前の議員の方もおっしゃられましたが、東川町やいろいろな町で定住化対策で具体的な取り組みがされてきております。やはり、地域に住みたいという思いはあります。けれども、上富良野町はいろいろな面で子育てや定住化対策の具体的な補助制度がおくれている、何だかんだという形の中でやはり出ていく方も実際おられます。

そういう意味では、具体的な対策をどう進めるのかというような、この点が今の話でもなかなか見受けられませので、大まかにどのように考えているのかお伺いしておきたいと思います。

教育の問題では、今回、学校の学力テストは引き続き行うという形になっておりますが、今回の制度の改正の中では、これは実施するかどうかは各学校の判断だということ、いわゆる教育委員会の判断だという自主的な判断だということを示されておりますが、そうするというのであれば一定の方向性をするということであれば、知りたいということであれば、特にこの学力テストの方向性に踏み切らなくても自分たちの学校評価というのをきちっと持って進めば、それはできるのだらうと思いますが、この上富良野町におけるこういった選択をとった背景というのはどういったものがあるのか、いま一度きっちりとした答弁をお願いしたいと思います。

また、わかりやすい授業、読解力のある授業だとかいろいろ書かれておりますが、今、多くの生徒たちも仮説体験、あるいは仮説実験という形の中でいろいろな取り組みがされております。実際の体験をしながらやはり理解を進めるという、そういった上

富良野町独自の授業体型ももっと打ち出す必要があるのではないかなというふうに思いますので、この点も教育現場の方たちともいろいろ協議をしながら、やはり上富良野町のあるべき教育のあり方というものも含めた中で、もっと改善すべき余地があると思います。この点について教育長はどのようにお考えなのか伺いたします。

特別支援については、これからも強化されるということですが、まだまだ充実すべきやはり職員の配置の問題だとかありますので、そういった点も細かに現場の意見も聞きながら、具体的な対策をとる必要があると思いますので、これらのことについて一度大まかな概略についても答弁願いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、冒頭お尋ねのありました町全体の経済力が落ちているということでは、全く私もそういう認識を持っております。非常に給与所得も含めまして、総体的に一時期から比較いたしますと10%、十数%という規模で多分落ちている実態にあると思います。それが即、自主財源の低下につながっているという実態もございますので、私といたしましては産業全体の底上げ、あるいは給与所得等についても、これはやはり企業活動と直結しておりますので、もちろん国によります経済の活性化策にゆだねるところも多いわけですが、町独自といたしましてもそういう経済の底上げにつながるような諸対策は、これは間断なく続けていかなければならないというふうに理解しているところでございます。

具体的にどういう底上げ策がということになりますと、これはやはり時間をかけてしっかりと基盤を固めてつくっていくということから始まるのかなというふうに考えているところでございます。

次に、農業の戸別所得補償に関係いたしますお尋ねだったかと思えます。ことしは米の戸別所得補償がモデル事業としてスタートするようになっております。明年からは、完全に戸別所得補償に移行するという国の方針が定まっておりますが、現在、米におきましては10アール当たり国が示します生産目標数量に協力する農業者に限って担当10アール1万5,000円の戸別所得が行われるというふうに仕組みがなっております。

それと現在、去年まで行われておりました水田畑作経営安定対策等の埋まらない部分につきましては、今回、国がその穴埋め的なそういう措置を講じてくれておりまして、多分、私の記憶で申し上げますと全国規模で600億円ぐらいの予算規模の中の

ほぼ半分が北海道のそういう不均衡を解消するために向けられているというふうに記憶しておりますが、そういうことでことしはその不均衡は解消されると、完全かどうかということはまだ詳細は把握できておりませんが、金額ベースで申し上げますとほぼ昨年同額の水田農家の所得が確保できるというような試算がされておりますので、平成20年、21年とそう大きく変化のない水準が維持できるのかなというふうに理解しているところでございます。

ただ、大きな課題といたしましては、来年度以降、果たして特に米については国におきまして表明されておりますのは戸別の需給調整をやらないというふうに聞いておりますので、そういうことから来る価格維持が果たしてできるかどうかという心配は私も思っております。

そういうことで、うまくこの制度が機能されることを私としても願っているところでございまして、繰り返しになりますが、平成22年度におきましては何とか総枠で水田農家の所得がほぼ確保できるのかなという大きな期待をしているところでございます。

次に、農業の地域ブランドに関します御質問だったかというふうに思っております。

今、国におきましても第6次産業化というようなことを今、標榜しております、農家の、特にこの富良野圏域におきましては非常に豊富な農畜産物がございます、上富良野町におきましては上富良野ポークが今、上富良野の認証商品として非常に好評をいただいているところでございますが、まだまだ私といたしましては潜在的に上富良野の農産物が全国の消費者に大いに魅力を持っていただける、そういう素地がまだまだ残されていると、特に私は日々の業務の中で全国、あるいは全道のいろいろな方と接する中で上富良野、特にこの富良野圏域の農産物に対する期待度、あるいはその魅力というものを非常に感じるという言葉を始めお聞きする機会がございます。

ただ、そういう中でそれを経済活動として農業生産者、あるいは商業者も含めましてそこへ結びつけているかということ、そこはもう一工夫必要だなというふうなことを実感しております、そういうことからさらに町が応援することによって国が言っております第6次産業化に結びつくようなきっかけを町がぜひつくっていききたいものだなというふうに考えているところでございます。

それとあわせてお尋ねありました、商業の活性化も全くその延長線上で現在の商業活動からさらに一歩、二歩前へ踏み出していただきまして、さらにこれには大いに観光もぜひ絡んでいただきまして、農

業、商工業、観光がしっかりと結びつくことによって新たな町の商業活動が展開できる、そういう素地を私はあると思って期待しております。

ことし、年が明けまして早々にそれぞれ各団体の農業者、商工業者、あるいは観光業者、行政も含めましてそのトップにおられる方々と懇談する期会も継続的に行っていこうということで既にスタートさせていただいております。そういう中で、まだまだお互いの力を出し合って、お互いの立場を理解し合えればまだまだ大きな上富良野の活性化につながる素地があるなということで、意識が一致しております、考えが一致しておりますのでこれを継続的に進めながらそれぞれ、それぞれの団体にその効果が及ぶようにこれから努力しようというので既に歩みを進めておりますので、ことし22年度につきましてはさらにそれをしっかりとした具体的な動きになるように、私も取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

その延長上に、まず後継者対策の御質問もございました。まず、後継者、農業、商工業含めて後継者対策の私は一番の、何度も私は申し上げておりますが、その一番の根底にあるのはやはり経済が安定することというふうな考えを持っておりまして、まず農業については農業の経営がしっかりと安定するよう、そういう手だてを行政として取り組んでいきたいと、商工業、あるいは観光業も同じでございます。まず、若い人たちに後継者となって定着しようという気持ちが生まれるような、そういう思いを持ってもらえるような、まずそれには経営が、経済が、基盤がしっかりしていることが私は大前提だと思います。

そういう意味におきまして、それぞれの経営が安定するよう、そういう仕組みを抽象論ではなくて、22年度についてはたとえ歩みが小さくても確実に一歩ずつ前へ進むんだというような形が町民の皆さん方に見えるような対策を講じてまいりたいというふうに考えているところでございます。

それから、定住対策についても具体的な手だてが必要ではないかというふうにお尋ねがございました。これも先ほど申し上げましたが、村上議員の御質問にもお答えさせていただいておりますが、そういう方策も手法としては、これは一考の値があると思いますし、それが効果的なものだとすれば大いに研究をしてまいらなければならないと思います。

しかし、私の気持ちの中には、まず定住、Iターン、Uターン、Jターンも含めまして、まず上富良野が暮らしやすい、住みやすいという、そういうまず根っこの部分を十分に子育てのこともありましようし、後継者対策もあろうと思います。そういった

トータルで非常に安心して住める、安心して暮らせる、そして経済活動においてもいろいろ手だてが講じられると、私はそういう行政の役割としてはそういうことにやはり目を向けるのがまず第一義にあるべきではないかなというふうに考えているところでございます。

さらに、残念ながら限られた予算の中でそういった諸施策を講じるわけでございまして、そういう中でさらにもう一歩具体的に誘導策を講じることが効果的だというような御意見、御議論もあれば、それも大いにやはり検討をするべきだなというふうな認識は持っているところでございます。

いずれにいたしましても、まず長く安定して町として多くの方が住んでいただけるような基盤を短期的なことよりむしろ、やはり長期的に安定して施策として取り組んでいくことがまず先にあるべきかなというふうに考えているところでございます。

それからもう1点、省エネだったかと思いますが、省エネ、あるいは新エネのお尋ねでございますが、今、国におきましても具体的な施策といたしましてエコポイントなどの施策を講じまして、消費が高まるような、そういう施策も講じているところでございますが、町といたしましてできる部分はということかなというふうに考えているところでございます。

幾度かの質問にもお答えさせていただいていると思いますが、政策、省エネ、新エネにつきましては、まず今、町が取り組めることは、まず町が事業所として取り組めるところから、まずそれは取り組もうと、させていただいているところでございます。平成22年度におきましては、白銀荘等のボイラー、あるいは照明灯をLED化するなど、町が事業所として取り組める部分についてはまずことしは取り組みをさせていただこうと思っております。

それからさらに、町全体として、あるいは省エネルギー、新エネルギーに結びつくような奨励策、これにつきましては非常に今、私といたしましては例えば太陽光、あるいはそれにかわる今の化石燃料にかわる新しいエネルギーの減だとかということに関しましては、今、この北海道で、とりわけこういう寒冷地で、しかも特に太陽光について申し上げますとなかなかまだ変換率が太陽の日照時間もとりわけ多い地域ではございませんので、もう少しそれは経過を見た中でこのような北国でもそれが効果的であるということでありましたら、これはまた個別の対策として応援をしていくことも、これは考慮しなければならないというふうに考えておりますが、ただ今、住宅等の断熱施工等につきましては、これはもうこの北海道では一般的な工法として既に定着して

おりますので、施策としてそういったことに目を向けるという以上に、既に町民の皆さん方が既にそういう認識をお持ちでございますので、新しいエネルギービジョンにつきましては少し実績がよく見えてきてから判断をするべきだというふうに考えておりますので、もう少し勉強する期間を設けたいなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 5番米沢議員の3点の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の学力テストの関係でございますけれども、御存じのとおり国の事業の中で3年間実施をさせていただいて、本町におきましてもその学力調査、それから学習状況調査等を含めた調査内容になってございます。その対応といたしまして、実は学力向上プランという形で各学校で設定をさせていただきながら、今進めているところでございます。

一つこの学力、それから学習状況について一つの方法として私どもとらえてございますので、すべてがこれで形となるものではございません。そういう中で、一つの方向性、学力の向上の方策ですとか、それから授業外での対策、それから学習生活習慣での方向性という形も備え兼ねてございますので、私どもとしまして今後、こういう調査があることについては一つの方向性を見出すための方法として対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それと2点目の仮説体験、上富良野町教育の特色あるものという形での御質問でございましたけれども、私ども副読本、それから自然体験いろいろな部分で地域の状況にあわせた学習内容を進めてございます。特に、御存じのとおり本町については十勝岳を抱えてございますけれども、その防災のあり方についてもいろいろそういう状況の中で事業の展開をしていると、これからまたいろいろな部分で学校現場等の対応等も含めながら、また新たな取り組みの内容については精査していきたいというふうに考えているところでございます。

それともう1点、特別支援の現状でございますけれども、本町といたしましては最大限、今努力をさせていただきながら町費をお願いしながら、その助手も含めながら対応させていただいてございます。今後、こういう障がい者が多くなることを望むわけではございませんけれども、その対応について十分なその学校に応じた動き方を今後も現場の中身と調整しながら進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 昼食休憩に入ります。

午後 0時02分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

質疑を承りたいと思えます。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 何点かお聞きをいたします。

まず、町長の8ページです。中ほどでの災害要援護者対策の件ですけれども、緊急時における避難支援体制等の整備に向けた支援プランを早期に取りまとめというふうに書いてございますが、上富良野町の地域福祉計画では、21年度も22年度も5年間計画ですけれども、毎年、この事業計画として毎年つくってやるようになっているわけです。だから、ことし今年度つくって、21年度つくって後は逐次修正かなというふうに私はとらえていたわけです。そうでないとまた困ると思うのです。

上富良野町の地域防災計画にうたっています、災害はどういうものがあるかということで、火山災害もあるのですけれども、これは兆候があると思うのです、だから比較的配れる余裕があるのかもしれませんが、兆候のないものがありますよね、ここにいろいろ書いてありますけれども地震とかいろいろあります。

そういったものに備えるためにもやはり、これは早くつくる必要があると思うのですけれども、今年度、21年度はどうなのか、つくっていてこれは修正するというところでこうやってうたっているのかをちょっとお聞きたいというふうに思います。

あと9ページのほうです、日の出公園の件ですけれども、昨年は大きなイベントのときは東町の自衛隊の官舎跡地を駐車場、モータープールに使って駐車場として乗り切ってきたわけですけれども、ことしはどうするのか、駐車場の件について町長の見解をお伺いしたいというふうに思います。

あとは11ページです。移住、定住対策でありますけれども、町の第5次の総合計画によりますと、今年度、21年度から10年かけて目標人口1万1,900人にすると、そのためには毎年40名ずつ定住、移住の人員を確保していかなければならないというふうになってございます。

それで、今年度はあと約3週間ほどあるのですけれども、今年度の達成目標はどのぐらいになる見込みなのか、あるいは余りなければ来年度以降、残り9年間で10年分の人数を集めていかなければなら

いわけですね、そこら辺のところはどう考えておられるのかちょっとお聞きしたいというふうに思います。

また教育長のほうでございますけれども、1点、4ページです。児童生徒の指導等というところで、いじめや不登校などは、それらの事例は比較的町では少なく安定しているというふうにならうございまして。比較的少ないということは、皆無ではなくてあるということですね。どういふものがあつたのか、そして現在その問題は解消されているのかどうか、そこをお聞きしたいというふうに思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目でございます。避難支援体制の整備に関しますお尋ねでございますが、今までいろいろそれぞれ住民会単位で組織されております自主防災組織を初め、あらゆる角度から災害弱者等に対する対策を含めて避難支援体制をしっかりと整備をしていってほしいという要望がかねてから寄せられておりますし、町といたしましてもそういう認識を共有しているわけでございます。

ここで執行方針の中で述べさせていただいております点につきましては、そういった町が持ち合わせておりますさまざまな情報、それを重層的に重ねましてどういふ災害のときにも、そういう災害弱者をなくすような、そういう万全な体制をしっかりとマニュアルとして備えて、さらにそれを各隅々の各自治会を預かっている方などを初め、さまざまなそういう地域の活動を支えてくれている人たちに対して適切にその情報をお知らせするとともに、災害弱者をなくすような手だてを22年度においてしっかりと構築していきたいというようなことで取り組みをさせていただきたいという意味で述べたところでございます。

それから、当然、いろいろな災害が想定されるわけでございます。もちろん、火山災害もさることながら洪水災害、あらゆるこの地域として考えられる災害も想定してございまして、それらに対する見直しは先ほど議員が御意見のように、それはもう適時代合に合ったように見直していくということは、これはもう当然のこととございまして、これからはもうそういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。

それから次に、日の出公園の駐車場のことについてお尋ねいただきました。日の出公園の臨時駐車場のことをお尋ねかなというふうに理解しておりますが、昨年度、従来の臨時駐車場が使用できなくなつ

たことから、東町にございます防衛省の所有地をお借りいたしまして臨時駐車場の対応をさせていただいたところでございます。

私といたしましては、当然、大きなイベント等の開催において訪れる方のお客様に対して、やはり利便性になつた駐車場を持っていることが、これはもう理想とございまして、その考えは今も一つも変わるものではございません。

しかしながら、現実としてそういう場所が確保できないという実態もございまして、その中で最善の方法をとということから前年の経過に至つたわけとございまして、22年度につきましても大きな変化の可能性が非常に今のところは想定しづらいということから、平成21年度と同様の取り組みができるように努力をしてみたい、さらに訪れていただける方々の利便性も十分配慮した中で最善の方法を講じることが私に課せられた責務かなというふうに理解しているところでございます。

それから、移住、定住対策についてのお尋ねがございました。21年度の実績でのお尋ねでございますが、現在まで4名の方の定住が実績としてあるということとございまして、目標に掲げております人口を維持するための方策として具体的に40名程度の定住を図っていくことが目標人口を維持することだということ、今もそれは変わるものではございません。

具体的にどういふふうに移住策を定着させていくかということ、これはもう限られた人口をそれぞれの自治体が人口確保のために本当に汗をかいている中での確保策ということとございまして、町といたしましては先ほど来、何人かの議員の方々にお答えさせていただいておりますが、そういう表現が適切かどうかちょっと別といたしまして一過性の移住を促すための、そういう方策を講じて定住を図るという、そういう手法も一方ではあるでしょうし、私といたしましては現在、上富良野町として対応する策といたしましては、やはりあらゆる暮らしの生れから一生上富良野で過ごしていただくためにあらゆる分野で安心して暮らしていただけるような、まずそういう基盤の整備をまず先行してすることが移住に結びつく方法ではないかなというふうに考えてございまして、先ほど来からもお答えさせていただいておりますが、しかしそうは言つてもその中でやはり効果的な施策があるとすれば、それは大いに耳を傾けながら、これからそういうこともあわせて定住対策の促進につなげてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 6番今村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

昨年度、私のほうで聞いているのは1件ほどでございまして、子供同士のトラブルがございまして、それにつきましては今、状態の中では先生が入り対応して、今、解消されております。今のところは、特にそういうことの報告は受けてございませんので、若干、昨年度はあったということで報告させていただいております。

以上です。

議長（西村昭教君） 11番渡部洋己君。

11番（渡部洋己君） 町長に12ページの広域連合、広域消防についてお伺いしたいなと思います。

一般の広域連合の議会の中で、連合長は消防に関して通信システムの件については余り触れていなかったということです。それで、この件については以前から話があって、本部に司令塔を置いて、その中で今の最新型の通信システムですか、これを入れることが広域消防としての機能を果たすことだと思うのです。

それで、これは広域消防設置5年以内であれば国の助成措置があるということなので、広域連合と町の議会とずれがあるものですから、今から予算を組んでいかないと間に合わなくなるのではないかなという気がするのです。そこら辺、向山町長、広域連合の消防担当ということなので、ぜひそのそこら辺を訴えてやっていただきたいなと思うので、お伺いしたいなと思います。

それともう1点、教育長にお願いしたいのですけれども、2ページ、学校教育の件で新学習指導要領ですか、この中で外国語活動といいますか、これはよくわからないのですけれども、以前から中学校については英語というのは以前からあって、その英語を小学校からやっていくよというのならわかるけれども、あえて外国語というのはどういう意味なのか、その外国語もいろいろな選択ができるのか、それとも何か国語かやったときに、中学校でまたそれを継続してやれるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたいなと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 11番渡部議員の御質問にお答えさせていただきます。

広域連合の、特に広域消防についてのお尋ねでございますが、消防の通信システムの更新につきましては、これはもういやが応でも避けて通れないものがございます、しかも非常に多くの多額の投資を伴うというような側面もございまして、今、私どもといたしましてはまず議会のほうからもお尋ねをい

ただいておりますけれども、私の記憶では平成28年だと思っておりますが、28年までにデジタル化に移行しなければならないということは、これはもう免れないこととございまして、それにあわせて当然、消防の無線通信のデジタル化に移行しなければならないということになっております。

今、国や北海道も含めましてさまざまな助成措置等を講じようというふうに動いてくれております。また、あわせて町村会等を通じましても、それぞれ末端の負担が軽減されるように、ぜひ策を講じてほしいという、私どものほうからも発信もしているところでございまして、いずれにいたしましてもその中で今、広域の中で非常にまだ方向性が見出せないでいる一つの課題といたしましては、そのデジタル化にあわせて通信指令台を本部に設置して集約化しようという動きと並行しているものですから、非常にその事業費も別々にまず通信指令台を本部に設置して、その後デジタル化に移行するののかというようなことと両方が非常に複雑に絡み合っている課題意識を持っておりまして、まだその方策等についてはきちっと広域として考えが確立しておりませんが実態でございます。

いずれにいたしましても、私も消防のほうを預かる立場といたしまして課題は重要な課題意識を持っておりまして、いずれにいたしましても22年度には広域としてどういう具体的にまず通信指令台の整備等含めて、デジタル化にどういうふうに向かっていくかということが一定程度方向性を定める、22年度はそういう年度になるのではないかなというふうに私も認識しておりますので、渡部議員御心配されておりますように、当然、それぞれ各自自治体に負担金として、またそういう形があらわれてくる側面もありますので、その過程の情報を議会のほうに私といたしまして提供させていただきながら、また議会の皆さん方と議論を重ねながら広域としてのあり方を上富良野としての考え方をまとめてまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御協力賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 11番渡部議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、新学習指導要領、これは20年の3月に文科省のほうで公示されて、23年度から小学校についてはこの外国語活動という形で対応しようということとございまして、あくまでも、活動ということでございまして、中学校の英語科とはまた別に切り離しながら、小学校の五、六年において、そういう英語なんですけれども、その雰囲気や何かになじんでもらいつつ、将来的に中学校に行ったときに英

語の授業に入っていけるようにという形で、この新学習指導要領の状況になってございます。

小学校の段階では単語ですとか、文法ですとか、そういう部分については教えないであくまでもその雰囲気、簡単な英会話が楽しくできるような形で中学校に進んでいくという形で、この新学習指導要領の設定になっているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 町長にお伺いしたいと思います。

二度目の執行方針ということで、今いろいろな議員さんからも御質問がありまして町内に向けて安心して暮らせるまちづくりを目指すのだという方針は一貫しているのだなというふうに理解できたのですが、国内外を初め、町外以外に対する上富良野町としてのビジョンが余り見えてこないなというふうに思うのですけれども、その点について伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員のお尋ねにお答えさせていただきたいと思います。

大変、高い次元の課題だというふうに思っておりますが、しかし全国的に見ますと非常に熱い取り組みをされて、全国に向けて我が町を、我が村をということで発信をされている自治体が数多くある実態も承知しております。

もちろん、その足元をしっかりとつくっていくということは根っこにあるわけでございますが、私も今、佐川議員がお話のように、やはり上富良野という町の存在を広く国内外、海外にまで果たして及ぶかどうかはちょっと自信はありませんが、少なくともやはり上富良野という町を全国に発信していけるような、そういうことを意識したまちづくりをこれからは特に求められるのではないかなというふうに考えておりますので、あわせてそれが願わくば移住、定住にも結びついていけば、こんないいことはないなということで、そういうことにもしっかりとやはり意を用いていくべきだというふうに認識しております。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 町政執行方針の7ページの道路環境についてですけれども、国道や道道は年に二、三回ぐらいしか草を刈っているのではないかなと思うのですけれども、その間、かなりやはり伸びるものから、結局不法投棄、ポイ捨てとか、そういうことで美観を損なうことが多いわけなのです。

それで、緊急雇用創出事業の活用ということで、ぜひ常に短くその草を刈り込んでおくようしてい

ただければ道路もきれいですし、ポイ捨てもなくなるのではないかなというふうに思います。

上富良野の町を通る人とか、町に来た人が本当に上富良野に行ったら道路がきれいになっているなどいふような印象を持って帰ってもらえるのではないかなと思います。

それと去年、日の出住民会で4線の農免道路の1キロ余りの側溝のごみ拾いをしたのですけれども、驚くほどの量のごみが集まりました。そういうことで、去年、総務産建常任委員会で大分県大分市に行ったのですけれども、そこでは日本一美しいまちづくりをするというスローガンのもとに、人口が47万人のところを3分の1動員してまちの清掃に当たって、美しいまちをつくり上げていたわけなのですけれども、上富良野でもぜひそういう取り組みをしてはどうかと、ここに関係住民会や参加を呼びかけ、協働のまちづくりとして取り組みを進めてまいりますということでありますので、日にちを決めて、町を挙げて清掃に取り組むというようなことに取り組んでいただきたいと思いますか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の道路を含めまして環境整備ということは、非常に町外から訪れる方にはまず第一印象として非常にインパクトがございます。とりわけ道路の草がいつもきれいに刈り込まれているということは、これはもう私といたしましても大変望ましいことだというふうに考えます。

現在、ことしの事業計画として主要道路の環境美化に集中的に取り組むをさせていただきたいという事業を予定しておりますが、これらにつきましては現在、それぞれ地元の住民会だとか、道路愛護の関係の方々が大変ボランティア精神で美化に努めていただいておりますが、そういう方々の努力を超えた非常に美化を損ねるような、そういうごみだとか、そういったものが方々に散見されるというような実態がありまして、まずことしはそういうところの美化に事業として取り組みたいというふうに考えているわけございまして、それらをきっかけにそれぞれ住民の皆さん方がそれぞれお住まいの地域のそういった道路の環境美化等について取り組みを、まさしく協働のまちづくりという観点からも取り組みをお願いしたいというような、そういうまちづくりの気運になるような取り組みに、特にことしは取り組みの力を入れて進めたいなというふうに考えております。

今、特に農村部についてはそれぞれ自作の皆さん

方がみずから汗をかいて草刈り等をしていただいている実績、実態がございませぬ。町の機動力を持って対応できるところはなるべくそのようにさせていただいておりますが、非常にすべてを満たすということはなかなか物理的に困難でございまして、何とか町民みずから自分たちの町をきれいにしていこうというような意識が芽生える、そういうところにも力を注いでまいりたいというふうに考えておりますので、ぜひ御支援賜りたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） ほかにございませぬか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町政執行方針の関係では2点、それから教育行政執行方針の中では3点について一応お尋ねを申し上げたいと思います。

まず、町政執行方針の中では今、同僚の和田議員のほうでお話ししました緊急雇用創出の関係でございませぬ。

一応、道路の関係ということで、2人雇用するというでございまして、この中で集中的に行うと、そしてまた継続的な活動を関係住民の参加を呼びかけてということでございませぬけれども、私としてはできるだけ2人雇用しているのであれば、住民会、町内会と連携をしながら同じ日にやる、そしてその雇用した人とも一緒にやって環境整備をする、それからそれぞれの町内会、住民会がその後継続していくということで、これからいけばその人たちはやりますよ、あとは継続的に町内住民会のほうでということであれば、私はやはり連携をしながらやっていって、いろいろなごみが出たらやはり軽トラ、入れ物を出してやはり持って運ぶというようなことを含めて、そういうような手順でやって、できればやはりお互いに協働のまちづくり、環境美化について進めていくべきだという考えが持っておりますので、できれば継続でなくて連動して、その後継続していくというような手順をとっていただければどうかという気がいたします。

それから2点目は9ページ、先ほど谷議員がおっしゃっておりました都市計画マスタープランです。私はこの項目を見て、町長も知っているとおりどうしようもなく上富良野が好きという、都市計画マスタープランでこういう冊子が出ているのです。これは平成10年6月からこの策定を初めて、2年間かけてこの100ページに及ぶ本ができています。この中で、策定委員会の関係が約30回の会議をやる、それから都市計画審議員のほうは3回も会議をやって、最終的にこれがまとまっているのです。これが、我々議員にもそうですし、関係機関に配られたものです。

それから、これは町内の各戸に配られたものです。町内の各戸に配られた中にどう書いてあるかと言いますと、町民参加によって都市計画マスタープランを作成、平成10年6月から約2年間かけてということになりまして、策定委員会作業部会による延べ30回以上の話し合いについて都市マス案を作成しました。最終的には3回の都市計画審議員の議を経て、平成12年3月末をもって決定いたしました。これからなのです、ここで改めて都市マスの策定をもって終わりではなく、始まりであることを再認識したいと思います、この上富良野町の目指すべき都市計画の基本計画の方針に則して、今後全町民と行政との共創のまちづくりを進めていきたいと思いますということを書いてあるのです。

それで先ほど谷議員が言ったら、理事者のほうでは余り進展していないと、これがまさしくこの策定委員や都市計画審議員の皆さん方、最終的にこれが始まりということだけれども、その後全然継続していないのです。そしてこの中で、今、一生懸命、私の自分のやつで探したのです。そうしたら例えば、駅周辺中心市街地の顔づくり、それからもう一つ街路整備、商店街の活性化、この中で中心5商店街、これは豚サガリ横町だとか、地産地消のこだわり店だとかと、今まさに取り組みも始まったものが、この平成12年にできて、その後ずっと眠っていたのです。

ですから私が一番心配しているのは、せっかく相当のお金をかけてこうやって、今、策定委員の名簿もあるのです。私、見ましたら庁内の策定委員会のメンバー20名おりますけれども、名簿見たら全員退職しております。それから、作業部会の委員27名おりますけれども、サブ等も含めて、この方は現在、在職しております。ですから、いかに一過性のもので終わっているかということをお私にはつくづく感じたのです。つくればいいものだということを感じて、とりあえず今回、これを見直すと、再検討するということは、よく気がついてくれたなど。

それともう一つは、町の総合計画とある面では連動していかないと意味がないのです。ですから私は、そういう点で第5次総合計画の関係の整合性を図りながら、この関係についての検証を十分やっていただきたいというのが一つと、それからもう一つは関係団体と一体になってということでございますけれども、ここの言う関係団体というのはどういう団体を指してこれから再検証を行うかということをお聞きをいたしたいと思います。

それから次に、教育行政の関係でお尋ねをいたしたいと思います。初めの関係なのですが、せっかく昨年、教育行政の事業事務の点検と、それから事業

評価をやりました。数十ページのものをやりましたので、できればそれを生かすような形をこの初めの文言の中にあってもよかったのかなという、一応希望です。

若干、書いてあります。計画実践、そしてその検証から改善へということですからけれども、初めてやった取り組みで非常に僕はエネルギーを費やしたと思うのです。であれば、それも一項目入っていただいたほうがいいのかという気がいたします。

それから2点目ですけれども、4ページの学校関係者評価委員会ということで、各校に配置をするということです。学校評議員というのは、上小、西小、上中に5名ずつおられまして、それらの関係でどうしていくのかということで、この学校関係者評価委員会の目的の関係、それから委員数の関係、それから学校評議員とのかかわりの関係と、それからもう一つ、ここに学校評価の充実を図っていますということなのでけれども、ちょっと言葉ではいいのですけれども、中身としてはどういうものを求めているかというようなことをお聞きをいたしたいと思います。

それから、その4ページの後段の中に学校教育アドバイザーということで対応させますということでございますけれども、当然、学校は当然のことながら保護者、地域との教育相談にも対応させていただきますということでございます。それで、この対応する内容等はどのようなものかということと、もう一つは手順の関係です。どういう形で手順として進めていくのかということは、ちょっとわかる面、わからない面がありますので、その点を明らかにしていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、道路の環境美化に伴います臨時雇用の関係とあわせて、それぞれ地域で取り込まれる清掃活動等と連動して、効率的な効果の高い活動にするべきでないかというような御意見がございました。私も全く、それはいい方法だなというふうに考えております。

これから具体的にその取り組みについて担当課でプランニングをしてまいりますので、その過程の中でぜひそういう地域の環境整備計画等もお聞きいたしまして、それらとうまくリンクできるような形が講じれば非常にいい方法だと思いますので、検討させていただきますと思います。

それから都市計画マスタープランの関係と、都市計画についてでございますが、実は私も先ほど中村

議員がお示しいただきましたプラン、私も実は議会に出させていただきます、まず真っ先にいただいた厚い本でございまして、私も印象ございますが、その間、非常に策定にかかわってくれた方々、あるいはそれに関係してくださった方々がいろいろ努力をしてきていたということは私も、私なりに理解しております。

しかし、残念ながら非常にその当時その計画が策定をされた時代背景と大きく町の形態が、上富良野のみならず全国的に大きく変化したという中で、その計画がそのままの形で手直しもされず、今日まで来ているのかなという、私も危惧を持っておりまして、ここはここにも記載させていただいておりますが、時代に即応した、今の時代にマッチした現実的なマスタープランに、名称がマスタープランというかどうかは別といたしまして、そういう形に1回、根本から見直し、あるいは作り直しが必要であればそれも選択肢に入りましょうが、まず見直しが必要だということで、関係団体などと一体となつてというような記載をさせていただいておりますが、これらにつきましては当時、策定にかかわった方々も含めまして、どういうあるいは商工会の関係の方々と、どういう関係団体の方々が網羅することが望ましいのかということはこれからまた具体的に検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、1回しっかりと現実を見きわめた、さらに当時も一生懸命策定していただいたので、さらにその精度が高まるような仕組みにかえれないかということで、22年度取り組みをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 9番中村議員の3点の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、1点目の教育の点検評価の関係でございますけれども、昨年度から実施をさせていただきながら今、対応を進めてございます。また、21年度分については、今後これからの動きの中でまた評価をしていかなければならないという部分でございます。

全体的にもう少しその部分を確立したような形でということでございますので、我々もこれから少しずつ対応していきたいというふうに考えてございません。

それと2点目の学校評価委員の関係でございますけれども、一応、学校評議員、今おっしゃるとおり各学校において人数は変わりますが、これは教育委員会から委嘱をして、学校評議員から校長の求めに応じて学校の状況等について意見を伺うとい

う形でございます。

その中でもう一つは、外部アンケートも各学校、地域との連携も踏まえながら開かれた学校を進めていく上でアンケートも実施しています。それをもとに学校の校長が、校長は責任者でございますけれども、学校が自己評価を行い、その部分を今後の学校運営に対してしていきたいという形で、学校評価委員会を設置しながら、学校運営について進めている状況でございます。

そんな状況の中で、今後の各学校の取り組み方、いろいろ地域の学校によってさまざまでございますので、そういう条件をかみ合わせながら対応している状況が学校関係者、教育委員会という形で対応させていただいてございます。

それともう1点のアドバイザーの関係でございますけれども、いろいろと教育的な相談、悩みが専門的な部分もございまして、各学校にもいろいろ教育相談もございます。直接、今の御父兄等についても、道のほうにお問い合わせだとか、いろいろな部分が実は現実的にございます。

そういう状況の中から、教育委員会といたしましてもそういう連携調整、それから一応、学校アドバイザーでございますので、学校、校長退職者、今うちで抱えてございます。そういう専門的な部分も含めながら道のほうの絡み、それと直接学校からの連絡も受け、保護者からも受けるような形で教育相談に対応をすると。

一つの流れという形にはなっていないけれども、いろいろな方面から今までの経験を生かしていただきながら、このアドバイザーが実は表面的には余り出てきてはございませんけれども、かなり細かい部分で相談業務を抱えながら進めているところでございます。

件数的には、そんなにはございませんけれどもやはり年間には何件かそういう相談もございますので、そういう対応を図りながら保護者に心休まるような対応を進めて、教育的な配慮もしていくという形をさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 私は、教育長の執行方針の中から2点ほど端的に質問をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページの下段のほうですけれども、中学校教育で平成24年度より実施する武道についてでありますけれども、武道といっても日本古来の武道がたくさんあるわけですけれども、この中でどういった武道かなというふうに思います。柔道あたり

が中心かなと思いますけれども、剣道についてもぜひ取り組んでいただきたいと、なぜかという私も学生時代部活で柔道が一番盛んでしたけれども、剣道は私もやっておりましたけれども、やはり柔道というのは力と技で競うスポーツでありますし、剣道というのは器具を使ってやる競技でございます、その人によって体力とか技術とかで柔道が得意な方と、それから器具を使った剣道が得意な方もおります。どちらも日本古来の武道だというふうに思っておりますので、そういった中で防具を使って竹刀を使う剣道も取り入れたらいいのではないかとというふうに提案をしたいと思います。

次に、11ページのこれも下段のほうになりますけれども、B&G海洋センターの北海道大会というのが行われると、プールですから水泳の部と書いてあります水泳なんですけれども、これらを行う主催する団体とか協力団体、それから参加する年齢層が青年なのか児童生徒なのかという、ちょっと具体的な内容についてもお聞かせをいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 8番岩崎議員の2点の御質問にお答えをさせていただきます。

一応、今24年度から中学校に新学習指導要領に基づいて武道を始めるということで、その中に柔道、剣道、それから相撲という形で実はございます。いろいろ学校とも調整しながら、やはり財政的な部分ですとか、指導者の方がやはりなかなか存在しないという状況でございます。

そのときによって変更もあるかと思っておりますけれども、24年度については学校と協議した結果、柔道を進めていきたいという形で今、準備をことしから予算を含めながら対応していきたいというふうに考えているところでございます。

それとB&G海洋センターの北海道大会、水泳の部ということで、この対象者については児童生徒が対象で、ことしB&Gの施設を持っている全道各地から、この水泳の部でございますけれども、本町で開催するという運びでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

1番岡本康裕君。

1番（岡本康裕君） 町執行方針の10ページなのですが、お一つだけお伺いしたいと思います、高速情報通信の基盤整備ということが挙げられていまして、研究を進めてまいりますということなのですが、テレビなどを見ると高速通信を使った商品だとか、サービスということが今コマースでたくさん流れていると思います。

そういったサービスに対応をできるだけ早くしたほうがいいのではないかと、11ページにあります移住、定住ということにも関係してくるかなと思うのです。移住、定住の条件としてやはり情報通信のインフラ整備というのが一つの柱、大きな柱になって、それがなくなるところにはなかなか現代の発達した情報をとれないということできくと、その移住、定住をしてくれる人がうちの町を選んでくれない場合も中には出てくるのではないかと、そのように思うので、できるだけスピードアップはできないのだろうか、いろいろな条件はあるのでしようけれども、できるだけスピードアップを考えてみてはいかがということ。よろしくお願います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 1番岡本議員の通信インフラについてのお尋ねにお答えさせていただきます。

基本的な認識は岡本議員と私はほとんど同じかなというふうに考えております。

まず、移住、定住に直結するような、そういうものをバックアップする意味におきましても、高度情報通信システムの構築というのは、これはもう今の時代避けて通れないというか、必需でございます。

しかしながら、残念ながらまだ光回線も整備がなされていない実態がございます。一方でそういう私といたしましても課題意識を持っておりますけれども、まだ町内の中でADSLすら使えない状態があると、そういう町内での格差がまだ依然としてあるわけございまして、まずとりわけそういう整備に関してはやはり事業者のほうはやはりユーザーがしつかりいなければ、なかなか事業として採算性が見込まれないものに対して非常に消極的だという実態がございまして、そういう情報格差をなくすために町としてもできる方策があればどういふものがあるかと、あるいはその事業者と連携をすることによって前進させることが、そういうものがあるのかなのか、そういったことをこまめにしっかりと研究して、そしてまず私としては町内のそういう格差をなくしたいと、どこにいても少なくともADSLぐらいは使えるような仕組みになりたいと、そしてさらには願わくば光に移行していくことが望ましいのですが、まだまだ手の届くところではないように事業者から聞いておりますので、そういった意味で研究を進めてまいりたいということでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） ないようなので、これをもって質疑を終了いたします。

予算特別委員会の設置について

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第10号まで及び議案第20号並びに議案第21号の、以上12件につきましては、なお十分な審議を要するものと思われますので、この際、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第10号まで及び議案第20号並びに議案第21号の以上12件につきましては、議長を除く13名の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

休 会 の 議 決

議長（西村昭教君） お諮りいたします。

議事の都合により、3月10日から14日までの5日間を休会といたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月10日から14日までの5日間を休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

休会中及び再開後の予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月10日から14日までの5日間は休会といたします。

3月15日は本定例会の3日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時50分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年3月9日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 谷 忠

署名議員 米 沢 義 英

平成 2 2 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 3 月 1 5 日（月曜日）

議事日程（第3号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君
教育長	北川雅一君	代表監査委員	高口勤君
農業委員会会長	中瀬実君	会計管理者	新井久己君
総務課長	服部久和君	産業振興課	多湖逸郎君
産業振興課	辻剛君	商工観光班主幹	岡崎光良君
農業振興班主幹	岡崎智子君	保健福祉課長	田中利幸君
健康づくり担当課長	北向一博君	町民生活課長	松本隆二君
建設水道課長	菊地昭男君	技術審査担当課長	菊池哲雄君
公園整備担当課長	前田	農業委員会事務局長	ラベンダーハイツ所長
教育振興課長	松田宏二君	満君	
大町場病院事務局長			

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	深山悟君
主査	遊佐早苗君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成22年第1回上富良野町議会定例会3日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

町の一般行政について、村上和子議員外8名の議員から一般質問の通告があり、その要旨は、お手元に配付したとおりでございます。

なお、あらかじめ執行機関に質問の要旨を通告してございます。質問の順序は、通告を受理した順序となっております。

また、質問の日割りについては、さきに御案内のとおりでございますので、御了承賜りたいと存じます。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

6番 今 村 辰 義 君

7番 一 色 美 秀 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 町の一般行政について質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

初めに、2番村上和子君の発言を許します。

2番(村上和子君) 私は、さきに通告してあります3項目、4点について質問させていただきます

す。

まず1項目めは、町民の足の確保、町営バスをより利便性の高い運行体制と、地域の足としての新しいデマンド交通など考えられないのか。

1点目、町民の足としての町営バスの現在の運行体制が利用者の利便にかなっているかどうか1年かけて検証し、見直ししたいということであったが、どのような見直しになったのかお伺いしたい。

2点目は、デマンド交通とは全国160カ所以上で導入され、指定場所に呼び目的地まで乗れる、しかも低料金で自治体としても負担が少ないということで注目されているが、使用するには利用者が登録をして30分前に予約を入れ、何人かで一緒に乗る、これまでの路線バスともタクシーとも違う運行方法で、地元タクシー会社への運行委託をするなど、新しい地域の足としてこういった手法を取り入れてみるお考えはないか町長にお尋ねしたいと思えます。

2項目めは、自動体外式除細動器、AEDの備えつけ場所の拡大、保守点検の確認をしてはどうか。

事故や病気などのけいれんした心臓に電気ショックを与え、心拍を回復させるAEDの設置場所が正確にどこに設置されているかわからないという人が町民の中に多くおり、現在、何カ所に設置しているのか、その場所を明確に表示することが必要と考える。また、設置をふやす考えはないかどうか。

他市町村では、使用時に電源が入らないという保守点検の意識の低さが背景にあるということだが、肝心なときに作動しないと命にかかわるので本町の状況はどうなっているのか、担当する所管を明確にして保守点検を行う必要があるのではないかと町長にお尋ねいたします。

3項目めは、教育長にお伺いいたします。新学習指導要領に対応する教育環境の充実について。

新年度に向け、各学校では本年度の課題を整理をし、生徒指導の確立と授業づくりの研究を柱とした計画に取り組んでいると考えるが、新学習指導要領に基づき必修化される中学校の武道の取り組みについてどのように考えているのか。武道にも剣道、柔道、相撲等項目がいろいろとあるが、上富良野町ではどの項目を取り入れてやっていくのか、またそれらを指導する先生の確保や研修の教材費等予算計上が必要と考えられ、これらに対応する教育環境の充実についてお伺いします。

以上でございます。よろしくお伺いいたします。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) おはようございます。

ただいま御質問いただきました、2番村上議員の

1 項目めの町民の足の確保、町営バスのより利便性の高い運行、体制などに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目ではありますが、町営バスの運行につきましては、交通弱者の視点に立ちまして効果的な運行への見直しを図るため、平成21年度は高齢者を対象といたしましたアンケート調査を実施し、交通事情や地域交通に対する需要、上富良野町営バスに対する要望などについて結果を得たところであります。

平成22年度におきましては、アンケート調査結果から得られました免許保有者、非保有者では外出頻度の1.5倍の差が生じていること、また、家族と同居していても日中忙しい世代の人に送迎を頼みづらいという状況なども明らかになりましたので、これらを参考にさらに町民の方々から御意見をちょうだいするとともに、関係事業者、地域公共交通会議などと協議を行いまして、平成22年度中に具体的な見直し案を策定し、平成23年度に試行実施を目指してまいりたいと考えております。

次に、2点目のデマンド交通につきましても、新たな地域交通の手段の一つといたしまして、先進事例の調査や情報収集などを進めているところであります。

地域交通の利便性向上を図るさまざまな手法が多くの自治体で導入されていることを踏まえまして、それぞれの長所、短所を研究しながら、上富良野町の地域実情に合った交通体系を構築するよう進めてまいります。

次に、2項目めのAEDの設置場所表示及び保守点検確認についての御質問にお答えさせていただきます。

本町のAEDの設置状況につきましては、町有施設におきましては小中学校6校、かみん、社会教育総合センター、B&Gプール、ラベンダーハイツ、白銀荘の11施設に11台を設置しており、広報かみふらの12月号に掲載いたしましたので、町民の皆様へお知らせしたところであります。

今後の増設に関しましては、施設利用の本来目的が運動や入浴など、心臓に負担がかかると思われるような町有施設につきましてはおおむね設置がされたものと受けとめておりまして、新たな設置に向けた具体的な考えは現時点においては持ち合わせておりません。

設置場所の表示につきましては、現在、小学校玄関表示など一部に限られておりますことから、すべての施設で建物入り口など、人目につく場所へ表示するなど改善を図ってまいりたいと思っております。

また、議員御指摘のとおりAEDの安全使用のためには日常点検の実施、消耗品の管理と交換などが重要になってまいりますことから、現在、各施設管理者へ情報を周知して管理に努めておりますが、今後は各施設管理者へ保守点検の指導を行うとともに、点検状況の把握も行うようにしていきたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の3項目めの新学習指導要領に対する教育環境の充実についての御質問にお答えをいたします。

新学習指導要領は、平成20年3月に文部科学省において公示され、小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から完全実施することになっております。

今回の指導要領改訂の特徴的なことは、小学校での外国語活動という新たな教科の導入、中学校での体育科における武道の必修化、さらには授業時数が小学校低学年では週2時間、小学3年から中学3年生までは週1時間、それぞれ増加したところであります。

中学校の体育科については、一、二年生は武道が必修で、3年生は球技と武道のいずれかを各学校の裁量で選択することになっております。武道は柔道、剣道、相撲の中からいずれかを学校が選択することになりますが、学校の特殊事情などによっては他の武道、なぎなた、空手なども選択が可能となっております。本町の中学校2校については、各学校と指導体制等を協議して柔道を選択するよう決定し、柔道着やマットの準備を行っているところであります。

指導につきましては当然、体育科の担当教諭が行うこととなりますが、柔道経験のない教諭もいることから、柔道指導者講習会など研修に積極的に参加し、指導技術の習得が得られるよう促してまいりますほか、必要に応じて地域の柔道指導にすぐれた方に御支援をいただくことも考えております。

そのほかの教科、領域の新学習指導要領に対応した教材等の準備につきましても、平成21年度から計画的に進めておりまして、平成22年度においては小学校各教科の指導書や中学校体育科の柔道用具の配備など、教育環境の整備を行ってまいります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1項目めの町民の足の確保のバスの運行体制についてでございますが、23年度から試行ということでございますけれども、町長は昨年、3月定例議会で執行方針として町民の足の確保のバス運行体制を1年かけて検証、見直した

いと、こういうふうにおっしゃったわけです。

先日、町広報の中にバスの時刻表が入っておりまして、私もどこか変わったところがあるのかなと思って見ましたのですけれども、全然どこも変わっておりませんで、現在、りんどう、わかくさ、わかたけ、わかば4台が各路線を走っていますけれども、隅々見ましても全然変わっておりません。

交通弱者やアンケート調査等もされて、1年かかってもまだ方向性が見出せないというのが、この点について余り議論もされていないのかなど、何回ぐらいされていらっしゃるのでしょうか、一番の原因かと思っておりますけれども、その点、町長いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の地域交通に関しますお尋ねについてお答えさせていただきます。

昨年、私も春に1年かけて見直しを図ってまいりたいということで御説明させていただいておりますが、平成21年度におきましてアンケート調査、あるいは実態調査等行いまして、先ほど御質問にお答えさせていただきましたように、さまざまな課題や問題があるということは現在承知しております。

そういった中で、23年度に試行をしたいというふうに考えておりますが、今回、先ほどお示いただきました時刻の運行表につきましては、それはその交通体系を見直すという意味の配慮はされておりますので御理解賜りたくは思いますが、その中でさまざまなことが浮かび上がってきている中で、また、一方では上富良野の公共交通を担ってくださいますさまざまな方、業者の方々も含めまして組織しております町におきましてそういう機関がございますので、そういった方々の御意見を踏まえまして具体的な実施に至ります計画を22年度において樹立して、23年度にぜひ実際そういう新しい交通体系で運行してまいりたいというふうに考えております。まだまだ超えなければならない実はハードルが幾つもありまして、特に国の国交省との協議もありますし、そういったことにことは大分時間を要するのかなど、考え方の案としては持ち合わせておりますけれども、それを形にするまでにはまだ幾つも課題、ハードルを越えなければならないということで、22年度についてはそういうことで取り組みをさせていただきたいということで御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今回、車両班の方も2名定年になられるとかということで、今、バスの運行に

については3社ぐらいに委託をして運行しているところかと思っておりますけれども、私も質問するに当たっていろいろわかくさとかバスの運行表とかいろいろ調べさせていただきまして、アンケートもとられたようでございますので、そのアンケートの詳しい内容はよくわかりませんが、午前中に1本とか、午後に1本ふやしてほしいとか、そういったのがこの路線バスに対しては、そういうアンケートではないかと思うのですけれども、そういうことでしたら以前に福祉バスを走らせて1年ちょっとぐらいでやめてしまったということがあるかもしれませんけれども、残りちょっともう2年がかりもなるというのは、案を持ち合わせていらっしゃるのですしたら町長やはり、町民の足として午前中1本、午後1本ぐらいは何とか見直しができないのかどうか。

やはり残り手つかずでいるのではないのでしょうか。余り議論もされていらっしゃるようですし、何かいろいろ伺いますとこういう計画があるからどうなんだとか、やはり一度バスにどなたか職員の方でも構いませんけれども一緒に乗って、現場をバスに乗って理解するような気持ちも大切だと思うのですけれども、そんなことが何かちょっとお聞きしますとこういう経過があるけれどもどうなんだというようなことも、一度もそういう話がないなんていうことをお聞きしてございまして、やはりこれはちょっと手つかずで1年かけて検討した結果、なかなか高いハードルがあるとかおっしゃっていますけれども、やはりアンケート調査で結果もわかっているわけですので、見直しできないのならできないと、こういうふうにするのはどうですか、なかなか23年度以降といっても1年かけてこういうことです。また22年度もまた1年かけて検討すると、こんなことではどうにもならないと思うのですけれども、その点、町長どうですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の地域交通に対します御質問に再度お答えさせていただきます。

まず、アンケート調査で得たいろいろな情報、さらに私、言下に申し上げておりますのは今まではどちらかというバス乗りの場まで自分で出てこられた方々に対してどうですかと、利便性はどうかとか、使い勝手はどうですかということをお尋ねしてきた経過がございます。私としては、そこまで来れない人もいますわけですから、議員の後段の御質問でもありました、まさしくデマンド交通というのはそういうところにも目を向けたものだと思います。

そういう方々についても配慮が行き届くような、そういうしっかりとした計画にしてほしいというこ

とで、今、まさしくそれに向けた調査、あるいはいろいろなプランニングもしております。

それらを一方で充実させていくということになると、上富良野の現在なりわいとして事業をしているハイヤー業者だとか、そういった方々もまた一方では領域に手を入れることになりまますので、非常にそういう調整も超えていかなければならないということ、それとさらに私はスクールバスはスクールバスとしてまた少しすみ分けが必要ではないかなと考えておりますので、そういった総合的な調整、利害という表現がいいかどうかは別として、町全体の中の利害がお互いに損なわないような、そういうこともクリアしていかなければならないと、そういったことがこれからの作業としてあるということを少し御理解いただきまして、見直しは図りたいというとは一つも変わっておりませんので御理解を賜りたいと思います。

町長（向山富夫君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 1年がかりでいろいろ検討された結果、まだちょっともう1年かけてということですが、なかなか見直しが難しいのであれば現状体制でいくと、これはこれということで2点目に入りたいと思います。

では違う形の町民の足として提案申し上げていますが、デマンド交通のほうに入っていきます。これもいろいろ研究して進めるということですが、現行のバス運行の見直しは難しいということであれば、ちょっと私パネルの用意ができませんでしたが、デマンド交通の仕組みですが、これは配車センターがありまして、それでAさん、Bさん、Cさん、Aさんはスーパーに行きたい、Bさんは病院に行きたい、それからCさんは公民館に出かけたいと、こういった方が予約を入れます。これは30分前でございます。

こういう方は、利用の登録をしていただくわけです。そうしましたらこの配車センターに伝わりまして、運行指示がありまして、車両を運行すると、そして送迎をすると、こういったことが今デマンド交通ということで、これはそんなにコミュニティバスと違って遠山はコミュニティバスを走らせていますが、自治体の財政が負担が余りかかりませんが、これは民間に委託をして、そして登録をもらって、乗りたいと思う人は登録をもらって、そして場所を決めてもいいですし、そこに集まっていたら、これをやることによって財政負担が大きくなるというのでしたらちょっとあれですけども、バス路線とも違う、ハイヤーとも違う、そして本人の負担は100円か200円でいいと、こういうようなことでございますので、ぜひこちらのほ

う、今のなかなかまだいろいろと検討されているのであれば、こういった地域の足というのでデマンド交通なんかを考えてみられてはどうですかと思いますので、いかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほども一部触れましたけれども、デマンド交通体系のシステムも23年度試行の選択肢の重要な部分、選択肢に入っているということはお知らせさせていただきたいと思います。ただそれに至る、デマンド交通もシミュレーション、上富良野町として取り組めばどうかというようなことも担当課ではシミュレーションもしております。

先ほど冒頭の御答弁でも申し上げましたが、いずれにいたしましても長所もあり、欠点もあるというところで、スタートさせるからにはなるべくその長所を引き出せるような仕組みにしたいという考えも持っておりまして、そのデマンド交通を仮に採用するにいたしましても、やはり特にその地域の運送事業者との調整という部分もありまして、そういうところをクリアしなければならないという縛りもございますので、そういう組織を上富良野町に立ち上がっておりまして、それらからの御意見をいただくなどして、デマンド交通の最たるところはドア・ツー・ドア、ドアからドアということですが、利用者から見ると非常に利便性が高い交通機関だということで私も認識しておりますので、来年度の試行に向けましての大きな一つの選択肢になっているということだけは御理解いただきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 模索したり、検討されたり、町長の中ではあれですけども、実際は手つかずでいるのかなと、余り議論がなされていないというようにお見かけするのですけれども、ぜひこれにつきましてはもう1年経て、2年がかりでございまして、ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思ます。

それから2項目目のAED設置の項目の件でございまして、現在11カ所に設置されて、新たな設置は今のところ考えていないということですが、大分前になりますけれどもパークゴルフ場で2名の方がちょっと体の調子が悪くなられて、こういうときにAEDの設置があればというような話が出ておりまして、今回の指定管理者制度の評価か何か要望の中にも出ていたと思うのですけれども、そういったことで上富良野町の人口で11カ所置いてあるというのは基準としてどんなものなの

でしょうか。こういった基準というものはあるのでしょうか、どうでしょうか。ちょっとその点をお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 人口比等に対しての設置個数という、特にそういう決められたものはないということでございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） そういうことであれば、全部その要望をくみ取ってということにはならないかもしれませんが、パークゴルフ場でも高齢の方がいろいろとやってらっしゃいますし、そういったことも現状に起きておりますので、また新たに、今のところは考えていないと、こうおっしゃっているわけですが、そういったところにもぜひ設置を考えていただきたいと思います。

また、表示でございますけれども、12月の町広報でお知らせしたということですが、やはり町民にとってはわかりにくいということなのです。それで、建物の入り口に表示するということがございますけれども、これは早急に表示をしていただきたいと思います。

帯広市では、ハザードマップの中にAEDの設置場所を表示しまして、そして各世帯に配付しているのです。そういった取り組みもハザードマップの中にAEDを置いている、設置しているところをちょっと表示をつけていただきまして、ここここにはこういうものを備えてあるよと、こういうふうにされてはどうかと考えておりますけれども、その点はどうかでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員のAEDに関する御質問にお答えさせていただきます。

設置についての、特に定められたものはないと申しましたが、ただいま議員のほうから御提言ありましたようなパークゴルフ場だとか、そういったところについての必要性は私も必要な箇所であろうというふうに理解できますので、またそういうところに設置が必要ということになれば、改善に向けて取り組んでまいりたいと思います。

それから表示方法につきまして、私もその町広報でお知らせさせていただいたのは知っていますけれども、あれで町民の皆様方に周知できたとは到底私も思ってもおりませんし、やはり現場に表示するということと、あわせて今、御意見もございましたハザードマップ等にもしこれから記入できるような方法があれば、そういう工夫もまたどんどん前向きに改良してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今度はその設置してあります保守点検でございますけれども、ほかの町村でいざ使用しようと思えば、その音声ガイダンスが流れた後に全然器械がストップして、なかなか使えなくて男性が死亡したと、こういうようなことがありまして、点検の担当者も設置して、今現在はどうなんでしょうか、これはこの管理の設置者の方はいらっしゃるのでしょうか。

それから点検マニュアルも必要でしょうし、電池や装着パットの使用期限の管理徹底が必要であるかと思っておりますけれども、この点はどうかでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 2番村上議員のAEDにつきましての御質問にお答えさせていただきます。

現在、保守点検体制、あるいは日常の点検体制、日常の点検につきましてはそれぞれ設置場所においてなされているかと思いますが、マニュアル、あるいは1カ所で集中的に保守点検の履歴を管理するとか、そういうことは現在整備されておられません。

それで今、担当課の保健福祉課のほうを通じまして各施設の管理者に毎日の点検、あるいは定期的な点検、さらには保守交換等の確認、それらについてはきちっとマニュアル化するような準備を指示しておりますので、整備されると思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 今度は3項目でございます。教育長にお尋ねしたいと思います。

先ほど御答弁で、ことしは柔道をということでございますけれども、今度、新学習指導要領に伴いまして、小学校に外国語活動が新しく新たな教科として導入になりまして、3年前と違って小学校1年生でも5時間授業ですし、4年生以上になりますとたった1日だけ5時間であとは全部6時間ということで、非常に時間が窮屈ですし、クラブ活動だとか、ことばの教室なんかには出席するのも大変だということで、ましてや中学になりますとまた授業の時間もふえる上に、必修で今度は剣道とか、柔道とか、相撲とかいろいろあるわけですが、今、上富良野町では柔道を取り入れてやっていくということですが、女子のほうはどうかでしょうか。女子も柔道がよろしいでしょうか。岡山ではなぎなたをやっているのです、南富良野では空手ですか、いろいろ24年度からですから、一方の東中中学校には剣道の防具があるかということのお話がありまして、それであれば柔道でなくても剣道でもいかがかなと思ったりするのですが、その点いかがですか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いろいろと今、お話出されましたけれども基本的には学校の裁量の中で柔道という形で決めさせていただきました。なぜかという、やはり固有の武道を新学習指導要領に基づいて対応するというところでございますけれども、その中でやはり指導をする体制が整わなければなかなか難しい部分があるのかなと、先生方、体育教師の部分につきましてはそれなりの授業についての学習課程をしておりますけれども、一般の先生につきましてはやはりその教育課程の中で柔道という形で対応しているという状況でお話をさせていただきますので、そういう状況の中でやはりお話ありました東中にも剣道の防具があるというお話も実は承知してございますけれども、そういう状況の中でやはり指導する部分がやはり一番大切かなというふうに判断をいたしまして、今回、新学習指導要領に基づいて柔道で対応していきたいということで決めてございますので、御理解を賜りたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） その柔道着をそろえたいということでございますけれども、24年度からですのいろいろな現場の先生方とも話していただいて、その柔道も何か保健体育の先生で経験がない方、そういった方も研修とか何かを受けてもらうということですが、国のほうでは中学校武道の必修に向けた条件整備ということでいろいろと新学習指導要領の円滑な実施のための教材整備緊急3年計画というのが出ておまして、そういった指導者を養成するのも支援すると、それから道具をそろえるのも国のほうでこういう補助が出ておますので、それで今、自衛隊OBの方なんかでも柔道を教える資格ですとか、剣道を教える資格ですとかいっぱい持っていらっしゃる方がいらっしゃいますので、そういった方に協力をいただくということも一考かと思うのですが、その点いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問でございますけれども、補助関係につきましては今、我々が補助して受けているのは備品関係の理科、数学の関係の補助がほとんどといいますか、その補助しか実はございません。他についての補助については、我々も承知しているところはございません。その備品関係の分についての補助という形で、今回は我々も対応していきたいというふうに思います。

それと指導関係につきましては、当然のことながら体育教師、その一般の教員も指導しなければなら

いというところでございますので、その研修とそれから地域におられる方々の対応も学校と調整をしながら対応をしていきたいというふうに実は考えているところでございます。

まだ調整の段階にはいってございませんけれども、これは4月1日から我々としても少し進めたいということで、完全実施については24年度から中学校の武道になってございますので、それに向けて対応していきたいというふうに実は考えているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） その柔道着の着回しですが、汗が出ますし、なかなかあれだと思いますけれども、今の子供さんにそういう着回しが適応できないのではないかというような気もするのですけれども、この柔道着の整備につきましてどのようにお考えでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問でございますけれども、柔道着の着回しという形でございますけれども、今、基本的に考えているのは夏場の暑いときではなく、秋以降の少し涼しくなった時期にということで柔道をということで考えてございます。

そういう状況の中で直接着るのではなくして、やはりジャージの上から着てやるような体制といたしますか、そういうことで進めたいということで実は現場のほうからもお話聞いてございますので、その体制の中で進めていきたいというふうに思います。

当然ながら汗等もかきますけれども、直接肌に着るよりは若干、その部分についての汗の部分というのは対応になってくるのかなと、当然ながら最終的には洗濯等については私たちそろえますので、学校の体制の中でやはりそういう洗濯等については対応していかなければならないというふうには考えてございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 大体どれぐらいの時間をとられるのでしょうか。

それと、マットを購入するということですが、上中さんは武道館も視野に入れておられるかと思っておりますけれども、東中中さんのほうはどういうふうに、そこへ来るということはちょっと大変かなと思うのですが、ちょっとその点をお伺いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問に

お答えいたします。

時間的には新学習指導要領、体育の時間は年間105時間でございます、その中で今、考えられているのは10時間以内、約七、八時間の武道の授業というふうに今計画してございます。

そういう状況の中で、上富良野中学校については武道場がございますので、その時間で武道場に移動してもらいながら、2時間ほど時間を費やしながらか対応していきたいと、東中中学校につきましては今、議員おっしゃるとおり武道場までなかなか来るのには時間がかかりますので、そのために柔道用のマットを用意をして、体育館等でその武道に当たるという形で今、予定をしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 2番村上和子君。

2番（村上和子君） 24年度からということでもありますので、その柔道着をそろえましても、何回も使わないで終わってしまったということにもなりませんようにひとつ、いろいろと選択というのがありますから、今は教育委員会と先生とお話をされて柔道だということでございますけれども、いろいろと検討して、選択も剣道とか、ほかにも相撲とかとあるのですけれども、そろえても幾らも使わないで終わってしまったということもなりかねませんので、正規の必修になるまでちょっとまだ検討される余地があるかと思うのですけれども、その点はいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

基本的にはもう必修になりますので、その武道の時間についてはきちっと対応しなければならないということになってございますので進めたいというふうに思います。

完全実施については24年度ということでございますけれども、今、東中中につきましても受け身等の部分について簡単な柔道の動き方も実はしてございます。という意味も含めまして、24年度完全実施でございますけれども、もう23年度からもそういう状況の中で進めていくということで実は調整をさせていただきながら対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、2番村上和子君の一般質問を終了いたします。

次に、5番米沢義英君の発言を許します。

5番（米沢義英君） 私はさきに通告してしました点について、町長に見解を求めます。

第1番目には、障害者支援についてお伺いいたします。

上富良野町においては、第1期の障害者福祉計画の課題を踏まえた第2期の上富良野町障害者福祉計画、障害者福祉サービスが実施されようとしています。その理念は、障がい者が地域で安心して暮らせる社会、自立と共生の社会の実現を目指すことにあります。

また、この4月5日からは障がい者、障がい児などを対象とした通所小規模多機能事業所が開設されようとしています。そこには、一般企業への就労を希望する障がいのある人に働く場所を提供することを目的とすると同時に、さらに就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行うサービスを提供する場ともなります。

また同時に、日中一時支援においては地域の障がい者の人たちが集まれる場所の提供及び障がいを持つ児童の学校の休日などに受け入れをする場所としても大いに期待が寄せられています。

上富良野町においても制度としては日中一時支援や移動支援の制度がありますが、サービスの提供を受けようとする希望者にしますと非常に利用しづらい内容であることがうかがえます。例えば、日中一時支援については、最大で10時間しか利用できないという状況、移動支援では余暇時間、15時間以内、社会活動時間においては10時間以内という形の状況で、どちらも月という状況であります。

そういうことを考えてみれば、買い物や社会活動に参加したいと、そういう参加したいけれども時間がなかなか思うように利用できない、買い物、社会参加という点では5時間、10時間というのはすぐ使い果たしてしまうと、このような状況であります。また同時に、自己負担の点でも他の自治体では独自の上乗せを実施しているところも見受けられますが、そういう点では上富良野町においてはまだまだこの点については十分検討の余地があると思えます。

そういう意味で私は、これらの制度の町独自の改善策として一層の利用者の利便性、サービスの向上を図るためにも改善が求められると同時に、この4月から開設されようとしている小規模多機能事業所とも連携をとりながらサービスの向上に努めるべきだと考えますが、今後の対応についてお伺いいたします。

次に、休日保育の実施についてお伺いいたします。

上富良野町においては、子供の健全育成、保護者への生活支援を基本とした次世代育成支援行動計画が策定されています。それは、町の子供や保護者が

どのようなことがあっても差別されることなく、社会で成長できる、社会参加ができ、学習の機会も提供され、保障されなければならないということを前提にしたものであります。そのためには、保護者や地域、行政機関などが互いに連携し、支援することが目標となっております。

しかし、目標を立てたはいいが、実際にその実施に向けての行動が伴わなければ意味がありません。今、町の合計特殊出生率は全道で3番目に高いという状況にあり、この点からも子育て支援に対する要望も多様なものになっているということが伺えます。

例えば、ニーズ調査では休日保育について非常に要望が多くあることが見受けられます。しかし、2期目の次世代育成支援計画では、その実施目標が平成26年度となっています。前期では21年度を目標にしていたのですが、諸般のいろいろな事情の中で実施されないという状況にありました。要望の高い休日保育等については実施を早めるなど、具体的な行動が今、求められていると考えますが、今後の対応について伺います。

次に、商業振興について伺います。

今、産業構造の変化により上富良野町の商業、農業者数も年ごとに減少傾向にあります。また、上富良野町の総合計画では、商業振興に対する魅力あるまちづくりの提唱や、起業家に対する支援策などなど、町の活性化をはじめとした商業振興に対する支援策の強化が数多く盛り込まれています。その背景には元気なまちづくり、潤いのあるまちづくりを目指そうという、町民総意の願いが盛り込まれているというのが実情であります。

近年では、長年営業を続けてきたけれども、経営が大変になって、また後継者がいなくなってやめざるを得ないと、そういうお店も出るという状況です。そういう状況の中で、商店街も閑散としてきているというのが実情です。このままでは町の総合計画の目標人口も維持することができないという状況にあります。

現状では、町の人たちの気持ちまで沈んでしまうということでは困りますから、そういう意味では地域をいま一度見渡し、新たな挑戦をしようとしている方、あるいは工夫をしながら困難だけれども経営を維持して何とか将来の子供たちや、あるいは孫にもお店を継がせたいという思いで必死になって頑張っておられる方もたくさんいます。そういう意味では今、行政が行わなければならないのは、こういう人達を側面からきちっと応援する、こういうことが求められているのではないのでしょうか。

町の活性化のためにも新しい産業に挑戦してみた

い、あるいは今の事業をさらに拡張してみたい、上富良野町に来て営業活動をやってみたいと思えるような誘導策をしっかりと行政が行えるかどうか、ここにかかっているのではないかと考えます。そういう意味では、上富良野町においても商業振興計画や条例などを策定し、そういう人達を誘導し、上富良野町の商業の活性化につなげるような対策を今、考える必要があると思いますが、この点について町長の見解を求めます。

次に、特産品の加工販売について伺います。

上富良野町には、貴重な自然や農畜産物が豊富にあります。町が実施した各種のアンケート調査の結果でも、自然の豊かさを活用した観光やまちづくりを積極的に展開してほしい、あるいは地元の農畜産物を生かした特産品などの開発などをローカル色を生かした上富良野町の特色として積極的に取り組んでほしいという切実な声がたくさん寄せられています。

もう既に町の一部では、そういう取り組みも始まっているというのも見受けられます。今後、町を前へ進めるためにも住民の意見を取り込みながら協議会を設置するなど、農畜産物の加工と販売に向けたさらなる前進をするための協議機関の設置なども当然必要です。また同時に、そのようなノウハウを持った大学などの連携も視野に入れた取り組みも必要だと考えられますが、今後の対応について伺います。

次に、商業、商工業、農業後継者対策について伺います。

人口が減少する中で、上富良野町のあしたを担う住民の定着はまちづくりにとって欠かせないものであるということはいまもありません。今、各自治体においては、もう既に移住、定住を希望する人たちの支援の強化、農業体験や子育て支援の充実、あるいは商業、農業後継者に対する支援の強化など、多種多様な取り組みが実施されています。

上富良野町においても、既に実施されている部分もありますが、人口の増大を目指すためにも上富良野町において積極的な商業、農業後継者の定着と育成を進めることが何よりも大きな課題となっていると考えます。

そういう意味では、今後町においては商業、農業者の垣根を超えた横断的な話し合いの場所を積極的に設け、協議機関を設置するなどして、商業、農業者の後継者確保に対する対策をさらに強める必要があると考えますが、今後の対応について伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず1項目めの障害者支援についての御質問にお答えさせていただきます。

本町におきます日中一時支援事業につきましては、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者自立支援事業条例を制定し、地域生活支援事業の一環として進めてさせていただいております。

御質問の利用時間や自己負担の規定につきましては、規則の中で利用条件を規定しておりますが、本条例制定後4年目に入り、ニーズが多様化してきておりますことから、現在、その見直し作業を進めているところであります。

また、4月から障がい者の通所事業所が設置される予定となっておりますことから、これらとの連携も図りながら、障がい者の支援のため、ニーズに応じた地域生活支援事業を効果的に進めるため、現在の利用条件の見直しを行い、より利用者の利便性の向上につなげるよう取り進めてまいります。

次に、2項目めの休日保育についての御質問にお答えいたします。

現在、本町における平成22年度から5か年間の次世代育成支援行動計画の後期計画を策定作業中ですが、御質問のようにこの計画の策定途上におきましてお子さんをお持ちの保護者を対象に実施した調査におきまして、休日保育は保護者のニーズが高い数値結果でありました。

平成22年度から計画期間の開始に当たり、子育て支援を推進する上からも休日保育につきましてはより実態を見きわめまして、実践計画を樹立し、可能な限り早期に実施するよう努力してまいります。

次に、3項目めの商業振興についての御質問にお答えいたします。

議員の御質問にありますように、商工会の会員数は減少している実態にあり、店舗数についても減少してきております。しかしながら、町として空き店舗数などの実態把握につきましては平成12年、平成16年に行って以降実施していないことから、平成22年度において商工会に協力をお願いいたしまして、連携して実態調査を行う予定であります。

さらに、商工振興の対応策につきましては、平成22年度の実態調査の結果等を踏まえまして、商工会を初め、商工業関係の方々の御意見、御提案をいただきながら、町といたしましてもより実効が上がる振興策を見出し、商工業の振興が確実に図れるよう、十分に協議を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、4項目めの特産品の加工販売やその推進体

制についての御質問にお答えさせていただきます。

本町には、多様な農畜産物を初め、地域振興につながるすばらしい素材が数多くあります。その素材を生かし、付加価値を高め、より高い生産性を得ることが地域産業の発展にも大変重要であると認識しているところであります。また、全国的にも特産品の創出、いわゆる「地域ブランド化」に向けた地域間競争が激化しており、もう一工夫といえますか、より戦略的な展開が求められているところであります。

国におきましても、今、第6次産業化と銘打ちまして、農商工連携によります新たな業起こしや一次産品の加工など付加価値を高め、経営安定化を図るための取り組みに対しまして、多様な事業メニューが整備されてきているところであります。町といたしましても、本町の事業者、農業者の方々が効果的に活用できる情報提供とともに、事業化に向けては相談や諸手続など必要な支援を図ってまいりたいと考えております。

また、推進体制につきましては、一昨年、本町の産業主要団体で構成いたします地産地消協議会が発足しており、今後さらに関係産業団体の連携を強化し、上富良野のよさ、魅力を町内外に発信する取り組みを行ってまいります。さらに、議員の御発言にもありましたように、農畜産物の加工や商品化など取り組みの成果を具現化するためには専門的なノウハウが必要であり、大学など専門機関との連携が必要な場面もあろうかと思ひ、私といたしましても有効な手段の一つとして今後、研究、検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、5項目めの後継者対策についての御質問にお答えいたします。

平成21年度より農業、商業、工業共通の後継者対策といたしまして、「担い手サポート奨励金制度」を創設し、支援を図ってきたところであります。産業の担い手確保と合わせ、若い世代の定住につながる取り組みとして平成22年度においても引き続き実施してまいります。議員御発言のとおり、産業全般において担い手の育成、確保は重要な課題であると認識しております。

しかしながら担い手不足、後継者不足の根っこには安定した所得を得ることができない、継承する職業に魅力を感じることができないことなどが背景にあるものと強く感じておりまして、そのためそれぞれの経営をいかに安定させ、しかも若い人たちが将来への夢や魅力を感じる仕事へと昇華させていくことが非常に重要であり、町といたしましても新しい取り組みやアイデアの具現化にチャレンジできますよう支援していききたいと考えております。

また、産業の垣根を越えた横断的な協議会の設置をしてはいかかとの御質問ですが、現在、移住、定住の促進や地場産業の活性化を図るため、包括的な議論ができる組織の設置を検討しているところであり、後継者の定着や定住に向けた課題もこの中でしっかりと議論し、具体的な取り組みにつなげていきたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 障害者支援についてお伺いいたします。

町においては今後、利用者の利便性を図るための従来の規則等の改正を行うということの話であります。例えば、どういう何が問題かという点ですが、例えば日中一時支援の場合の利用が規定されております。ここにおいては、上富良野町では最大10時間という状況にあります。一日3時間ずつ使ったとしても、大体3日とか、4日ですぐ消化してしまうという内容になってしまいます。

そうしますと当然、子供たちが夏休みや、あるいは冬休み、休日等をこれを利用したいと思っても、その時間の制約があってなかなか利用できないという問題です。

次に、移動支援については、これもまた余暇時間を大いにそういう人たちが社会に出ていただいて、多くの人たちと触れ合う、その中で成長を願うためにそういったことの目的のための移動支援という形で、その時間が設定されております。上富良野町の場合は、約15時間以内、余暇時間、社会活動は10時間以内という形になっております。これに至っても、一つの催し物等、あるいは買い物等に出かけた場合、すぐ五、六時間というのはたってしまうので、そういう意味でも非常に利用しづらいという、やはり実態が町長は御存じなのでしょう。

そういう意味で、私は利用者の利便性サービスの向上を図るためにも、この利用負担の状況も含めてやはり見直す時期ではないかというふうに考えております。当然、この制定された時点において、そういうことがなかなか想定されていなかった部分もあるかと思いますが、実情がよく変わってきましたので変えなければならないというのは、当然その中からいっても当然だと思います。

例えば、富良野市においては自己負担はないという状況にはあります。その他の自治体においては上乘せを行って、自己負担の5%軽減だとか、いろいろな対策が講じられております。また、移動支援においても、やはりその移動に当たっての制限時間を超える場合、想定された場合はあらかじめその利用

される方との調整を行いながら、そこをサービスを前に出していくというような、そういう対策が講じられておりますので、そういう意味ではまだまだ十分な対応という状況になっていないというのが上富良野町の実情だということ踏まえて、今後、4月にできるそういう障がい者の支援事業のNPO法人とも協力しながら、当然、こういった部分の問題があれば改善する必要があると思いますが、その現状を町長はどのように考えられておられるのか、それと今後どのように改善されようとしているのか、具体的な点でお伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の障害者支援につきましての御質問にお答えさせていただきます。

ただいま議員のほうから日中一時支援、あるいは移動支援等についての現状についてお話をいただきました。議員の御質問にありました、先ほどお話ありましたような実態にあるという利用者の声が、そういう声があるということは私もお聞きしておりますし、承知しております。

町といたしましても、冒頭の答弁でお答えさせていただきましたが、そういう課題があるということで認識しておりまして、改善に向けて取り組みをしなければならぬという認識を持っておりますので、どういう中身に最終的になるかということは今、申上げる段階ではございませんが、いずれにいたしましても課題意識を持っておりまして、その課題を解決しなければならないという考えではおりますので、御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 十分、その点考慮をしていただきたいと思っております。

当然、今後できるNPO法人ではこういった部分もカバーはしてくれる部分もありますが、しかしそれで十分カバーできない部分も当然ありますので、この点はやはり具体的な、もう既に先進地だとか、他の自治体の条例の制定においても当然、十分研究もされているかというふうに思いますけれども、この点は具体的な利用者の意見も聞きながら、さらに前へ進めるということ、これなくしてこのサービスの状況を改善するということではできないと思っておりますので、そういうことも含めた対応ということで、改善されるということでお伺いしてよろしいですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の御質問にお答えさせていただきます。

日中一時支援、あるいは移動支援等を含めまして、冒頭御質問の中にありましたように、例えば利

用サービス提供の時間の制限のあり方、あるいは利用者が一部負担していただいておりますその負担の水準、それらについて本当に過度な縛りになっていないか、あるいは過度な負担になっていないかということも十分検証いたしまして、町としてできるだけ、最大限の利用者ニーズにこたえる仕組みに改めたいと、今、時間の設定の仕方、あるいは料金設定の仕方をどのように定めるかというところまでまだ検討がそこまで到達しておりませんので申し上げられませんが、いずれにいたしましても利用者の支援にしっかりとつながるような仕組みに改善してまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ改善の方向で十分な検討を進めていただきたいというふうに思います。

この点について、保護者のほうもやはり安心して子供たちが社会生活を送られる、送ってほしいという願いが込められております。また同時に、やはり保護者の方も四六時中、やはりそういう子供たちを見なければならぬという形の中でストレスもたまるといった状況もありますので、そういったことも含めて改善していただければというふうに思います。

次に、休日保育の点についてお伺いいたします。

前期の行動計画については目標数値も掲げておりましたが、諸般のいろいろな事情の中でそれが実現されていないという状況もあります。他の保育支援の要望の中でも、この休日保育というのは町長も御存じのように非常に高い位置があります。各種のアンケート調査を見ましても、やはり地域に知り合いの人がいなければ、例えば親類だとか、身内の人がいなければ知り合いの人に預けるだとか、そういう傾向が生まれております。

そういう意味では、町をつくるという点では町長が日ごろからおっしゃっているようにやはり多様なサービスを提供するというをなくして、この上富良野町の町をつくることはあり得ないわけですから、そういう意味ではこの目標年度を26年度ということになっておりますが、可能な限り早く実施するということではありますが、当然、そのためにはいろいろな課題や問題があり、それを調査するというを前提だということは当然ではありますが、いずれにしてもその目標数値をはっきり見つけ出して、いつまで実施するのかという、そこから辺まで踏み込んだ計画を持たなければ、本当にやはり生かした計画にはなり得ないと思いますが、この点は町長そういったお考えはおありですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の休日保育の

御質問に対しましてお答えをさせていただきます。

町民のすべての皆さん方、特に子育てに関しましてはそれによる負担によりそういったストレスが町民の中にたまらないような、あるいは解消できるような改善を図っていくことは私の努めでございまして、休日保育につきましても前期の段階で実施できなかったという反省を踏まえまして、後期の中では26年度までにという意味で年度を設定させていただいておりますが、極力、平成22年度は無理にいたしましても、まだまだ課題を解決しなければならないことがございますので、少なくとも23年度にはその方向性が皆さん方にお示しできるような、そういうようなスピード感を持った対応が図られるように現在取り進めるように指示もしておりますし、また、休日保育とあわせてファミリーサポートセンター等を既にスタートさせておりますので、そういったことと連動してお子様を育て中の皆さん方に少しでもサービスが提供できるような、立体的な重層的なサービス、提供ができるような仕組みにぜひ早く組み立てをしたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この休日保育については、当然三つの保育所等があります。

そういう意味では、病児、病後児保育よりも実現可能性としては、こちらのほうがかなり高いのではないかなというふうに考えています。現場なんかをいきましているいろいろ聞きましたら、やはりそういう状況があれば利用したいという方もおられます。また、現状で十分だという方も当然おられますが、いずれにしてもそういう要望を取り組んだ対応という形でぜひ実施していただきたいというふうに考えています。

次に、商業振興についてお伺いいたします。

今、上富良野町の商業の振興対策ということで、これも今始まった話ではありません。従来のマスタープランから始まり、総合計画に基づいた地域の活性化や、そういった中にたくさん盛り込まれている話です。

そういう意味では私たちはこの間、土を耕して、そこにまいた種をどう育てるかということが今求められているのだろうというふうに思います。あとはそこにどういった肥料をまいて、栄養分を与えて、どう育てるのかということが今、課題になってきているのだというふうに思います。

そういう意味で、今、多くの自治体でも独自の産業振興という形の中で起業家に対するそういった奨励策、あるいは新規のそういう後継者に対する具体的な振興策などを取りまぜながら多様な商工振興策

をとってきているというのが実態です。その背景には、やはり商工業が低迷するという、ここに危機感を覚えながら、しかしそこで手をこまねいて何もしないというのではなくて、町独自のあり方というのをやはり早急に考えながら、そこをやはり住んでおられる商工業者や地域の人たちとどう上富良野に合ったまちづくりを進めるのかという点で、今取り組みがなされているというのが実態です。

ですから、これが町が大きい小さいにかかわらず、そこに住んでいる人たちの創意と工夫を生かしたまちづくりを進めることによって、人が集い集まって、そこに町の活気ができるというような、こういう循環的な流れをつくってこそ町の活性化というのがあるわけですから、そういう意味ではこの商業に対する振興策や条例という点では、まだまだ上富良野町では具体的な取り組みというのはなされていないという面があるのではないかと考えております。

町長、この点については今後どのようにされているのか、町長としてもこのまちづくりの観点としてもそういったものを全面的に見直したいということも執行方針の中で明確にされておりますので、この点、町長としてどう今後考えられているのかお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の商業振興につきましての御質問にお答えさせていただきたいと思います。

現在、商工業の上富良野町におきます実態は、先ほどお答えさせていただいたとおりというふうに認識しております。また一方では、社会情勢大きくグローバルで申し上げますとリーマンショック以降、非常に世界的に経済が低迷してきておりまして、特に日本におきましてもなかなか景況感が好転してこないという実態でございます。

とりわけ、こういう地方経済の疲弊は加速度的に進んできているという実態が憂いておりますが、まず当町のことで申し上げますと米沢議員から今、お話のございましたように非常に私も閉塞感と申しましょうか、非常に手詰まり感を持っております。制度的に町が準備できる、あるいは町が提供できるさまざまな施策やいろいろな施策や制度での支援も一つの方法としては十分考えられます。また、今までもさまざまな制度や施策を講じてきているかと思えます。

しかしながら、そういう仕組みと一方ではみずから商工業者、自分たちが思いを寄せて発信していきこうという気持ちと制度がうまくマッチングをしないとせっかくの仕組みもその力を十分に発揮できない

というふうに、これは商工業のみならずあらゆる産業の活性化においてはそういうものではないかというふうに理解しております。

そういう意味におきまして、私はやはり事業者みずからが課題意識を持ち、また町もそれらを大きく実りまいた種が育っていくような、時には肥料であり、時には水であり、町はそういう役目を果たしていくものというふうに考えておりますので、ぜひ事業者を含めましてそういうお互いが一つに力を合わせて町の活性化、商工業の活性化につながるような、そういう歩みを進めようというふうに、まずそういう気持ちを喚起すると申しましょうか、奮い立たせるような、そういうことに意を用いて、さらにそれを補完するように制度仕組みをつくってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） この間もそれぞれ職員の方初め、商工会の方も相当努力もされています。

ただ、今の社会情勢の中でなかなかそこが報われないというような、そういう状況が見受けられます。ある商店の方に聞きましたら、やはり私たちのやることにも限界があると、確かに行政にもお世話になって迷惑をかけている部分もあるかもしれないが、しかしやはり私たちのわからない部分は行政がやはり問題提起や課題提起していただければならないというような、そういう話も聞くことができました。

そういう意味では今まで町が行ってきた統計調査やまちづくり計画についての、そういうものをさらに前に推し進めるための必要な協議会もいろいろ検討はされて、実施もされている部分はありますが、やはりつながりを持つということでもん欲にやはりやる必要があるのではないかと、そういった部分がどうしても薄くなるとこういう社会情勢ですから、個々がばらばらになってしまうということがありますので、そういう意味では行政の役割というのは非常に大事だと私は考えておりますので、この点、町長はかなめとして町長の日ごろからおっしゃっておられるような潤いの町の上富良野を活性化できるようなまちづくりにしたいということに思いがあるのであれば、そのことを必死に胸にきちっと押さえながらこういった商工振興条例や、あるいは計画に向けた具体的な対策を講じてほしいということが今、町民の方々からも声が上がっております。それによって町長が本当に町民と一体になれるかどうか、これが今かかわっている大切な時期だと私は考えておりますが、改めてその決意をここで伺っておきたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の商業振興についてお答えさせていただきます。

まさに議員がたぐいまおっしゃいましたような心境で私も日々仕事に携わらせていただいております。商業振興を図ろうというような思いを持ちましても、その部分だけでの振興というのは非常に限られたものになってしまうと、上富良野町で申し上げますと商工業、農業、あらゆる人たちが一体となって取り組んで初めてその実が上がってくるというふうに理解しております。私は日々仕事の中でさまざまな業種の業界の方々とお話をさせていただいておりますし、また、それぞれの現課におきましても特に二言目にはそれぞれ現場に出て直接お話を伺うようにということで日々申し上げます。

そういうことが一つ一つかみ合ってきますと大きな動きとなってくるというふうに期待もしておりますので、これはもう何にもまして最重要課題でございますので、これからも意を持って仕事に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） ぜひ実現に向けて全力投球でやっていただきたいと思っております。

次に、特産品の加工販売という形ではありますが、今、上富良野町においても地産地消協議会が発足するだとか、いろいろな取り組みがなされております。

何といっても上富良野町のアンケート結果のこの間実施した結果の中にも、やはり魅力あるこの自然を生かした農畜産物というのをやはり特産品として加工販売につながるようにしたい、してほしいという声が多くあります。

それと同時に少ない量でも、やはり当然そうなりますといかに少ない量で特産加工品として販売できるかどうか、こういった具体的な課題もテーマとして当然上がってきます。これには当然、販売ルートの問題だとか、採算の問題だとかもいろいろありますが、しかしそういうものも含めた中でどういう上富良野がやはりこの地の利を生かした特産品の加工販売につなげていけるかどうかです。この間では、お酒もつくったりだとかしております。上富良野ポークという形の中で肉をつくって、今は地域でもいろいろな食品加工で地域の飲食店で販売したりだとかしてきています。そういう意味では全くないということではありませんので、そういう一つ一つの事を見れば、やはり成果は出てきているのです。

ですから町長は、こういう成果をどういうふうに押さえて、やはりそれは全くできていないのか、で

きてきているのか、それをさらに前へ進めるためにどういう行政が支援をしなければならないのかということが今、課題になってきているのだというふうに思います。

そういう意味で、やはり専門的な知識を持った地元のすばらしい方がたくさんいます。商工業、農業の中にもそういう人たちをやはり中心にしながら、大学なんかにもこういう地域の活性化を目指すというチームがたくさんあるのです、大学にも。そういったところと連携しながら、やはり上富良野町に合った物は何かということをつくるのが今は大事ではないかと思っております。

そういうあらわれとして、もっとあそこを見晴台によく出てくるのは道の駅をつくったらいいのではないかとか、仮設のプレハブの物をつくって、地元のお母さん、お父さん方がつくったものを販売する加工品や民芸品を販売したいという思いが、そういったところにあらわれているわけで、そういうものをやはり前進させるためにも上富良野町が考えなければならない具体的な対策をとる必要があるというふうに思います。

そういう意味では、十分有効な手段の一つとして今後、全般的に課題として見直し、研究を進めたいということでもありますから、その点、町長現状の認識をも含めてどのように対応されるのか、いま一度答弁をお願いしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の特産品の加工販売についての御質問にお答えさせていただきます。

私が今さら申し上げるまでもありませんが、この富良野の大地、上富良野も含めまして非常に多種多様な農産物を産出してございまして、非常にその評価につきましても全国的に高い評価を得ている実態にあります。

しかしながら、残念ながらそれをさらに生産のみならず、加工、販売まで結びつけているかという、まだまだ立ちおけている実態にあるというふうに認識しております。それぞれ生産者、あるいは業者の方々は大変熱い思いは持っておられるのですが、それをうまく形にできない、あるいは技術を習得できないということで非常にジレンマを持っているというふうに私は理解しております。

町はそういう方々が果たせない思いを果たせるようなきっかけをつくる、そういう仕事を町はすべきではないかなというふうに考えております。その中には、先ほどお話ありましたように研究機関、あるいは大学等の御協力を賜りながら、我々では気がつかない部分を客観的に見ていただいて、そして

コーディネートをさせていただきながら、次の一步に踏み出すきっかけをつくるべきではないかなというふうに考えております。価値としては本当に全国に誇れるような価値があるわけでございますから、私は22年度に向けまして、そういうきっかけを町がつくる仕組みに何とかお手伝いできないかなというふうに考えております。

私も仕事上、さまざまな町の首長さん方とお会いすることができますし、例えば一村一品では長沼町の取り組みだとか、あるいは利雪を、雪を利用した沼田町の方法だとか、さまざまお話を聞く機会もございまして、お聞きいたしますとやはりそういう専門家のアドバイスだとか、大学との連携だということが非常に有効だということも伺っておりますので、ぜひ一步でも二歩でも生産者の努力、あるいは事業者の力を発揮できるような仕組みをつくってまいりたいと考えておりますので御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） その点については、一般的な答弁ということではなくて、具体的に本当に進めさせていただきたいと思えます。

やはり販売戦略という形の中でどういう層を対象にするのかだとかいろいろな問題はあろうと思えます。よく言われるのは、見晴台等における誘導策ということで設置されましたが、商品も販売しておりますが、あそこで上富良野町のそれぞれの商店や飲食店でつくっているものを商品として並べるかどうかは別としても、あのカタログでももっと具体的にやはり並べて、観光客にアピールするだとか、そういう取り組みをしてあそこで競合するものが売ったらだめだということであれば、やはりその商店で販売している物、つくっている物をやはり展示しながら、ここの町に来ればこの商店でこういう飲食店でこういうものが食べられますよとか、そういう誘導策をやはりやるということが今必要だというふうに思えますので、ぜひこの点も含めて改善につなげていただければというふうに思えます。

次に、商工業、農業後継者対策の問題であります。

今、上富良野町にどこでもそうなんです、やはり後継者問題というのは本当に大変な状況にあります。商業、農業においてもやはりいかに農業を継がせたとしても、やはり将来のことを考えますとなかなか子供さんに継げよということは言えないと、だから本当に自分の目指すものがあればそこで頑張りたいという、そういう声が本当に町長も御存じだと思います。

上富良野町の総合計画の中にも永住、定住対策

や、あるいは農業後継者対策、農業振興計画の中にもそういうものがたくさん載せられています。そういう意味では、今、具体的に後継者対策をさらに一般論ではなくて進めるためにも横断的な枠を超えた協議機関を設置するというのも含めた取り組みということが大変重要になってきているというふうに考えます。

いろいろ農業の後継者の方、若い人たちの話を聞いたらいろいろなやりたいことを持っているのです、話を聞きましたら。ただ、やはり今のこの経済事情の中でなかなかそのやりたいことは当然、人とお金だというのがかかってくるので、あとはそれに対する知識をいかに町の中で提供して前に進めていけるかどうかということも当然、必要になってきている課題であります。

そういう後継者の方が少なからず上富良野町にもいるということであれば、そういう町の宝を育てなければなりません。そういう意味ではもっとこういったところに対する協議機関を設置して積極的に、そういう後継者の人たちも巻き込みながら意見を聞いて、今後のまちづくりのかなめとして、総合計画の中の一つのかなめとしながらも、やはり商工業、農業後継者の育成をきちっとやるということが今必要になってきていると思えますが、この点についていま一度、町長の見解を求めたいと思えます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 5番米沢議員の農業、商工業の後継者対策についての御質問にお答えさせていただきます。

私、この後継者問題につきましては幾度かお答えさせていただいていると思えますが、その都度申し上げているかと思えますが、やはり後継者育成の根っこには、やはりその職業がしっかりと安定していて、後継者に自信を持って現在の経営者が後継者に継いでいけるような、あるいは後継者も親の背中を見て、あるいはその仕事を見てぜひやりたいと、続けてやりたいというような気持ちに、そういう土壌をまずつくることが根っこにあるのではないかなというふうについていつも思っているところでございます。

そういう意味におきまして、ことし年明け早々でございますが、そういう思いもございましてそれぞれの商工業者、あるいは観光業者、農業関係、そういった方々の代表者に集まっておきまして初めて垣根を越えて、本当に上富良野の町このまゝいってしまっていて、後に悔いを残すことにならないのかということでは私は大きな危機感を持っておりまして、年明け早々、集まる機会をつくりましていろいろお互いに課題があるなど、また、なかなかお互いの立

場、相手の立場を重んじ過ぎて十分な腹を割っての話はなかなかしてこなかったのだということで、その第一歩を踏み出ささせていただきました。

これからは、そういった機会をさらにさらに続けまして、本当に何が課題なのか、特に私は農業、商工業ともにやはり経営がしっかりと安定していくということが何にもまして大事だと思っております。それにはさまざまな課題があります。過剰投資にならないかとか、過剰投資になっていないかとか、あるいはマーケティング調査がちゃんと現実合った調査をしているかとか、さまざまな課題がございますが、そういったことをこれからその協議の機関を通じて設置したいと考えておりますので、まだまだ中身の濃いものにしていききたいと、その中から後継者が生まれて、強いては定住につながるように、そういうふうに関後やっていきたいというふうを考えておりますので、ぜひ御支援を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、5番米沢義英君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時37分 休憩

午前10時53分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

次に、8番岩崎治男君の発言を許します。

8番（岩崎治男君） 私は、さきに通告してございます3項目について質問をいたします。

まず1項目め、町の基本計画について質問をいたしますけれども、国は政権が交代いたしました、今は鳩山政権となりまして6カ月が経過したところでございます。こういった中で、新年度の地方交付税の本質が懸念されているところでもございます。

さて、上富良野町の町政運営は平成21年4月に上富良野町自治基本条例がスタートいたしました。また同時に、第5次町総合計画がスタートし、「四季彩のまちかみふらの、風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定め、まちづくりを進めていこうとしているのであります。

自主自立を堅持しつつ、行政運営を進めていくわけですけれども、どのような方法で財政の基盤強化を図っていくのか質問をいたします。

次に2項目め、駅前整備事業について伺います。

駅前広場周辺の景観整備と人や車の往来に配慮した交通網の整備が必要であります。ラベンダーの観

光客や十勝岳温泉郷を訪れる旅人の心がいやせる環境づくりが必要だと考えるのであります。

この町に来て最初におり立っての第一印象はJRの駅であり、駅周辺の景観であると思います。花の町上富良野にふさわしい鉄道のまくら木を利用した花壇の設置も、当時は人の目を楽しませたと思いますが、時代の推移とともに周辺の大規模化された花壇に押されて、この場所は新しい発想が望まれてきているのであります。

先日、列車を利用し札幌に出かける折りに、町道を歩いてきて駅に向かって渡るときに、ハイヤーや一般車両が混雑し、危険な状況に遭いました。冬の雪道でも歩道と車道の区別ができる案内板の設置など、整然とした駅前周辺整備事業が必要であると思われるのであります。

また、マイカーを利用した列車の乗客用の駐車場が不足しています。JR用地があるが、冬の雪の期間は使用することができない、利用者の便宜を図る手段が必要と思うが町長のお考えを伺いたいと思います。

次に3項目め、道道吹上上富良野線の改修について、これは駅前周辺整備事業と一体となって進めなければならない改修路線であるというふうに考えますので、関連がありますので質問をさせていただきます。

上富良野高校前の交差点より、山加方面に向かってかなり立派なラベンダー植栽の吹上線道路の改修が進み、上富良野十勝岳観光道路としての機能は十分果たしていると評価しているところであります。

しかし、市街地の自衛隊旭川地方協力本部上富良野地域事務所、もとの旧募集事務所でもありますけれども、ここの交差点より駅前広場を通り、上富良野高校に向かう道路の整備がいまだなされていないのであります。

大型店舗の進出による買い物客、病院への通院患者、通学生徒の往来など、主要なメイン道路であります。また、日の出公園や町営オートキャンプ場への観光道路でもあります。この道道交差点には信号機が設置されましたが、歩道幅及び車道幅は狭く、朝夕の交通量の多い時間帯は危険が増しており、観光道路としても大きな使命を果たしているのであります。この件についても町長のお考えお伺いしたいと存じます。

以上、3項目といたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

1項目めの町政運営における基本的な考え方、また財政の基盤強化に関する御質問にお答えさせてい

ただきます。

町では、平成21年度から「四季彩のまちかみぶらの、風土に映える暮らしのデザイン」を将来像と定めた第5次総合計画をスタートさせ、同時に自治基本条例を施行いたしました。

今後におきましては、協働を町民皆様との共有のキーワードとして個人や団体、さらに事業者と、そして町がお互いの連携を強化し、力を寄せ合い協力しながらまちづくりを進めていくことが重要と考えております。

町政運営におきましては、いつの時代も健全で安定した財政基盤が基本であることは言うまでもありません。しかし、本町の財政構造は自主財源が24.7%の水準にあり、地方交付税の確保など、国の地方財政政策の影響を強く受ける実態にあります。今後においても、引き続き身の丈に合った財政運営を行い、財政調整のための基金に頼ることなく、収支均衡を図られるよう努めてまいります。

また、健全な財政運営を基本としつつ、計画的な投資事業の実施などにより、地域活性化を進め、効率的、効果的な町政運営に向けた町政運営改善プランをまとめましたので、本プランに沿った取り組み事項の着実な実践を図り、自主自立が堅持できるよう努めてまいります。

次に、2項目めの駅前整備事業についての御質問にお答えいたします。

議員御発言のとおり、私といたしましても駅周辺が十分な整備がなされていないことは承知しているところであります。駅周辺の整備については、旧国鉄用地部分の取得と並行して平成2年度に駅裏、東側の中央コミュニティ広場の拡張、また南側にはセントラルプラザとイベント広場が整備されましたが、中核をなす駅舎改築と駅前交通広場につきましては、北海道及びJRとの調整が進まないまま現在まで経過しております。

駅周辺整備基本計画や都市計画マスタープランの策定から時間を経て、これらの整備環境が大きく変化したことから、今後の時代の動向を見きわめ、関係団体・機関等と一体となりまして、早急に再検討を加えてまいりたいと考えております。

なお、安全対策など放置できない個々の不都合な部分につきましては、JR北海道及び旭川土木現業所との協議、調整を図りながら随時改善を図ってまいりたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

続きまして3項目めの道道吹上上富良野線の改修についての御質問にお答えをさせていただきます。

道道吹上上富良野線につきましては、自衛隊募集事務所前交差点から駅前の区間は幅員18メートル、

セントラルプラザ交差点から北26号和田さん地先の区間は幅員16メートルで、両区間は都市計画道路の決定がなされております。また、駅前からセントラルプラザ交差点までの区間については、都市計画道路として決定されてはいませんが、現況で14メートルの幅員が確保できている状況にあります。

議員御質問のセントラルプラザ交差点から、和田さん地先の区間につきましては、幅員が一部狭い部分、また道路照明が不足している部分もあり、町といたしましても改善の必要があると認識しておりますことから、町道と道道のネットワーク上の位置づけや、今後の具体的な整備の必要性と方向性を整理した上で、北海道に対する改修整備の働きかけを行ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問。

8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 私は今、基本計画についてお尋ねをしました。町長から、前向きな御発言をいただいておりますけれども、ことしの2月に策定いたしました町政運営の財政プラン22の、この案に基づきまして質問をさせていただきたいと存じます。

11ページには、財政状況の把握と情報公開といったことで詳細に小分類までされて載っております。まず具体的な取り組みの内容の中で、財政4指標という表現がございますけれども、この4指標というのはどういったことかということをおきたいと存じます。

それから21年度のまだ決算は出てございませんけれども、20年度の決算でも数字で公表できる部分があればお聞きしたいというふうにも思っております。

なお12ページのほうですけれども、この財政プラン。取り組み内容の中で、組織機構の見直しといったことでございます。現行組織体制の評価と、それから見直しといったことで、現在のスタッフ制、現在課長、主幹、主査、主任といったような区分けでもってそれぞれ部署について活動をされているということでございますけれども、私はやはりわかりやすく、以前使っていた課長、課長補佐、係長、係とか、そういったわかりやすい名称でやはり呼び名を戻すべきではないかというふうに思います。

町民の方からも行ったら、主幹の人だか、係長がだれなのか、その位置はちゃんと決まっていると思うのです、でも町民からしたらその位置づけが明白でないと、課長補佐というのは将来課長を目指して

いる、現役のばりばりの仕事をされる方だなという認識を持っていたのです。今も同じです、同じですけれども、呼び名が違うばかりにそれを評価できないと、わかりにくいといった部分があるので、これについても考えを伺いたいと存じます。

14ページですけれども、電子、近代的な名前の自治体の推進といったことで、インターネット関係のことでございますけれども、光ファイバー網の導入に向けた研究、地区情報から計画の策定と、こういったことを掲げてございます。

この光ファイバーにつきましては、町内の一部地区より要望書なんかも提出されているということは御存じだと思いますけれども、こういったことは導入に向けた研究ではなくて、実践に向けたことをメインにしてやる時期ではないかなというふうに私は考えております。そういったことにつきまして答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

町の基本計画につきましてのお尋ねでございますが、財政の規律を保っていくということは、これは自治体を預かる者としての最大の責務でございますので、その点は御理解いただいていると思います。

お尋ねにありました財政の指標、4指標がございますが、これにつきましては後ほど担当課長から説明いたさせますが、それぞれ各決算時期におきまして実数は既に皆様方にお示しをさせていただいているところでございますので御参照賜ればというふうに考えております。

それから、現在の組織体制のあり方についての御質問がございました。スタッフ制に移行してもう相当の年月がたつのではないかなというふうに思っております。どういう組織体制を構築いたしたといたしましても、これが完璧というものは、これはないというふうに理解しております。そういう観点からこのたびプラン22の中で組織体制も見直しをしていこうというふうに考えているところ、それが基本にはございます。

議員御質問にありましたような、名称、呼称につきましては、まず大前提として人員の総職員数の削減が行革の中で図られまして、それぞれ以前と比べますと相当職員数が減った中で、町民のサービス提供に当たっているということでございまして、1人が担当する持ち分が非常に広範にわたっておりまして、そこから必然的にあらゆるその課の情報をそれぞれスタッフのみんなが共有していなければ業務ができないと、町民に対して情報提供できないということで、必然的にそういう課の中で横断的に仕事が

なされているという必然性もございます。

そういう中で細かくかつてのような係とか、そういうような枝分けが可能かといえば、これは非常に難しい面もあると、しかしながら私としてはでは今の仕組みがベストかという、そういうことも申し上げられないという状況、私は肌で感じておりました、そういうことで平成22年度においてどういう仕組みがより一層住民のサービス提供に即座にこたえていけるような、先ほど来からの御質問でもお答えさせていただいておりますように、やはり職員のどなたもそれぞれ課題がある現場に即座に出向いて、住民の皆さん方の要望におこたえするというような、そういう仕組みも一方ではつくっていかねばならないということで、今、岩崎議員のほうから御質問にありましたような、かつてのような呼び名に戻すかどうかということは、今、私の念頭の中にはないということで、結果的にどういう形になるかはまだちょっと申し上げる段階ではございませんが、御理解を賜りたいというふうに思っております。

それから、情報インフラの整備についての御質問でございますが、実は執行方針の中でも述べさせていただいておりますが、現在、もはや通信インフラが整備されているかいないかが、その町の勢いを左右するぐらい大きなファクターになっているという状況は認識しております。

そういう中で、町内におきましても非常に光通信網がそれぞれ末端まで行き届いていないという実態にございます、サービス提供がまだ行われておりません。しかしながら、現在のADSLが町の大半はADSLでサービス供給を受けておりますが、御案内のように東中地区のほうはまだISDNで対応しているというような、非常にまだ町内でも底上げがされていないという実態にございまして、まずこれは何と申しましても北海道であればNTT東日本だと思いますが、サービス提供事業者でございまして、それらがそういう解消を図ってもらうためにまず認識をしてもらわなければなりませんので、そういったことでまず町内のそういうでこぼこがなくなるような、そういうことに意を用いてまいりたいというふうに考えております。特に、議員が御質問にありましたように、地域のそういう格差を解消したいというふうには思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 8番岩崎議員の4指標について御説明をさせていただきます。

まず、4指標のうちの一つが一般会計等の実質赤字の比率を示す実質赤字比率というのがあります。

す。これにつきましては、20年度決算において該当はなしであります。

次に、すべての会計の実質赤字の比率を示す連結実質赤字比率という指数があります。これについても、20年度決算においては該当がございません。

次に、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示す比率として、実質公債費比率という比率があります。こちらにつきましては、20年度決算では21.1%でございました。

最後になりますけれども、地方債残高のほかに一般会計等が将来負担すべき実質的な負担をとらえた比率といたしまして、将来負担比率というのがございます。20年度決算におきましては、この比率が134.4%となっております。

以上、4指標の説明といたします。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 財政につきましては、今、お聞きいたしましたけれども、今度できる授産施設に50万円で開設するというようなことですけれども、これがそのぐらいの小額のあれで新設するこういった授産所がもう少し予算を拡大してみればどうかなと思いますし、まだ全然別なお話になりますけれども、ある基金が700万円とか……

議長（西村昭教君） 岩崎議員、質問の趣旨と大分それておりますので、趣旨に沿った質問をお願いいたします。

8番（岩崎治男君） わかりました。

財政については今言った1問にいたしまして、その所管の課長や何かの名称について質問をいたしましたので、もう少しその関係でいいですか。

議長（西村昭教君） 財政と関連は全くないとは思いませんけれども、少しそれているかなと思いますので、お願いいたします。

8番（岩崎治男君） 今、いろいろな課が統合されてきて、そういった中で私は今駅前開発、次やりますけれども、これについて勉強するために商工観光まちづくり課ですか、そういった名称の部門が以前あったのですね、それでその部署がどこかなと思っただけに行っても見当たらずで、最後に行き詰めましたけれども、なかなか表現が難しくなっています。

それで、以前に私質問しまして、雇用対策室をきちんと看板を上げてくれと言ったら、1回目は上がりませんでした、1年後にもう1回質問したら、すぐ産業振興課の下にその看板を設置していただいたと、そういう経過がございますから、今回も質問させていただきますけれども、その都市関係の商工観光まちづくり課ですか、そういった名称の部分が見当たらないと、表に。それで私はわからないから、

当時の担当の人のところへ行ったら、私は今は違う所管の仕事をしていますということで聞けなくて、下に行って町民生活課あたりが一番名前が似通っているからここかなと思って行って聞いたら、いやうちではなくて産業振興課だと言われて、産業振興課の中にそういった商業の関係の部署があったというようなことで、とても我々一般町民としてはわかりづらいと、こういう改革もひとつお願いを申し上げておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 答弁を求めますか。

8番（岩崎治男君） はい、答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の町の基本計画の中におきます組織機構についてのお尋ねについてお答えさせていただきますが、それぞれの課で担当しているかということについては、恐らく多分普通の町の住民の皆さん方、町民の皆さん方に対しますそういうお知らせの仕方にもう一工夫いるのかなということは今、実感いたしました。

例えば、年度の切りかわるときとか、あるいは組織を見直したときとか、あるいは役場にお越しいただいたときのディスプレイの仕方とかさまざまわかりやすい、初めて足を運ばれた方にもぱっと自分の目指す場所がどこかということがわかるような工夫は今後、十分させていただきますので御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） それでは、そういった面についてはよろしくお願いをいたしますということで、次駅前の整備事業について質問をさせていただきます。

駅前広場、駐車帯の整備を行ってくれということを先ほど申しあげましたけれども、上富良野の玄関口でありますJR駅は上富良野観光案内所も今回入っているといったことで、この広場が遠くからの目印になるようなものも必要だなというふうに考えております。

それにはちょっと図面を持ってきましたので、先に議長さんの承諾を得ておりますので、ちょっと図面に従って説明をさせていただきますお話させていただきますと存じます。

これは、現在の駅前の図面でございます。これを駅の開発をしていただくということで、ハード的な計画は全部、私頭の中から以前、見せたこともありますけれども、これはボイコットしまして、今、現実に町としてできる範囲内の図面を自分なりに考えてまいりました。

まず、上富良野駅の先ほど申しました花壇は10年たつて、あのまくら木もぼろぼろになって腐って

いますから撤去していただくと、そしてこの広場がよみがえると、ハイヤーと一般車両が、こんなところ一般車両冬で4台、夏で6台しかとまらない、そういった状況でありますので、ここにこの間、図面を出していただきましたら、まず赤い部分が二つございますけれども、鉄道の縁の赤い部分は鉄道用地でございますので、この縁に1本、一方通行の道路をつくりまして、駅から出たら古田さんのコーヒー屋さんの裏を通過してセントラルプラザのところに石のモニュメントがありますけれども、あの公園のところの阿部建具店からの突き当たりの道路を鉄道まで延長して、あそこを一方通行の道路にしてハイヤーはお客さんを乗せたらそこから出るのだというようにしたらいかがかなと、もう一つは駅前に今未使用の土地がございます。あの土地を求めまして、あそこに町の駅を利用する方々の車の駐車場をつくらうかがかなと、これは駐車場だけではちょっともったいないといえますか、皆様が要望しております盆踊りのイベント会場にもしたらどうかと、そのためにはあそこは段差がありますから、土木現業所と相談をしてバリアフリーの道路にしてもらうというご構想でございます。

先ほど、目になる見通しのつくものがないかと、ここに丸印がありますけれども、これはNTTかドコモか au かわかりませんが、鉄塔を一つ街中に立てていただくと、そして駅前はどうだと思ったら、あの鉄塔のところは駅前ですよというのはやはりメインシンボルが必要だと、専門家に聞きましたらこの鉄塔はあちこちに立っているけれども、雷が落ちて危ないのだと、避雷針を立てても時々機械が故障するのだと、ならば札幌の鉄塔や東京タワーはどうなんだと、この研究をしてみました。これは、特殊な物を地下に埋設して雷が落ちてても地下に素通りするようなことを技術的にやっているから故障がないのだということでございますので、上富良野の駅前にも鉄塔を立ててもらえる業者がおりましたら、用地の安いところに行って皆立てているのですけれども、一番用地の高いところで町が無償で貸し付けして立ててもらおうと、今言ったような雷の対策についてもそちらの会社のほうでやっていただければ万全を期せるというようなことで、私はこの鉄塔を中心にして夜2時間ぐらい車両の通行をとめて、ここ一帯となったところで盆踊りをするというようなことで、夢の実現を早急にしていただきたいというふうに思いますので、提案させていただきます。

これには家はほとんど動きません。ここに今、1戸住んでいます。ここに1戸ありますけれども、これは町の努力で何とかしていただいて、あとは面積

はどこまで書いているかわかりませんが、そこ一帯でそういうイベントをやれるような状況をつくっていただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の駅前広場の整備につきましての御質問にお答えさせていただきます。

さまざまなアイデアだとか、さまざまな考えをお持ちの方は町内にいっぱいいるということは私も承知しております。ただいま御提言いただきましたような考え方も一つの考え方として理解をさせていただきたいと思います。御提案の中身については、今、答弁を申し上げる状況にないということで御理解を賜りたいと思います。

ただ、駅前を含めまして先ほど御質問でもお答えさせていただきましたけれども、都市計画マスタープランの姿が非常に現実と乖離しているという状況にあることから、この都市計画マスタープランの再検証を含めたそれらの中で、この駅前の今後の展開の仕方についても当然、協議の一項目としてなってくると思います。

そういうことにおきまして、もう相当年数、都市計画マスタープランについて手を加えておりませんので、そういった中でただいま岩崎議員のほうから御提案ございましたようなことも、またそれぞれの関係の方々から御提言もあろうかと思っておりますので、アイデアの一つとして認識させていただきたいと思います。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） これが計画に終わらないように、こういったスタッフの検討会をつくっていただいて、早急に進めていただいて、これはやはりコンサルタントとかそういうところに頼めば仕事は楽ですけども、現実には合った地元の皆さんでそういう検討をしてくる、また実行をしていく会をつくって、コンサルタントは頼まないで、役場には測量の技術者もいますし、建築の技術者もいるわけですから、そういったスタッフを中心に自前で、最低の経費で最大の効果の上がるような駅前周辺の整備を勘考していただきたいというふうに思います。

それから次に、3問目の道道吹上線についてでございますけれども、関連がございます。先ほど申し上げました、この図面のトータルで利用するには段差、縁石とか、そういうのが飛び出たらまずいので縁石は使わないと道路幅がわかりませんからしませんが、地上げをしないでほぼ平らで、そして盆踊りでもできるような、またバリアフリーで車

いすの人たちも来るような、そういう改修をしたらどうかというふうに提案するところです。

この道のわからないところはどうするのだと、今プランターのお花がはやっています。夏場はプランターの花を置いて、冬はポールか何かでちゃんと道の広場の境界をつくるといったことの私の提案でございます。

それからずっと駅前から高校近くまで道路が未改修のままですけれども、上に向かっては随分立派になってきたなど、これは評価しております。そういったことで、その間の住民の声も聞いております。あの辺は薄暗くて非常に危ないし、先ほど答弁書の中にありました道幅も実際にありますけれども、1.2メートルの歩道があるのです。専門家おりますけれども、あのあたりは非常に今は歩道の1.2メートルというのはちょっと手狭ですよね。大体私も山手線道路の境界地をして、いつも設計なんか相談を受けて進めているわけですけれども、山手線道路の歩道幅、ああいう人通りの比較的小さいところでも2メートル50、それから15号から町に向かっては3メートル50の歩道幅で道がやっているのです。

今申し上げている吹上線というのは、町の中でございまして、1メートル20なんていうところはやはり危険です。道幅も14メートル、今は18メートルぐらいが基準ですから、そういったことの検証をして、これは今、国や道も仕分けをして予算が削減されておりますけれども、1年に何百メートルでもいいから継続した事業で地元の人、また観光客が納得のいくような改修を手がけていただきたいというふうに思います。考えを伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の道道吹上線についての御質問にお答えさせていただきます。

冒頭、お答えさせていただきましたように、途中、何カ所か狭いところもございます。さらに歩道の狭いところも随所にあるということは私も承知しております。この車道の幅についてはそこそこ確保されているというふうに聞いておりますが、歩道とバリアフリーの歩道等については、これはもう望ましい姿であることは言うまでもありません。

果たしてどこまでそれが可能かどうかはなかなか推測できませんが、過去の町の道路の整備、道道の整備の状況につきましてお聞きいたしますと、今、岩崎議員がお話されておりましたような計画もかねてから町の計画として北海道のほうに申し上げてきているような状況を聞いております。

ただ、平成元年に十勝岳の爆発があった以降、大きく北海道といたしましても、また町といたしまし

ても計画変更を余儀なくされまして、防災施設等の充実に集中して投資をしたというような経過がございまして、当初の計画が大きく見直されたというふうに聞いております。

その後、御案内のように非常に国、道、地方も含めまして財政が非常にタイトになってきたということで、なかなか思うように計画が進んでいないという実態でございまして、町といたしましては岩崎議員の要望されておりますことの実態はよく理解しておりますので、今後も北海道に向けて鋭意要望活動が続けてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 8番岩崎治男君。

8番（岩崎治男君） 最後になりますけれども、町長は検証をしておくとか、考えておくとかという部分が非常に多くて、我々もちょっと理解に苦しむわけですけれども、これらの駅周辺とそれに関連したこの道路の改修について、強い決意で臨むのだという、その一言をいただけたらいいなというふうに思います。それに期待して最後の質問とします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 8番岩崎議員の御質問にお答えさせていただきます。

基本的に私は非常にできる、できない、する、しないというふうにすべての御質問に対してお答えすることが理想かとは思いますが、いずれにいたしましても非常に限られた予算の中ですべての町民のサービス提供を図っていくという、そういう側面もございまして、やはりそういう事業の選択の中には非常にいろいろな過程を経ながら決定をしていかなければならないという、そういう宿命もございまして、努力をさせていただきたい、検討させていただきたいということで御答弁させていただいている、その部分も御理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、町民の皆さんの福祉の向上、あるいは利便性の向上につながるようにという思いは全く一緒でございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、8番岩崎治男君の一般質問を終了いたします。

次に、6番今村辰義君の発言を許します。

6番（今村辰義君） 私はさきに通告してあります十勝岳総合防災訓練のステップアップと題しまして、4項目について町長にお伺いいたします。

まず初めに、ことし2月24日に大正15年に起きました大正泥流規模の大災害を想定して十勝岳の噴火に備えた総合防災訓練が行われ、住民、警察、消防、自衛隊などが参加しました。

今期の行政報告によると、自主防災組織の防災訓

練参加はより多くの自主防災組織が参加いただけるよう、今後ともさらに働きかけていくとありますが、全自主防災組織に対し災害時の要援護者が円滑かつ迅速に避難できることができるような支援体制を検証するような訓練を行えば、参画意識や問題意識の高揚が図られ、かつ参加者数もふえると思いたすがいかがでしょうか。

続きまして2項目め、昨年、役場関係者により陸上自衛隊第2師団の訓練を見学したとのことですが、その見学成果を何か訓練に取り入れたのかどうかお伺いいたします。

3項目め、消防庁舎2階で行われます会議の場などにおきまして、各部長や関係機関などの判断力の訓練や各機関同士の連携等が必要であると考えております。

例えば、時間の経過に応じ結節ごとに状況、課題を付与いたしまして、迅速な関係機関との調整を行い、見積もりをいたしまして、その結果を報告させるなどの机上訓練的なものを取り入れたらと思いたすがいかがでしょうか。

4項目め、今までに述べました質問を含めまして、次の点についてお伺いいたします。

1点目、今回の訓練終了時に述べられました町長等の所見などであります。

2点目、所見などに基きました今後の構想、訓練の方針だとか、訓練要領等であります。現時点での町長の考えをお聞かせいただきたいと思いたす。

3点目、前にも一部質問したことでありますが、自主防災組織と連携した防災活動や防災訓練のより一層の活性化を図るために、危機管理の専門官の配置や防災士などの養成が必要と考えますが、いかがでしょうか。

以上につきまして、町長にお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の総合防災訓練に关します4項目の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの、先般実施いたしました十勝岳噴火総合防災訓練の自主防災組織の参加に关します御質問にお答えさせていただきます。

さきの執行方針で述べましたように、自主防災組織との連携を図りながら災害に対する防災意識の啓発を推進して、防災体制の充実を進めてきておりますが、防災訓練の参加につきましては緊急危険区域の住民を対象に关係する住民会や自主防災組織のほか、区域内事業所にも参加を呼びかけております。

今回、草分地区では自主防災組織が主体的に屋外避難所開設訓練を昨年に引き続き実施していただきましたほか、他の自主防災組織におきましても避難

所開設時の受け付けのお手伝いもいただきまして、徐々にではありますが、組織の意識も向上し活動が活発化しつつある状況にあります。

そのような活動もありまして、今後、他の災害に備えた自主的な防災訓練の実施を呼びかけることなども必要でありますので、自主防災組織の皆様とも相談した中でさまざまな災害に備えた訓練実施を検討してまいりたいと思いたすので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの陸上自衛隊第2師団の訓練見学の成果に关する御質問にお答えいたします。

昨年、陸上自衛隊第2師団の第3戦闘団練成訓練と日米共同訓練の折りに指揮所見学の機会をいただきましたことから、今回の防災訓練に当たりましては災害対策本部の指揮所の配置につきまして参考とさせていただきます、一部取り入れさせていただきます。

具体的には、指揮所の本部長を正面にいたしまして、本部長前に関係図面を置いて位置関係がわかるようにし、その奥にスクリーンを配置して、地図情報、訓練の時系列表、現地映像の三つを映写いたしました。また、本部長の左右に各災害対策部長席、関係機関席を配しまして、指示、伝達が的確に行えるよう改善をいたしました。

特に映写機器につきましては、陸上自衛隊、北海道警察の御協力によりまして野外用指揮システム、フィックスと申します。これと衛星通信映像システムを運用していただいたところであり、関係機関との連携も充実できたのではないかと考えております。

次に、3項目めの防災訓練時の関係機関同士の連携に关する御質問にお答えいたします。

初めに、町の立場と救助救出に关する機関の立場には若干の違いがあることを御理解願いたいと存じます。いざ災害となれば、町は職員を非常招集し、災害対策本部を立ち上げ、各対策部の業務、国や道との連絡調整、住民への避難勧告、避難指示、避難所開設、避難道路確保、給食、給水支援などさまざまな業務を一手に担わなければなりません。

このほか、窓口業務を初めとする通常業務も行わなければならないと、多くの業務を限られた職員で対応しなければなりません。災害時に救助救出に現場へ向かう体制がとれないようなことから、救助救出に关しては关係する自衛隊や警察、消防の各機関へ要請し、御協力をお願いするという仕組みをまず御理解賜りたいと存じます。

災害時には、議員から御指摘があるように、救助救出に关する関係機関同士の連携が大変重要になると考えますが、御提言いただいたような訓練につき

ましてはそれぞれ関係機関の独自の訓練であることから、町の総合防災訓練に連動して実施していただけるものについては、今後も協力をお願いしてまいります。

次に、4項目めの3点についてお答えいたします。

まず1点目の、それぞれ関係機関の所見についてであります。自衛隊からは警察、消防との公開訓練や現場での連携や地上偵察、輸送訓練などおおむねよかったこと、本部指揮所での警察、消防との連携が大切であり、今後とも連携していきたいとの御所見をいただきました。

警察からは、各関係機関の考えや実施手法の違いなど難しさを感じたことや、いざ災害となれば指揮所が大きな役割を果たし、図上訓練も大切なこと、平常時の住民の行動や対応を念頭に関係機関と連携していきたいとの所見をいただきました。

消防からは、情報伝達や指揮所での対応など、広域消防として連携できたこと、自主防災組織との連携を広域消防としても考慮したいこと、昭和63年の十勝岳噴火以降、防災訓練を実施していますが、訓練規模の大小ではなく、継続して実施していくことが一番大切なこととそれぞれ訓練所見をいただいたところでございます。

私からの訓練講評といたしましては、今回の訓練で得た成果を生かしながら、また反省すべき点は改善に努め、課題点は検討を加えながら十勝岳を抱える町として火山と共存しながら発展する災害に強いまちづくりのため、住民の防災意識の高揚に努め、ハード、ソフトの両面にわたる防災対策の充実を図ってまいりたいと講評したところであります。

次に、2点目の今後の防災訓練の構想についての考えであります。私といたしましては住民の安全、安心を守るためにも、災害はいつ起こるかわからず、十勝岳は活火山であることから必ず噴火すると思われ、防災訓練を継続して実施することで災害時の被災を最小限に食い止めることができることから、引き続き防災対策には最大限の努力を払ってまいりたいと考えているところであります。

次に、3点目の危機管理の専門官等の養成についてであります。議員御指摘のとおり、自主防災組織の防災活動や防災訓練のより一層の活性化を図るためには、危機管理を含めた専門の職員配置や、その養成も大切だと認識いたしております。

しかしながら、当面は現状の体制を継続した中で、町政運営改善プラン22の中で位置づけております行政組織機構を見直す際に、防災全般についての位置づけとあわせ、専門職員の配置やその養成についても検討してまいりたいと考えておりますの

で、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まず1項目めのほうから若干御質問をいたします。

非常に理解はできました。ただ、私は災害時における一番大事なものはやはり災害弱者、この方々の避難誘導とか安全の確保だというふうに思っております。

それで具体的に提案したつもりなんですけれども、要援護者、この方々の避難誘導、これの具体的なことを検証する必要があるだろうということなんですけれども、この具体的な検証というのはできないのでしょうか。そこら辺をまずお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の災害対策についての御質問にお答えさせていただきます。

災害弱者対策に関してまして、私も非常に重要だというふうに認識をしております。昨年来からそれぞれさまざまな町が持ち合わせております町の災害弱者というような状況におられる方々に対する把握はそれぞれさせていただいております。それをどのように実際に機能させていくかということは、現在、鋭意組み立てをさせていただいております。

また、情報の提供の仕方についてもどういう形がいいのかということも今、研究をさせていただいております。早急にそれはきちっと整備されるものと思っております。

それから要援護者の具体的な救援策と申しまししょうか、救助策、これらについても今、同時にそれは進めております。地域の住民会、組織、あるいはさまざまな組織の方々と連携をとりながらそれは実施するというようなことが、当然想定されますので、今、あわせてそれらをしっかりとしたマニュアルとして作成するような方向で今、作業を進めておりますので、いましばらくお時間をいただきたいなと思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 要援護者マップ、仮称というのは地域福祉計画にも載っておりますが、去年もこの時期に質問をしたのですけれども、もう早急に作成するというものであります。

また同じ計画の中には図上訓練などをやると、毎年やるようになっていきます。ことしも来年もやるようになっていきますけれども、なかなかマップを作成するのも、訓練やるのも忙しいというふうには思いますけれども、このマップという、要援護者マップ、国から出された、先ほど副町長にちょっとお伺

いしたらこれは通知関係だということでありまして、国と今地方は対等な関係でありますので、これを実行するか実行しないかは地方自治体に判断がゆだねられている部分もあると思いますが、おおむね積極的に実行していくのだということでありました。

そこでこれにはどういうことを書いてあるかといいますと、要援護者情報の収集共有の方法といたしまして、災害発生時において、災害時要援護者の避難誘導や安否の確認、また避難所等での生活支援を的確に行うためには、災害時要援護者情報の把握と関係者関連の共有が必要であると、日ごろから災害時要援護者の居住地や生活状況等を把握し云々と書いてあります。これは日ごろから国はやっていいよと言っているわけです。個人情報保護法だから、そのつくったものを金庫に入れておくとか、そういうことは国は言っていないです。

その具体的な方法といたしまして、要援護者というのは要介護者とか、障がい者とか、妊産婦及び乳幼児だとか、ひとり暮らしの高齢者世帯などと書いてありますが、具体的にどうしてそういったものを把握するかというと三つの方式がありまして、関係機関と共有方式、手挙げ方式、それと同意方式、例えば関係機関との共有方式であれば、個人情報保護審査会への諮問、了承を得て当該情報の提供を行う、提供をする先は自主防災組織、民生児童委員となっているわけで、だから審査会の諮問、了承を得れば事前に提供できるようになっているわけです。国の通知でありますけれども、通知というのは避難支援プランの全体計画のモデル計画についてというやつで、内閣府、あるいは総務省、消防庁、厚生労働省、国土交通省の各課長の名義で各地方自治体等に出ているわけです。そのようになっています。

また、もう一つ言わせていただきますと、要援護者の避難訓練の実施というところですけれども、要援護者と避難支援者との信頼関係が不可欠であることから、消防団、自主防災組織等は普段から防災活動だけでなく、声かけや見回り活動等、地域における各種活動との連携を深めることが重要であると。要するに普段からそういうことをやりなさいと言っているわけです。

だから、町としてはまだ個人情報保護法に引かかるようであれば、そこはこの十勝岳を抱える上富良野町でありますから、ここは早急に条例等を改正しまして、日ごろからやる必要もあると思います。

それで、このまだ現在ではできないということであれば、何点か提案があります。例えば、各住民会におたくのところには14名いますよと、おたくは10名だよと、人数だけ教えただけでも、その要援護者を誘導する支援者を特定することが住民会長等

はできると思うのです。その訓練をやるだけでも非常に成果がある、指名された人、これも複数でないためですね、参画意識が非常に高揚すると思います。

例えば、今回の訓練で各住民会がそれだけのことをやるだけでもすごい参加人数も上がってくると思うのです、私のところは関係ないとか言うわけではなくて、町長の答弁にもありますようにいろいろな災害に備えていくということでありますから、瞬時にくるのは地震もあります、航空機の墜落もあるかもしれない、いろいろなものがあるとは思いますが、各住民等がそういったことをやっても何ら不思議ではないと思うのです。ここについて、町長の見解をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の防災につきましての御質問にお答えさせていただきます。

まず、情報の提供、あるいは俗に言います災害弱者等の状況把握、あるいはそれらの対応につきましては先ほどの3方式も含めまして承知しているところでございます。

現在、そういう実態把握につきましては相当進んでいるというふうに思っております。それらをどのように地域の自主防災組織なのか、住民会組織なのか、あるいは民生児童委員さん、そういった専門の方々なのかという整理はこれから行ってまいります、いずれにいたしましてもそういう情報を共有することによって一層弱者に対する避難対策を万全にするべきだというふうに考えております。

まず、それにその実行を上げるための前段として、やはりそういう意識を地域住民の方々に自主防災組織を担われている全面で活躍されている方は非常に高い意識を持っておられますが、それを地域の住民の方々にいかにそういう意識を浸透させていくかということで今、大変苦慮しております。

御案内のように先般のチリ沖地震の津波に対しましても、あれだけ警報が出ていながら実際避難をされている方は本当にわずかであったという、そういう防災に対する国民の意識がそういうレベルであるということも一方ではあります。私といたしましては、さまざまな情報を共有する手段としてどういうことが実際できるのか、あるいは望ましいのかということ踏まえて、まずそういう意識を町民の皆さん方に常に頭に持ってもらおうということが、意識を高めることがまず前提であるというふうに考えておりますので、それも含めまして今、今村議員から御提案ありましたようなことも十分認識しておりますので、今後とも御理解、御協力を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） その訓練ですけれども、西小学校でも避難訓練等やっておりました。これも私が見ている限りは、健常者の訓練なんです。そうした状況どおり、状況を付与してそのとおリズムズにいくと、実際にリズムズにいかないのは、その要援護者の訓練であろうかなと思うのです。

要援護者等の方の同意を得れば、実際にその人を避難させる訓練もできると思いますし、あるいはできなければ要援護者はほかの人でもいいのです。だからモデルをつくって、あるいはマネキンでもいいと思うのです、それらを運ぶ訓練をやれば、同じ重量にしておけば、そして担架などをどこから借りてきたら、いかに重いか、50メートル歩いてだけで4人で持っても非常にきついですよね。そういったものを実際にやれば、そこでまたそういった問題点を把握できるのです。こういったことをやっていかないと、実際に本番のとき、いざ災害時に何をやっていいか、あれもやらなければいけない、これもやらなければいけない、問題点も何も把握しないから何からやっていいかわからないというようなパニック状態に陥る可能性があると思うのですがいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

おかげさまで、本町でも自主防災組織の中で今、お話ありましたようなそういう担架を用意したいとか、そういう動きがおかげさまで大分力強く芽生えてきております。

そういったことに町も十分これから支援して、さらに訓練のあり方については先ほどお答えさせていただきましたけれども、実際救助だとか、そういった訓練の実地での訓練につきましては町が直接対応するということは非常にハードルがございますが、そういう自主防災組織だとか、あるいは協力していただきます自衛隊、警察を初め、そういった方々と連携した中で訓練を行うということは可能でございますので、これから少しでも実が上がるような仕組みをこれから組み立ててまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 1項目め、私も町の地域防災計画ですか、これもインターネットで調べまして、もう平成17年につくって、19年4月1日に改定していますけれども、もう若干古くなったところを老婆心ながらお伝えしておきますと消防関係です。上川南部消防というところが、すべて広域連合になりましたので、名称等がもう古くなって

るいというところがあります。

続きまして2項目めに行きたいのですがよろしいですか。

議長（西村昭教君） 済みません、それでは昼からにしたいと思いますので、昼食休憩といたしたいと思います。申しわけございません。

午後 0時02分 休憩

午後 0時59分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

午前中の一般質問を続けたいと思います。

6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） それでは、2項目めの第2師団関係の訓練見学の件でありますけれども、町長の答弁でありますけれども、本部長席を正面にしたとか、地図上とか訓練の時系列表等を備えたとか、そうやったということではありますが、非常にこの内部配置というの難しいと思うのです、今後また変わっていくと思いますけれども、要は目的は情報を集約して、全員が一目瞭然に情報を見て、それぞれの部署で状況判断をして指示をしていくと、あるいは対策本部長である町長の指導を受けて指示をしているというふうになるというように思うのです。

それで、この2項目めの町長の答弁、指示、伝達が的確になるように内部配置を変えたということありますけれども、その指示、伝達をするということそのものが、これは次の3項目の質問にも該当しているところもあるのですけれども、指示伝達をするということは、状況判断を何かするという事になると思うのですが、状況判断をしないと指示伝達はできませんよね、情報ももらう、そして例えば関係部長でもいいし、自衛隊でも消防でもいいのですけれども何か来る、行動方針が出てくると思うのです、そこでいろいろと分析とか比較をして最良の行動方針を見積もって対策本部長に指導を受けると、そこで指示をすると、そこはまさしく状況判断が生まれると思うのですがいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の防災対策についての御質問にお答えいたします。

本部長の指揮のあり方、指示のあり方につきましては、ただいま議員がおっしゃいましたような内容でもそのようなことを前提に指示ができるような情報収集と分析を訓練の中で行っているというように認識しております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） それで、もう一つお伺いし

たいのは、その内部配置を検証してきて一部変えたということで、非常に私もすばらしいというふうに思っているのですけれども、そのほかに何か見学をしてきて、今回は採用しなかったけれども、事後採用しようというようなものがあったら教えてください。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まだ何点か実はございます。今回の反省と申しましょうか、そういったこと、例えば1点申し上げますと、自衛隊、警察の方々からもお話を後ほど終わってから講評外のところでお話をいただきましたけれども、もうちょっと本部長のそばで指示を受けたほうがいいと、町長は非常に自衛隊とか警察に対してはお願いしますのような命令調ではなかったと、どんどん遠慮しないで命令調で指示していただきたいというようなこともお話をいただきました。

また私の受けた本部の今回の配置等も含めて、今回はスクリーンを通じて映像で絵でいろいろ時系列の流れも見るようにさせていただきましたけれども、あの情報に図上で示している、例えば避難状況、あるいは道路閉鎖力所だとか、そういったものがあのフィックスの中にかぶって一緒に表示ができればいいというような感想は持ったところであります。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

この質問に少し答えてほしいのがちょっとあるのですけれども、野外用指揮システム（フィックス）と衛星通信映像システムを運用していただいたところがありますが、これは具体的にどういふものかお願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） フィックスについては、師団のシステムについては具体的にメカニックな部分はちょっと私わかりませんので、もし担当課長がわかればお答えさせていただきますが、警察の映像につきましては警察が西小学校の避難救出訓練をしている状況をその会場でカメラで撮影した映像を衛星を通じまして、役場の本部のところで受信いたしまして、それを会場で私が救出を指示した後、警察がそれを受けて現場で活動をされているという状況をリアルに本部で見ることができたという、そういう仕組みでございます。

課長から少し自衛隊のシステムについて。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村議員の御質問

にお答えいたします。

野外指揮システム、フィックスでありますけれども、屋外で指示を受けた方が救助に行くと、現場においてはパソコンの小さい端末を持っていきまして、現状救出終わり、今から救出する、救出が完了しましたという現場情報を端末で入力します。それが衛星を通して、衛星回線を使いまして本部のほうにデータとして流れてくると。地図情報とそれがリンクしていきまして、本部にいながらその地図情報に今どこにいるという部分も含めて、地図情報に投影されるというようなシステムでございます。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 状況判断力の本部長が指示等をするのは必要だということは、この次の3番目のところに持っていきたいと思うのですけれども、3項目めでありますけれども、防災訓練時の関係機関とか各部同士での連携に関する質問ということでありますけれども、私はそういう関係機関同士でも、あるいは各部等でも、あるいはその各部の関係機関でもやはりいろいろな時代時代によって、時系列によって状況判断というのは私はあると思うのです。判断をして町長から、あるいは各関係機関が指示をして現場が動くということになっていくと思うのです。

救助救出するのが特に警察、消防、自衛隊を指していると思うのですけれども、それだけではなくてそれをやるためには対策本部においてまさしく状況判断を絶えずやっているとと思うのです、指導を受けながら。

非常に答弁でちょっと疑問に思ったのは、最後の3項目めの一番末尾のほうで、それぞれ関係機関の独自の訓練であるということから、余りそういうものは関係ないのだよというニュアンスが受け取れるのですけれども、私はそういうことはない、現場で救助、救出される場所はそういった対策本部のところで絶えず皆さんと調整しなくてもいいのかと、調整した結果、状況判断をしなくてもいいのかということは全くないと思っているのですが、ここはいかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、救助救出の訓練に関しましては、我々役場の職員みずから、あるいは防災機関の地域の防災組織の皆さん方が直接手を下して訓練を行うことが非常に困難だということから、実際的には警察の方、あるいは消防の方、自衛隊の方々がそういう実際の救出をそういう方々にゆだねてするというようなことが想定されます。

それぞれその訓練のたびにどういう状況を想定して救出をするか、あるいは救助をするかということは、それぞれ自衛隊、消防、警察それぞれが普段の訓練の中で、それはもう常にやっておられることで、この防災訓練の中で例えばそれらをそのときの状況判断で本部長が救助してくれ、救出してくれというようなこと、その時々状況を想定して指示をするということは、それを受ける警察、消防、自衛隊の方々等については、そういうことを想定した訓練をしておりませんので、その訓練のシミュレーションの中で今回はこういう救出訓練、今回はこういう救助訓練ということがあらかじめ打ち合わせができていた場合は協力していただきますけれども、突然予告なしのそういう救助、救出というのは協力していただく機関の方々も想定していませんし、それはそれぞれの機関で日ごろ訓練をしていただくことによって万が一そういう事態に遭遇しても救出してほしい、救助してほしいという本部長の指示があれば、それぞれが訓練を重ねていくことで連携体制だけ構築しておけば、それは私はその本部長としての意思の伝達が届くものというふうに理解しているということで、関係機関が独自に訓練をしていただくということで申し上げたところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。認識の若干ずれているところがあって、思っているところは同じだというふうに思うのですけれども、例えば次の項目で町長等の所見を言っていましたけれども、こことも関連あるのですが、例えば自衛隊は警察、消防との連携訓練が必要であると言っていますし、思い通りにはいかないのだよというような質問載っていませんけれども、私も聞いていましたから、そういうことも言っておられますよね。

警察は図上訓練も大切であると、あるいは平常時の住民の行動や対応を念頭に関係機関と連携していきたいと、こういうようなことも所見で述べられておりますよね。

こういうことを考えると、関係機関と連携をやっていくということは、ではどういうことなのだと。連携をやるということは、そこに状況を付与しないとだめですね、そういう状況を付与して問題点を付与して、では自分の部署だけで対応できない、だから連携に入っていくと思うのです、そうではありませんか。だから連携に入っていく、そこで関係部署との調整がある、対策本部長にも指導を受ける、今後このようにやっていくということがまさしく生まれるわけです。

現場は現場で決めたことをやらないといけないか

ら、これは今の訓練のままでも私はいいかないと思っ、あの対策本部の中では現場に対する指示はとめて、中だけの図上訓練を私はできると思います。そこを私は言っているわけで、だからちょっとずれているだけで言っていることは同じなのかなという気もしないでもないのですけれども、警察、消防にしろ連携をやるためには状況を付与する、その状況付与に基づいて状況判断をする、そして指示事項を決定していくという一連の流れになっていくというふうに思うのです。だから状況判断の訓練は必要であると、やろうと思えばそこでできると思うのですが、いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

図上をもちまして、実働を伴わない訓練、それは訓練可能かと思えます。そういったことで状況を付与した中で、それぞれ警察、消防、自衛隊のそれぞれ皆さん方の機関がどういう対処をするかということは、これはそういう訓練が難しいということは思いませんので、これから明年度に向けまして、そういった訓練もまたあわせてお互い関係機関が協議した中で、ぜひそういう精度の高い訓練を実施しようかというようなことで整えば、それはもう可能でありますので、ただ先ほど申し上げましたように大勢の人が出ていただいて、隊員の方が出ていただく、警察署員の方が出ていただく、そういう実働を伴う訓練については非常にそれぞれが訓練をしていただきたいということで、分けて考えていきたいと思えますのでよろしく申し上げます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） まさしくそのとおりだと思います。

状況を付与するということは、そこでもいろいろな判断をしなければならぬ、そういった訓練はあの場では私はできるというふうに思っていますし、自衛隊関係の長、警察の関係の長も各関係と連携訓練は必要であると、図上訓練も必要であると、その部署の方々も言っていますので、ぜひそこは考慮していただきたいなど。

いろいろなシミュレーションを起こして問題点は出ますね、そして時間をかけてゆっくり対策を考えていくということも非常に大事だと思います。ただ予期せぬ出来事という、突発事案が出てきたとき、そういった状況判断の訓練をしていないと人間というのは往々にしてパニック状態になるというか、頭の中が真っ白になって何をやっているかわからなくなるのです。かといって、どういったものがすべて日ごろ平時で考えられるかというのも不可能であり

ますけれども、訓練をしておかないと、訓練をすればするほどちょっとずれた状況が突発的にきても、何となく7割、8割対応できるだけでも非常に丸だと思うのです。だからそういった訓練はぜひ必要であるというふうに思いますので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、端的に申し上げます、私は常に自分の胸に置いておりますが、こういう災害対策におきましては、実践において訓練を超える以上のものはできないと思っておりますので、いかに訓練の精度を高めていくかということに尽きると思いますので、御理解をいただきたいと思ます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

4項目めに入りたいと思います。4項目めの所見等についてはもう入っておりますので、2点目の今後の構想です、質問で大分答えられたのですけれども、この最初の答弁書にもらうと、構想をお伺いしたのですけれども、それと前に質問しているのがダブっていればと思いますという事も書いていたのですけれども、今、答弁をいただいたもの等も含めて言ってほしいと思うのです。

なぜかといいますと、防災訓練を継続して実施するというふうに答弁書には書いてあるのです。自分の今後の訓練の構想をお聞きしたのですけれども、防災訓練を継続して実施するという事だけであります。もっと具体的に、ここでもう一度お聞きしたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災訓練には、今現在行っております火山の噴火を想定した総合防災訓練、あるいは今、洪水ハザードマップも整備させていただきまして、あらゆる上富良野町の中において、今すぐには例えばそのほかの自然災害、風水害に加えまして地震もありますけれども、すべてを網羅した訓練ができるかということ、これはもう相当ハードルが高いわけですが、ただ火山のみならず、例えば洪水等はハザードマップを整備させていただいたところがございますので、そういった手に届くところからあらゆる地域の防災組織が今、整備されようとしておりますので、そういう組織を通じまして地道であっても、あらゆる防災訓練をこれからも継続して行ってまいるところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） この十勝岳噴火総合防災訓練、そのほかにも風水害のところでも、あるいは国民保護計画のところでも訓練をやるようになっていましてけれども、なかなかハードルが高いということで私も納得できると思うのです。

何かいろいろなものに使えるところ、共通的に使えるものがありますから、そういったものをしっかりやってあげばいいのではないかと、それで共通するのはやはり災害弱者の救助がやはり比重が大きいのかなという感じもいたします。

それで、第5次総合計画にももちろん載っているのですけれども、この地域福祉計画にも載っているのですけれども、いろいろ載っていることありますので、まず全体といたしまして、これは前の町長にもちょっとお聞きしたことがあるのですけれども、昭和63年の噴火から、次はいつごろ噴火すると予測されているか、そこをまずお聞きしたいと思ます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

十勝岳の噴火を予測するという事は、もしできるものでありましたら本当にそうありたいなと思うわけでございまして、残念ながら私の知識といたしましては、それだけのものは持ち合わせておりません。

しかし、客観的な過去の歴史からの流れの中で、例えば30年周期とか、25年周期ということは実際経験測上あるわけでございますから、私といたしましては個人的な見解ですがそう遠くない将来に規模の大小は別として、十勝岳も何らかの変化は起きてくるというふうに理解しているところでございます。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） それで、第5次総合計画の44ページに自主防災組織、読みますと19年度には1、25年度、今は21年度で、すぐ22年度になりますけれども16、それで平成30年度でやっと25にしようとしていますよね、ちょっともっと急いだほうがいいのではないかと、その十勝岳防災、その噴火周期を考えれば30年で大体この30年度になると思ます。25年度という数字がありましたので、もっと急がなければいけないと、全部その前につくってしまって、なおかつその防災組織が活性化できるような訓練をやっていかなければならないと、もっと早くやらないといけないと思うのですが、その件。

この地域福祉計画にも先ほど言いましたように要援護者マップを作成するようになっていまして、ある

いは避難支援プランを作成すると、毎年作成して更新するようになっていっていると思うのですが、若干これもいつなるかわからないところがあれば、これはやはり急がないといけないと思うのです。

昨年の質問では早急にやるということでありましたけれども、今はどこら辺までこの作業はいついつのかあわせてお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

防災組織の自主防災組織の組織の進み方については100%組織できたそうでございます。ただ、実の中身を高めていくというのは、これからの課題でございますが、それについてはもう既に町のほうで各組織に出向いていろいろ仕組みを御説明させていただいたり、そういうことは既に活動させていただいておりますので、段々実を上げてくるのではないかなというふうに思っております。

それからマップについては既に、それぞれ動きをしている組織もございますので、そう何年という期間を設けなくても、今、平成22年度中にすべてが網羅できるとはなかなか到達できませんけれども、かなりそういう各地域の防災組織の中に情報も提供したり、組織というか中身が詰まってきて動いているところもありますので、これは追々一日でも、一刻でも早くそれを完備することは願ってもないことですが、情報はあるのですが、どのように先ほど3方式もありましたけれども、どういうふうにそれを組織に提供していく、あるいは当事者の方々の御理解をいただくというような、そういう作業を今しておりますけれども、いずれにいたしましても実際、そういう組織等も連携はとれてきている状況ではございますので、おくれなくようにこれからも意を用いて進めてまいります。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 午前中も申し上げましたけれども、国からの指示、これにも常日ごろからやれるのだよという趣旨で書いてありますよね、それも住民会長等にその要援護者の名簿を提供できるのだということで書いてあります。これは目を通されていると思うのですが、そこら辺も含めて上富良野町の個人情報保護条例がどこか問題点があれば、そこを改正していかなければならないと思うのですが、その点はいかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきますが、町の仕組みの中でネックになっているというような認識はございません。

ただ、どういうふうに具体的にその町が持ち合わ

せている情報をお伝えする、あるいは地域にそういう情報を持っていただくことがいいかということは今、もう試行的にやっておりますので、余り今の個人情報、あるいはそういったことに抵触しない範囲でやれる方法をやっておりますので、多分そんなに時間がかからないで、それぞれの地域、緊急性があるところから今手がけておりますので、住民の皆さん方に不安を与えないような仕組みは、そう時間をかけないでできると思っております。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 先日の住民会長との懇談でも、同意を得て名簿を作成している住民会もあるわけです。ぜひ、早急にそういった足りないところは直していくと、条例等、そういったところでやっていただきたいなというふうに思います。

それで、4項目めの3点目でありますけれども、危機管理専門官等の養成についてということでもありますけれども、町政運用改善プラン22の中で位置づけていくということでもあります。先ほども今度いつ噴火するのかとお聞きしたのですが、この計画は22年度から26年度まであります。なるべく私は検討するならば早くやって、結論を出さなければいけないと思うのですが、いつごろを考えているかわかるのであれば教えていただきたいと思いません。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

組織の点、あるいはこの専門官を配置するかというようなことに関しましては、先ほど岩崎議員から組織についてのお尋ねもありましたが、私といたしましては組織の仕組みの見直しは、平成22年度において行いたいというふうに考えておまして、平成22年度のその見直しの中で防災組織そのものをどういうふうに位置づけていくかということも念頭に置いておりますので、その中で専門的な知識を持ち合わせた方の配置も検討してまいりたいと思っております。それは、平成22年度中に結論を得るようにしたいと思っております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） わかりました。

私が言うのもあれなんですけれども、総務産経常任委員会で先進市町村行政調査ということで、この間、委員長が報告していただきましたけれども、ここにも防災費とか危機管理官の重要性というものは非常にうたってございます。

ひとつ真剣に検討して行ってほしいなというふうに思います。最後にその答弁を聞いて終わりたい思

います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 6番今村議員の御質問にお答えさせていただきます。

非常に今、防災ということに対しまして、国を上げて非常に大きな課題ととらえております。町も御多分に漏れず防災ということに対しましては、しっかりと位置づけをしていかなければならないと、特に総務産建常任委員会の調査報告にもありましたように、我が町といたしましてもそういう専門的な知識を備えた方々が火山防災のみならずあらゆる自然災害を含めまして、そういった方の事前の指導や何かに当たっていただく仕組みが必要かどうか、しっかりと平成22年度において結論を得るように取り組みを進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、6番今村辰義君の一般質問を終了いたします。

次に、10番和田昭彦君の発言を許します。

10番（和田昭彦君） 私からは、さきに通告しました2項目について町長並びに教育長にお尋ねしたいと思っております。

まず1項目めの遊休農地の対策についてですが、2月に行われました住民会長と町議会議員の懇談会において、郡部住民会から出されたテーマ、農業振興の中で遊休農地の対策が話題になったところです。

農業後継者が少なく、これからも農家戸数の減少が確実視される状況の中で、1戸当たりの耕地面積がふえ続けると、作業効率の悪い農地の管理には手が回らなくなり、ますます放置されることは予想されます。

農地保全の上からだけでなく、この美しい上富良野の景観保全の面からも遊休農地の解消に向けての対策は1年でも早く取り組んでいくべきではないかと思いますが、町ではどのような対策を考えているか町長から答弁をお願いしたいと思います。

次に、青少年の国内外交流についての質問ですが、青少年国内外交流事業で、これまで町の将来を担う児童生徒を友好都市の津市とカムローズ市へそれぞれ5回派遣してきました。3年に一度の事業ということで、すべての児童生徒にその参加のチャンスを与えるために津市では小学校4年生から6年生まで、カムローズへは中学校、高校生を対象としているとしていますが、国内外交流事業実行委員会の仕事にかかわっているものとして一つだけちょっと気になることがあります。

それは、児童生徒が参加できる対象の中で、「本事業に係る研修に出席できる児童生徒で、その保護

者は上富良野町税等の滞納者に対する行政サービス制限措置等に関する条例の規定に基づき、町税に滞納がないこと」ということが実施要項に書かれています。この事業は、町の将来のために子供に対する助成であり、投資だと思えます。子供は親を選べません。保護者の家計が生活困窮だったとしても、子供にそのチャンスをつみ取ってしまう制限は好ましくないのではないかと思います。

そこで、青少年国内外交流事業のみについてこの行政サービス制限措置等に関する条例の規定から除外するべきではないかと私は思うのですけれども、教育長の答弁をよろしくお願いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず1項目めの遊休農地の対策についての御質問にお答えさせていただきます。

上富良野町の農地は、基幹産業の根幹をなすものであり、生産性の向上を図るため土づくりや基盤整備を進め、最大限に農地を活用していくことが農業はもとより、町の経済発展につながるものと考えております。

本町の農地は、各地区で組織されている農用地利用改善事業実施組合により、売買、賃貸借のあっせんで農地利用集積が進められるとともに、農業委員会の許可による売買や貸借によって各地域を初め、町内の担い手に受け継がれ、農業生産活動が行われております。

議員御指摘の農家戸数は、30年前の昭和54年には861戸、平成21年には343戸と減少し、1戸当たりの耕作面積は拡大する中で、大型農業機械が導入され、急傾斜地や狭い土地では作業効率の低下や危険を伴うことから、耕作のされない農地が増加することが想定されております。

町内農業者の農業生産法人化や農業者の経営規模の拡大も進んでいることから、売買や賃貸借に出される耕作条件のよい優良な農地は担い手に受け継がれていくと考えることから、町といたしましては農地の生産性向上を図る基盤整備事業を積極的に進め、遊休農地につながるような条件が不利な農地の解消を図っていくことが必要であると考えております。

平成20年度には、農業委員会が農地調査を行い国のガイドラインによる耕作放棄地で農地に該当しないと判断した47件、61.4ヘクタールの土地に非農地通知が所有者に出されましたが、農業委員会においては農地パトロールを毎年実施するほか、各地区の農業委員が遊休農地化の防止のため、担い手へのあっせんや農地に関する相談を行うなど、農

地が有効活用されるよう事前に取り組みられていますので、町といたしましてもこれらの農業委員会の活動を支援してまいりたいと考えております。

また、基盤整備など積極的に進めるとともに、耕作に適さない農地については植林などにより環境や景観の保全が図られる農地の有効利用に誘導してまいりたいと考えております。

議長（西村昭教君） 次に教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の2項目めであり、青少年の国内外交流事業についての御質問にお答えいたします。

青少年の国内外交流事業は、上富良野町と友好提携都市の青少年との交流を通じて、将来を担う青少年の見聞を広め、さらに知識を高めるために行っている事業であり、町の補助と参加者負担で実施しております。

また、上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例は、町税等の滞納者を放置しておくことは、納税義務を果たさずに権利を主張することを黙認することになってしまいます。このことから、町民の納税義務に対する公平感を阻害することを考慮し、町税等を滞納し、かつ納税について不誠実な者に対して特別措置を講じることによって、納税意欲の高揚と徴収に対する町民の信頼を確保することを目的に制定したものであります。

この条例及び規則により63項目が行政サービスの制限対象事業となっており、青少年の国内外交流事業につきましても、申請者、親権者及び生計中心者がこの対象となっております。

議員御指摘のとおり、このたびの第6回上富良野町青少年国際交流事業実施要項の中で、本事業にかかる研修に出席できる生徒で、その保護者は上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制定に基づき、町税等に滞納のないことと記載させていただいております。

この条例の目的にありますように、町税等を滞納し、かつ納税について不誠実な者に対する行政サービスの制限措置でありますので、滞納者であっても納税する意思があり、町の徴収担当部局へ所定の手続をされた場合は、その制限を受けることなく本事業へ参加することができるものであります。過去からこれまでに、この措置によって参加できなかったという実績もございません。青少年国際交流事業への影響はないものと考えております。

このようなことから、この事業を上富良野町町税等の滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例の制限対象事業から除外することはないものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じ

ます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） ただいまの町長の答弁の中で、農業委員会は農地調査を行い、国のガイドラインによる耕作放棄地で農地に該当しないと判断した47件、61.4ヘクタールの土地に非農地通知が出されたとありますけれども、これはこの町の農業委員会が判断して出されたということでしょうか。

それと、この非農地とされた土地はその後どのように管理されているのか、放置されるような状態になってはいないのかちょっとその辺まずお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問にお答えさせていただきますが、47件、61.4ヘクタールの非農地通知につきましては、当町の農業委員会が発したものでございます。

その後、この農地が農地として位置づけをしないという通知をさせていただいておりますので、その後の状況につきましては農業委員会が把握しているかどうかについてはちょっと、私情報を持ち合わせておりませので、局長のほうから答弁いたします。

議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（菊池哲雄君） 10番和田議員の御質問にお答えいたします。

耕作放棄地の通知を出した農地についてですけれども、まだ全件が完了していませんが一部、山林等に植林をして地目変更等がなされたのが発生しております。

以外についてはまだ現状の地目のまま残されていると判断しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） それでは今、実際に耕作放棄地として認定している面積はどのぐらいありますか。

議長（西村昭教君） 農業委員会事務局長、答弁。

農業委員会事務局長（菊池哲雄君） 10番和田議員の御質問にお答えいたします。

現在、耕作放棄地として農業委員会が把握している面積はゼロでございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） ゼロと聞いてちょっと安心はしたのですが、上富良野の農用地は全体

で6,000ヘクタール弱の限られた面積です。この農地を無駄にすることなく、有効に活用することは農地の保全の面からだけではなく、上富良野の観光資源である美しい景観を保持する面からも大変重要なことではないかと思えます。

そこで、岩波書店が一昨年発行した日本で最も美しい村という本があるのですけれども、この一番最初に丘の町美瑛が取り上げられているのです。この本に載っているのは11市町村の例なんですけれども、あの美瑛の美しい景観は農業がつくったものです。

それで、私は上富良野も決して美瑛の景観には劣らないというふうに思っているのですけれども、もし町が景観に配慮した農業経営ができる環境をつくって、私たち農業者に応援してくれるならば、私たちの共有財産であるこの自然景観はさらに大きな観光資源となるはずです。

そのためにこれからも耕作放棄地を出さないような努力が必要かと思えますけれども、私はその一つの方法として草食動物の力を借りてはどうかと思うのです。スイスの観光の一大資源であります、あの美しさは人間がつくったものではなくて、牛や羊がつくったものです。十勝岳の頂上のまだ数百メートルも上まで家畜が上って行って、草をかむことによってあの美しい景観をつくっています。またオーストラリアやニュージーランドでは放牧が盛んで、牛を放牧して牛が食べ残した後に今度は羊を放してきれいに食べることによって春から秋まで、ところによっては雪の降らないところでは一年中目の覚めるような緑の美しい農村の景観をつくり出しています。

草食動物の力を借りるならば、農地の管理に要する投下労働力は畑作、稲作の10分の1で済むというふうに言われています。ただ、大動物の牛の飼育管理は大変であり、だれでもが容易にできるものではありません。しかし、中動物の羊であれば子供や年寄りでも飼育は可能だし、しかも羊毛や肉の副収入もあります。また、放牧地を近隣の山林の中まで広げていけば、下草を刈る必要もなくなってくるというふうな効用もあります。

ということで、これから耕作放棄地を出さないためにこういう畜産を振興させていってはどうかと思うのですけれども、町長どうでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の耕作放棄地を出さないための施策についての御質問にお答えさせていただきます。

条件不利地、要するに大きな機械を使ったり、あるいは効率的な耕作をすることに余り適さない、そ

うような農地の利活用につきまして、ただいま議員がお話ありましたような放牧地等に活用するということは、これは全くすばらしいことでもありますし、私も何ら異を唱えるものではございません。全く同感でございます。

ただしかし、そういうふうな農地の利活用を図るとなると、やはり趣味的なことの延長で取り組めるような状況ではないことは推察できると思いますが、当然、なりわいとして、経営としてそれが成り立つ仕組みでなければ、なかなかそこまで到達できない課題もございます。

これは、もちろん町といたしましても現在、そういうどちらかといえば効率的な経営が機械化による経営がなかなか対応しづらい農地につきましては、既に相当の面積が放牧地に転換されていると思います。

そういうことで、畜産農家の方々にもいろいろ貢献しておりますけれども、さらにこれが拡大していくことが望ましいということで、景観保持も含めましてそういうようなことを望むとすれば、これはやはり国の大きな農業政策の中でそういう位置づけをしていただくように、我々もやはり声を出していかなければ、なかなか実現は難しいというようなことで、和田議員の考え方に対しましては私も全く同じ考え共有できますので、そういう面からも耕作放棄地があらわれることのないような方向にいくようにこれからも努力してまいりたいと思います。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 先ほど申しました羊の導入は、それほど難しい、投資をそんなにたくさん伴うことではないし、難しいことではないと思うので検討をしていただきたいと思います。

それで、これからも遊休農地を出さないために何よりもやはり農家戸数をできるだけ減らさない方法を講じてもらいたいと思います。私は、農業の未来は地球上の人口がどんどんふえ続けていく中で、私は農業の未来は明るいと思います。ですから、農業がどんなに大事な役割を果たしていただいている素晴らしい職業であるかということを啓蒙する教育に町を挙げて取り組んでいってほしいと思います。よろしくお願ひします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 10番和田議員の御質問に再度お答えさせていただきます。

農業を守るということは国の基本でもありますし、これは今、国でも現在の食料受給率を40%から2020年には50%にするという数値目標も掲げました。

そういう中で、当然、農業の重要性というのは国

民の中にまだまだ浸透してまいらなければならないと考えておりますが、いずれにいたしましても、私といたしましてはこの地方自治体を預かる立場といたしましては、まずその根底にはやはり経済的にしっかりとしていかなければやはり言葉で農業が大事だと唱え続けても、実態が伴わないということがあると思いますので、まずしっかりと経営として成り立つ農業になるようにということで、町の取り組みもさることながら、国に対しても、北海道に対しましても私は強く声を出していきたいと思っております。

以上です。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 次に、青少年の国内外交流の事業についてですけれども、この事業の最もよい点は3年に一度の実施ですけれども、すべての児童生徒にそのチャンスを与えていることではないかなというふうに私は理解しています。

現在、一昨年のリーマンショックに端を発した百年に一度と言われる経済不況下にあり、リストラ、派遣切りなどで職を失った人も多く出ています。非正規労働者が全就業労働者の3分の1を超える、また年間200万円以下の収入が1,000万人以上ということも言われております。日本の貧困率が14.2%ということで、これは7人に1人という高い数字です。

この青少年の国内外交流の事業に参加は保護者の意思によるものが大半だと思うので、負担金が少なくないこの事業には厳しい生活を余儀なくされている保護者が子供さんを参加させようという気には、恐らくはならないかと思っておりますけれども、カナダへは対象が中高生ということで、生徒本人による参加の希望もまれにあるかと思っております。それが、滞納が理由で参加できないということがあったらどうでしょうか。子供にとってはショックではないかなというふうに思います。

これまでこういうことがなかったということで、事業の影響はありませんという御返事でしたけれども、これからもこういうことがないとは断言できませんし、こういう制限があったから応募してこなかったかということも考えられます。

政権が交代して子供は国でつくるといことが言われており、6月からは子ども手当が支給されようとしています。生活は厳しいけれども、子供の希望であればこの子ども手当で参加させてやりたいという保護者がいても不思議ではないと思います。

そういうことで、この事業は町のために行う、町の将来を担う子供たちへの投資です。特定の滞納者でなければ保護者の家計状態に関係なく参加できる

例外があってもよいのではないかなというふうに考えるのですけれども、教育長いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の今の御質問でございます。

ある程度、制限条例が制定されて、国民の納税義務を課す反面、先ほど言いましたように滞納者であっても町のほうとの相談事項でやはり参加できるような、家計が出してあげたいということであれば参加ができるような窓口というものは開いてございますので、とりあえずその部分については御相談をしていただきながら前向きに進めていくという考え方は我々持っておりますので、そんな動き方もこれからしていきたいなというふうに思うところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） 先ほどの答弁で滞納者であっても、納税する意思があればということで前向きな意見かなというふうに思いますけれども、やはり最初の参加募集要項にそういうことが物々しく述べられていたらちょっと気にかかるわけなんですけれども、そういう項目は削除して、そういう子供が応募してきた場合には実はこういう制限もあるのだけれども、納税に協力してもらえれば参加できますよというようなことにはなりませんでしょうか。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 10番和田議員の今の御質問でございます。

実施要項につきましては、その滞納の制限条例の規定に基づいての表記をしておりますけれども、これから募集要項につきましては皆さんに参加いただけるように対応していきたいというふうに思います。申し込み要件、この要件があるということについてはやはり、きちっとたいながら町民の皆さんに周知していかなければならないということは大前提でございますけれども、表現は滞納者という言葉はちょっと避ける、もう少し柔らかく、例えば納入状況を確認させていただきますとか、そういう柔らかい募集要項で今後、町民の皆さんに周知をしていきたいというふうに我々今考えてございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 10番和田昭彦君。

10番（和田昭彦君） はい、わかりました。

そういうことを配慮することがやはり心の通った町政ということは言えるのではないかなと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 答弁はよろしいですね。

再質問はよろしいですか。

(「よろしいです」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 以上で、10番和田昭彦君の一般質問を終了いたします。

これにて、本日の一般質問を終了いたします。

散 会 宣 告

議長(西村昭教君) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたしたいと思います。

あすの予定について、事務局長から報告いたします。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

あす3月16日は、本定例会の4日目で、開会は午前9時でございます。定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

午後 1時57分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年3月15日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 今 村 辰 義

署名議員 一 色 美 秀

平成22年第1回定例会

上富良野町議会会議録（第4号）

平成22年3月16日（火曜日）

議事日程（第4号）

第 1 会議録署名議員の指名の件

第 2 町の一般行政について質問

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町長	向山富夫君	副町長	田浦孝道君	
教育長	北川雅一君	代表監査委員	高口勤君	
教育委員会委員長	増田修一君	農業委員会会長	中瀬実君	
会計管理者	新井久己君	総務課長	服部久和君	
産業振興課	多湖逸郎君	産業振興課	辻剛君	
商工観光班主幹	岡崎光良君	農業振興班主幹	岡崎智子君	
保健福祉課長	田中利幸君	健康づくり担当課長	建設水道課長	北向一博君
町民生活課長	松本隆二君	公園整備担当課長	菊地昭男君	
技術審査担当課長	菊池哲雄君	教育振興課長	前田満君	
農業委員会事務局長	大場富蔵君	町立病院事務長	松田宏二君	
ラベンダーハイツ所長				

議会事務局出席職員

局長	中田繁利君	主査	深山悟君
主査	遊佐早苗君		

午前 9時00分 開会
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成22年第1回上富良野町議会定例会4日目を開会いたします。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

本日の一般質問は、昨日に引き続き、日割表のとおり行います。

以上であります。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

8番 岩 崎 治 男 君

9番 中 村 有 秀 君

を指名いたします。

日程第2 町の一般行政について質問

議長(西村昭教君) 日程第2 きのうに引き続き、町の一般行政について質問を行います。

初めに、12番佐川典子君の発言を許します。

12番(佐川典子君) さきに通告のとおり、2項目の質問をさせていただきたいと思っております。

まず1項目めですが、地域経済の循環についてです。

平成20年、経済危機対策が問われ、国レベルにおいては、雇用情勢悪化対策と連動した施策として定額給付金に始まり、地域活性化、生活対策臨時交付金など、地域経済救済に向けた施策が行われました。引き続き、平成21年度には、地域活性化、きめ細かな臨時交付金が交付され、我が町も約7,900万円程度の臨時交付金を受けましたが、その方向性の中に、地元の中小零細企業の受注に資するよ

う、きめ細かなインフラ整備事業について例示され、経済措置が行われました。長引く経済不況と少子高齢化の波で、街中商店街にもシャッターがおろされ、閉店がふえてきています。我が町の地元の商工業者が納める法人税は、当初予算の約780万円の減収の落ち込みで、今後、町財政においても影響が危惧される所です。町内で購入できるものは地元優先が叫ばれ、他町村自治体においては、地元の商工業者を守り、利用することが、地域の活性と地域経済の循環や雇用を守り、人口減にも対する有効な手段と考えられ、施策が打ち出されておりますが、我が町も、地元商工業者の受注を守ることで地域経済の循環がなされることについて、町としてどう考えているのか、また、仕組みづくりや対応、助成制度などについて伺いたいと思っております。

2項目めは、子育て世代の支援についてです。

出生率の低下により、人口ピラミッドの形態が、30年後には正三角形から逆二等辺三角形に近い壺状になると予想され、働き手が減り、5人で4人の高齢者を支えていかなくてはならない状況が生まれるとされています。医療や福祉、年金、介護などに財政が圧迫され、疲弊どころか、このままでは破綻しかねないとして、子育て世代を応援し、少子化に歯どめをかけ、出生率をふやす対策として国や地方自治体も力を入れてきています。政権交代で子ども手当が支給される運びとなりましたが、低所得者や非課税世帯への給付が大幅にふえ、年収360万円から680万円の世帯、私立幼稚園就園者では、実質、保護者負担がふえるという内容で、この第4階層の子育て世代にとって不満が残ります。この不平等について、町として支援する考えはないか伺いたいと思っております。

議長(西村昭教君) 町長、答弁。

町長(向山富夫君) おはようございます。12番佐川議員の御質問の1項目めについてお答えさせていただきます。

1項目めの地域経済の循環に向けた町発注事案の地元受注対策等に関する御質問にお答えさせていただきます。

まず、私の基本的な考え方でありますが、町が発注する事案の原資は、町民の皆様が御負担いただいた税金を初め公金でありますので、入札や契約等におきましては、法令等、一定のルールに基づき執行され、その結果として地元業者に受注されて、地域の経済や雇用の活性化に結びついていくことが最善と考えているところであります。

そのようなことから、法令を遵守する中で、地元業者の受注に資するような仕組みづくりに向けて、

法令等の解釈、制度の運用に努めてきたところであり
ます。

また、競争入札に係る仕組みにつきましても、地
元業者の優先的な指名や経常共同企業体による資格
登録の格付優遇等をルール化し、さらに平成22年
度におきましては、地域貢献度等を評価基準に入れ
ました特別簡易型の総合評価方式についても試行的
に導入を予定いたしております。

国におきましても、平成20年度と21年度にお
いて、それぞれ二度にわたる補正予算をもって、町
も交付金総額で約4億4,500万円を受け、おお
むね5億4,700万円相当の事業を行っております。
この臨時交付金については、極力、町内業者の
受注の可能性が高い事業を選定するように対応を
図ってきたところであります。

また、庁舎内においても、極力町内で購入可能な
物品等は町内での購入に努めるよう、組織内に指示
をいたしております。

いずれにいたしましても、地域経済は極めて厳し
い状況にありますので、町発注の事案につきましては、
なお一層地元受注につながるよう意を用いてまい
りたいと考えておりますので、御理解賜りたいと
存じます。

議長（西村昭教君） 次に、教育長答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の2項目
めであり、子育て世代の支援についての御質問
にお答えさせていただきます。

御質問の趣旨としましては、私立幼稚園就園奨励
費補助における第4階層対象者への町独自の支援を
行う考えはないかとの内容かと存じますので、この
ことについてお答えをさせていただきます。

私立幼稚園就園奨励費補助は、保護者の所得状況
に応じて、経済的負担を軽減することを目的とした
就園奨励事業として、国の補助基準に基づき保育料
を軽減しようとするものであります。議員御指摘の
とおり、私立幼稚園就園奨励費補助につきましては
平成22年度から基準が変更され、第1子、または
兄、姉が幼稚園児の場合に該当する区分の第4階層
における補助単価が減額され、他の区分及び階層に
おいては増額しているところであります。これは、
低所得者及び複数のお子様がいる家庭へ手厚く支援
を行おうとしているものと承知をしております。不
平等とは考えていないことから、町といたしまし
ても、さきに述べました就園奨励事業の目的に沿っ
て、国の補助基準に基づき補助を行う予定でありま
すので、御理解を賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 1項目めの再質問をさせ
ていただきたいと思っております。

町長の答弁の中で、町が発注する事案の原資は、
町民の皆様からの税金を初めとする公金であるの
で、法令を遵守する中で地元業者の受注に資するよ
うな仕組みづくりに向けて制度の運用に努めてきた
し、それが最善だと考えている。それが、地域の経
済や雇用の活性化に結びついていくことになるの
とお答えです。この言葉を町長から言っていただいた
ことは、町の商工業者や企業にとって大変意味深い
ことだと思っております。改めて町長の意思を確認す
ることができたことはよかったですと思っております。

私がこのような質問をすることになったのは、事
務用品のことなのですけれども、コピー機はどこか
ら買っているのか、パソコンはどこから買っている
のだと、一般の町民の方から聞かれました。また、
事業者の方から、お話を聞いてほしいということ
でした。その方が言うには、上富良野で仕事が減っ
てきているのに、町は何をやっているのだと、お客
さんから、町の業者が来ると思っていたら旭川の業
者が来たのだと、町の助成がないのにおかしいの
ではないかと、そう言われたというのです。このこ
となのですけれども、このように皆さんが少しずつ不
満を持ってきているということなのです。

一昔前までは、安ければ地元でなくてもいい時代
がありました。しかし、地元でできる仕事が地元で
納税している人に来ないということは、やはり経済
の循環にならないと思っておりますし、活性につな
がらないと思っております。また、納税することも
当然減っていくということになります。地元中小企
業者や商工業者が地域の経済と産業を支え、地域
の雇用を守っているし、商工会を初め、イベントや
町並みなどに寄与する役割は大変重たいものと思
っております。地元で消費したり受注することによ
り、地元、地域の経済の循環が生まれると思
います。

この当たり前とと思っていることが、そうでもない
ことがあります。いろいろな事例もありますので、
一概にどうのこうのということではありませんが、
一つの例を見つけたので、ちょっと述べさせて
いただきたいと思っております。

介護サービスの中の助成制度があります。手すり
の取り付けとかですけれども、21年3月から22
年1月まで、これは町内業者が9件、町外業者が2
4件、ところが、これと1年1カ月範囲を広げてみ
ますと、20年3月から22年2月まで、これは町
内業者が13件で、町外業者は57件なのです。ま
さに住民の方が言うておられたとおりなのです。

先ほど町長のお答えの中に、法令順守というお言
葉を言われたと思っておりますけれども、中小企業や商工

業者に対する振興条例というものは上富良野にございますでしょうか。私は、インターネットで調べてみたのですけれども、似たようなものはありますけれども、活性につながるような、商工業者とお話をして取り決めをしたというような条例はなかったように思いますが、まずこの1点について伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の商業の活性化に伴います点についてお答えさせていただきます。

まず、冒頭お話ありました町内の事業者を通じて町の発注する仕事をしていただくことにつきましては、これは基本的には冒頭のお答えで申し上げましたように、何らそれについて異を持っているものではございません。町内の方が受注をしていただいて、町内の経済の循環に資することが一番望ましいということは基本に押さえております。

しかしながら、公金をもって町の仕事をしていただくわけでございますから、当然そこには一定のルール、仕組みというものがあべきだと思っております。そういったことを当然業者の方々も十分認識していただいておりますし、そういったことで今日まで取り組んできているところでございます。

そういうような仕組みのもとで発注が行われておりますが、しかし、その発注する過程の中の工夫で、町内の方が仕事をしていただけるような仕組みも講じてきておりますので、私は今の方法が町内の皆さん方に御理解いただいていると、業者の方に御理解いただいているというふうに思っております。

個々の例示を出されておりましたけれども、個々の部分については、それぞれ発注の条件あるいは施工の条件と、一概には数字だけでは申し上げられない部分もあるかと思えます。それから、今度、町の条例、あるいはそういった形での振興策でございますが、現在幾つかの振興策が、商工業の振興に資するような仕組みが、制度が、町で置かれております。私は、名前や呼び方は多少違って、向かおうとする目的は全く変わらなと、しかも、その条例等が設置されてきた過程の中には、当然事業者さん等の意見も十分考慮した中で仕組みが、また、議会の皆さん方にお認めをいただいて設置をしてきている仕組みでございますので、その辺の意見は十分反映されているものというふうに理解しております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 気になりましたので、他

町村の動きを調べてみました。旭川市の中小企業等振興条例を初めとしまして、美瑛市、千歳市、岩見沢市、北見市、美幌町、夕張市、下川町、浜頓別町、名寄市、浦臼町、枝幸町、遠軽町と伊達市、本当にいろいろな町で、制定している自治体が多いことがわかりました。このように地元の受注を守ることで経済を循環させ、活性化するための振興条例を、他町村の取り組みというのは、これはとても重要な仕組みづくりになるのではないかなというふうに思っております。町長の意思と違うところで動くという事例もありましたので、いろんな状態も考えられるというふうに私も先ほど言いましたけれども、そういうことも考えられますので、このことについて、中小企業商工振興条例や地域振興条例の制定があるのであれば、それについての改定も含めまして考えていただきたいと思っておりますし、また、ないのであれば、他町村も参考にしながら、これも今後考えていってほしいなというふうに思っております。

最後に、助成制度についての質問もしておりましたので、それについてなのですけれども、旭川市に調べに行きましたら、係の職員の言ったことなのですけれども、このように言っておられました。実は、この手の施策や助成は、地方の自治体のほうが進んでいるかもしれないと。旭川市はまだまだだと思っております、参考になるのかわかりませんが、内容がちょっとたくさんありますので。その中には、助成条例については、旭川市や富良野市も含め、他町村もそうなのですけれども、補助事業が市内業者と契約するに当たりとか、町内業者に限りとか、そういう文言が必ず記されているのです。ほかの町村は町の業者を守っていると、そういう縛りをつくっているのです。上富良野は、地元の業者を不安にさせている、その文言がないばかりにですね、不安にさせている、これが実態だと思います。我が町の今後の対応についてもう一度町長に伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の御質問にお答えさせていただきます。

町が定めております商工振興条例あるいは企業の措置条例につきましては、今までの足跡を見ますと、十分事業費等が、当初、町が予定していたような実績として現在歩を進めてきておまして、数字もそのような数字があらわれてきております。大いにこれからもそういったことを活用して、皆さん方が商業振興に励んでいただけることを期待もしておりますし、私の記憶では、そういった条例が制定

してきている過程の中で、当然商工会の皆さん方の御意見、先ほども申し上げましたが、商工会等の御意見も十分に参酌した中で制定されてきているという実態がありましたので、今、佐川議員が、条例等の置き方についても、町内業者とか地元業者とかという表現が、それはなくても、上富良野町民の、上富良野商工業者のための条例でございますから、それはあえて言葉にあらわさなくても、中富良野の商工業者、美瑛の商工業者を指して制定している条例でございますので、私はそういう面で、十分地元業者という配慮は行き届いていると。ただ、その中で時代が変わっておりますから、時代の流れに合わなくなった部分があったとすれば、これはもう謙虚に改めて、いい方向につくり直していくという、これは日常行っていかなければならないというふうに考えておりますので、これからも、きのうのどなたかの御質問にお答えさせていただきましても、やはり本当に腹を割って、業者さん、町、あるいは町民の皆さん方と、本当にどうやって町の活性化を図っていくかということに一步を踏み出すことのほうが、ずっとしっかりした仕組みづくりになるのではないかなというふうに思っておりますので、不断の見直しをこれからも続けてまいりたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 自治体の経済対策を考えるということで、中小企業振興基本条例の制定の見直しや地域経済の分析表の作成、地域経済の展望議論、新しい政策づくり、他団体との連携、先ほど町長がおっしゃっていましたが、そして、意欲ある行政マンとの連携が必要というふうに書いてありました。これが本当に重要になりまして、やはり自治体がどれだけ行動してくれるか、それがやはり地元の中小企業者を守り育てていくことにつながると思っていますので、そういった意味において循環ということで今回質問させていただきました。よろしくお願ひしたいと思います。

第2項目めの、子育て世代の支援についての再質問に移りたいと思います。

国の補助基準に基づきまして、第4階層の補助は考えていないというお答えをいただきました。実は、昨年3月の定例会におきまして類似した質問を私はしております。子育て応援特別手当についてだったのですけれども、町独自の施策として、子供が3人いても4人いても、子育てをしているのに手当がもらえない世帯がいるということに対しまして、町として単独で助成してほしいのだという内容だったと思います。その後、富良野圏域5市町村のうち4市町村が支給に踏み切っています。子育て世

代の応援と経済危機対策と考えて、町とか市でもって応援するというものなのですね。それぞれ国とは別に単独で子育て支援に助成をしているということなのです。政権交代で執行停止になったことによる対策的な、配慮的な、そういうものもあつたとは思いますが、中富良野は7月の臨時会でいち早くゼロ歳から大学院生まで、占冠村は11月の臨時会で148名に532万8,000円、これは中学校の3年生まで。中富良野は新生児から中学校3年生まで、これは3万6,000円を3,096万円ということで助成しています。富良野は子育て支援としてゼロ歳から5歳まで、これは1万円の商品券で、地域の活性とつなげるということで商品券を助成したと、1,350万円を組んでおります。

国の施策だからということで、そういう理由で、私は教育の現場では、お答えいただくとか何かむなしさを感じます。この富良野圏域におきまして、公平な教育環境をつくる意味において、上富良野町の子育て世代が、ほかで支援しているのだけれども、同じような支援が受けられないと、そういうことに対しまして教育長としてどういうふうに思われるか伺いたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育長、答弁。

教育長（北川雅一君） 12番佐川議員の今の御質問でございます。私のほうの御質問の中で、私学幼稚園の就園奨励費という形でお答えをさせていただきました。ひとつ国の基準の中で基本的に物事を進めてございまして、これにつきましては、就園奨励という形で、本来であれば、その就園補助というものは、当たらないといえますか、支給されない部分を、町として私学幼稚園、なければ公立幼稚園という形で対応していかなければならない状況の中でございます。その中で私立幼稚園が今頑張っている中、保育料も全道的に低い状況の中で頑張っている中を含めながら、その子育てをしている親御さんたちに、その奨励補助をしていきたいということでございます。今回この子ども手当の支給によります改正という形で、低所得者等に対する部分が厚みを帯びて、言います4階層の段階が少し額的に落ちていったという状況でございます。あくまでもその制度に基づいて我々も対応しているということでございますので、その点を御理解を賜りたいというふうに思うところでございます。

以上、ということが、我々の子供の応援という形で援助をさせていただいているということで御理解を賜りたいと思います。以上でございます。

議長（西村昭教君） 12番佐川典子君。

12番（佐川典子君） 意見というか、お答えはいただきました。旭川では1万2,000円の単独

補助を今回この第4階層に対して、不公平という意味合いを持って対処しております。この4階層についてなのですけれども、年収400万円で、今まで市民税だとかいろいろなものを引かれまして、最終的に実質年間11万7,200円が、児童手当の幼稚園分だとか未就園児分ということで、11万7,000円が受け取っておられました。これが、幼稚園児が1名と未就園児が1名いるという4人家族の場合です。ところが、今回22年度の場合は、配偶者控除が廃止された場合なのですけれども、税額がふえまして、子ども手当はつくのですけれども児童手当が消されてしまうと、そういうことでもって、約5万円近く税負担がふえるという形になっております。360万円を超して、4階層の部分なのですけれども、そこでいきますと、これはぎりぎりでもう360万の中に入れられたという世帯が結構いらっしゃるのですね、そういう方というのは、ぎりぎりだけでも、頑張っていると、家族の中で。この4階層の幅がすごく広いのですね。片や子ども手当で収入が増額される世帯があるのですけれども、この4階層は負担がふえてしまうと。上富良野町では、現在該当は82世帯だというふうに私は思っております。例えば1万円の補助をしたとしましたら82万円で済むような話になります。町独自の支援をしているのですけれども、今までもそういう支援があったというふうに聞いていますけれども、それは要求されたことによる支援が主だと思うのですね、子供を預かってほしいとか、町として対処して遊ぶ場所だとか放課後スクール、放課後クラブ、また、あとは、そのほかに教育関係や保健福祉関係のものが大体多いと思うのです。今回、去年も言いましたけれども、私が言っているのは、子育て世代に対するエールを込めた支援として、私は上富良野でも施策としてやってほしいのだということを述べさせていただいているのです。

これからは、町長に執行権がありますので質問をさせていただきたいと思っております。議長のほうに連絡をとってありますので。

昨年も言いましたけれども、上富良野町として、いいニュースを町長としてつくってほしいと思うのです。子ども手当は、2010年度は中学卒業までの子供1人につき1万3,000円が支給される時限立法ですね、今回限りなのです。ということは、今回この補助だとか支援も今回限りなのです、これ以降というのは、政治の世界ではもう絶対に、幼保一元化だとか、完全教育無償化だとかと、そういう動きになっていくと思っておりますので、これ以上にかかるということは多分ないというふうに私は考えております。昔は、家を継ぐための子供だと、子育てだ

というふうに考えておりましたけれども、今は、こういう状態になっているということで、日本の跡継ぎを育てると、そういう考え方でいかないと私はだめだと思っております。社会全体で子供を育てて支えるのだと、地域の裁量で子育て世代を支えていくという強い気持ちを持って対処してほしいというふうに私は思います。

私たちが将来お世話になるかもしれないホームヘルパーの方だとか看護師さん、その世代を、その子供たちを、今この子育てをしている人たちが支えてくれているのですね、将来の私たちを面倒見てくれる子供たちを。それがすごく大事なことだと思います。

また、この4階層は、調べましたら、自衛隊員の方が70%も多いのです。上富良野駐屯地との関係を考えましても、ここで頑張ると、町長が支援すると、そういう施策をとっていただければ、町にとってもとても有効な施策になるというふうに私は信じております。町長のお答えはもう、先ほど教育長さんからいただきましたので、多分変わらないということは思いますけれども、もう少し話させてください。

地方行政は何のために、だれのためにあるのかということを経営点というか、一番大事なものは何だということ考えていった場合に、やはり住民へのサービス、そういう精神であるということが一番大事なことだと思いますので、改めて町長の考え方を伺いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 12番佐川議員の子育て、幼稚園の就園補助に関しまして、子育て全般にわたるお尋ねかなというふうに考えております。

国の子育てに対します考え方というのは非常に今鮮明に出されてきております。そういう中で、例示に出されておりました、それぞれ各自治体が行き届く個別の事案につきましては、それはそれぞれの自治体が発案工夫の中でなされることとございまして、その事業がいい悪いの論評を私はする立場にはございませんでいたしません、上富良野町としての私の考え方といたしましては、たびたび申し上げておりますが、今、議員がお話のような、幼稚園の就学補助に上乘せをするというような、そういう施策ではなくて、私といたしまして、まず、基本的に先ほど教育長お答えさせていただきましたけれども、今回のこの補助の段階の修正は、今までの仕組みが、公平感が若干いびつになってきたということで、それを修正するものだというところで、本来の負担のあり方に近づけたというふうに私は理解しておりますが、まず基本的にはそういう押さえをして

おります。

それから、子育て全般に関します事柄に関しましては、私といたしましては、さまざまな、上富良野町で例えますと、エンゼルプランを初め、あるいは議員お話しの中にもありました、小学校におきます放課後スクールだとか、あるいは公園を整備するとか、そういったトータルで、しっかりとした基本の部分を整えていくのがまさしく町の仕事であるというふうに理解しているところでございます。確かにその時々事情、状況に合わせたピンポイントの施策も時には有効でありましょうが、しかし、基本的には、しっかりと、どなたも公平にサービスが受けられるような仕組みを、まずその土台を整備することのほうが私は優先度としては高いというふうに理解しております、町といたしましては、限られた原資の中での事業でございますので、多くの、広く町民の方々、子育てのみに限らず、福祉全般の中でも大変重要な部分でございますので、そういうことで、現在私の念頭にございますのは、やはり基礎的な部分をしっかりと整えることが、最終的には、子育てをなさる皆さん方に、あるいは町民の将来を支える源をつくることになるというふうに考えておりますので、ぜひ御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、12番佐川典子君の一般質問を終了します。

次に、7番一色美秀君の発言を許します。

7番（一色美秀君） さきに通告してございます障害者自立支援法による当町の地域生活支援事業について。

一つ、日中一時支援事業について。

二つ、移動支援事業について。

三つ、相談支援事業について。

上記3項目について、上富良野町としてどのような支援体制になっているか、現状を町長にお伺いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

3点のお尋ねでございますが、まず1項目めの、障害者自立支援法によります当町の地域支援事業についての御質問でございますが、本町における地域支援事業につきましては、さきの米沢議員への御質問にもお答えさせていただきましたように、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、障がい者自立支援事業条例を制定いたしまして、地域生活支援事業の一環として進めているところであります。

1点目の日中一時支援事業は、ラベンダーハイ

ツ、発達支援センターで実施をいたしております、このほかに、町外3カ所の事業所に委託して実施をいたしております。

次に、2点目の移動支援事業は、障がい者の外出を支援するための制度で、町社会福祉協議会に委託しており、社会参加活動に1人に月10時間、余暇活動等に月15時間の設定で御利用をいただいているところであります。

続いて、3点目の相談支援事業につきましては、障がい者やその家族のさまざまな相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うものですが、専門的な指導を進めるために、富良野圏域市町村が社会福祉法人エクウエート富良野を事業者として委託をし実施しております。平常時において、障害サービスに関する問い合わせや事務手続などにつきましては、保健福祉課を窓口として当たっておりますが、障がい者のニーズによって富良野地域生活支援センターとの連携を密にしながらこたえていくよう支援に努めているところでございます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 前回の質問で、私、町長に對しまして、障がい者に対して非常に冷たいと、血も涙もないような私の発言がございましたが、今回4月より新しく立ち上がる団体に対して、このほか資金の援助をいただいたことを改めてお礼申し上げ、血も涙もある温かい思いやりのある町長に、重ねてお礼を申し上げます、ありがとうございます。

ようやく、この上富良野町にも障がい者に対する支援の芽が生まれましたが、引きこもりがち障がい者とその家族をどう参加させるか、どう運営していくか、人的にも資金的にも大きな労力と精神力が必要であり、これからの課題も多くございます。よちよち歩きの子供がしっかりと2本の足で立てるまで、それを支え、サポートすることこそ、行政側の大きな責務であります。

そこで、まず第1項目であります、日中一時支援事業についてですけれども、米沢議員の質問にもございましたけれども、日中一時支援の主な利用について想定されますことは、一つには、学校に通っている障がいを持った児童、もう一つは、通所施設に定期的に通うことのできない障がいを持った成人と、その効果と主たる目的は、本人の居場所づくりと社会参加のきっかけづくりでございます。さらに大きな効果として、親や家族が安心してフルタイムで働くことができる、この2点でございます。

しかしながら、上富良野町の実態は、富良野市と比較いたしまして、非常におくれております。ま

ず、日数制限であります。最大、上富良野では3日、30時間あります。富良野では時間の制限はございません。さらに自己負担であります。上富良野町では1割負担、しかも、上限は制限されておられません。どこまでも負担がふえてまいります。富良野では負担がゼロであります。さらに、所得に対する減免措置でありますけれども、上富良野町ではございません。富良野では、所得に応じて減免措置がなされております。

これをわかりやすく説明いたしますと、現状の上富良野町の内容では、最大30時間あります。1日3時間ずつ使用しても、10日間しか利用できません。夏休みだとか冬休みになると終日通わせる、たった3日間で使い果たしてしまいます。また、利用できる時間が長くなっても、自己負担が大きくなり、利用できなくなります。早急に行政としての対策、条例の改善を望みたいと思いますが、町長の意見を求めたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

障がい者の支援につきましては、このたび4月から新たな事業所が立ち上がるというようなことで、大きく町の障害者支援事業も一歩踏み出せるのかなということ期待をしているところでございます。ただいま御質問の、個々の支援の仕方、内容につきましては、きのう、米沢議員のほうにもお答えさせていただきましたが、時間制限、あるいは自己負担のあり方等につきましては、非常に皆さん方からニーズがございますので、改善に向けた取組を今するというところで検討を始めておりますので、少しでも皆さん方の期待にこたえられるような仕組みにつくり変えていきたいなというふうに私も考えているところでございます。

それから、障がい者支援につきましては、議員お説のとおり、私はやはり、そういうハンディを持ちながら親御さんが日々暮らしを立てておられる、これは町が一体となって支えていく仕組みがなければ、その点だけを見て支援をしても、私は実効が上がらないというふうに考えております。私は、今、事業所がスタートするに当たりまして、上富良野町民がこぞって障がい者の方々を支えていこうというような機運のきっかけになることを大いに期待しているところでございます。制度の改正につきましては、現在検討をさせていただいているところでございます。よろしく御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） よろしく善処をお願いしたいと思います。

続きまして、第2点目の移動支援事業についてありますけれども、上富良野町では、余暇が15時間以内、社会活動10時間以内、これはいずれも1カ月間でございます。富良野市では最低でも30時間、個別に対応し、特に制限はございません。自己負担は上富良野で1割、富良野も1割でございます。ただし、自己負担の上限は、上富良野ではございません。使っただけ上がっていきます。富良野では所得に応じて対応しております。生活保護の方はゼロ円、ただであります。低所得者は1レベルで1,500円、2レベルで3,000円、負担する上限が決まっております。減免措置におきましても、上富良野町はございません。富良野は、所得金額に応じて減免がございます。ほとんどが負担がないような形で進んでおります。

上富良野の場合は、例えば、週に2回プールに行くと1時間半ずつ使うと、もうそれだけで1カ月に10時間を使ってしまいます。たまには映画を見に連れていくとか、JRの汽車に乗せてみるとか、スーパーに買い物などに、一般の生活の利用ができません。この点についても改善の余地が非常にあります。早急に対応しなければなりません。町長、いかがでしょうか。よろしく願いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

先ほどお答えいたしました中で、少しつけ加えさせていただければよかったのですが、実は、日中一時支援事業とあわせて、移動支援事業につきましても、同じく検討を今している最中でございます。さらに、いろいろ調査等を通じまして、どういうニーズがあるかということもかなり見えてまいりました。また、どの程度御利用いただいているかということもつかめてきておりますので、実態を十分見きわめまして、安心して使っていただけるような仕組みに改善を図るように今取り組みをさせていただいておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） それでは、3点目の相談支援事業についてでございます。

先ほど町長の答弁では、相談支援事業については、障がい者やその家族のさまざまな相談に応じて必要な情報提供や助言を行うものですが、専門的な指導を進めるために、富良野圏域市町村が社会福祉法人エクウエート富良野を事業者として委託をし実施しております。また、平時におきましては、障害サービスに関する問い合わせや事務手続などについては保健福祉課を窓口として当たっているが、障がい者のニーズによって富良野地域生活支援センター

との連携を密にしながら対応しているとのことでございました。

今、ようやく上富良野町に障がい者のための拠点ができようとしております。障がいを持つ親として、交通費をかけてなぜ富良野市まで通うのか、地元で対応できないのか、お互いに顔の見える町内で力を合わせて立ち上げることができないのか、その親の心底の気持ちは、親は元気なうちがいいと、何とかなると、でも、自分が死んだ後、子供たちはどうなるのであろうかと、実に切実な思いであります。自分たちがいなくなっても子供たちが自立できるようシステムをつくり上げたい、まさにそこが本音だろうと思います。

上富良野町の独自で相談支援所を立ち上げるべきであります。それも、保健福祉課の片隅ではなく、町中に気軽に相談できるサロンのような場所をつくる必要があります。障がい者のための国による特別対策事業として、相談支援充実強化事業がございます。これを大いに利用すべきではないでしょうか、町長にお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

相談事業につきましてですが、先ほどお答えさせていただいておりますが、日常的な相談事業につきましては、保健福祉課のほうで対応させていただいております。しかし、今、議員お話がありましたような、専門的な分野にわたりますの相談事業につきまして、すべて上富良野町だけで対応できるかということにつきましては、大変ハードルが高いというふうに思っております。しかしながら、専門的な相談をしていただく場合にも、当然、町の担当が一緒に加わるなり、常に一緒に行動するなり、相談事業に対しまして行動するなりということで、その該当者お一人が相談に赴くというようなことはやはり望ましくありませんので、やはり町が一体となってその相談に加わるというような仕組みは、これは続けていかなければならないと思っております。

理想といたしましては、すべて町で完結できることが理想だということは私も十分理解できますが、しかし、現実にはなかなか、それだけの専門知識を持った方が常時いるということは非常にハードルが高いということで、現在の仕組みを継続させていただきたいということで御理解賜りたいと思います。

それから、最後に、国の制度を活用してはどうかという御意見もございました。これらについては、内部で少し勉強させていただきたいと思っております。よろしく御理解賜りたいと思っております。

議長（西村昭教君） 7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） これは一つの例えなのでありますけれども、空き店舗を活用し、高齢者用のデイサービスや障がい者の働く場所などをつくり、市街地のにぎわいを取り戻した、鳥取県の米子市では中心商店街の活性化と高齢者介護、障がい者福祉という境界を超えた取り組み、田園プロジェクトを紹介したいと思っておりますが、議長、ちょっとよろしいでしょうか、今の米子の取り組んでいる障がい者を含めたまちづくりについてちょっと紹介したいと思うのですが。

議長（西村昭教君） なるだけ手短かにお願いします。

7番（一色美秀君） はい、わかりました。

これは本当に一つの事例でありますけれども、町起こしの大きなヒントにならうかと思っております。

人口15万人の米子市の中心部に800メートルほどのアーケード街がございます。郊外の大型店の影響で中心部の空洞化が進み、かつては空き店舗率は3割に達するシャッター通りと化しておりました。ここに高齢者が通える場所をつくり、住みなれた町で最後まで安心して暮らしたいと始まりましたのが田園プロジェクトであります。地元の地域で暮らす会や商店街振興組合などが協力し、商店街に小規模多機能コミュニティ「田園」をオープンいたしました。ここには、認知症の高齢者を対象としたデイサービス「田園」、高齢者の交流と趣味の教室、地域交流センター「田園」、さらに、障がい者が働く喫茶「田園」、認知症の老人を抱える家族会の事務所、さらに、認知症や介護や介護保健などの相談所、シニアの企業さんなどが入っております。その後、近隣には在宅の終末医療を支える訪問看護ステーションや、昼食を提供する障がい者の仕事場、障がい者による焼きいも店、若者のブティックなども続々とオープンいたしました。「田園」周辺は空き店舗率が2割以下になったそうであります。これを視察したある団体の会長さんは、認知症の高齢者が自閉症の人と違和感なく、ともに過ごしたり、赤ちゃんを上手にあやしたりするのを見て、分野を超えた取り組みが必要だと感じたそうであります。米子を見習った取り組みをしたいと話しておりましたけれども、そのようなまちづくりはいかがなものか、町長の私見をまたお聞かせ願いたいと思っております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 7番一色議員の御質問にお答えさせていただきます。

福祉全般にわたりますの施策の中での町の活性化策とリンクさせてはどうかというような御質問かと思っております。お考えそのものは、また、今御紹介い

ただきました事例等は大変素晴らしいことであるなど、そういうようなまちづくりができることであれば、これはもう本当に願ってもないことだというふうに思います。しかしながら、現在上富良野町の中において、すぐそういうような事業を展開できるかということになりますと、これはまだまだ、非常に超えなければならないものがいっぱいあるわけでございます。ただ、現在、商工会のほうに運営をお願いしておりますが、空き店舗対策等については中茶屋で試行的に、今、空き店舗対策の一環として活動していただいております。町といたしまして、町がさまざまな事業メニューを提示して、それを町内の事業者に取り組んでいただきたいというような、そういう組み立ては、私としては余り積極的に進めるべきではないと、むしろ事業者のほうから、こういう事業を持ちたい、ああいう事業を持ちたいので支援をお願いしたいというような、そういう関係は大いに育てていくべきだと思いますが、ただいま一色議員からお話ありましたような、最終的にそういう米子のような例になれば、これはもう願ってもないことでございますので、ぜひ事業者の方々にも大いに関心を持っていただければなど。また、お話の中で、小規模多機能施設とのお話もありましたが、町の中でも、事業者の中に小規模多機能施設に関心を示しておられます事業者も現在おりますので、それらの取り組みについても町が応援をしていけるような仕組みを整えてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問ございますか。

7番一色美秀君。

7番（一色美秀君） 今回で私の一般質問は5回目を迎えております。いつも思うことなのですが、言いつ放しで終わってしまうところなのでありまして、たとえ一つの提案があっても、商工会なり各種団体なり要請があれば検討すると、行政みずから動くことはよしとしないと、調査し、検討し、場合によっては審議委員会を設けて対策を立てると、聞こえはいいわけでございますが、具体性に欠ける、全く先が見えて進んでおりません。これは、私たち議会議員にも責任があると思います。行政の執行について十分チェックする審査機構であるべきはもちろんでありますけれども、住民を代表して選ばれた以上、住民の声を吸い上げ……。

議長（西村昭教君） 一色議員、まことに申しわけありませんが、質問の趣旨とそれているような感じがいたしますので、留意されて発言されるようお願い申し上げます。

7番（一色美秀君） わかりました。ただ、自分自身の反省を踏まえての言葉であります、住民の

声を吸い上げて行政に生かすことこそ使命であると考えております。町長とても、やはり大勢の住民の皆さんから選ばれた者であります。大いなるアイデンティティーを持って、いかに住民のためにすべきか、その方針を議会に投げかけて、私たち議員との意見を闘わせて、すり合わせ、最善の道を決めることこそ、町長のあるべき姿ではないでしょうか。大変生意気なことを申し上げましたけれども、町長初め、この町を思う気持ちは一緒でございます。より具体的な指針を決め、精進していかなければ、お互いにしていかなければならないと思います。

以上で私の一般質問を終わります。この点について答弁は必要ございません。大変失礼なことを申し上げます。失礼いたしました。以上で終わらせていただきます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、7番一色美秀君の一般質問を終了いたします。

暫時休憩といたします。

午前10時02分 休憩

午前10時19分 再開

議長（西村昭教君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

一般質問を続行いたします。

次に、9番中村有秀君の発言を許します。

9番（中村有秀君） 私はさきに一般行政につきまして、3点の一般質問を行いたいと思います。

まず1点目は、町民ポストへの投函状況とその後の取り扱いについて行いたいと思います。

町民の皆さんから、行政の広聴という立場から町民ポストが町内9カ所に設置され、町にさまざまな要望、意見が寄せられております。町民ポストは、町民と行政を結ぶホットラインと認識しており、さいなことでも行政に反映、反応されることが大切であり、この積み重ねが協働の力になると考えております。

町民ポストへの投函状況とその後の取り扱いについて平成19年度、20年度、21年度別に投函件数、所管課回答数、回答希望者数、要望数、意見数、その他の数から広報掲載件数、未公開件数を明らかにするとともに、町民ポスト投函に対する回答の基本的な考え方についてお伺いをいたしたいと思います。

次に2点目、日の出公園駐車場の拡張について伺います。

日の出公園は上富良野町の観光の中心であり、公園を中心とした大型イベントには駐車場は絶対必要な施設であります。昨年「かみふらの花と炎の四

季彩まつり」は、東町5丁目の旧自衛隊官舎跡地を借用し、仮設通路の設置等で対応したが、雨天等もあり町内外からの来場者には不評で、町民からは不満の声が寄せられ、「早く何とかしてくれ」が町民の声であります。「北の大文字」、「雪まつり」のイベントについても同じであります。

今後、このような状況が続くと、大型イベントへの来場者が年々減少することが予想されるとともに、町の活気が失われます。また、この回復には相当の歳月とエネルギーを要すると判断いたします。

平成22年度予算案を見ると、四季彩まつりの駐車場対策として予算計上しているのはやむを得ないとしても、今後の抜本的な対策が急務と考えるが町長の所信をお伺いたします。

3点目、協働のまちづくり懇談会等の開催について。

町は、第5次総合計画を五つの暮らしづくりの一つ目、「人や地域とつながりのある暮らし」の中で、「町民主体で成り立つコミュニティづくり」として、情報を共有に向けての予算概要の説明書、「知っておきたいことしの仕事」については、昨年は町民に好評で評価をいたしたいと思えます。

しかし、広聴関係では不十分であり、町長は職員に現場主義を訴えているが、みずからの町長と語ろう懇談会や意見公募、パブリックコメント、職員による出前講座の抜本的な見直しをするとともに、従来型の町政懇談会ではなく、新たな発想での協働のまちづくり懇談会を開催して、町民への広報、広聴活動を展開すべきと考えます。

平成22年度町政執行方針の中でも、「広報、広聴事業の充実を努めてまいります」と書かれているが、これは新年度スタートが予定されている協働まちづくり推進委員会の設置により、その中で協働のまちづくり基本方針の策定を含め、町民参画のあり方と自治基本条例の理念化に努めていくというのが、町長のリーダーシップを発揮した方針等が見えてこないで、町長の見解について明らかにしていただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの町民ポストへの投函状況とその後の取り扱いについての御質問にお答えさせていただきます。

議員御質問にありますように、町民ポストは町民の皆さんと協働によるまちづくりを推進するため、町民の皆様から行政施策及びまちづくりの推進などに対して直接御意見をお聞きする手法として大変有

効であると考えております。

町民ポスト投函に対する回答の基本的な考え方ではありますが、町民ポストに寄せられました文書は、町民生活課において仕分けをし、所管課からの回答を付して、町政情報閲覧コーナーに掲示するとともに、回答が必要なものは文書等をもって回答させていただきます。

また、いただいた御意見につきましては、対応できるものは所管課において直ちに対応することを基本としております。また、中長期的に検討を加えなければならぬものは、今後の事業化に向けて取り組んでいるものであります。

今後とも、町民からいただきました御意見等につきましては、誠意を持って対応してまいりたいと考えております。なお、平成19年度から平成21年度までの町民ポストへの投函状況とその後の取り扱いにつきましては、担当課長から説明させていただきます。

次に、2項目めの日の出公園駐車場の拡張に関する御質問にお答えいたします。

日の出公園の駐車場機能の確保につきましては、昨年、その必要性を強く認識し、また将来の日の出公園のあり方を検討した中で、駐車場の確保を計画させていただいたところでありますが、実施に至らず、臨時駐車場を設ける方法によりイベント対応を図ったところであります。

議員御発言の上富良野観光への影響を懸念する気持ちは私も理解できるものであります。また、日の出公園に寄せる思いは昨年御説明申し上げた際の考え方と今も同じであります。

しかしながら、客観的な状況が昨年と変わらない状況にありますことから、平成22年度におきましても、昨年同様に遊休地を借り受けての臨時駐車場での対応を考えております。

今後、恒久的な駐車場対策につきましては、しばらくの時間が必要と考えておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

次に、3項目めの協働のまちづくり懇談会等の開催についての御質問にお答えいたします。

町民主体のまちづくりを進めていく上で特に重要なことは、町民と行政の双方がそれぞれに持っている情報を提供し合い、また、直接意見交換する場を設けるなどをして、町民との情報共有を図ることが極めて重要と考えております。

この観点から、平成22年度の執行方針の中でも広報、広聴事業の充実を重要施策として位置づけているところであります。特に、私は町長に就任して以来、職員には日常業務の中で現場において町民とのコミュニケーションを図りながら、町民から地域

の課題やニーズを的確に把握し、施策に反映するよう、常に職員に指示をしているところであります。このような日々の活動、行動が広報、広聴事業に直結していくものと認識しているところでございます。

さて、協働のまちづくり懇談会等の開催についての御質問であります。町ではこれまで町民の声を直接聞く場として地域を地区ごとに町政懇談会を実施していましたが、参加者が少ないなどの理由によりまして平成13年度に廃止し、町政懇談会にかわる新たな広聴事業として「町民ポスト」、「町長と語ろう」、「まちづくりトーク」事業を制度化した経過にあります。

また、平成17年度には広聴事業のさらなる充実を図るため「パブリックコメント」、「出前講座」を制度化して広聴事業の充実を図ってきたところであります。現在では、これらの広聴事業も町民の方々に徐々に定着しつつあり、これまで多くの意見や要望もいただいている現状であります。

私といたしましては、広報、広聴事業をさらに充実しながら、町民との情報共有を推進しつつ、協働のまちづくりを図っていくことが重要と考えておりますことから、現行の仕組みの中で改善、改良の必要なものは適時見直しを進めながら取り組んでいく考えでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） それでは、9番中村議員の1項目めの御質問にあります町民ポストの投函状況とその後の取り扱いにつきまして、私のほうから御説明申し上げます。

まず、平成19年度であります。投函件数84件、所管課回答数30件、回答希望数5件、なお投函件数の84件の内訳につきまして要望39件、意見23件、その他15件、未公開7件でございます。

20年度、投函件数30件、所管課回答数18件、回答希望数11件、要望13件、意見4件、その他5件、未公開8件であります。

平成21年度2月末でございますが、投函件数が20件、所管課回答数16件、回答希望数2件、要望6件、意見11件、未公開3件となっております。

議長（西村昭教君） 再質問。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは、1点目の町民ポストの関係について再質問をしていきたいと思っております。

ただいま町長及び担当課長から、町民ポストにつ

いての答弁がありまして、投函件数が平成19年度84件、平成20年度30件、平成21年度20件と、合計134件ということで、そのうち所管課の回答数が64件ということで、この3年間で見るとその回答数は48%ということになっております。このことは、町民の皆さん方が町へのいろいろな要望、意見等があつて、これが協働によるまちづくり推進の対策で、私は一定の評価をしたいと思っております。

しかし現実の問題を見ますと、まず1点目で確認したいのは、町民生活課から仕分けをされて所管課に行く、それから所管課では検討して回答を町政情報閲覧コーナーに掲示をする、それから回答を必要な方には文書をもって回答するというので、この流れについては基本的に理解をしたいのですが、これらの例えば回答文書等の最終決裁はどこでされているのかということをお尋ねしたいのですが。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ仕分けをいたしまして、担当課にその扱いが移った後につきましては町民生活課のほうへその結果について戻って、そこで決裁がされているものと理解しております。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 所管課で決裁をしているということで訂正させていただきます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 恐らく私もずっと目を通して見ると、これは副町長や町長が最終決裁をした形の回答文書のあり方ではないな、もしくは教育長が決裁をした文書ではないなという気をしたのは何点かあります。そのうちの例を一つ挙げたいと思っております。

平成21年の受け付けナンバー6、上富良野中学校の砂ぼこりの関係ということで、去年6月24日、投函されております。私も教育民生の関係だったので、そのとき委員の皆さん方に聞きました。非常に風が強くて、それこそ砂ぼこりで顔が荒れるような気がします。そのときの状況をこの町民の方が投書をされたと思うのです。

ちょっと御意見ということで、学校のグラウンドについてです。風の強い日のグラウンドからの砂じんが舞い上がり、風下の方々等が砂じんを受ける状況にあるので、グラウンドの必要のないところは芝を張るようにしたらいかがなものでしょうか。中学校の方は、芝が張ってあるので野球をするところの土が出ているところは、風の日には砂じんが飛ぶの

で散水しながらやれるように散水できるように設置をしたらいかがでしょうかということを含めて書いてあります。

この回答が貴重な御意見、大変ありがとうございました。各小学校のグラウンドの砂じんについてですが、御指摘のとおり風の強い日等は砂じんが舞い上がっている状況は承知をしているところであります。上富良野中学校グラウンドにおきましては、バックネット横に水道施設の設置をしております、特に乾燥している状況下では野球の練習等において散水をしながらか使用しているところであります。また、体育祭については、砂じんがひどければ、役場の散水車による水まきを実施しているところであります。

上小のグラウンドにつきましては、グラウンドの北側に砂じん等対策用として木が植えておりますので、風下の被害については最小限抑えられていると認識をしていると、そのようなことから今後におきましても、グラウンド内を使用していない箇所に芝を張る整備の予定はありませんので御了解をいただきたいということで、教育振興課、学校教育班での回答なのです。

私も20代のころ、上富良野小学校の宮町側のほうに住んでいたとき、そうすると夏の暑いときに窓を開けて出ていっても、風によってはうちの中がざらざらになる状況なんです、私はそれを実感しているからこんな回答書でいいのか、そうするとこれは教育長も見っていないだろうし、町長も見っていない、この文言からいったらおわびの言葉は一つもないのですよ、迷惑をかけております、申しわけありませんと、ですから私はその決裁のことを聞いたのは、副町長や町長、もしくは教育長で決裁を受けてこういう回答文書になっているのであれば、恐らくこの文書は何だと、おわびの一言ぐらいということが本当はあっていいのかなという気がするのです。その点をちょっと確認したいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

回答の内容、さらにはその文言の記し方、それらについてはやはりいろいろ思いを持って投函してくれております方に対しまして、誠意を持ってお答えするというのが、これは基本でございますので、至らぬところは改善をするように、これから指示をしまいたいというふうに思っております。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） この方は、経済危機の状況でなかなか無理なことと思いますが、一考を要すると思ひまして書かさせていただきましたと、先般の

中学校の体育祭の日には砂じんが特にすごかった、このことについて考えましたということなんです。ですから、たまたま僕はこの人が回答をくださいということではないのです。ですから、こういう文書になっているから、もしくは本人が来てこういうことを言ったら、恐らく担当者はおわびの言葉も言うだろうと思うのです。

ですから私は、回答を要するものと要しないものという例の中で、こんな形がまかりとおるなら協働のまちづくりだとか、せつかく意見を寄せられたものを、町長はここで言っていますね、誠意を持って対応してまいりたいという、今の答弁ですよね、最初の。そんな内容ではないのですよ。

そうすると、私が言いたいのはこういうことについては、もしこの投書を町の広報に載せて、こういうことがありまして、こうなんだということを恐らくあの風下にいる方は相当数の被害者がおられるけれども、公の施設だからということで我慢していると思うのです。そういう点で教育長、どうですかこの点。

議長（西村昭教君） 町長の答弁でいただいておりますので、町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、その町民の皆様方から寄せられますさまざまな御意見、要望等につきましては、その内容によって担当課によって仕分けがされておまして、さらにその後の対応につきましてもそれぞれ各課で対応し、さらには行政課題として押さえる必要があるものについては私のほうにも上がってくるような仕組みになっているのかと思っております。

ただ、その私といたしましては、常々申し上げておりますのは冒頭の御答弁でも申し上げましたが、町民ポストもさることながら、日々、窓口へ来ている御意見を言っていただけの方、あるいは電話等で御意見を寄せられる方、町民ポストもそういう日々の町民の皆様方が町に対します思いを述べていただける一つのツールだというふうに考えておまして、それらをすべて私はどちらの意見が重い、軽いという、そういう認識を持っておりませんので、それをすべてお知らせするという事は非常に町民ポストだけをお知らせすることというようなこととなります、お知らせすることを特に私は気にとめているわけではございませんが、それぞれ今の体制の中でさらに改善が必要な部分があれば見直しをして、改善をして、そして本当に町民の皆様方の気持ちにしっかりと誠意を持って答えていくような、そういう改めるべきところを改善するところは、それはもう謙虚に改善をするように努めてまいりたいと

思います。

その広報等に記載云々につきましては、私は町民ポストの御意見だけということではなく押さえておりますので、御理解を賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 私は町広報で、1回掲載されているのですね。これは、平成20年度の中で、紙マークのある物の分別収集はどうかということ、これは恐らく全町民が対象だからということが掲載されたと思うので、それは僕は評価をしたいと思います。

ただやはり、町長の言う広聴の中で五つあるんですけれども、その中の一つということで紙に書いて投函するという事等を含めて、匿名の方もいろいろいらっしゃると思います。けども、それは真摯に受けとめるということで、最終的には行政課題のものもあるかもしれないけれども、月2回開けるということであれば、最終的に所管から出てきたものは副町長か町長にでも上がっていく、それから今、町長がお話のように町民ポスト以外に役場に来て苦情を言う、電話で言う、そういうこともやはり逐次メモをして、そういうものも上げていくようなシステムを何とか改善をしていただきたいと思うのです。

それで次に、平成21年度の受け付けナンバー13、日の出公園等の案内標識の関係なんです。私は、平成18年の6月議会でこのことを質問をいたしました。特に、公共施設のサイン等ということで、公共施設のサインの関係は非常に2カ年できれいにさせていただいたし、観光協会の案内標識も公民館の標識になったけれども、セントラルプラザに直していただいたということでは評価をしたいのですけれども、ただ今回、資料の中で道道の標識20カ所云々というになっています。

情報のコーナーに置いているのは22カ所ということになっているのです、調査した結果ということなんですけれども、ただ私は18年6月に言って、そのときは道に早急にやるようにと申し入れた、それはそのまま放置をされて、今回、21年度の投書の中でやったら8カ所道でやりますよという回答だということが情報コーナーには回答してあるのです。それであればその間、どのような努力をされたのかということが非常に危惧をするものですから、その点、経過等がわかれば答弁をお願いしたいと思います。

議長（西村昭教君） 今すぐちょっとわかりませんので、後ほど答弁いただくということで了解いただきたいと思います。

次、再質問。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ちょっと時間がなくなったのですが、この町民ポストの関係で未公開が18件あるのですね、これはいろいろな内容があるだろうということで未公開ということになったのだけれども、この議場で言える範囲のことで未公開というのはどういう内容で、どれが何件かということがわかればお答えいただきたい。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の御質問でございますが、未公開につきましてはほとんど誹謗中傷の意見でございます。

以上であります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 誹謗中傷ということでわかりました。

ただ、平成19年度あたりを見ますと子供のいたずらの件数が結構多いように私は承知をしております。ただ、できるだけ今、町長もおっしゃったように改善するものは改善するという事で、町民等のコミュニケーションが十分とれるというような形で、この町民ポストの活用についてはお願いをいたしたいと思います。

次に、2点目の日の出公園の関係についてでございます。

当初、私も申し上げたし、町長のほうからも答弁がありました。やはり町民は何とかしてくれということが実態でございますし、去年は特に雨だったものですから、そういう思いが我々にもぶつけられたのだらうと思うのです。

それで町長の答弁の中で、客観的な状況が昨年と変わらないという答弁でございます。客観的という中の内容は何なのかということで、私は私なりに議会の関係だとか、地権者の関係だとか、それからもう一つは町民からの要望等も含めてということもどうなのかということがあるのですけれども、その客観的な状況が昨年と変わらないという点で、その客観的な内容についてちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の日の出公園の駐車場に対しましての御質問についてお答えさせていただきます。

私のお答えの中で、昨年と客観的な状況が変化がないというようなお答えをさせていただいておりますが、今、議員からお話ありましたような客観的という表現しておりますが、やはり私の気持ちに伝わってくるものの中で、大きく私の気持ちが動く、あるいは動かされる、そういうような再度皆さん方

議会のほうに御相談を申し上げるような私はそういう変化が町全体の中で、一部に中村議員が御質問にあったような危惧の声は寄せられておりますけれども、大きく皆さん方に御協議を御相談を申し上げるような前提条件に至っていないというふうなことで客観的にという表現を使わせていただきました。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ある面で、どこをどうのというようなことは言いたくない気持ちは私も理解をしたいと思うのですけれども、現実の問題として、やはり駐車場の問題ということで、今、富良野が富良野マルシェができたり、六花亭が進出してきたりと、それから中富良野には花畑牧場が進出したりという状況の情報が入ってきております。

そうすると、駐車場はそのままの状態での日の出公園を中心とした夏の観光ということになると、非常に私は危惧する面があります。これは町民の皆さんも心配をしています。

そういうことになると、あそこを全部1万4,200平米買うのではなくて、8,000平米か8,800平米か、それからもう一つは土地改良区にあそこに流れているところは使わないでくれという申し入れもあるということだったら、その部分だとか、何かいろいろの方法も含めて地権者との相談ということができないかというような、私の今の率直な気持ちでございます。

特に否決された大きな要素の中では高いだとか、それから面積が広過ぎて使用する計画が明確でないというような条件等もあったりしたものですから、できればそういう方法も含めて、特に第5次総合計画の中での22年度から24年度の実施計画の中では何も入っていないのですね、日の出公園の関係は、だからそれは時期があれなのかという気がいたしますけれども、そのしばらくということは22年から24年の実施計画に入っていないということは、25年以降ということで理解をしていいのか、それとも状況が変わればは上がることもあり得るよというのか、その点ちょっと明確にお答えいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、私といたしましては昨年、議会のほうに御提案させていただきました、その計画案が当時、町として対応でき得る最善の案であったというふうに今でも思っております。さまざまな、当時、皆様方から面積要件、あるいは価格、もろもろの御意見を賜りました。提案に至る前には、現地も見ていただいたりして実態も見ていただきました。

そういったプロセスを踏んで私も皆さん方の御意見をいただきながら示させていただいたのが昨年の案でございます。私は今でもあれがベストだというふうに考えておまして、先ほど申し上げましたが、それ以降、それが私どもの示させていただいた案が大きく変化をさせられるような状況変化も生まれてきておりませんし、私は24年度までの実施計画の中にも盛り込んでおりませんが、25年度以降になるのかというふうに尋ねられましても、それは今の私の心境から申し上げますと、整っていることは望ましいとは思いますが、今25年度以降に計画に上げられるような前提条件はいまだに整っていないというふうに理解をしているところでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、町長のそういう状況にはなっていないということでございますけれども、非常に僕はやはりやらなければどんどん立ちおくれしていく、極端に言えば日の出公園の臨時駐車場を改修して駐車場をつくるということで、1年おくれたら復旧するのに3年かかるよと、そうすると私は今2年おくれたら、これまた5年かかるのではないかという、そういうような感じを持っております。そして、それを復旧するまでのエネルギーやいろいろな宣伝ということであるとまた大変なのかなと、しかし富良野や中富良野はそうやってどんどんいけば、観光客の集客がもう向こうへ移るのではないかという私は一番心配をするものですから、何とか客観的な情勢が変わる、それからもう一つは町長が提案したのがベストということでは言っていましたけれども、それではもうちょっと考え直して、その中でどう駐車場の確保をするかということも僕はある面で段階的な方法もあるのではないかという気がしているのです。

特に、土地開発公社の関係で私は一昨年、臨時理事会を招集をして、できれば早くこれを解散をして、それを町の公共施設の基金に入れて、それをつかう方法も一つの方法だということだったので、尾岸町長は次の町長に判断を任せるということでございましたから、ある面でやむを得ないなと、今回、基金が1億円以上入れられたことになりましたから、そういう点でまた一つの考え方も変わってくるかなという気がしますが、いましばらくということは23年、24年では、今の段階では考えがないということで、ちょっと寂しい気がしますが、あくまでも町長の判断でございますけれども、我々町民のいろいろなところに意見を聞くとやはり早急にやってほしいというような気がしますが、それでもやむを得ないなということで、できるだ

け早急にとこの要望をして、この2項目め終わりたいと思います。

時間がだんだんなくなってきましたのですが、次に3項目めの協働まちづくり懇談会の開催の関係です。

確かに今、町長が答弁の中で平成13年度町政懇談会を廃止をして、町民ポスト、町長と語ろう、まちづくりトーク等をやり、平成17年度からパブリックコメント、出前講座ということでやっております。

それで、町民ポストの関係は先ほど申しあげましたので省略をしたいと思いますが、その町長と語ろうということで、私ずっとデータをちょっと見てみました。そうすると、平成12年度は平成13年1月15日、これは農村女性旬ちゃんの直売グループで、これは1団体6名、平成13年は2団体36名、平成14年は5団体46名、15年は3団体38名、平成16年度は3団体65名、平成17年は1団体19名、それから平成18年と20年がないのです。19年度はPTA連合会ということで1団体20名、平成21年度は多く突出して少年野球指導者と保護者、それから障がい者の地域生活と就労を考える親の会、それから本町住民会の住みなれた地域で暮らし続けるために、それから2月19日に上富良野駐屯地の隊員、職員というようなことでございます。

そうすると、私は町長と語ろうということであくまで向こうから言ってきたもので答えていくというような方法なのか、そうすると私はもうちょっと積極的に町長からどんどん中へ入っていくという方法がある面が必要なかなど。これからいくと、非常に町長と語ろうを目玉にしたいのですが、目玉になっていないのです。そのほかの関係は、出前講座だとかパブリックコメントだとか、町長と町民が目を合わせて対話をするという機会が非常にないのです。そうすると私は、基本的にこれらの関係については、たまたま私は協働まちづくりの懇談会というような形で今、協働まちづくりということでいろいろ進まれているからそう考えて、仮の名前つけたのです。

例えば、富良野あたりは市長と語ろう地域懇談会ということで、15の会場で去年の8月12日から11月26日にやっただと、それから中富良野は町政懇談会ということで、これはテーマはまちづくり懇談会ということをしなが、行政全般ということで、ことしの1月13日から15日の3日間、7カ所でやっています。それから南富良野も町政懇談会、これからのまちづくりに向けてということで、移動町長室ということで5会場でやっています。そ

れから、占冠村は町政懇談会ということで、特に山村、産業振興公社の改革プランということで、山菜工場の関係を町民に説明をするということと、それから定期的には村内6カ所で春と秋に住民懇談会をやっているというようなことで、それぞれ富良野沿線の4市町村はいろいろアイデアをあれしながやっております。

そうすると、このまちづくりトーク、それからパブリックコメント、出前講座というような五つの大きな広聴の中で、町長と語ろう会がこんな形でいいのかなという気持ちです。そしてまた、富良野広域圏でもそれぞれ市町村長が努力をされて開催をしています。そうすると広聴ということで大きくやるには、ちょっとお粗末だなというような気がするものでその点、町長のお考えをいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の広報、広聴活動に関する御質問にお答えさせていただきます。

まさしく議員がお話のように、非常に受け身の仕組みが多いのです。実は、今回、駐屯地の若い隊員の皆さん方と町長と語ろう会をさせていただいたのですが、まさしく今、中村議員がお話のような私もいずさを感じまして、私のほうからこういう仲間、こういうグループとお話しさせていただきたいということで実は、初めて私のほうからリクエストをして開催させていただいたところでございます。

これから、どういう形がいいかというのはまだちょっと浮かんでおられませんけれども、いずれにいたしましても私のほうから働きかけて、町のほうから働きかけてお話をさせていただくという、そういうウエートは高めていく必要が多いにあると思っていますので、方法についてはちょっと今ここで即答できませんが、考え方としては全くおっしゃるとおりだと思っていますので、御理解賜りたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 町長の答弁は、町長からリクエストをしてやっていくということでございましたのですが、基本的には町民から町長来てくれ、話を聞かせてくれというようなことがどんどん来ることが望ましい、そのことが協働のまちづくりになるだろうし、自治基本条例に沿った形の互いに町民と行政、それから議会と一体となった形の協働のまちづくりになるのかなという感じがするものですから、町長はこれの中で言われております現行の仕組みの中で、改善、改良が必要なところはやっていくということでございますので、何とかそういうことで

仕組みをかえて、町民も町長の動きも十分理解できる、我々も頑張ろうというような体制が出てくることを特に期待しております。

それから次に、パブリックコメントの関係です。非常にパブリックコメントに対する町民の反応というのは、自治基本条例のときは結構各所でやったもので、そのときにアンケートを配付したり何なりして、いろいろな意見が出て、それが非常に少ないのです。特にゼロという事業が4事業あります。次世代育成支援行動の関係、第5次総合計画基本構想、それから食育推進計画、富良野広域連合規約というようなこともあります。自治基本条例の関係は22件があったということで評価をしたいのですけれども、このまま意見を聞くというパブリックコメントのこの方式を町内の要所要所に置いて意見をということはいいか、私はやはり自治基本条例のように全町くまなくという形にはならないけれども、何か所ぐらいあれて、その素案をもとにして住民から意見を聞くと、そういう手法をとっていかないとこのパブリックコメントの意義が全然ないような気がするのです。

ですから私は、町長の先ほどの答弁の中ではそういうことがありましたので、できればそういうことで改革、改善をしてほしいというように、それから知っておきたいことしの仕事ということで、またことしも出るということでお話を聞いております。かつては、上富良野の台所白書というのがあったのです。これを同僚議員の村上議員がかつて質問したことがあるのです。そうしたら、読む人が少ないし、費用もかかるからやめますという答弁、私はこの知っておきたいことしの仕事や上富良野の台所白書も、それからいろいろな素案の関係もやはりこれを活用する場を町としても設けなければならないし、それから議会としても議会報告会を平成22年度中にしたい、そのためにこれも活用したいと基本的には考えているのですけれども、こういうものを活用する場がなくて配ったら配り放しなんです。

そうすると、できればやはりせっかくこれは相当皆さん方知恵を絞って写真を入れたり、いろいろなことをして苦労されてつくられて、町民ができるだけ読みやすいようにということであれされているのだけれども、一体この行方はどうなっているのかなと私は危惧するのです。

ですからやはり、町長のあれでこれをやった以上、それを活用する場を設けていくということで、先ほどのパブリックコメントの素案ではないのですけれども、そういうものをやはり出して地域の人たちと話し合う、何か所も、何十カ所もやれとは言いませんし、住民会単位ともいいませんけれども、そう

というような姿勢があつて意見を聞く場をどんどん僕は持っていくべきだなという気がするのです。

ですから、これらをやはり生かせる形の間を設けるということを考えていただきたいという気がしますので、これはその点、町長いかがでしょうか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

まずパブリックコメントについてのお尋ねがありました。私も、非常に寄せられるコメントが少ないなということでは、そういう認識を持っております。

私は特に、気をつけなければならないなと思っておりますのは、さまざまな団体のいろいろな構成員と執行側と懇談を持つ中で、意見が少ないことはよしとすることだというふうに、どうしても執行側は理解してしまうのです。ここに非常に大きな落とし穴があるということで、意見がないことがいいよということではないのだということを常に私も胸に置いておまして、特にパブリックコメントについては、非常にその場に提供したら、あとは皆さんどうぞみたいところがあるのかなと思います。

これらについては、本当に何のためにコメントを求められているのかというようなことがきちっと住民の皆さん方に町の意図が伝わるように、これは工夫を大いにする必要があるなというふうに受けとめておりますので、ぜひ改善されたなというような努力が見えるように工夫をしまいたいと考えております。

それから、いろいろ広聴活動の中で今、お話ありましたようにまだまだその工夫をしなければならぬことがいっぱいあります。特に、知っておきたいことしの仕事のように、非常に中身を読解するのに非常に難しさを感じるようなものについては、これはほんの私の個人的な今までの取り組んできた中の一つとしてお聞きいただきたいと思いますが、私も議員の立場のときにそういう資料をあつかましく住民会の会合なんかにお邪魔いたしまして、それらを地域の住民の方に知っていただくというような、そんなようなことも活動させてきていただいております。

少し説明を加えさせていただければ皆さんすぐ理解していただけるのですね。ですから、そういう面で町としても配付したら終わりというようなことも実際あったかと思えます。町広報等についても、私どもの集会場に12月に行ったら8月のがまだ山積みされていたとか、そういったことが過去に何度も見ておまして、やはり直接、住民の皆さん方に見ていただいて、そして関心を持っていただけるよ

うな、そういう工夫はまだまだ相当しなければならぬのかなというふうに思っております。

ぜひ、まずそれが協働のまちづくりの第一歩だと考えておりますので、ぜひ皆さん方の御指導も賜りたいと思います。以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） それでは出前講座の関係で、一応広聴活動の五つの中に入っています。

2005年10月25日の町広報お知らせ版、ナンバー557、出前どころ学び亭27講座ということで書いて、宣伝広報されております。2007年の5月には出前講座でちょっと聞いてみてということで、町民参画によるまちづくり推進をするために、町では出前講座のほか、次の広聴活動を実施しているということで町民周知に努めてまいると、ずっと見ますと2007年は4回、2008年は4回、2009年は3回やっています。住民に周知はされているのは事実だと思いますけれども、それに対する反応というのは非常に鈍いということで、ある面でやはり町民も勉強する、それから町のほうも語りかける、そういう何かのやりとりをしていかないと、なかなかこのパブリックコメントも含めて出前講座も聞いてみようということはないのかなという気がするのが1点と、それからもう一つ、出前講座の内容によるのです。

例えば、恐らく僕はこれは担当課の皆さん方がいろいろ努力をして声かけをしているのではないかと、例えば一番多かったのは食べて生き生き心と体、健康づくりは食事からということで、平成21年度は10団体がやっています。それからその次は、子供の緊急ノートということで、恐らく子育てのお母さん方を対象にして、これが8回やられています。それから、それって詐欺じゃないかということで、言うならオレオレ詐欺の関係、これが5件ということです。やはりその時代時代に合った形のテーマをもって、関係団体に働きかけているから、こういう出前講座の実施データになっているのかなという気がします。

極端に言えばゼロのところもあるし、恐らく2005年に27講座あれしてから、そのまま1回もないところもあるかどうか私はちょっととっていませんけれども、そういうこともあるのであれば、町民のニーズに合ったそのときそのときのテーマに沿った形の出前講座の内容を変えていく手法をしていかないと、また同じようなことになってくるのではないかと。

ですから、この食べて生き生き心と体というのは健康推進班がやっています。それから子供の緊急ノートというのも、これは健康推進班です。それか

らそれって詐欺じゃないの、これは生活環境班がやっております。そういうことを見ていくと、消防以外の関係は非常に内容的に時期に合った形ということなので、できればやはり今までのこれから言えば34講座あるのですね、そうするとその点についてもある面で選択しながら町民のニーズをあれしているか、または担当のほうからそれくらいどんどん働きかけて、せっかくなつくた資料が生きていく、これが町民の生活のいろいろな分野で手助けになるんだというようなことをしていかないと意味がないのではないかという気がするのですけれども、その点、町長どうでしょう。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

出前講座等につきましても、出前講座についてはその時代、あるいはその時々町民が感心を持っていただけるようなテーマを選んで開催している実態にはございますが、これによらず町が恒常的に開催しておりますさまざまな仕組み、制度、これについてはやはり同じ仕組みを長く続けていると、やはり町民の方も何となく関心が薄れてまいりますし、また行く町としてもマンネリ化してしまうというような、そういう弊害がございますので、常に町民の皆様方がどういうことに関心を持っておられるか、またどういうことを情報を得ようとしているかということを常に耳を澄ませて聞いて、今、中村議員がお話しされておりましたように、本当に参加者がいつも多いというような実績が残るように、これからも努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） このたび配付をされました町政運営改善プラン22の関係で、6ページに既存の情報共有システムの強化と再構築ということで、今言ったような問題とあわせて、新たな情報共有の研究ということで住民と密接した対話機会の拡充ということがうたわれているのです。

私はやはり、今いう五つの広聴ばかりではなくて、町長も入るような地域づくり懇談会、まちづくり懇談会的な、名称は別にしてもこのあれから言う住民と密接したということであれば、そういうことも取り入れた形で検討をしていくべきではないかという気がするのですけれども、その点、町長のお考えをいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

プラン22でも掲げさせていただいております

が、住民の皆様方と町とが対等の関係でこれからまちづくりをしていくことが、もう本当に大きな基本になります。

そういう意味におきまして、常にリアルタイムで町民、住民の皆さん方の声を吸収できるような仕組みを充実させていきたいと考えております。今までの既存の仕組み、何度も申し上げますが仕組みに頼らず新たな仕組みをつくっていく必要があると思っております。

また、おかげさまで住民生長さんの会との会議も定例化をすることができましたし、たとえば歩みが遅くとも確実に一步一步進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 先ほど、中村議員のほうから御質問のありました件につきまして、答弁をいたさせます。

町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 9番中村議員の1項目めの町民ポストの日の出公園の案内板に関する経過についての御質問でございました。

まず、案内標識の数の関係でございますが、実は22カ所ございます。そのうちの2カ所につきましては、いわゆる大型の案内板、青看板といえますか、この看板が2カ所でございます。特にドライバーや歩行者に目につくような、いわゆる歩道側についています小型の案内板につきましては20カ所でございます。

経過につきましては、平成18年に旭川土木現業所富良野出張所のほうに補修を申し入れをしておりましたが、改善がされないまま続いていたところがあります。

町民ポストで町民から御意見をいただいた後、速やかに再度富良野出張所のほうに申し入れをいたしましたところ、維持経費で8カ所先行して改修する旨の回答をいただいたところであります。

今現在、この20カ所のすべての改修が終わったということで確認をいたしましたことを御報告いたします。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、9番中村有秀君の一般質問を終了いたします。

次に、3番岩田浩志君の発言を許します。

3番（岩田浩志君） 私はさきに通告してあります2項目について、町長に質問をさせていただきます。

まず1項目め、協働のまちづくりについて。

1点目、現在、町では各住民会やボランティアの方々を初めとするさまざまな団体の方々により行政と町民との協働の取り組みが行われています。ま

た、町民の中には、これまで余り協働活動に参加していないが、何か機会があればお手伝いをしたいと思われている方も徐々にではあるがふえているように感じます。

町も協働のまちづくりに取り組んでいることは理解をしておりますけれども、このたびの町長の執行方針及び予算書の中に今後に向けさらなる協働のまちづくりのきっかけづくりとなるような、具体的な取り組みが見受けられないように思いますけれども、町長として協働のまちづくりの目玉となる施策とあわせて協働のまちづくりに向けた考えをお伺いいたします。

次に2点目、協働のまちづくりを進めるに当たり、町では協働のまちづくり推進準備委員会を設置して、昨年6月より委員会も回を重ねること16回を数えています。任期が3月いっぱいということがありますけれども、これまで町の憲法である自治基本条例の確認や協働のまちづくりに向けた町の現状や課題について委員の皆さんの御協力のもと、委員会が開催されています。

しかし、疑問に思うことはどうして協働のまちづくり推進準備委員会が町の附属機関として委員会の設置をされていないのかお伺いをいたします。また、平成22年度「（仮称）協働のまちづくり推進委員会」を設置するに当たり、附属機関として設置すべきと考えますけれども、町長の見解をお伺いいたします。

次に2項目め、町長の慶弔についてお伺いをいたします。

町長の慶弔基準における通夜、葬儀への対応については香典、生花、弔電は基準の中で対応されていると思っておりますけれども、町長が出席するに当たっては町として町民すべての方々への通夜、葬儀に出席されていない状況にあると思われましても、しかし町長就任後、すべてが公務での対応となっていると認識しておりますけれども、基準から外れる町民の通夜、葬儀に対しての出席、欠席をどのようにお考え、対応しているのかお伺いをいたします。

以上、町長に質問をいたしますので、よろしくお願いたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、1項目めの協働のまちづくりに関する2点の御質問にお答えさせていただきます。

まず1点目の御質問であります。議員御指摘のように町内では一部の住民会において、地域の安全はみずから守るとの意識から、地域の安全パトロールを初め、美化活動などに積極的に取り組む事例や

各種ボランティア団体によるさまざまなまちづくり活動など、主体性のある町民の方々が多様な取り組みにより、行政にかわり公共サービスを提供する場面が見え始めていますことは、私といたしましても大変に心強く思うところであります。

このような町民の方々の自主的なまちづくり活動がさらに広がるのが協働のまちづくりを進めていく上で極めて重要なことと考えており、今後は町といたしましてもこのような町民のまちづくり活動に対して積極的にかかわるとともに、支援してまいりたいと考えているところであります。

さて、議員御質問の平成22年度の施策につきましては、地域の児童公園の住民会自主管理委託事業を初め、住民会長懇談会の定例化、また協働のまちづくりに関する各種講演会の開催など、ソフト事業を中心として協働のまちづくりに向けた各種施策の展開を予定しているところであります。

私といたしましては、協働のまちづくりを進めていく上で、特に重要なことは町を構成するすべての町民が同じ目標に向かって一步一步、歩みを進めていくことは極めて重要であると考えており、今後は町民の意識がさらに高まるような環境づくりを行いたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2点目の附属機関の設置に関する御質問にお答えいたします。

町の附属機関の設置につきましては、「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」に位置づけた機関となっております、法令等に設置義務のあるもの、または条例において設置義務としているものに限って、同条例に位置づけをしているところであります。

このほかに、各種の個別計画や重要な指針等の策定時には町民の方々が町政に参画する手法として、法令や条例に基づかない任意の協議会や委員会を設置しているところであります。

さて、議員御質問にあります協働のまちづくり推進準備委員会及び平成22年度に設置を予定しております、仮称でございますが協働のまちづくり推進委員会は法令及び条例に基づかない任意の委員会として位置づけているところでありまして、現在、町にはこれに類する協議会、委員会も同様の扱いとなっております。

当委員会がまちづくりの基本となる重要な指針の策定に多くの時間をかけて濃密な御審議を賜っておりますことは承知しており、委員の皆様のお苦勞に對しまして感謝申し上げているところでありますが、当委員会の位置づけといたしましては現在の形と考えておりますので御理解を賜りたいと存じま

す。

また、新たに設置を予定しております協働のまちづくり推進委員会の位置づけにつきましては、将来の委員会活動の方向性を見定め検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

次に、2項目めの慶弔に関する御質問にお答えいたします。

町民の方が亡くなった場合の慶弔の対応につきましては、議員の御発言のように基準を設けまして町民すべての方へ対応をしております。

御質問にあります私の通夜、葬儀への参列につきましては、公務や用務の状況に応じて参列が可能であるときには参列をさせていただき、できないときには葬儀の前後に弔問をさせていただいたり、それもかなわないときには弔電をもって弔意をあらわさせていただいているところであります。

ただ、町に功勞の事績があった方や現職公職者、関係機関の代表者などがお亡くなりになった場合には、私が参列できないときには副町長や教育長に町長の代理として参列させていただいているところでありますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（西村昭教君） 再質問でございますか。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それでは再質問をさせていただきます。

まず1項目めの1点目の質問に対して再質問させていただきます。

ただいま町長が述べられましたように、各住民会を中心としてNPOたんぼぼの会であったり、各種ボランティアの方々には本当にそれぞれに工夫しながら町のために貢献していただいていることに対しまして、私も敬意を払うところであります。また、ただいま市街地の公園緑地の分権の部分につきましても町で進めていることは、私も十分承知しているところでありますけれども、しかしながら町民全体にこの協働のまちづくりを喚起するような、そういう取り組みが私の見ただけではなかなかみ取れないので、もう一度その部分を町長に何かこれはというものがありましたら、ぜひお聞かせ願いたいなというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員のまちづくりに対します考え方につきまして、お答えさせていただきます。

私といたしましては、こういうまちづくりに関しましては、非常に華々しく何か大きな手法を講じて一気に進めるということは非常になじまないというふうに考えております。今、例示にさせていただき

ましたような地味ながらも、着実にそれぞれが自主的に取り組みを続けていただく、そういう積み重ねが最終的には大きなうねりとなって協働のまちづくりを目指すまちづくりにつながるというふうに考えておりますので、私はそういう小さな事の大小は別といたしましても、そういう自主的な動きに対して町がそういう動きを応援するような仕組みに目を向けてまいりたいというふうに考えております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） なぜ私がこういう質問をさせてもらうかということは、ことしの新年交礼会の折りに、町長のごあいさつの中にことしは協働のまちづくり元年にしたいと、こういったお話がありました。こういうお話をされたので、町長としてはこれをやりたいのだと、こういった強い思いを持ってそのまちづくりに取り組むだろうなど、こういうふうに思っていましたのでこういう質問をさせていただいたのですが、なかなか本当に町民に広く喚起するようなものがなかなか見えないと。

こういった中で、ちょっと御答弁の中に町民の意識がさらに高まるような環境づくりという御答弁がありましたけれども、この部分についてもう少し詳しくお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

協働のまちづくりが標榜されまして、実際、昨年からスタートしておりますが、なかなかその協働のまちづくりというような概念が果たして町民の皆さん方に十分御理解いただいているかということで、例えば事例といたしましては学校へ出向いたりいたしまして自治基本条例の中身を説明させていただきということで、そういうことでまずそういうみんな町をつくっていくんだよというような思いを共有していただけるような、そういう意識を高めてまいりたいというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま町長から自治基本条例のお話がありましたけれども、私の周りで私はおおむね100人程度の方に自治基本条例を読まれた方はいますかということでお聞きしたら、年配の方、70歳ぐらいの方が1人、本を読むのを好きな方が読んで感想を聞かせていただいたのです、難しくわからないと。100人程度聞いて1人しか読まれた方はいない。まちづくりトークに出席された方は、その説明の中で聞かれているから読まれているというふうに判断させてもらいますけれども、それぐらい読まれてない自治基本条例、情報共有と簡

単にうたっているけれども、情報共有されていないですね。

されていなければ、情報共有するためにでは何をやらなければいけないかということをしなければならぬのだけれども、うちの町は情報提供はしているけれども、情報共有に対する努力はしていないと。この点について町長どうですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

情報の共有についてのお尋ねでございますが、私といたしましてはもちろん町は情報を提供することの仕事もさせていただいておりますが、やはりそれらがきちっと住民の皆さん方にしっかりと町の思いが、また町の趣旨が伝わるように努力を続けていくということは、これは基本中の基本でございますので、もし不十分であればさらに意を用いて推進していくということに尽きると思います。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 何かちょっとわからないのですけれども、そういうことで情報提供はしているけれども、情報共有がされていないということで私は常々感じていますし、情報共有することがどれだけ大変なことか、また住民参画ということがどれだけ大変なことかということがなかなか取り組んでいない町にはわからないと、こういうことを取り組んでいる町というのは簡単に使わないですよ、どれだけ大変かわかっているから。

それで、協働のまちづくりという観点から今回、私、総務産建常任委員長ということで、11月にありがたいことに行政調査ということで協働のまちづくりをテーマに4カ所の調査地で調査してきました。定例会初日も報告させていただきましたけれども、今回、定例会及び一般質問の中にも各委員の中からそういった調査地で調査してきた部分が随所に報告されていましたが、今回の調査地で本当にそれぞれの調査地が先進的な協働に対する取り組みを行っています。

本当に各委員も熱い思いでいるので、まだその熱い余韻がさめない中でこういった定例会を迎えているので、そういった話も随所にあらわれてきていますけれども、各調査地で共通して言えることがみんなこんなことをやっているかということ、みんな本当にこの町も少子高齢化ということで危機感を持って取り組んでいます。そのために何をやるかということ、地域力を高めるために各自自治区だとか、そういった単位に投資をして人材育成しています。各地域でリーダー育成しないともうやっていけないというのをわかっているからです。

そういうことが行われている中で、中でも大分市が本当にすばらしいと思うのは、その計画ばかりではなく実践が先行しているのです。私も最近思うのですけれども、どうしてこういうふうに分厚い冊子で計画がどんどんどんどんつくられるかと思ったら、実践ができていないからです。できていたら、こんなにつくることはない。

そういったことで、まずちょっと二、三その事例をお話しさせてもらおうと、防災士育成事業、これは防災士を養成するのに3日間の研修、講義で6万1,000円かかるのです。それで各673の自治区があって、自主防災組織全部に設置すると、まだ若干、全部設置されていませんけれども、それに全部配置するというので、市が6万1,000円投資すると、当然そこで研修に携わった人は市が6万1,000円投資されるわけですから責任ありますよね、そうしたらこれは防災だけではなく、この防災というテーマを借りながら地域のリーダーとしてこの人は今後活躍するのです。当然、それだけかけてもらっているから逃げ場がないということで、当然、そういうふうにしてせざるを得ない、そういう仕組みがこの中に入っているという、これは大分市が本当に協働のまちづくり全体をこういうふうに推進しているから、こういうことができるんだというふうに思います。

それともう1点、防災メールの配信事業、これは我が町でも取り組もうと思ったら簡単にできると思うのです。それは防災だけではなく、例えば有料でも登録制にさせていただいて、防災かみふらのをメールで毎日配信してもらおうとか、そういうこともあわせてやれば本当に町民にとっても新たなことが始まるんだなということで、また喚起されるのではないかなというふうに思います。

またもう1点、本当にすばらしいなと思ったのは、あなたが支える市民活動応援事業という、これは市民税の1%を応援できるということで、当然、高額な市民税を払っている方は1%といってもかなりの額になるのですけれども、それと非課税の方でも大分市としては市民税を二十以上の住民で割った額が非課税の方でも応援できるということで、597円だったかな、その額が非課税の方でもその事業に応援できると、こういう事業をやっております。これは本当に広く町民の方は、自分もこの事業を応援したいなということで参加できるという点では、かなり進んだ取り組みだなというふうに思います。

これは本当に、その中では当然その各活動組織がプレゼンテーションしなければならぬ、こういう事業をやるので応援してくださいということでプレゼンテーションをして、なおかつその事業補助を受

けたらその事業報告もみんなの中ですと、こういった取り組みも各自治体でいっぱいやっています。ただ、本当にこういう時間があるのだったら何を実践するかということを考えて、本当に町民に対して訴えるものがなかったら、中で一生懸命何ぼやっても、なかなか伝わらないです。

こういった本当に人に投資する、地域に投資するというのをしないと、今後の町はないのかなというふうに考えます。この点について、もう一度町長のお答えを伺います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

それぞれ全国津々浦々さまざまに今、こういう住民みずから町と一体となって町をつくっていきこうという機運は、恐らく今全国的にこういう機運になっているのではないかなというふうに私も理解しております。

どういう方法を講じるかということは、それぞれやはりその町でいろいろ議論を重ねながら組み立てていくものだというふうに理解しております。

当町におきましても、自治会の活動を支援する仕組みだとか、あるいはそれぞれボランティアの組織だとか、あるいは先ほど示させていただきました安全を守るためのグループの活動だとか、さまざま現在、上富良野町と町内の中でも動きが出てきております。これは大変ありがたいことだなということで考えております。

こういう取り組みを一步一步重ねていくことが多分、今お話されておりました、例示していただきました市におきましてもやはりそういう過去の蓄積が形として開花してきたのではないかなというふうに私は思うわけでございまして、町といたしましてもこれらの今の現在の動き、またそれに対します町の支援、協力等が実りまして大きな力になっていくことを期待して、今、町も取り組みをさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） どうも町長の御答弁、何かすべてが受け身でこれをやりたい、あれをやりたいというものがなかなか私どもに伝わってこないのが若干残念ですけれども、次に2点目の質問に移らせていただきます。

附属機関の設置についてでありますけれども、私も町長述べられたようにいろいろ調べてみますと、これまでに数多くの委員会、協議会がこのような謝金の対応ということで今日までできています。現在でも幾つかこういった委員会が設置され、4回、5回、協働のまちづくり推進準備委員会は16回と、

きょうは17回目を迎えるのですけれども異例としましても、こういった二段階の対応になっていると、そういうことでこの委員会について附属機関として条例の設置ができるのかできないのか町長にお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

協働のまちづくり推進の委員会についての附属機関としての設置ができるかどうかということのお尋ねかと思いますが、御答弁でも申し上げましたように、本委員会が4月から新しくスタートするわけですが、どういう委員会としての活動の内容になるのかということが描けない、外郭的にはイメージできますが、どのような今までの準備委員会とは私は多少、活動の中身が違ってくるのかなというふうにイメージしておりまして、そういう動きを少し見定めた中で附属機関としての位置づけをするべきかどうかということは判断してまいりたいと思っています。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ちょっと私の言い方が悪かったのか、一例としてこの委員会を挙げさせてもらいましたけれども、現在でも各計画に基づいたその委員会が設置されているということで、この委員会も含めて条例設置で附属機関として位置づけすることができるのかできないのかということをお聞きしたいとお聞きしたいと。

私は、これを例に出ささせていただきましたけれども、ほかの委員会も含めて位置づけができるのかできないのかということをお聞きしたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今日の姿に至りますまでにいろいろ経過がありまして、数あった委員会を現在の形に整理、統合してきたというような過去がございます。

当然、委員会の位置づけをどういうふうにするかということは、その時々で状況が多分、判断なさって今日を迎えていることだと思いますが、今後のことにつきましてはやはりその委員会が果たす目的によっては、附属機関として位置づけが必要だというふうに客観的に判断できるものにつきましては、当然そういう方法も講じる必要があるでしょうし、また、現在の任意の委員会であっても機能を果たしていけるということであれば継続をしていくということで、これは一概には、ですから附属機関に位置づけることも、これは可能性としてはあろうかとは思っています。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま、これまで整理統合してきたということでありましてけれども、どうしてそういう整理統合をしてきたのかということと、それらその委員会としてランクづけされているのかどうか、その点についてお伺いいたします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えをさせていただきますが、委員会のそれぞれの各委員会についてランクづけというものは一切しておりません。

それから、経過についてわかる範囲内で恐縮ですが担当課長のほうから御説明させていただきます。

議長（西村昭教君） 町民生活課長、答弁。

町民生活課長（田中利幸君） 3番岩田議員の御質問でございます。

まず、基本的に附属機関と申し上げますと、法令に設置義務のあるものと条例に設置義務をうたっているものに限っての状況でありますことは御案内のとおりですが、まず過去に協議会委員会も含めまして、この附属機関の条例に掲載をしていた歴史がございます。それを組織機構の改革とあわせて、これらを整理をしていった経過にございまして、今ある姿になっているところであります。

基本的に附属機関といいますと、一般的には町長が諮問をして答申をするという形が、この附属機関のありようでございます。あと一般的には委員会、協議会につきましては、町長答弁にもございますように町民から多くの意見や要望、あるいはその指針、計画等に多くの修正意見等をいただきたいという意味を込めてこの委員会と協議会が設置をされている経過にございまして、これらについては諮問、答申という形ではなくて、広く町民の意見を聞くという形から、この附属機関からの外出しとして対応をしている経過にございまして。

以上であります。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 法的に基づいて、また条例に基づいてということでありましてけれども、なぜ私がこういう話をするかということ、まず附属機関と位置づけされれば報酬規定による報酬が支払われると、これがうちの町の規定では4時間未満が3,600円、4時間以上の場合には日額6,200円とこうなっています。

そこで、どうしてこのように二段階になって、一方では報酬が払われ、一方では5,000円の謝金ということで、謝金の額については詳細にそれぞれの委員会で違うのかなと想像しますが、こ

のような対応になっている。この辺が私はどうも疑問に感じるところです。

一般的に軽微なもので一、二回の委員会で、ですからこれぐらいでお願いしますという程度だったらまだ理解できますけれども、通年に及んで本当に回数を重ねることで5,000円の謝金と、一方では報酬と、こういう二段階になっていることについて非常に疑問を感じますので、この点について町長、答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

附属機関に属する委員会、あるいは法令、条例に基づかない任意の協議会、委員会それぞれ設置の目的がきちっと明確化されております。

ただいまその任意の協議会委員会の謝金の扱いについてのお尋ねについては、それぞれ各協議会、委員会が活動委員会を開催される、あるいは活動されるというような中で、どの程度そういう活動が行うかということは、想定をした中で設定をしているわけではございませんので、それぞれが自主的に会合を持たれるなり、協議会を開くなりということで活動されているということでございまして、これを一つの物差しではかるというようなことを想定しておりませんので、謝金という形で一律ということで対応させていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 本来、謝金のあり方というのは、拘束した時間に対してのお礼ということで支払われるべきものであると私は考えておりますので、本来であればきちっとそれに見合うだけの対応をしなければならぬということを考えています。また謝金というのは、若干嫌らしいと思うのは、報酬というのはその対価として機械的に払われますけれども、謝金の中には町長及び町の気持ちが入っているということで対応されているわけでありませうけれども、考え方、見方を変えれば、例えば今回の推進準備委員会のように17回も18回も来ていただいて、5,000円の謝金だよということで、見方を変えればこれだけ来ていただいて5,000円の値しかなかったんだよということにもつながりかねないかなと、決して委員会の方々はその3,600円のお金がほしくて来るわけでもあるまいし、そういうことではないのだけれども、町としてどうしてこのような二段階になっているのかということについてもう一度町長の答弁を求めます。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

委員会の位置づけについては何度もお話しさせていただいているとおりでございますので割愛させていただきますが、今ここで任意の協議会、委員会についてのお尋ねになっていると思いますが、謝金という対応、措置を現在とらせていただいておりますが、私はそのそれぞれの委員会、協議会がどちらかと申しますと本当に皆さん方の熱い思いを寄せ合って一定の成果を得るように努力をしている、そういう性格を持っていると思いますので、それが回数だとか時間によって強弱をつけるような、そういう町としての気持ちのあらわし方は私といたしましてはなじまないというふうに理解しております。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） どうも明確な答えにはなっていないのですが、これは担当課長、大変だと思うのです。課長が本当に職員と一生懸命取り組んでいるのをみんな評価しているところなんですけれども、これでこれだけ来てもらって5,000円の謝金をどのように支払われるのか、ちょっと支払う姿を見てみたいと思うのですが、その後本当に皆さんに引き継いでいっていただきたいと思ったときにできるかといったら、私はできないと思う。

時間と生活に余裕ある方ばかりだったらいいですけども、当然、各組織で若い方もたくさん来られていて、そういった人材を育成していくという観点からもこんなことをやっていたら人材育成なんかできません。

それで町長、一つお願いがあるのですが、この附属機関の規定、これは皆さん知らない方がいっぱいいます。次、頼まれるのであれば、町としてはこの附属機関には属することをしません、こういう委員会の形態でこのような5,000円の謝金で1年間お願いしますという、これを情報共有するのですから見せてください、それが情報共有で町が伝えづらい、伝えたくないことを知ってもらうことから協働のまちづくりが始まるのですから、必ず頼むときにこういう情報を提供して知ってもらうと受けてもらうのだったら、そういう条件で受けてもらうのは一向に構わないと思いますけれども、少なくとも町長の委嘱ということで、町長が頼まれるのですから、そういったことをしっかり整備しないとだれが見ても違和感がありますよね。その点についても一度、答弁をお願いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

さまざまな協議会、委員会に私がお願いしているわけでございますが、今、委員が御発言ありました

ように、その例えば附属機関に属する性格の委員会か、あるいはそうでないかと、それによって報酬の仕組み、あるいは謝金の仕組みでこういうふうな実態にありますよと、これでよかったらお受けいただけますかと、非常に私の気持ちといたしましてはこういう町民の皆さん方とともどもに汗をかく仕事の前提に、そういう情報を提供するというは何ら妨げるものではありませんけれども、それをクリアしてお受けいただくかどうかということをもし判断していただく材料に提供してくれということでしたら、私としては非常に寂しいものを覚えるわけでございます。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） それでは知らない町民に対して知っていただく努力はするということで、それでいいですね。私もそこが一番知りたかったので、私も勉強不足でこれまでこういう指摘をしてこなかったことに対しては責任を感じていますし、こういった中で本当に人材育成できるかといったら、私は少なくとも先ほど申し上げましたように時間と生活に余裕のある方しか来れないのかなと。

決してこのお金がほしくて来る方はだれもいないと思いますけれども、こういったことで町民から違和感のないような整備は当然すべきではないかなというふうに思います。

次に、2項目目の再質問に移りたいと思います。

この点については昨年、予算特別委員会のときに町長に伺ったときに、前町長は基準から外れる葬儀に対してはプライベートだということで、向山町長については公務で対応したいということの答弁だったかなというふうに思っています。

それで前町長と違うのだというお話をされていた記憶があるのですけれども、私は以前のように町として通夜、葬儀に対応するのかなというふうに、参列に関してはそのように思っていたのですけれども、1年間通して見ておりますとどうもそのようにはなっていないということで、私は公務で出席するというのであれば、当然その出席される、されないということについては、町民からすると不公平ではないかなというふうに感じます。

私、本来としてはせめて町として意をあらわすために葬儀ぐらいは町として対応すべきではないかなというふうに思っておりますけれども、この点について公平なのか不公平なのか、その点もう一度伺っておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、冒頭に基準から外れる外れない、基準から外れる方は1人もおりません。基準の中で対応させていただいているということで御理解いただきたいと思えます。

それと参列させていただく、いただけないということに対しましては、私は町長として出席をさせていただく、個人と町長ということでそれを区別して出席するというは、実際にはそれは現実にはできませんので、私は常に故人の思いも含めながら町長として出席をさせていただいているということで、町としてという部分については基準の町として出席をする基準がございますので、その部分については町として対応はさせていただいておりますが、通常のお参りさせていただいて弔意をあらわす部分については、町長として私の弔意をあらわさせていただいているところでございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） 質問したことに対して答えられていないのですけれども、これは出る出ないということに対して不公平にならないのかということをもう一度お伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

公平、不公平にならないかというような部分については、そういう受けとめ方は私はいたしておりません。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） これは、町民にとって公平か不公平ではないかということなので、葬儀に行くに必ずのようにきょうは町長来られるのかと、来れないのかという質問を受けたりするのです。

それで、そういう点も含めて公平か不公平かということは、当然、町民の目線からはそういうことがあるのではないかなというふうに思うのですけれども、その点ついていかがですか。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 3番岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

私、お答えの中でお話をさせていただいておりますが、葬儀、あるいはお通夜に参列することが弔意のあらわし方のすべてだというふうに理解もしておりますし、また物理的にそれがかなわないことも事実でございますので、私はどういう形でお亡くなりになられた方々に対しましても、上富良野町において大変御苦勞いただいたという気持ちのあらわし方は、その都度都度できる範囲の中で弔意をあらわさせていただいているということでございまして、どなたに対しても同じ気持ちで臨んでいるところでござ

ございます。

議長（西村昭教君） 3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） そうしたら町長は以前のように町として全葬儀に参列するという考えはないということ、その点もう一度お伺いします。

議長（西村昭教君） 町長、答弁。

町長（向山富夫君） 岩田議員の御質問にお答えさせていただきます。

これは物理的にできる可能性は非常に薄いというのか、むしろ物理的には全部に参列するということはまず不可能だと思います。

先ほども申し上げましたように、私が町長として町民を代表する形で弔意をあらわしに行くということは、可能な限りさせていただいておりますし、かなわない場合には別な方法をもって弔意をあらわさせていただきますいております。

また、町が基準をもって参列させていただきうる基準の中にある方々については、これは町として、町長ということではなくて町として弔意をあらわすということになっておりますので、それについては私が出席のかなわない場合には副町長、あるいは教育長をもって弔意をあらわさせていただきますいております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 以上をもちまして、3番岩田浩志君の一般質問を終了いたします。

これにて、一般質問を終了いたします。

休 会 の 議 決

議長（西村昭教君） お諮りいたしたいと思いません。

議事の都合により、3月17日から23日までの7日間を休会といたしたいと思えます。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、3月17日から23日までの7日間を休会とすることに決しました。

散 会 宣 告

議長（西村昭教君） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

あす以降の予定について、事務局長から報告させていただきます。

事務局長。

事務局長（中田繁利君） 御報告申し上げます。

ただいま御決定いただきましたとおり、あす3月17日から23日までの7日間は、休会といたしま

す。

3月24日は、本定例会の最終日で、開会は午前9時でございます。

なお、休会中の3月17日、18日、19日、23日の4日間は、予算特別委員会をいずれも午前9時から開会いたしますので、各会計予算書並びに既に配付の関係資料を持参の上、定刻までに御参集賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

午後 0時02分 散会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年3月16日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 岩 崎 治 男

署名議員 中 村 有 秀

平成 2 2 年第 1 回定例会

上富良野町議会会議録（第 5 号）

平成 2 2 年 3 月 2 4 日（水曜日）

議事日程（第5号）

- 第 1 会議録署名議員の指名の件
- 第 2 予算特別委員会付託
- 議案第 1 号 平成22年度上富良野町一般会計予算
- 議案第 2 号 平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 3 号 平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算
- 議案第 4 号 平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 5 号 平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算
- 議案第 6 号 平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算
- 議案第 7 号 平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算
- 議案第 8 号 平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 9 号 平成22年度上富良野町水道事業会計予算
- 議案第10号 平成22年度上富良野町病院事業会計予算
- 議案第20号 上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件
- 議案第21号 上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件
- 第 3 議案第22号 公共施設における広域市町村民の使用料の取扱いに関する関係条例の整備に関する条例
- 第 4 議案第23号 上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例
- 第 5 議案第24号 上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例
- 第 6 議案第25号 上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について
- 第 7 議案第26号 上川教育研修センター組合格約の変更について
- 第 8 議案第27号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について
- 第 9 議案第28号 北海道市町村総合事務組合格約の変更について
- 第10 議案第29号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について
- 第11 議案第30号 上富良野町道路線廃止の件
- 第12 議案第31号 上富良野町道路線認定の件
- 第13 議案第32号 監査委員の選任の件
- 第14 議案第33号 固定資産評価審査委員会委員の選任の件
- 第15 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦の件
- 第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件
- 第17 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第18 発議案第3号 農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件
- 第19 発議案第4号 季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見の件
- 第20 発議案第5号 保育制度改革に関する意見の件
- 第21 閉会中の継続調査申出の件

出席議員（14名）

1番	岡本康裕君	2番	村上和子君
3番	岩田浩志君	4番	谷忠君
5番	米沢義英君	6番	今村辰義君
7番	一色美秀君	8番	岩崎治男君
9番	中村有秀君	10番	和田昭彦君
11番	渡部洋己君	12番	佐川典子君
13番	長谷川徳行君	14番	西村昭教君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条による説明員の職氏名

町 長 向山富夫君
 教 育 長 北川雅一君
 教育委員会委員長 増田修一君
 会計管理者 新井久己君
 産業振興課 多湖逸郎君
 商工観光班主幹 岡崎光良君
 保健福祉課長 田中利幸君
 町民生活課長 松本隆二君
 技術審査担当課長 菊池哲雄君
 農業委員会事務局長 大場富蔵君
 ラベンダーハイツ所長

副 町 長 田浦孝道君
 代表監査委員 高口勤君
 農業委員会会長 中瀬実君
 総務課長 服部久和君
 産業振興課 辻剛君
 農業振興班主幹 岡崎智子君
 健康づくり担当課長
 建設水道課長 北向一博君
 公園整備担当課長 菊地昭男君
 教育振興課長 前田満君
 町立病院事務長 松田宏二

君

議会事務局出席職員

局 長 中田繁利君
 主 査 遊佐早苗君

主 査 深山悟君

午前 9時00分 開議
(出席議員 14名)

開 議 宣 告

議長(西村昭教君) 御出席、まことに御苦労に存じます。

ただいまの出席議員は14名であります。

これより、平成22年第1回上富良野町議会定例会5日目を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸 般 の 報 告

議長(西村昭教君) 日程に入るに先立ち、議会運営等諸般の報告をいたさせます。

事務局長。

事務局長(中田繁利君) 御報告申し上げます。

予算特別委員長から、今期定例会で付託されました議案第1号から議案第10号まで及び議案第20号並びに議案第21号の、以上12件について、審査結果の報告がありました。

なおさきに御案内のとおり、人事案件の議案第32号監査委員の選任の件及び議案第33号固定資産評価審査委員会委員の選任の件並びに諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦の件につきましては、後ほど議案をお手元にお配りいたしますので御了承賜りたいと思います。

以上でございます。

議長(西村昭教君) 以上をもって、議会運営等諸般の報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名の件

議長(西村昭教君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、議長において、

10番 和田 昭彦 君

11番 渡部 洋己 君

を指名いたします。

日程第2 予算特別委員会付託

議長(西村昭教君) 日程第2 予算特別委員会に付託審査の議案第1号平成22年度上富良野町一般会計予算、議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、議案第3号平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算、議案第4号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、

議案第5号平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算、議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、議案第7号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、議案第8号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、議案第9号平成22年度上富良野町水道事業会計予算、議案第10号平成22年度上富良野町病院事業会計予算、議案第20号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件、議案第21号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件を一括議題といたします。

本件に関し、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、長谷川德行君。

予算特別委員長(長谷川德行君) 予算特別委員会審査報告を、朗読をもって報告申し上げます。

予算特別委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により、審査の経過等を付し報告する。

平成22年3月24日、予算特別委員長長谷川德行。

記。1、審査の経過。

本委員会は3月9日に設置され、同日、議案第1号から議案第10号まで及び議案第20号並びに議案第21号が付託された。

3月17日に委員会を開き、正・副委員長、分科長を選出し、直ちに議案審議に入り、議案第20号と議案第1号の一般会計予算、歳入各款と歳出1款から4款まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月18日に委員会を開き、議案第1号の一般会計予算、歳出5款から予算調書まで款別ごとに質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月19日に委員会を開き、議案第2号及び議案第21号並びに議案第3号から議案第10号までについて、それぞれ歳入歳出を一括して質疑を行い、理事者の答弁を求めた。

3月23日に委員会を開き、各議案の審査意見を集約して、理事者に審査意見書を提出し、町長から所信表明を受け、議案ごとに討論と採決を行った。

議案審査での主な意見は、別記のとおりである。

2、表決。議案第1号は討論を行い、議案第20号、議案第2号及び議案第21号並びに議案第3号から議案第10号までは討論を行わず、議案ごとに起立による採決を行った結果、全議案が賛成多数により原案可決となった。

3、結果。

(1)、議案第1号平成22年度上富良野町一般

会計予算、原案可決。

(2)、議案第20号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件、原案可決。

(3)、議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

(4)、議案第21号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件、原案可決。

(5)、議案第3号平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

(6)、議案第4号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

(7)、議案第5号平成22年度……

議長(西村昭教君) 暫時休憩します。

午前 9時06分 休憩

午前 9時08分 再開

議長(西村昭教君) 会議を再開いたします。

結果のほうから報告をお願いいたします。

予算特別委員長(長谷川徳行君) 3、結果。

(1)、議案第1号平成22年度上富良野町一般会計予算、原案可決。

(2)、議案第2号平成22年度上富良野町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

(3)、議案第3号平成22年度上富良野町老人保健特別会計予算、原案可決。

(4)、議案第4号平成22年度上富良野町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

(5)、議案第5号平成22年度上富良野町介護保険特別会計予算、原案可決。

(6)、議案第6号平成22年度上富良野町ラベンダーハイツ事業特別会計予算、原案可決。

(7)、議案第7号平成22年度上富良野町簡易水道事業特別会計予算、原案可決。

(8)、議案第8号平成22年度上富良野町公共下水道事業特別会計予算、原案可決。

(9)、議案第9号平成22年度上富良野町水道事業会計予算、原案可決。

(10)、議案第10号平成22年度上富良野町病院事業会計予算、原案可決。

(11)、議案第20号上富良野町十勝岳地区振興基金の一部支消の件、原案可決。

(12)、議案第21号上富良野町国民健康保険財政調整基金の一部支消の件、原案可決。

なお、別記予算特別委員会審査意見(平成22年度予算)につきましては、説明を省略させていただきます。

以上で、予算特別委員会の報告といたします。

議長(西村昭教君) これをもって、予算特別委

員長の報告を終わります。

お諮りいたします。

本件に対する委員長報告は、意見を付して、すべて原案可決であります。

委員長の報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(西村昭教君) 御異議なしと認めます。

よって、議案第1号から第10号まで及び議案第20号並びに議案第21号は、委員長の報告のとおり決しました。

日程第3 議案第22号

議長(西村昭教君) 日程第3 議案第22号公共施設における広域市町村民の使用料の取扱いに関する関係条例の整備に関する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長(服部久和君) ただいま上程いただきました議案第22号公共施設における広域市町村民の使用料の取扱いに関する関係条例の整備に関する条例について、提案の要旨を御説明申し上げます。

圏域5市町村における公共施設の利用に当たっては、平成19年度に5市町村長において平成20年度より圏域の住民が地元住民と同料金で利用できる同一料金化について合意がなされたところであり、本町においては当分の間の取扱いとして、公共施設における広域市町村民の使用料取扱要領を制定し、その対応を図ってきたところであります。

同要領制定以降2年を経過し、この間における取扱いの状況等を踏まえ、個人利用における使用料の同一料金を基本的な考え方として条例に規定するよう、関係条例について一括改正を図るとともに、住民要望等により課題となっていたスポーツ施設における使用料の一部についてもあわせて改正整備を図るものであります。

まず、広域市町村民の使用料の取扱いに関する規定としましては、町民以外の者が使用する場合の使用料の2倍規定を、圏域住民以外の者が使用する場合の使用料は2倍とする旨、改正を行います。また、町内在住中学生以下の使用料の無料規定を、圏域在住中学生以下の使用料を無料とする旨改正し、回数券、シーズン券などの利用における町民限定の規定を圏域住民限定の規定に改めます。

さらに、使用者区分について町内在住者、町外在住者と規定していたものについては、圏域内在住者、圏域外在住者に改正を行うことで、条例上における個人利用にかかる圏域内住民の同一料金化が整

理されるものであります。

また、あわせて改正をお願いするスポーツ施設の
使用料については、運動公園テニスコートの夜間照
明料を現行30分につき300円を、60分につき
300円に改め、B&G海洋センターについては
2,000円のシーズン券を新設するとともに、個
人の夜間使用料を日中と同一料金となるよう改正
を行うものです。

それでは、本議案について以下条文ごとに要約し
て御説明してまいります。

第1条は、公立学校の施設設備使用料。

第2条は、公民館使用料。

第3条は、都市公園使用料。

第4条は、児童館使用料。

第5条は、集会施設使用料に係る関係条例をそれ
ぞれ改正することにより、圏域内住民の同一料金化
を図るものであります。

第6条は、運動公園使用料の圏域内住民の同一料
金化を図ることとあわせて、テニスコート夜間
照明使用料を改正し、他施設との均衡を図るもの
であります。

第7条は、社会教育総合センターの使用料の圏域
内住民の同一料金化を図ることとあわせて、利
用時間区分の明確化を図るものであります。

第8条は、農業構造改善センター使用料。

第9条は、セントラルプラザ使用料。

第10条は、防災センター等使用料。

第11条は、農産物加工実習施設使用料に係る関
係条例をそれぞれ改正することにより、圏域内住民
の同一料金化を図るものであります。

第12条は、B&G海洋センターの使用料の圏域
内住民の同一料金化を図ることとあわせて、シー
ズン券の新設と個人の夜間使用料を改正し、他施設
との均衡を図るものです。

第13条は、武道館使用料。

第14条は、多世代交流センター使用料。

第15条は、保健福祉総合センター使用料。

第16条は、パークゴルフ場使用料に係る関係条
例をそれぞれ改正することにより、圏域内住民の同
一料金化を図るものであります。

次に、附則では施行日を平成22年4月1日と規
定するものであります。

以上で、議案第22号の説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い
申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の
説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程されました議
案第22号の関係で、まず1点は圏域内と圏域外の
確認方法をどのような形とするのかということで、
現状としては今まで取扱要領でやっていたけれど
も、圏域外からも圏域内だというようなことの実
例が何件か聞いております。その関係で、一応条例
化された以上、それらの関係についてどう徹底す
るかということで1点はお尋ねしたいと思います。

それから2点目は、テニスコートの夜間照明の関
係です。全員協議会等で負担料が島津球場40%、
運動公園が80%の夜間照明の関係であるから、整
合性を図るというような説明がありました。現実の
問題、従来30分につき300円が60分につき3
00円ということになりました。島津球場は20分
につき300円ということで、逆に島津球場は1時
間使えば900円になります。そして、テニスコ
ートの関係は、1時間で300円という、3倍の関
係になります。

それで、こういう状況で説明を受けたところです
けれども、今までの決算報告書、それから予算書の
関係で見ますと平成19年度保健体育使用料の島津
球場照明施設では、8万4,600円という保健体
育使用料の収入があります。しかし、島津球場の光
熱費は25万4,126円という支出がある。大体
このように、歴年このような感じでできております。

テニスコートで言えば平成19年度、富原テニ
スコート照明施設の使用料が8万5,200円ありま
す。しかし、運動公園の光熱費が28万8,813
円ということで、数字も大体このまま過去3年間大
きな変化がございません。

それで特に、富原テニスコートの中での運動公園
光熱費という数字は、これはテニスコートの照明ば
かりではなくて、私ども調べてみましたらランニ
ングコースの街灯等もあります。そういうことで、そ
れらも全部含まれているのか、その点ちょっと確認
をいたしたいと思います。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質
問にお答えさせていただきます。

運動公園の電気料、光熱水費につきましては、す
べての運動公園の電気料、それから水道料等を計上
させていただいておりますので、その中の一部がテ
ニスコートの料金になっているということで御理解
いただきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村議員の1点目
の圏域内、圏域外の確認行為をどういうふうに行
うのかということにお答えしたいと思います。

基本的に、その施設の管理人が明らかに町内の人

だとわかる場合は、当然確認作業はいたしませんけれども、残念ながら見たことのない方であれば、免許証だとか、それにかわる身分を明らかにするものにおいて確認行為をとらせていただくような考え方で進めようと考えております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） もう1点は、その40%、80%の差の関係が、片や1時間で300円、片や島津球場は1時間で900円ということだから、そうすると利用人口のことを言うのか、それらのことを含めてその400円、800円の差がどういう根拠かということも答弁していただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村議員の御質問にお答えいたします。

私のほうでさきの委員会のほうで御説明させていただいたとおり、原価100円の電気料に対しまして、テニスコートのほうは80%の負担をしていたと、結果的に80円をしていたと、一方、島津球場のほうは100円に対して40円の負担であったということとして、その時間の区切りは違いますけれども、結果的に今テニスコートのほうは80%負担を住民からいただいていますので、それを島津の野球場と同じ40%にするという考えから金額的に同じ時間でありませけれども、金額は変わりませけれども倍使えますよという計算をしておりますので御理解をいただきたいと思います。

議長（西村昭教君） 9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） まず、富原テニスコート照明の関係で、利用人数もしくは回数でもいいです。それと、島津球場の比率をちょっと、今すぐ出てこないかもしれませんが、できればどういう状況になっているかということと、それからもう一つは富原テニスコートの運動公園の光熱水費ということで決算や予算が出ています。しかし、現実にテニスコートの負担はどのぐらいなのかということが、ちょっと明確ではないのです。片や40円、片や80円ということですが、現実の問題として運動公園のほうの光熱費の、例えば平成22年度の予算で言えば30万2,000円を光熱費の中であれしているのですけれども、それではテニスコートの照明にどのぐらいで、それからもう一つは運動公園のそれ以外の照明が幾らで、それからもう一つは光熱水となっていますから、水道の関係もあると思うのです。

これらも具体的な数字で対比をしてもらわないと、どのぐらいの、今の総務課長の答弁で40円、

80円というようなことがわかったのですけれども、これらがやはり特に島津球場はソフトボールのナイターリーグ戦の中で多く使う経過があるものですから、その関係で現実の問題、片や60分で300円、片や60分で900円という、こういう大きな差がどうなのだという事になってくると、それはある面で説明をしなければならないという、特に私はソフトボール協会の会長をやっている関係もありますので、そういう点で具体的な数字を出していただいて、説明責任ができるような形にさせていただきたいと、恐らく今すぐ出てこないと思えますけれども、できれば後ほどそれらを出していただきたいと思います。

以上です。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

申しわけございません、今、手元に資料持ってきてございませんので、後ほど資料の提出をしたいと思います。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第22号を採決したいと思います。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって本件は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第23号

議長（西村昭教君） 日程第4 議案第23号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第23号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

名誉町民条例は、昭和36年に本町の発展のために功績のあった方に対し、その功績と榮譽をたたえ、町民の社会文化の交流に対する意欲の高揚を図る目的で制定され、その後、社会や経済の変化とともにその時代に即した条例を改正し、運用してまいりました。

今回、従来名誉町民年金を功労一時金へ見直す

とともに、名誉町民の決定方法とその取り消し方法などについて整理し、所要の条例改正を行おうとするものです。

内容につきましては、1点目は名誉町民に値する適格者が死亡した後にも称号を送ることができるよう改正するものです。

2点目は、新たに名誉町民審議会を設置し、町長が審議会の諮問審議を経て町議会へ提案すること及び審議会委員の人数、任期等について規定するものです。

3点目は、名誉町民年金、年30万円を名誉町民功労一時金200万円に変更し、新たに死亡後に名誉町民の称号が贈られた場合、遺族に弔慰金100万円を給付できるように、また、附則において改正前に名誉町民の称号を受けられている方については、今までどおり名誉町民年金を支給するよう改正するものです。

4点目は、名誉町民がお亡くなりになった場合、従来から町葬を実施してきた実態を踏まえ、町葬の実施について規定するものです。

5点目は、本人の責に帰すべき行為により、著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めるときは、名誉町民審議会に諮り、議会の議決を経て名誉町民であることを取り消すことができるように規定するものです。

6点目は、名誉町民審議会の新設に伴い、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正と施行日を附則で規定するものであります。

以下、議案を朗読し、改正内容の説明とさせていただきます。

議案第23号上富良野町名誉町民条例の一部を改正する条例。

上富良野町名誉町民条例（昭和36年上富良野町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして、「（目的）」を付し、同条中「社会の進展及び」を「本町の発展のために社会の進展又は」に、「意欲の昂揚」を「意欲の高揚」に改める。

第2条に見出しとして「（名誉町民）」を付し、同条中「本町の」を「町長は、本町の」に、「郷土の誇りとし、且つ」を「郷土の誇りとして」に改め、「町長がこれを推薦し」を削り、「贈り、賞はいを授与する」を「贈る」に改め、同条に次の1項を加える。

2、町長は前項の規定に値すると認められる者が死亡した後、町議会の議決を経てその者に名誉町民の称号を贈ることができる。

第3条及び第4条を次のように改める。

（名誉町民審議会）。

第3条 町長は、前条の規定に基づいて町議会の議決を得ようとするときは、上富良野町名誉町民審議会（以下「審議会」という。）にあらかじめ諮らなければならない。

2、審議会の委員の数は7名とし、議会、教育委員会、選挙管理委員会及び農業委員会の各代表者1名並びに町内に居住する者から選任した者3名により構成する。

3、委員会は必要のつど町長が任命し、当該諮問にかかる審議が終了したときは、解任されるものとする。

（名誉町民の待遇・功労一時金）。

第4条 名誉町民に対しては、次の待遇等を与えるものとする。

（1）その事績を永く伝える方途を講ずること。

（2）町の祝祭又は記念行事に招待すること。

（3）死亡したときに町葬を行うこと。

（4）名誉町民功労一時金を給付すること。

（5）名誉町民章、顕彰額及び記章を贈ること。

2、前項第3号に規定する町葬は、名誉町民（第2条第2項による名誉町民を含む。）が死亡したときに行うものとする。ただし、当該名誉町民本人の生前の意思又は当該名誉町民の遺族の意向がある場合は、これを執り行わないことができる。

3、第1項第4号に規定する名誉町民功労一時金の額は、第2条第1項の規定により称号を贈られた者に対して200万円を、第2条第2項の規定により称号を贈られた者に対しては、その遺族に弔慰金として100万円を、それぞれ給付するものとする。

第5条に見出しとして「（委任）」を付し、同条中「町長が」を「規則で」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（名誉町民の取消し）。

第5条 名誉町民が本人の責に帰すべき行為により著しく名誉を失墜し、町民の尊敬を失ったと認めるときは、あらかじめ審議会に諮り、議会の議決を経て、名誉町民であることを取り消すことができる。

2、名誉町民であることを取り消された者は、その取消の日から、この条例によって与えられた待遇等を停止するものとする。

附図を削る。

附則。

1、この条例は、公布の日から施行する。

2、この条例施行の際、現にこの条例による改正前の上富良野町名誉町民条例（以下「旧条例」という。）に基づき、名誉町民の称号を受けている者に

については、この条例による改正後の上富良野町名誉町民条例（以下「新条例」という。）により、名誉町民の称号を受けたとみなし、新条例による名誉町民功労一時金の規定については適用せず、旧条例による名誉町民年金の規定については、なおその効力を有する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）。

3、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表附属機関の部表彰審査委員会委員の項の次に次の項を加える。

名誉町民審議会。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。ございませんか。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） ちょっと確認をさせていただきたいのですが、名誉町民条例の第1条の2とあります。これをちょっとお尋ねしたいのですが、今はお亡くなりになっておられるのですが、元参議院の石川清一さん、お亡くなりになってから名誉町民の称号が贈られたと、こういうふうに理解しているのですが、そのときにはこの第2項というのは、この部分はなかったと思うのですが、そのときは特例で認めたと、こういうことですか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 4番谷議員の質問にお答えいたします。

条例上の規定はございませんでしたけれども、特例というか、皆さんの御意志の確認をして、議会の議決を得て名誉町民になられたというふうに理解しております。

以上であります。

議長（西村昭教君） 4番谷忠君。

4番（谷忠君） 私、石川さんだけで申し上げたのですが、酒匂町長もお亡くなりになってから名誉町民の称号を贈られたと、こういうことでよろしいですか。それは議会の承認を得て、改めてこういう用語を加えると、こういうことで理解してよろしいですか。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 4番谷議員の御質問にお答えいたします。

酒匂町長のときも、現職でお亡くなりになって、お亡くなりになった後に名誉町民になられております。先ほども提案要旨のときにお話しいたしましたけれども、実態としては谷議員がおっしゃるようなそれらの行為がなされておりました。今回、条例改正にあわせてその辺のことを明文化したところでございます。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 何か質問させていただきますが、まず今回の改正点で問題になるというふうに感じている点は何点かあります。

まず、結論から先に言いますと名誉町民ということで、非常に町に対して功労があったという点については高く評価しなければならないというふうに私自身も考えております。しかしながら、名誉町民の年金等の支給等については、やはり今の時世からいっても既に廃止しなければならないというふうに考えておりますが、新たに改正、年30万円を一時金という形で200万円に変更されましたが、そういう検討も含めてなかったのかどうなのか、この点、お伺いしておきたいと思っております。

さらに、弔慰金という形で100万円という形になっておりますが、多額ではないかというふうに私自身も考えておりますので、気持ちをあらわすのであれば、こういう多額の仮に名誉町民であったとしてもどうなのかなというふうに疑問を抱きます。

また同時に、名誉町民の従前、受けられている方については引き続きということですが、この点についても期限を切って段階的に廃止という方向こそ住民の理解が得られるものだと私は考えますが、この点についてはどのような経過があるのかお伺いしておきたいというふうに思っています。

さらにお伺いしたいのは、この条文でいけば、一般の町民であったとしても町に多大な功績があれば名誉町民として表彰されるということが、その点についてはそういう読みもできるということでしょうか。従前でしたら、大体過去のわからない部分もあるのですが、町長等が比較的名誉町民という称号が贈られているわけですが、この点も含めてお伺いしておきたいと思っております。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 5番米沢議員の御質問にお答えいたします。

1点目の一時金の200万円と年金支給について廃止との検討を行ったのかというお話であります。今回の条例の改正をするに当たりまして、一時金の額、また現にお支払いしている年金の支給額について当然、検討を加えております。その検討を加えた

結果、今回、条例案として御提案をしたところであり
ます。

次に、弔慰金の100万円についてでございます
けれども、これも当然、町民の感情、あとは他町村
の状況等も踏まえ、今回100万円という形で御提
案をさせていただいております。

あと、名誉町民の今までの町長等が多かったけれ
どもということに対してでございますけれども、それ
は町長に限らず、この条例の目的に書いてござい
ます部分に該当される方がいらっしゃいましたら当
然、その役職だとか、そういうようなものに関係な
く名誉町民になられることだというふうに解釈して
おります。

以上です。

議長（西村昭教君） 5番米沢義英君。

5番（米沢義英君） 私はこの点、どうも納得い
かないのです。やはり、称号を与える分には、それ
は差し支えありませんが、しかし改めてこの一時
金、あるいは弔慰金等についてはやはりどう住民側
から見ても納得できるものではないと私は思いま
す。いろいろないいという方もおられるかもしれま
せんが、しかし一般の従来の慶弔規定が変わる前
でしたら、町民の方でしたら3,000円ぐらいの
という形のそういう御霊前などをお渡ししていた経緯
があります。そういう経過からしても、この弔慰金
についても100万円という規定については、やは
り住民側からしても納得できるものではないと思
いますが、この点、もう一度確認しておきたい
と思います。

また同時に、この功労金についてもやはり廃止し
て、名誉称号だけを授与すると、それで立派な町民
の町の貢献にかなった方だというふうにしておけ
ば、従前とは変わらない尊敬の念を抱いて町民はた
たえるのだというふうに思います。当然、葬儀等
についても引き続き町からの経費も充当されるか
というふうに思いますが、この点も含めてもう一度
私はこの条文の見直し等を改めて主張して、考
え方等についてお伺いしておきたいと思いま
す。

議長（西村昭教君） 副町長、答弁。

副町長（田浦孝道君） 5番米沢議員の御質問に
私のほうからお答えさせていただきたいと思いま
す。

いろいろ御意見いただいたところでございま
すし、私どもも議員の皆さんのいろいろな考え方も
いろいろな形で耳に入れさせていただきました。ま
た、こういう制度につきましては、全国の自治体
でも道内の自治体はもちろんでございますけれど
も、いろいろな例がございまして、そういうのはつ
ぶさに検討させていただきました。

いずれにしても、従前の条例にもありますよ
うに町民、または町に関係の深い方がこの町に対
する貢献、これは一般町民の方も常日ごろから町
に対する貢献はあるかと思えます。それらを大き
く超えて多くの町民がこの町に対しての貢献が非
常に大きいという、そういう町民総意の中で決定
することを想定してございますので、そういう多
大な功績にふさわしい称号をするということが、
この制度の趣旨でもございますし、先ほど申し
上げましたように他のいろいろな例を参酌しな
がら町としてふさわしい形で御提案させていただ
いたところでございます。

年金から功労一時金にしました。これも時代
変化の中でそういう動きがございまして、町とし
てもそういうことを一つこの制度のこれから残
す制度としてふさわしいのだろうということで考
えたところでございまして、また、不幸にこう
いう称号を受けられた方が他のケースでござ
いまして、また、不幸にこういう称号を受け
られた方が他のケースでございまして、さら
に弔慰金を出す、そういう制度もたくさん他
にもございます。私どもは、お亡くなりにな
られた方がいろいろな功績で名誉町民として
称号することがふさわしいということにな
った場合に、そういう方には弔慰金として
その功績に報いるという形で制度設計を
したものでございまして、私ども繰り返
しになりますが、他の自治体の制度と比
較して町としてはふさわしいという、
そういう判断のもとに提案をさ
せていただきましたので、ぜひとも御理
解をいただきたいと思いま
す。

議長（西村昭教君） ほかにございますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 第5条2項の
関係で確認をいたしたいと思
うのですが、裏面で名誉町
民であることを取り消され
た者は、その取り消しの日
からこの条例によって与え
られた待遇等の停止をする
ものとするということで、
一応、審議会を経て取り
消されたということで、年
金の受給されている方は
そのまま取り消されること
と承知をしますけれども、
例えば功労一時金200万
円をもらった場合、それ
はもうそのままということで、
返還だとか何とかという
ことはなしにその時点で
既に支給をされているから、
そのままということなのか
ということを確認したい
と思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 9番中村議員の御質問
にお答えいたします。

第5条第2項についてであり
ますけれども、これにつ
きましてはその名誉町民
が取り消されたときに、
一時金の返還については
考えておりません。

ただ、肖像画を油絵
なりで郷土館のほうに
掲示し

ますので、それについては速やかに取り外すことになると考えております。

以上です。

議長（西村昭教君） 6番今村辰義君。

6番（今村辰義君） 第3条の審議会関係の件ですけれども、7名ということでそのうちの4名はもう指定していますよね、議会とか教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会、残りの3名は町民から選ぶと、ここは3名ということで指定されていないのですけれども、その都度、変更する可能性があるから指定していないのか、あるいは3名というのは大体どういうところから選ぶのかも一度確認しておきたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 6番今村議員の御質問にお答えいたします。

基本的に条例でうたって明らかになっているのは4名、そのほかについて町民の中3名ということでもあります。

その3名ですけれども、規則でその3名の方を団体等を規定する予定であります。さきに委員会の中でも御議論いただいた部分でありますけれども、まず3名の中身でございますけれども、まず地縁により構成された自治会組織の役員の中から選任する、これが1人目です。2人目が、ふらの農業協同組合上富良野支所の役員、3人目が上富良野町商工会の役員、この方が規則のほうで選任する形で考えております。

以上であります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第23号を起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（西村昭教君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第24号

議長（西村昭教君） 日程第5議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町民生活課長。

町民生活課長（田中利幸君） ただいま上程され

ました、議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案の要旨を御説明申し上げます。

このたび、身体障害者福祉法施行令の一部改正により、肝臓機能障害が新たに身体障害の認定基準に追加されましたことから、北海道医療給付事業の助成対象となるため、当該関係条例の一部を改正するものであります。

以下につきまして、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第24号上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例。

上富良野町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（昭和58年上富良野町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫」を「、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓」に改める。

附則。この条例は平成22年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第24号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第25号

議長（西村昭教君） 日程第6議案第25号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第25号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について、提案の要旨を御説明

申し上げます。

本件は、北海道が進める支庁制度改革に伴い、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が、平成22年4月1日から施行されることになり、上川支庁が上川総合振興局に名称が変更されるとともに、幌加内町が空知管内から上川管内に編入され、当公平委員会に加入することなどから規約の変更が必要になり、地方自治法第252条の7第3項により準用する同法第252条の2第3項の規定により、共同設置組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明いたします。

議案第25号上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の変更について。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項により準用する第252条第2第3項の規定により、議会の議決を求める。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約の一部を改正する規約。

上川支庁管内町村公平委員会共同設置規約（昭和38年規約第1号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

上川町村等公平委員会共同設置規約。

第1条中、「別表に掲げる町村及び組合（以下「関係町村等」という。）は、」を「別表に掲げる町村、一部事務組合及び広域連合（以下「関係町村等」という。）は、」に改める。

第2条中、「上川支庁管内町村公平委員会」を「上川町村等公平委員会」に改める。

第4条第1項中「公平委員会は、関係町村長及び組合管理者（以下「関係町村長等」という。）が協議により委員の候補者について、」を「公平委員会委員は、町村長、組合管理者及び広域連合長（以下「関係町村長等」という。）が協議した委員の候補者を、」に改める。

別表の「中川町」の次に「幌加内町」を加える。

附則。この規約は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明いたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

2番村上和子君。

2番（村上和子君） 4月から上川総合振興局にかわる予定だと思うのですが、そうなりましてこの文言というのは変わらないのでしょうか、

ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（西村昭教君） 総務課長、答弁。

総務課長（服部久和君） 2番村上議員の御質問にお答えいたします。

まず、支庁の名称が変わるということで今回、この規約をかえさせていただくということで提案をさせていただいております。上川総合振興局にかかります。

議長（西村昭教君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第25号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第26号

議長（西村昭教君） 日程第7 議案第26号上川教育研修センター組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

教育振興課長。

教育振興課長（前田満君） ただいま上程いただきました、議案第26号上川教育研修センター組合規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、北海道が進める支庁制度改革に伴い、北海道総合振興局及び振興局の設置に関する条例が平成22年4月1日から施行されることにより、上川支庁が上川総合振興局に名称が変更されるとともに、幌加内町が空知管内から上川管内に編入され、当組合に加入することから規約の変更が必要になり、地方自治法第286条第1項の規定により、組合組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案第26号の朗読をもって説明いたします。

議案第26号上川教育研修センター組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、上川教育研修センター組合規約を次のとおり変更する。

上川教育研修センター組合規約の一部を変更する規約について。

上川教育研修センター組合規約（昭和47年上振興第520号指令）の一部を次のように変更する。

第1条中「上川支庁」を「上川総合振興局」に改める。

第3条中「及び中川町」を「、中川町及び幌加内町」に改める。

第6条第1項中「28人」を「29人」に改める。

別表中「21」を「22」に、「中川町」を「中川町、幌加内町」に「28」を「29」に改める。

附則。この規約は、平成22年4月1日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第26号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第27号

議長（西村昭教君） 日程第8 議案第27号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第27号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、胆振西部衛生組合、釧路広域市町村圏事務組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退、留萌市外2町衛生センター組合が団体名称を変更することから、組合規約の変更が必要となり、地方自治法286条第1項の規定により、組合組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案の朗読をもって説明といたします。

議案第27号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道町村議会議員公務災害補償等組合の規約を、次のとおり変更する。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を改正する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表第1中「胆振西部衛生組合」、「釧路広域市町村圏事務組合」及び「留萌広域行政組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則、この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明といたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第27号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第28号

議長（西村昭教君） 日程第9 議案第28号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第28号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上げます。

本件は、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合及び留萌広域行政組合が解散、脱退、留萌市外2町衛生センター組合が団体名称を変更することから、組合規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により、組合組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案第28号の朗読をもって説明といたします。

議案第28号北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合同規約を次のとおり変更する。

北海道市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約。

北海道市町村総合事務組合同規約（平成7年3月7日市町村第1973号指令）の一部を次のように改正する。

別表第1（第2条関係）留萌支庁の項中「留萌支庁（14）」を「留萌支庁（13）」に、網走支庁の項中「網走支庁（24）」を「網走支庁（23）」に、胆振支庁の項中「胆振支庁（14）」を「胆振支庁（13）」に改め、市町村・一部事務組合及び広域連合欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

別表第2（第3条関係）第9項の共同処理する団体欄中「留萌広域行政組合」「網走支庁管内町村交通災害共済組合」「胆振西部衛生組合」を削り、「留萌市外2町衛生センター組合」を「留萌南部衛生組合」に改める。

附則。この規約は地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明いたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第28号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第29号

議長（西村昭教君） 日程第10 議案第29号北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更についてを議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（服部久和君） ただいま上程いただきました、議案第29号北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について、提案の要旨を御説明申し上

げます。

本件は、胆振西部衛生組合、網走支庁管内町村交通災害共済組合が解散、脱退することから、組合同規約の変更が必要となり、地方自治法第286条第1項の規定により、組合組織団体における議決が必要なことから、本議案を提案するものであります。

以下、議案第29号の朗読をもって説明いたします。

議案第29号北海道市町村職員退職手当組合同規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合同規約を次のとおり変更する。

北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合同規約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように改正する。

別表（網走）の項中「網走支庁管内町村交通災害共済組合」を削り、同表（胆振）の項中「胆振西部衛生組合」を削る。

附則。この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、説明いたします。御審議いただきまして、議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより議案第29号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第30号から

日程第12 議案第31号まで

議長（西村昭教君） 日程第11 議案第30号上富良野町道路線廃止の件及び日程第12 議案第31号上富良野町道路線認定の件は、関連がございますので一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

建設水道課長（北向一博君） ただいま上程いた

ほうから答弁をいたさせます。

教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の先ほどの御質問にお答えをさせていただきます。

富原テニスコート、それから島津球場のそれぞれ夜間照明の料金等についてのお答えをさせていただきますと思います。

平成20年度の料金でお答えをさせていただきますかと思っております。まず、富原テニスコートにつきましては、使用電力量につきましては2,852キロワットということで、年間の使用料金が16万6,687円になります。収入としましては、11万2,000円、利用の人数につきましては2,871名であります。

島津球場につきましては、使用電力量につきましては7,458キロワットということで、使用料金につきましては31万823円、収入金額については8万7,000円、利用料金につきましては1,456人ということで、それぞれ率にして富原テニスコートのほうが約倍に近い金額が課せられておりましたので、今回、平準化を図ったということで御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（西村昭教君） 質問がありますか。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） 今、平成20年度の関係で課長のほうから説明をいただきました。

確かに使用の電力量というのは約3倍、ソフトボールを見るのと、ソフトテニス等も含めてテニスの球の速さの関係等もあるのかなと思っておりますので、ある程度理解をします。

ただ、平成22年度の使用料の見込み5万円計上しております。これは、これを見込んでの形の5万円ということなのか、結局11万2,000円でしょう、20年度のテニスコートの使用料。そうすると半分になってきているから、30分300円が1時間300円ということだから、半分だからということで5万円を計上したということで理解していいのですか。

議長（西村昭教君） 教育振興課長、答弁。

教育振興課長（前田満君） 9番中村議員の御質問にお答えさせていただきます。

中村議員御指摘のとおり、使用料金が半分になるということで計上させていただいております。

議長（西村昭教君） 3回という制約がありますので、後で答弁しておりますので、それが続きますと際限なくなりますので可決終わっておりますので、後ほど資料も含めて提供すると言われておりますので、ひとつ御了解をいただきたいと思っております。

日程第16 発議案第1号

議長（西村昭教君） 日程第16 発議案第1号 町長の専決事項指定の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程いただきました発議案第1号町長の専決事項指定の件につきまして、提案の要旨の説明を申し上げます。

平成22年度地方税法改正に伴います個人町民税における所得割額の定率減税の見直しなど、所要の改正を行うため、町長において専決処分することができるよう指定しようとするものであります。

以下、議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第1号町長の専決事項指定の件。

上記の議案を次のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

町長の専決事項指定の件。

次の事項に関しては、地方自治法第180条第1項の規定により、町長において専決処分することができるものとして指定する。

記。平成22年度の地方税法の一部改正に伴う上富良野町税条例（昭和29年上富良野町条例第10号）の一部及び上富良野町国民健康保険税条例（昭和31年上富良野町条例第7号）の一部を改正すること。

以上、説明といたします。

御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって、質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第1号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 発議案第2号

議長（西村昭教君） 日程第17 発議案第2号 上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則の件

を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

9番中村有秀君。

9番（中村有秀君） ただいま上程いただきました発議案第2号について、朗読をもって御提案をさせていただきますと思います。

発議案第2号上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出します。

平成22年3月8日提出。

上富良野町議会議長西村昭教様。

提出者、上富良野町議会議員中村有秀。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。同じく、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんいただきたいと思います。

上富良野町議会会議規則の一部を改正する規則。

上富良野町議会会議規則（昭和62年議会規則第1号）の一部を次のとおり改正する。

第9条第1項中「午後5時30分」を「午後5時15分」に改める。

附則。この規則は、平成22年4月1日から施行する。

以上でございます。審議をいただき、お認めくださるようお願いいたします。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第2号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第3号から

日程第19 発議案第4号まで

議長（西村昭教君） 日程第18 発議案第3号農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件及び日程第19 発議案第4号季節労働者の失業給付を90日分に季節労働者対策の強化を求める意見の件を一括して議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

3番岩田浩志君。

3番（岩田浩志君） ただいま上程いただきました

た、発議案第3号及び発議案第4号を一括して提案させていただきますと思います。

発議案第3号農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件を議案の朗読をもって説明とさせていただきます。

発議案第3号農業農村整備事業の予算確保に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

農業農村整備事業の予算確保に関する意見書。

昨年、本道農業は冷湿害に見舞われ、収量の減少や品質低下など、大きな被害をこうむった。しかし、農業基盤整備及び土地改良事業が終了した地域ほど被害が少なく、その差が顕著にあらわれた年であった。

国は、平成22年度農業関係の予算編成において、戸別所得補償制度のモデル対策費に重点配分する一方で、農業農村整備事業費（土地改良事業費）を大幅に削減した。

農業農村整備事業の予算の縮減は、今後、地域の要望に即した排水対策や土層改良、区画整理等の農地整備や農業用水を安定的に確保するなどの農業水利施設の計画的な更新、整備に深刻な影響を与えることとなり、本道農業の生産性が低下していくことが明らかである。そしてそのことは、我が国の食料受給率をさらに低下させるなど、国民全体の不利益にもつながるものと危惧する。

今後とも本道農業・農村が持続的に発展し、安全、安心な食料を国民に安定的に供給する役割を担っていくためには、食料供給力の確保に必要な農地や農業水利施設の整備を継続的かつ安定的に実施することが不可欠である。

よって、食料供給力の確保に必要な生産基盤整備の促進について、次の事項の実現が図られるよう強く要望する。

記。

1、国民の命の根源である食の安定供給を図るため、農業農村整備事業の着実な推進に必要な予算を確保すること。

2、食料受給率200%の北海道農業が、今後も国民に安心安全な食を提供できるよう担い手の育成、優良農地の確保・整備に強力に推進すること。

3、農業の持続的発展は農業者だけでなく、国民の命と暮らしを守る上で極めて重要であり、必要な措置を強力に推進していくこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書

を提出する。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、以上、説明といたします。

引き続き、発議案第4号季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見の件を、議案の朗読をもって説明といたします。

発議案第4号季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員岩田浩志。

賛成者、上富良野町議会議員谷忠。

裏面をごらんください。

季節労働者の失業給付を90日分にし季節労働者対策の強化を求める意見書。

政府は、通常国会に雇用保険法等の改正案を提出し、非正規労働者への適用の拡大、雇用保険財政への国庫負担を本則どおり25%とすることなどが予定されている。しかしながら、今回の法改正で季節労働者は対象とされていない。

北海道には約10万人の季節労働者がおり、その6割は建設関係の仕事についている。これらの季節労働者は、厳しい自然環境などにより冬期間の失業を余儀なくされているが、現行の雇用保険制度のもとでは40日分の特例一時金（約20万円）で厳寒の3から4カ月を越さなければならない。

非正規労働者が企業の都合で解雇されるのと同じように、季節労働者が冬に失業するのは労働者の責任ではない。働きたくても仕事がないためである。国の「通年雇用促進支援事業」は、所得保障にかかわるものが一切認められていないため、十分な効果が上がっていない。

また北海道においても、急速に悪化した経済情勢のもとで、民間工事が落ち込み、さらには自治体財政の困難の増大によって公共事業の減少が続くなど、雇用情勢は深刻さを増している。通年雇用どころか、年間を通じた失業が季節労働者に襲いかかっている。

こうした状況から政府においては、季節労働者対策について、以下の措置を講ずるべきである。

記。

1、雇用保険法を改正して季節労働者の失業給付を90日分にする事。

2、国の「通年雇用促進支援事業」を抜本的に改善・拡充すること。

3、国として雇用効果の高い生活・福祉関連の公共事業の拡大を図って、地元の中小建設業者の仕事を確保するとともに、冬期間の就労機会を拡大する

こと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、農林水産大臣。

以上、説明とさせていただきます。御審議いただきまして、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより採決いたします。

初めに、発議案第3号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。次に、発議案第4号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第20 発議案第5号

議長（西村昭教君） 日程第20 発議案第5号保育制度改革に関する意見の件を議題といたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

4番谷忠君。

4番（谷忠君） ただいま上程いただきました、発議案第5号保育制度改革に関する意見の件について、議案の朗読をもって提案をさせていただきます。

発議案第5号保育制度改革に関する意見の件。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者、上富良野町議会議員谷忠。

賛成者、上富良野町議会議員岩田浩志。

裏面をお開きください。

保育制度改革に関する意見書。

急激な少子化が進む中、子供を安心して産み育てる環境の整備はとりわけ重要であり、中でも待機児童対策を含む保育施策の拡充は喫緊の課題となつて

いる。この間、保育施策の拡充に対する国民の期待はかつてなく高まっており、国会においても平成18年以来、「現行保育制度に基づく保育施策の拡充を求める請願書」が4年連続して採択されていることは、こうした国民の声の反映にほかならない。

現在、国においては地方分権を名目に待機児童解消のために保育所に係る最低基準を緩和し、地方自治体にゆだねる方針を明らかにされ、直接契約・直接補助方式の導入など、市場原理に基づく保育制度改革論に加えて、幼保一体化を含めた制度改革の検討が進められようとしている。この改革案は、児童福祉法第24条に基づく市町村の保育実施責任を大幅に後退させるものであり、規制緩和による保育の市場化を進めるものである。最低基準の緩和に加えてこうした改革が進めば、子供の福祉よりも経済効率が優先され、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況により子供が受ける保育のレベルにも格差が生じることになりかねない。

全国どの地域においても、子供たちが健やかに育ち、保育を受ける権利が平等に保障されるためには、保育における国と自治体の公的責任が不可欠である。地方分権の推進には、全国どこでも守るべきナショナルミニマム保障の仕組みを確立することが必要である。最低基準を地方自治体にゆだねるのではなく、国の責任において底上げし、財政の保障を行うこととあわせて、規制緩和の推進ではなく国と地方自治体の責任を明記した現行保育制度を基本にしつつ、保育施策を拡充することが求められている。

よって、国においては保育制度改革の議論を進めるに当たり、子供の権利を最優先に地方の実情を踏まえた上で、国と地方の責任のもとに実施する充実した制度とされるよう以下の事項について強く要望する。

記。

1、児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持、拡充すること。

2、国は市町村が責任を持って待機児童解消に向けて取り組みができるよう必要な支援と財政措置を行うこと。

3、保育に格差が生じる直接契約・直接補助方式の導入を基本とした保育制度改革は行わないこと。

4、保育の質の低下につながる保育所最低基準の廃止・引き下げは行わず、抜本的に改善すること。

5、保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施設関連予算を大幅に増額すること。

6、子育てにかかわる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など、仕事と子育ての両立が図られるよう社会的環境整備を進めること。

7、民間保育所運営費の一般財源化は行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、以上、御提案を申し上げます。御審議をいただき、お認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（西村昭教君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） なければ、これをもって質疑を終了いたします。

討論を省略し、これより発議案第5号を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 閉会中の継続調査申し出の件

議長（西村昭教君） 日程第21 閉会中の継続調査申し出の件を議題といたします。

議会運営委員長並びに各常任委員長から、会議規則第75条の規定により、各委員会において、別紙配付申出書の事件について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（西村昭教君） 御異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

退任・退職あいさつ

議長（西村昭教君） ここで、今月、3月31日をもって退任されます代表監査委員及び定年退職されます上富良野町役場と、それから富良野広域連合の管理職の方々からごあいさつをいただきたいと思います。

初めに、代表監査委員高口勤君。

代表監査委員（高口勤君） 貴重な時間を割いていただき、退任のあいさつをする機会を与えていただいたことに対しまして、心から感謝を申し上げます。

す。

私は、平成14年の春に上富良野高等学校を定年退職いたしました。退職と同時に尾岸町長初め、皆様の特別な御配慮により、代表監査委員に選任され、以来2期8年間勤めさせていただきました。

その間、皆様に支えられ、助けられながら今日に至りました。特に、事務局の皆さんには大変お世話になりました。

今振り返ってみますとき、私に与えられた任務がどれだけ果たせたか非常に心持たなく、至らない面が多々あったと反省しております。

ただ、私としては職員の皆さんが一生懸命町のため、町民のためにそれぞれの職務に日夜努力されておられることを少しでも理解していこうと努めてまいりました。

行財政改革への取り組み、税の収納に対する役場内一丸となった取り組み、あるいは病院の経営改善に向けたプロジェクトチームの取り組みなど、その成果を着実に上げてこれら状況はこの役職について初めて肌で感じ取ることができました。

行政の中核にあって、まちづくりの最前線に当たっている人たちの御苦勞に触れることができたのは、私にとって大変貴重な機会であったと感謝しております。

今定例会では、協働のまちづくりということが一つのキーワードとなっていたように思います。今後、協働のまちづくりは最重要課題となっていくものと私も考えております。どうか議会、そしてまた行政の皆さんが一体となって、この上富良野町の発展に今後とも御尽力をいただきたいと期待しているところでございます。

以上、種々申し上げてきましたが、この8年間、大変お世話になりました。今後ますます上富良野町が発展していきますことを心から祈念いたしまして、退任のあいさつとさせていただきます。どうもいろいろとありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、公園整備担当課長菊地昭男君。

公園整備担当課長（菊地昭男君） ただいま議長の計らいにより、このような時間を設けていただきましてまことにありがとうございます。

私事で大変恐縮でございますが、この31日をもって何とか定年退職を迎えることができます。これも皆様に支えられてここまで来れたものと感謝申し上げます。

振り返ってみますと、昭和47年6月に役場職員として水道課に配属されまして、その間5人の町長、和田町長、酒匂町長、菅野町長、尾岸町長、向山町長のもとで37年間仕事をさせていただきました。

た。

37年間のうち上下水道関係が23年間、あとは建設課7年、都市計画、特養と7年仕事をしてまいりました。この間、いろいろなことがありましたけれども、今思い起こせば特に病気になることもなく、健康で仕事をすることができました。これも皆さんの支えと家族の支えがあったものと感謝申し上げます。

退職後は、現在地でまたそのまま暮らしていきますので、何かお手伝いでもできることがあれば声をかけていただきたいと、このように思っております。

最後になりましたが、議員の皆様、職員の皆様の御健勝と御活躍をお祈り申し上げ、あいさつとさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、産業振興課商工観光班主幹多湖逸郎君。

産業振興課商工観光班主幹（多湖逸郎君） 私は、昭和43年に町職員として採用になりまして、この3月31日をもって定年退職ということになります。

村上町長から現在の向山町長まで歴代の町長さんを初め、退職をされました先輩、そして仲間、そして多くの町民の皆様に支えられての42年間だったというふうに思い、そのことに感謝を申し上げます。

退職まであと数日あるわけでございますけれども、これといった予定は今のところありません。趣味もなく、このままではぼけが早くなるのかなというように感じて、今になって何か趣味的なものを見つけようと、そんなふうに思っている次第でございます。

今は、ただ42年間勤めてこれにありありがとうございますと申し上げ、お礼の言葉とごあいさつとさせていただきます。皆さん、どうもありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、富良野広域連合消防長藤田三郎君。

富良野広域連合消防長（藤田三郎君） 退職に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

私も昭和43年、上富良野町消防本部消防士を拝命以来、上富良野町消防本部3年、上川南部消防事務組合38年、富良野広域連合1年、通算42年消防の任務であります地域住民の安心、安全を守るために、この消防の職責を皆様の御協力のもと大過なく終了させていただくことに関しまして、厚くお礼を申し上げます。

42年間を振り返ってみますと、いろいろな災害

等がございました。倍本地区の水害、あるいは上富良野高校グラウンド上の堤防の決壊、十勝岳の爆発、カミホロ荘の火災、それと富良野広域連合の発足等が走馬燈のように思い出されます。

特に、富良野広域連合につきましては、北海道消防広域化推進計画の道内第1号として広域消防として、全道消防の模範となるべく努力をしてきたところでもありますけれども、広域行政の難しさを痛感したところがございます。この富良野広域連合にもいろいろな課題がございまして、消防団員の報酬費用弁償の統一、消防職員の給料の統一、あるいは消防無線のデジタル化、あるいは通信指令台の消防本部一本化等、課題が山積しております。しかしながら、この課題を一つ一つ解決していかなければならないというふうに考えております。

退職後につきましては、一町民として、消防OBとして、町内の自主防災組織の立ち上げ、指導等に協力してまいりたいというふうに考えております。

結びになります。上富良野町町議会のますますの御発展を御祈念申し上げ、簡単ではございますが退職に当たりましてのごあいさつとさせていただきます。長い間、ありがとうございました。（拍手）

議長（西村昭教君） 次に、富良野広域連合上富良野消防署長三原康敬君。

富良野広域連合上富良野消防署長（三原康敬君） 本日ここに議長さんの特段の御高配をもちまして、退職の言葉を述べさせていただく機会を与えていただきましたことに対しまして、まことに感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。

私、昭和48年1月1日に採用されまして、これまでの37年間、議員の皆様、歴代の町長さん初め、役場職員の皆様方、それと地域住民の皆様、それに数多くの災害現場で苦楽をともにいただきました上富良野消防団の団員の皆様方に支えられまして、この日を迎えることができたまことに感謝する次第でございます。

37年間を思い起こすと、私事ばかりになりますけれども1988年から89年の昭和から平成にわたる十勝岳噴火の際に、全国でも最高のレベルにあります上富良野町の防災行政に消防防災の一員として、その防災業務に当たったことが最高の思い出であります。私事になりますけれども、本当に孫子の代まで伝えていくような活動をしているいろいろな人とめぐり会ったということをお伝えたいと、このように存じております。

終わりに、上富良野町議会議員の皆様の健康とますます御活躍されますことと、それと防災の面で本当に全国でも誇れる上富良野町、安全・安心な町上富良野町がますます発展することを願ひまして、退

職のごあいさつといたします。まことに長い間お世話になりました、ありがとうございました。（拍手）

町長あいさつ

議長（西村昭教君） 次に、本年最初の定例会でございますので、町長のほうからもごあいさつをいただきたいと思ひます。

町長向山富夫君。

町長（向山富夫君） 第1回定例会の最終日に望みまして、議長のお許しを賜りまして一言、お礼のごあいさつを申し述べさせていただきますと思ひます。

まず最初に、多年にわたり町の行政各般にわたりまして、大変御尽力を賜りました高口代表監査委員におかれましては、本当に8年間、町のために御尽力を賜りましたことをこの場から改めて町民を代表いたしましてお礼を申し上げたいと思ひます。ありがとうございます。

また、この3月末をもちまして定年退職を迎えます5名の職員の方、消防職員の方それぞれが、それぞれの課題に、その時々にも果敢にチャレンジしていただきまして、そして今日の上富良野町発展の礎に大きく貢献されました功績に対しまして、改めてお礼を申し上げる次第でございます。

それぞれにいろいろな思いを抱きながら勤めてこれられたのではないかなというふうに考えております。退職後は、さらに新しい人生をはつらつと歩んでいただくことを改めて御期待申し上げる次第でございます。

さて、平成22年度第1回定例会に当たりましては、議員の皆様方におきましては、大変お忙しい中、長期間にわたりまして種々御審議を賜りましたことを改めて御礼を申し上げる次第でございます。

特に、新年度予算の審議に当たりましては、大変皆様方から貴重な御意見を数々賜りました。まさしく、今これから上富良野町が向かおうとする方向性を見出す中で、本当に貴重な御意見であると私も心から同感をするところでございます。

しかしながら、限られた財政の中で、いかに町民の付託にこたえていくかということで、職員一丸となって予算編成を取り組まさせていただきましたこととでございます。この間にありまして、皆様方には大変深い御理解を賜ったことも改めてお礼を申し上げる次第でございます。

今まさしく町民すべてが同じ目線で同じ価値観を持ってまちづくりに歩まなければならない、その第一歩を今、記したのではないかなというふうに認識しているところでございます。これからまだまだ大

きな課題があらわれてくると思いますが、議会の皆さん方とともに手を取り合って、将来の上富良野づくりのために私も身を粉にして頑張りたいというふうに考えております。

どうかこれからも皆様方の御指導、御鞭撻を心から賜りますようお願い申し上げます、また、この長期間定例会に皆さん方から御協力をいただきましたことに対しましても、重ねてお礼を申し上げますとお礼のごあいさつとさせていただきます。長期間、大変皆さんありがとうございました。

議 長 あ い さ つ

議長（西村昭教君） それでは私のほうからも一言、ごあいさつ申し上げます。

3月の8日からきょうまで長期間の第1回の定例会、理事者も初め、議員の皆さん方大変御苦勞さまでございました。

特に、予算特別委員会では長谷川副議長を中心に4日間という連続した中で、慎重審議、討論を賜りまして無事きょう原案可決ということで皆様方に議決をいただきましたこと、厚くお礼申し上げますと思います。

第1回の定例会、それぞれ理事者、町長を中心に22年度の予算編成に向かって、過去1年間それぞれ議員の皆さん方から寄せられた一般質問、あるいはそれに向けての討論、答弁、あるいは委員会の中で出された意見等を最大限取り入れながら町民の生活の基盤の安定と福祉の増進に向けて組まれた予算を提出されたかと思うわけであります。

それに向けて、議会も町民の代表としてそれぞれ町民の視点から町の執行に当たって、どれだけその民意を反映し、また町の発展に向けて進んでいるかということで、それぞれ皆様方意見、あるいは細かなことについて御質問があったかと思うわけであります。

行政と議会は車の両輪と言いますが、きのうまではその車がそれぞれ走っていたわけですが、きょうからその車に軸が入りまして、お互いに等距離を持ちながら同じ方向に向かって進むということになったわけでございます。それぞれの立場で一生懸命行政推進に向かって進めていただきたいと思うとともに、議会もその責務と責任を十分果たしまして町民の意見、あるいは要望を執行に当たってどれだけ反映されているかということが私たち議会に課せられた義務かなと思うところでございます。

どうぞ22年度、この車の両輪が近づかれず、また方向を間違えることなくお互いに町民の幸せのために進むことを願うところでございます。

また先ほど、ごあいさつをいただきました高口代

監には、今期限りで勇退ということで、2期8年間、町の健全財政に向けて大変な御尽力をいただきましたことに心から厚くお礼を申し上げるところでございます。

今後はまた、うちの町の発展に経験に基づいたいろいろなアドバイスをいただければ非常にありがたいかなと思うところでございます。

それから、このたび退職されます4名の議員の皆さん方におかれましては、37年、また長くは42年という中でうちの町の発展に行政の仕事につきながら大きな病氣もすることなくうちの町の発展のために御尽力をし、いろいろな思いを込めたごあいさつだったかなと思うわけでありませうけれども、まずは心から厚くお礼を申し上げますとともに、大変御苦勞さまでしたと申し上げたいと思うところでございます。

今日まで四十何年間一生懸命働いてこられたわけでありませうけれども、人生寿命が86歳かと言われる中で、これからまさに精神的にも、また生活の中でも充実した生活を送られ、仕事が終わったのではなくて、これからまちづくりの本当の仕事が始まったのだということで私どもに大所高所から、またその経験に基づいて御指導、また御助言を賜れば非常にありがたいかなと思うところでございます。

何はともあれ、第1回の定例会が無事それぞれの立場でそれぞれの仕事、義務を果たしながら、また4月1日からスタートすること、そしていい事業、来年のいい年明けを迎えることを祈念して、甚だ長くなりましたですけれども、一言お礼を申し上げます、議長のごあいさつといたします。

本当にありがとうございました。

閉 会 宣 告

議長（西村昭教君） これにて、平成22年第1回上富良野町議会定例会を閉会といたします。

午前11時43分 閉会

上記会議の経過は、議会事務局の調製したものであるが、その内容の
正確なることを証するため、ここに署名する。

平成22年3月24日

上富良野町議会議長 西 村 昭 教

署名議員 和 田 昭 彦

署名議員 渡 部 洋 己